

商 標 審 査 基 準

2020. 1. 1. 基 準

商標デザイン審査局
商 標 審 査 政 策 課

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「商標審査基準（2020.01.01）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(https://www.kipo.go.kr/kpo/HtmlApp?c=3074&catmenu=m04_02_02#3)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

商標審查基準 制定・改定沿革

[所管：商標審査政策課]

制	定	1993.	12.	30.	特許庁例規第 9号
改	定	1996.	02.	29.	特許庁例規第 11号
改	定	1998.	02.	25.	特許庁例規第 15号
改	定	1999.	07.	27.	特許庁例規第 19号
改	定	2001.	12.	28.	特許庁例規第 22号
改	定	2004.	12.	30.	特許庁例規第 27号
改	定	2005.	06.	30.	特許庁例規第 32号
改	定	2006.	12.	29.	特許庁例規第 37号
改	定	2007.	06.	28.	特許庁例規第 38号
改	定	2007.	07.	26.	特許庁例規第 40号
改	定	2007.	10.	24.	特許庁例規第 41号
改	定	2008.	04.	10.	特許庁例規第 42号
改	定	2008.	09.	02.	特許庁例規第 43号
改	定	2008.	12.	24.	特許庁例規第 45号
改	定	2009.	03.	11.	特許庁例規第 46号
改	定	2009.	06.	29.	特許庁例規第 49号
改	定	2009.	08.	24.	特許庁例規第 52号
改	定	2009.	12.	18.	特許庁例規第 54号
改	定	2010.	06.	30.	特許庁例規第 56号
改	定	2010.	12.	30.	特許庁例規第 57号
改	定	2011.	06.	30.	特許庁例規第 60号
改	定	2011.	12.	29.	特許庁例規第 63号
改	定	2012.	03.	13.	特許庁例規第 65号
改	定	2012.	07.	30.	特許庁例規第 66号
改	定	2013.	12.	30.	特許庁例規第 73号
全部改	定	2014.	12.	30.	特許庁例規第 79号
改	定	2016.	01.	27.	特許庁例規第 88号
改	定	2016.	08.	29.	特許庁例規第 90号
改	定	2017.	12.	19.	特許庁例規第100号
改	定	2018.	12.	14.	特許庁例規第106号
改	定	2019.	12.	24.	特許庁例規第112号

1. 凡例

この審査基準において使用される略語は、次のとおりである。

法	→ 商標法
令	→ 商標法施行令
規則	→ 商標法施行規則
徴収規則	→ 特許料等の徴収規則
取扱規程	→ 商標・デザイン審査事務取扱規程
国際規程	→ 国際商標登録出願審査事務取扱規程
商品告示	→ 商品の名称と類区分に関する告示
商品基準	→ 類似商品審査基準
優先告示	→ 商標登録出願の優先審査申請に関する告示
パリ条約	→ 工業所有権の保護のためのパリ条約
議定書	→ マドリッド議定書

※その他の法令の名称は、全体を表示する

2. 本審査基準の適用対象

本審査基準は、商標審査課（チーム）に移送された商標登録出願（国際商標登録出願及び異議申立てを含む）の審査に適用する。

3. 本審査基準の適用範囲

本審査基準は、商標法等関連法令の解釈と、商標審査（異議申立てを含む）に関する基準を定めるものであって、本基準の内容と商標法等関連法令の規定が異なる場合には、当該規定が優先する。

目次

第1部 総則

第1章 目的	10101
1. 審査基準の目的.....	10101
2. 商標審査の基本原則.....	10101
3. 団体標章等への適用.....	10102
第2章 権利能力及び行為能力	10201
1. 権利能力.....	10202
2. 行為能力.....	10204
第3章 代理人	10301
1. 代理人の区分.....	10305
2. 代理人の選任手続.....	10307
3. 包括委任.....	10308
第4章 期間	10401
1. 期間の区分.....	10404
2. 期間の計算方法.....	10405
3. 期間の延長及び短縮.....	10407
4. 手続継続申請.....	10407
第5章 書類の提出及び送達	10501
1. 書類提出の効力発生時期.....	10503
2. 書類の送達.....	10504
第6章 書類の返戻	10601
1. 返戻対象書類.....	10603
2. 書類の返戻手続.....	10605
第7章 手続の補完及び補正	10701

1. 手続の補完	10702
2. 手続の補正	10703
第8章 手続の中断及び停止	10801
1. 手続の中断	10802
2. 手続の中止	10802
3. 手続の中断及び中止の効果	10803
第9章 書類の閲覧等.....	10901
1. 書類の閲覧	10902
2. 書類の搬出禁止	10902
3. 書類の公開禁止	10903

第2部 商標登録出願

第1章 商標の定義及び権利区分	20101
1. 商標の定義	20102
2. 権利の区分	20103
第2章 商標登録出願人.....	20201
1. 商標等の登録を受けることができる者.....	20203
2. 使用事実及び使用意思の確認	20204
第3章 商標登録出願書類.....	20301
1. 出願書の記載事項	20303
2. 登録商標の保護範囲	20306
第4章 指定商品.....	20401
1. 指定商品の記載要領	20401
2. 指定商品の審査	20403
第5章 一商標一出願.....	20501
1. 違反の類型及び違反時の処理と判断時点.....	20501
2. 違反の効果	20503

第6章 条約による優先権主張	20601
1. 優先権主張の要件	20602
2. 優先権の種類による処理	20604
3. 分割又は変更出願時の優先権主張の審査	20606
4. 適法な優先権主張の効果	20607
5. 不適法な優先権主張の処理	20607
第7章 出願時の特例	20701
1. 出願時の特例主張の要件	20702
2. 出願時の特例主張に対する処理	20704
 第3部 出願の補正・分割・変更 	
第1章 出願の補正	30101
1. 補正の区分	30102
2. 手続補正（法第39条）	30102
3. 実体補正（法第40条～第41条）	30103
第2章 出願の要旨変更及び補正却下	30201
1. 要旨変更でない場合	30203
2. 要旨変更該当する場合	30206
3. 非典型商標の要旨変更該当の判断	30207
4. 要旨変更である場合の処理	30208
5. 要旨変更であることが看過された登録商標の効力	30209
第3章 職権補正	30301
1. 職権補正の時期	30302
2. 職権補正の対象	30302
3. 職権補正事項の通報及び意見提出機会の付与	30302
第4章 分割出願	30401
1. 分割出願の要件の審査	30402
2. 不適法な分割出願に対する処理	30402

3. 分割出願の効果	30403
4. 指定商品追加登録出願の分割出願可否	30404
5. 国際商標登録出願に対する適用の特例	30404
第5章 変更出願	30501
1. 変更出願の要件の審査	30502
2. 変更出願の対象	30503
3. 変更出願の効果	30503
4. 不適法な変更出願の処理	30503
5. 国際商標登録出願に対する適用の特例	30504

第4部 商標登録の要件

第1章 製品の普通名称である商標	40101
1. 適用要件	40101
2. 判断時の留意事項	40102
3. 他の条文との関係	40103
第2章 慣用商標	40201
1. 適用要件	40201
2. 判断時の留意事項	40202
3. 他の条文との関係	40203
4. 『慣用標章』と『普通名称』の違い	40203
第3章 性質表示商標	40301
1. 適用要件	40301
2. 判断時の留意事項	40303
3. 他の条文との関係	40305
4. 性質表示の類型及び判断	40305
第4章 顕著な地理的名称	40401
1. 適用要件	40401
2. 判断時の留意事項	40405

3. 他の条文との関係.....	40406
第5章 ありふれた姓又は名称.....	40501
1. 適用要件.....	40501
2. 判断時の留意事項.....	40502
3. 他の条文との関係.....	40503
第6章 簡単かつありふれた標章.....	40601
1. 適用要件.....	40601
2. 判断時の留意事項.....	40605
第7章 その他識別力のない標章.....	40701
1. 適用要件.....	40701
2. 判断時の留意事項.....	40705
3. 他の条文との関係.....	40705
第8章 識別力のない標章間の結合商標.....	40801
1. 識別力有無の判断原則.....	40801
2. 結合商標の要部観察.....	40801
第9章 使用による識別力.....	40901
1. 適用対象.....	40901
2. 適用要件.....	40902
3. 判断手順.....	40905
4. 判断時の留意事項.....	40906

第5部 商標登録を受けることができない商標

第1章 国旗・国章等と同一・類似の商標.....	50101
1. 法第34条第1項第1号イ目の適用要件.....	50102
2. 法第34条第1項第1号ロ目の適用要件.....	50104
3. 法第34条第1項第1号ハ目の適用要件.....	50105
4. 法第34条第1項第1号ニ目の適用要件.....	50106
5. 法第34条第1項第1号ホ目の適用要件.....	50109

6. 判断時の留意事項	50110
7. 他の条文との関係	50110
8. 判断時点	50111
第2章 国家等との関係を偽って表示し、又は誹謗する商標	50201
1. 適用要件	50201
2. 判断時の留意事項	50203
3. 他の条文との関係	50203
4. 判断時点	50203
第3章 国家・公共団体等の業務を示す標章であって、著名なものと同	
一・類似の商標	50301
1. 適用要件	50301
2. 判断時の留意事項	50303
3. 他の条文との関係	50303
4. 判断時点	50303
第4章 公序良俗を害するおそれがある商標	50401
1. 善良な風俗、公共の秩序の意味	50401
2. 適用要件	50401
3. 判断時の留意事項	50403
4. 他の条文との関係	50404
5. 判断時点	50404
第5章 博覧会の賞牌・賞状等と同一・類似の標章がある商標	50501
1. 適用要件	50501
2. 判断時の留意事項	50502
3. 他の条文との関係	50502
4. 判断時点	50502
第6章 著名な他人の姓名・名称等を含む商標	50601
1. 適用要件	50601
2. 判断時の留意事項	50602
3. 他の条文との関係	50603

4. 判断時点.....	50603
第7章 先登録商標と同一・類似の商標.....	50701
1. 適用要件.....	50701
2. 国際登録基礎商標権との類否判断.....	50702
3. 判断時の留意事項.....	50702
4. 他の条文との関係.....	50703
5. 判断時点.....	50703
補充基準：商標の同一・類似.....	50705
1. 商標の同一.....	50705
2. 商標の類似.....	50706
3. 各商標別類否判断基準.....	50713
4. 指定商品の類否判断基準.....	50717
第8章 先登録地理的表示団体標章と同一・類似の商標.....	50801
1. 適用要件.....	50801
2. 判断時の留意事項.....	50802
3. 判断時点.....	50803
第9章 周知商標と同一・類似の商標.....	50901
1. 適用要件.....	50901
2. 判断時の留意事項.....	50903
3. 他の条文との関係.....	50904
4. 判断時点.....	50904
第10章 周知となった地理的表示と同一・類似の商標.....	51001
1. 適用要件.....	51001
2. 判断時の留意事項.....	51001
3. 判断時点.....	51002
第11章 著名商標と混同を引き起こし、又は著名商標を希釈化するおそれ がある商標.....	51101
1. 適用要件.....	51101

2. 判断時の留意事項	51104
3. 他の条文との関係	51105
4. 判断時点	51105
第12章 品質誤認又は需要者を欺瞞するおそれがある商標	51201
1. 適用要件	51201
2. 判断時の留意事項	51203
3. その他本号に該当する場合	51204
4. 本号に該当しない場合	51206
5. 他の条文との関係	51207
6. 判断時点	51208
第13章 不正な目的を持って使用する商標	51301
1. 適用要件	51301
2. 判断時の留意事項	51304
3. 判断時点	51304
第14章 国内外の地理的表示と同一・類似の商標であって、不正な目的を 持つて使用する商標	51401
1. 適用要件	51401
2. 判断時の留意事項	51402
3. 判断時点	51402
第15章 立体商標、色彩のみからなる商標等の機能性	51501
1. 適用要件	51501
2. 判断時の留意事項	51502
3. 機能性判断手順	51506
4. 商標類型判断方法	51507
5. 他の条文との関係	51509
第16章 ぶどう酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示を含む商標	51601
1. 適用要件	51601
2. 判断時の留意事項	51602
3. 他の条文との関係	51603

4. 判断時点.....	51603
第17章 「植物新品種保護法」により登録された品種名称と同一・類似の商標.....	51701
1. 適用要件.....	51701
2. 判断時の留意事項.....	51703
3. 判断時点.....	51703
第18章 「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示と同一・類似の商標.....	51801
1. 適用要件.....	51801
2. 判断時の留意事項.....	51805
3. 判断時点.....	51805
第19章 自由貿易協定により保護される地理的表示と同一・類似の商標	51901
1. 適用要件.....	51901
2. 判断時の留意事項.....	51907
3. 他の条文との関係.....	51907
4. 適用及び判断時点.....	51907
第20章 信義則に反して出願した商標.....	52001
1. 適用要件.....	52001
2. 判断時の留意事項.....	52002
3. 他の条文との関係.....	52003
4. 判断時点.....	52004
第21章 条約当事国に登録された商標と同一・類似の商標.....	52101
1. 適用要件.....	52101
2. 判断時の留意事項.....	52102
3. 他の条文との関係.....	52103
4. 判断時点.....	52104
第22章 商標登録取消審判請求後の商標権者等の商標出願.....	52201
1. 適用要件.....	52201

2. 判断時点	52202
第23章 先願	52301
1. 適用要件	52302
2. 判断時の留意事項	52302

第6部 審査一般

第1章 審査手続	60101
1. 審査手続図	60105
2. 審査の一般原則	60105
3. 拒絶理由通知	60106
4. 出願公告及び訂正公告	60107
5. 登録決定	60108
6. 拒絶決定	60109
7. 登録公告	60110
第2章 優先審査	60201
1. 優先審査申請人適格及び優先審査の対象	60204
2. 優先審査申請に対する審査	60206
3. 優先審査可否の決定	60209
第3章 情報提供に対する審査	60301
1. 情報提供の要件	60301
2. 情報が提供された出願に対する審査	60302
3. 提供された情報の活用有無の通知	60302
第4章 異議申立てに対する審査	60401
1. 異議申立ての要件	60405
2. 異議申立てに対する審査	60405
3. 異議申立てに対するその他審査事項	60408
第5章 指定商品追加登録出願に対する審査	60501
1. 指定商品追加登録出願の要件	60502

2. 指定商品追加登録出願に対する審査	60503
3. 指定商品追加登録出願の変更.....	60503
4. 指定商品追加登録の効果.....	60504
第6章 商品分類転換登録申請に対する審査	60601
1. 商品分類転換登録申請の要件.....	60603
2. 商品分類転換登録申請の審査.....	60603
3. 商品分類転換登録がなかった場合の効果	60604
第7章 再出願に対する審査	60701
1. 再出願の意義.....	60702
2. 再出願の要件.....	60703
3. 再出願の審査.....	60703

第7部 商標以外の権利に対する審査

第1章 業務標章	70101
1. 業務標章の意義.....	70102
2. 業務標章の登録を受けることができる者	70103
3. 業務標章の審査.....	70104
4. 業務標章のその他特別規定.....	70108
第2章 団体標章	70201
1. 団体標章の意義.....	70203
2. 団体標章の出願人適格.....	70205
3. 団体標章の審査.....	70205
4. 団体標章移転申請についての審査	70206
第3章 証明標章	70301
1. 証明標章の意義.....	70304
2. 証明標章の出願人適格.....	70307
3. 証明標章の審査.....	70308
4. 証明標章の移転許可.....	70312

5. 証明標章権特有の制度	70313
第4章 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章	70401
1. 地理的表示 (Geographical Indications) の意義	70405
2. 商標法上保護対象となる地理的表示	70408
3. 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の出願人適格	70410
4. 地理的表示団体標章と地理的表示証明標章の審査	70411
5. その他の証明書類についての審査	70418
6. 同一の地理的名称の出願についての処理	70419
7. 出願の変更等	70419

第8部 非典型商標に対する審査

第1章 立体商標	80101
1. 立体商標の概念	80104
2. 商標の種類及び包装についての審査	80105
3. 識別力有無についての審査	80107
4. 類否についての審査	80108
第2章 色彩のみからなる商標	80201
1. 色彩商標の概念	80201
2. 商標類型及び標章についての審査	80201
3. 識別力有無についての審査	80202
4. 類否についての審査	80203
第3章 ホログラム商標	80301
1. ホログラム商標の概念	80301
2. 商標類型及び標章についての審査	80301
3. 識別力有無についての審査	80303
4. 類否についての審査	80303
第4章 動作商標	80401
1. 動作商標の概念	80401

2. 商標類型及び標章についての審査	80401
3. 識別力有無についての審査.....	80403
4. 類否についての審査.....	80403
第5章 位置商標（その他視覚的に認識することのできる商標）	80501
1. 位置商標の概念.....	80501
2. 商標類型及び標章についての審査	80501
3. 識別力有無についての審査.....	80503
4. 類否についての審査.....	80504
第6章 音商標	80601
1. 音商標の概念.....	80601
2. 商標の類型及び商標の説明のために審査	80601
3. 音の視覚的表現についての審査	80602
4. 識別力有無についての審査.....	80603
5. 類否についての審査.....	80604
6. 一商標一出願違反に該当する場合	80605
第7章 におい商標	80701
1. におい商標の概念.....	80701
2. 商標の類型及び商標の説明のために審査	80701
3. においの視覚的表現についての審査	80702
4. 識別力有無についての審査.....	80703
5. 類否についての審査.....	80703
6. 一商標一出願違反に該当する場合	80704

第9部 国際商標審査基準の特例

第1章 指定商品審査の特例	90101
1. 商品分類についての審査.....	90101
2. 英文指定商品についての審査.....	90101
第2章 補正の特例	90201

1. 補正をすることができない場合	90201
2. 審査官の職権による補正	90201
第3章 非典型商標審査の特例	90301
1. 商標類型別記載事項に対する審査	90302
2. 商標見本についての審査	90303
3. 使用による識別力の認定が必要な商標	90303
4. 団体標章、証明標章についての審査	90303
第4章 代替 (Replacement) に対する審査	90401
1. 代替の意義	90402
2. 代替の要件	90403
3. 代替の審査	90403
4. 代替の不認定	90404
第5章 名義変更 (Change In Ownership) に対する審査	90501
1. 名義変更の意義	90501
2. 名義変更発効日が登録可否決定前である場合	90502
3. 名義変更発効日が登録可否決定以後である場合	90502
第6章 更正 (Correction) に対する審査	90601
1. 更正の意義	90601
2. 更正の効力に対する審査原則	90602
3. 更正通知による審査	90602
4. 拒絶決定後の更正通知に対する審査	90602
5. 登録決定後の更正通知に対する審査	90603
第7章 減縮 (Limitation) に対する審査	90701
1. 減縮の意義	90701
2. 減縮の効力に対する審査原則	90701
3. 補正書受付後の減縮通知に対する審査	90701
4. 拒絶決定後の減縮通知に対する審査	90701
5. 拒絶決定不服審判請求と関連した減縮通知に対する審査	90702
6. 登録決定後の減縮通知に対する審査	90702

第8章 取消 (Cancellation) に対する審査	90801
1. 取消の意義	90802
2. 取消の効力に対する審査原則	90802
3. 指定商品が全部削除された場合の審査	90802
4. 拒絶決定後の取消通知に対する審査	90802
5. 登録決定後の取消通知に対する審査	90803
第9章 同一の日に二以上の国際商標登録出願又は国際商標登録出願と商標登録出願が競合した場合の処理手順	90901
1. 出願が競合した場合の処理	90901
2. 協議不成立時の処理	90901

第10部 補則

第1章 瑕疵のある処分に対する処理	100101
1. 規定の趣旨	100101
2. 違法な決定処分について職権取消しが可能な場合	100101
3. 違法な決定処分に対して職権取消しが制限される場合	100102
4. その他の処分の取消し	100102
第2章 外国語商標の審査	100201
1. 規定の趣旨	100201
2. 外国語商標に対する審査原則	100201
第3章 審査手続の中止	100301

第1部 総則



第1章 目的

関連法令

【商標法】

第1条（目的）

この法は、商標を保護することにより、商用使用者の業務上の信用の維持を図り、産業発展に貢献し、需要者の利益を保護することを目的とする。

1. 審査基準の目的

本基準は、審査官が商標審査（異議申立ての審査を含む）の業務を遂行するにあたり、商標法等関連法令を適用するのに必要な具体的な解釈基準を定めることにより、商標審査の正確性・公正性・客観性の確保を目的とする。

2. 商標審査の基本原則

- 2.1 審査官は、商標審査を行うにあたり、窮極的には商標法の目的に符合する審査を行わなければならない。関連法令や審査基準等を適用するにあたり、画一的・形式的審査を止揚し、個別的・具体的な妥当性を考慮して、正確な審査を行わなければならない。
- 2.2 審査官は、商標制度に関する専門知識及び職務上の良心を土台として、審査の公正性維持に努めなければならない。
- 2.3 審査官は、審査の正確性・公正性を阻害しない範囲内で、審査の一貫性維持のために努めなければならない。
- 2.4 審査官は、出願人の意思を尊重しなければならない。出願人の意思に反する決定をした場合には、その決定の根拠を提示しなければならない。

3. 団体標章等への適用

- 3.1 団体標章・証明標章・業務標章の審査に関しては、商標法、商標法施行令及び施行規則と、本基準において特に規定したことを除き、本基準中における商標に関する規定を適用する（法第2条第3項）。
- 3.2 地理的表示証明標章に関しては、本基準において特に規定したことを除き、本基準中における地理的表示団体標章に関する規定を適用する（法第2条第4項）。

第2章 権利能力及び行為能力

関連法令

【商標法】

第4条（未成年者等の行為能力）

- ①未成年者、被限定後見人（商標権又は商標に関する権利と関連した法定代理人がある場合のみ該当する。）又は被成年後見人は、法定代理人によってのみ、商標登録に関する出願、請求、その他の手続（以下、“商標に関する手続”という。）をすることができる。ただし、未成年者又は被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。
- ②第1項の法定代理人は、後見監督人の同意なしに、相手方が請求した第60条による商標登録異議の申立て（以下、“異議申立て”という。）や審判又は再審に対する手続を受けることができる。

第5条（法人でない社団等）

法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人が定められている場合には、その社団や財団の名で第60条第1項による商標登録の異議申立人や審判又は再審の当事者になることができる。

第6条（在外者の商標管理人）

- ①国内に住所や営業所がない者（以下、“在外者”という。）は、在外者（法人の場合は、その代表者をいう。）が国内に滞留する場合を除き、その在外者の商標に関する代理人であって国内に住所や営業所がある者（以下、“商標管理人”という。）によってのみ、商標に関する手続をし、又はこの法若しくはこの法による命令に従い行政庁がした処分に対して訴を提起することができる。
- ②商標管理人は、委任された権限の範囲において、商標に関する手続及びこの法又はこの法に基づく命令により行政庁がした処分に関する訴訟において本人を代理する。

第27条（外国人の権利能力）

在外者である外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、商標権又は商標に関する権利を享有することができない。

1. その外国人が属する国家において、大韓民国国民に対し、その国民と同じ条件で商標権又は商標に関する権利を認める場合

1. 権利能力

1.1 自然人の権利能力

自然人は、出生から死亡まで当然法人格を有するため、商標についても権利及び義務の主体となることができる。

1.2 法人の権利能力

法人は、法律により法人格を得た主体として、設立登記をした時から解散登記をする時まで法人格を有するので、商標に関して自己の名前で権利義務の主体となることができる。商標法上、法人の権利能力は、民法で規定した法人の権利能力と同じである（民法第34条）。

1.3 国家の権利能力

1.3.1 国家は、法律上特別な規定はないが、主権を持つ主体として法人格があるものとみなされるので、商標についても、大韓民国名義で権利義務の主体となることができる。

1.3.2 立法府、司法府及び行政府に属する国家機関や国立大学等は、原則として法人格がないため、商標登録を受けることができる権利の主体となることができない（大法院1996フ825判決参考）。ただし、ソウル大学校のように、特別法により国立大学法人として設立された場合には、例外的に法人格が認められる。

1.3.3 国家機関である特許庁等が商標を出願する場合には、出願書の出願人姓名欄に『大韓民国（特許庁長）』と記載する。

1.4 地方自治団体の権利能力

1.4.1 地方自治団体は、「地方自治法」第3条（地方自治団体の法人格と管轄）により法人格が認められるため、商標についても権利義務の主体となることができる。

1.4.2 地方自治団体は、「地方自治法」第2条（地方自治団体の種類）により、特別市、

広域市、特別自治市、道、特別自治道、市、郡、区に区分される。

- 1.4.3 地方自治団体である『区』には、特別市と広域市に所属する自治区のみ含まれ、一般市にある区は、これに含まれない。

1.5 法人でない社団等の権利能力

- 1.5.1 法人格のない団体は、権利能力がないため、原則として商標登録出願に関する手続をすることができない。
- 1.5.2 『法人でない社団』とは、権利能力のない社団ともいい、法人設立登記を行っていないことから法人格を付与されていない団体であって、しばしば、教会、学会等がここに属する。
- 1.5.3 法人でない社団又は財団であっても、代表者又は管理人が定められている場合、その社団又は財団の名で商標登録異議の申立人、審判の請求人及び被請求人又は再審の請求人及び被請求人となることができる（法第5条）。

1.6 外国人の権利能力

- 1.6.1 外国人のうち、在外者（わが国の住所や営業所を持たない者）は、わが国の国民に対し、商標に関する権利を認める国家の国民であるか、又は条約により商標に関する権利が認められる場合にのみ、わが国において商標に関する権利能力が認められる。
- 1.6.2 外国人のうち、わが国に住所や営業所を有する者は、法第27条（外国人の権利能力）の反対解釈により、わが国において商標に関する権利能力が当然に認められる。

2. 行為能力

2.1 無能力者の行為能力

2.1.1 無能力者は、民法により、未成年者、被限定（被特定）後見人（旧称・限定治産者）又は被成年後見人（旧称・禁治産者）をいい、法定代理人を通じてのみ商標に関する手続をすることができる。

2.1.2 未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、自ら商標に関する手続をすることができる。

（例）未成年者が婚姻により成年と擬制された後に手続をする行為

2.1.3 行為能力のない者がした商標に関する手続は、その行為無能力者が行為能力者として能力が回復した後、又は法定代理人の追認があれば、行為時に遡及してその効力が発生する。

2.2 在外者の行為能力

2.2.1 在外者の国籍にかかわらず、国内に住所又は営業所がない自然人や法人をいう。したがって、大韓民国の国民であっても、国内に住所や営業所がないならば、在外者に該当する。

2.2.2 在外者は、国内に住所又は営業所がある者（商標管理人）を代理人として選任し、又は自己（法人である場合には、その代表者）が国内に滞在する場合にのみ、商標に関する手続をすることができる。

2.2.3 在外者が、商標管理人なしに、国内に滞在しないまま商標に関する手続をするために書類を提出した場合には、規則第25条（不適法な出願書類等の返戻）第1項第12号により返戻の対象となる。

第3章 代理人

関連法令

【商標法】

第7条（代理権の範囲）

国内に住所や営業所がある者から商標に関する手続をすることの委任を受けた代理人（商標管理人を含む。以下同じ。）は、特別に権限の委任を受けなければ次の各号に該当する行為をすることができない。

1. 第36条による商標登録出願（以下、“商標登録出願”という。）の放棄又は取下げ
2. 第44条による出願の変更
3. 次の各目の一に該当する申請又は出願の取下げ
 - イ. 第84条による商標権の存続期間更新登録（以下、“存続期間更新登録”という。）の申請（以下、“存続期間更新登録申請”という。）
 - ロ. 第86条第1項により追加で指定した商品の追加登録出願（以下、“指定商品追加登録出願”という。）
 - ハ. 第211条による商品分類転換登録（以下、“商品分類転換登録”という。）のための第209条第2項による申請（以下、“商品分類転換登録申請”という。）
4. 商標権の放棄
5. 申請の取下げ
6. 請求の取下げ
7. 第115条又は第116条による審判の請求
8. 復代理人の選任

第8条（代理権の証明）

商標に関する手続をする者の代理人の代理権は、書面で証明しなければならない。

第11条（個別代理）

商標に関する手続をする者の代理人が2人以上であれば、特許庁長又は特許審判院

長に対してそれぞれの代理人が本人を代理する。

第12条（代理人の選任又は交替命令等）

- ①特許庁長又は第131条第1項により指定された審判長（以下、“審判長”という。）は、商標に関する手続をする者がその手続を円滑に遂行することができない、又は口述審理において陳述する能力がないと認められる等、その手続をするのに適当でないと認められれば、代理人によりその手続をするよう命ずることができる。
- ②特許庁長又は審判長は、商標に関する手続をする者の代理人がその手続を円滑に遂行することができない、又は口述審理において陳述する能力がないと認められる等、その手続をするのに適当でないと認められれば、その代理人を変えることを命ずることができる。
- ③特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項の場合に、弁理士により代理させることを命ずることができる。
- ④特許庁長又は審判長は、第1項又は第2項により代理人の選任又は交替の命令をした場合には、第1項により代理人が選任され、又は第2項により代理人が交替される前に特許庁長又は特許審判院長に対し商標に関する手続をする者又は交替される前の代理人がした商標に関する手続の全部又は一部を、商標に関する手続をする者の申請により無効とすることができる。

【商標法施行規則】

第2条（代理人の選任等）

- ①商標登録に関する出願・請求、その他の手続（以下、“商標に関する手続”という。）を行う者が代理人を選任して手続をしようとする場合には、次の各号の書類を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。
 1. 「特許法施行規則」別紙第1号書式の委任状
 2. 「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書（国際出願の場合、本規則別紙第1号書式の代理人に関する申告書をいう。）
- ②第1項にかかわらず、代理人が次の各号の区分による手続をするために該当書類に第1項第1号の委任状を添付して提出する場合には、第1項第2号の申告書を提出しないことができる。
 1. 商標登録出願、指定商品追加登録出願、商品分類転換登録申請：商標登録出

願書、指定商品追加登録出願書、商品分類転換登録申請書

2. 法第180条第1項による国際商標登録出願（以下、“国際商標登録出願”という。）についてした意見提出、補正又は指定期間延長申請：最初に提出した意見書、補正書又は指定期間延長申請書

3. 出願人変更申告：権利関係変更申告書

4. 商標登録異議申立て（指定商品の追加登録に対する異議申立てを含む。以下同じ。）、審判請求、再審請求、商標登録異議申立て、審判請求、再審請求に対する答弁：商標登録異議申立書、審判請求書又は答弁書

③次の各号の一に該当する場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書（国際出願の場合、別紙第1号書式の代理人に関する申告書をいう。）を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、第2号・第3号又は第4号に該当するときには、申告内容を証明する書類を添付しなければならない。

1. 商標に関する手続を行う者が代理人を解任しようとする場合（第1項第2号の代理人に関する申告書に、先に選任された代理人の解任事実を記載した場合は除く）

2. 商標に関する手続を行う者が代理権の内容を変更しようとする場合

3. 代理人が復代理人を選任しようとする場合

4. 代理人が復代理人を解任しようとする場合（第3号の場合に、提出した代理人に関する申告書に、先に選任された復代理人の解任事実を記載した場合は除く）

5. 代理人が復代理権の内容を変更しようとする場合

6. 代理人又は復代理人がその職を辞任しようとする場合

④代理人が「弁理士法」第6条の3による特許法人又は同法第6条の12による特許法人（有限）（以下、この条において“該当特許法人等”という。）の構成員又は所属弁理士になれば、次の各号の一に該当する行為をすることができる。

1. 第3項第6号により代理人職を辞任する行為

2. 代理人が該当特許法人等の構成員又は所属弁理士になる前に代理していた事

件について該当特許法人等を復代理人に選任する行為

- ⑤次の各号の一に該当する場合に、二つ以上の事件について商標に関する手続を行う者が同じであり、代理人又は復代理人が同じである場合には、申告書を一つのみ作成して提出することができる。
1. 商標に関する手続を行う者が代理人を選任し、又は解任しようとする場合
 2. 代理人が復代理人を選任し、解任しようとする場合
 3. 代理人又は復代理人が辞任しようとする場合
- ⑥「商標法」（以下、“法”という。）第12条第4項により商標に関する手続の全部又は一部を無効にすることを申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第11号書式の手続無効処分申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

第3条（包括委任）

- ①現在及び将来の事件についてあらかじめ事件を特定せずに、商標に関する手続を代理人に包括委任しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録申請書に、代理権を証明する書類（以下、“包括委任状”という。）を添付して特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人は、包括委任をしようとする者に対し、包括委任について説明し、包括委任状に署名又は捺印を受けなければならない。
- ②特許庁長は、第1項により包括委任登録の申請を受けた場合には、包括委任登録番号を付与し、その番号を包括委任登録申請人に通知しなければならない。
- ③包括委任を受けて商標に関する手続をしようとする者は、第2項による包括委任登録番号を特許庁又は特許審判院に提出する書類に記載しなければならない。
- ④第2項により包括委任登録がされた事項を変更しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録変更申請書に包括委任状を添付して特許庁長に提出しなければならない。
- ⑤第1項又は第4項により包括委任をし、又は包括委任登録事項を変更しようとする者が包括委任状を法第30条第1項により電子文書で提出する場合には、次の各号の一に該当する方法で提出しなければならない。

1. 特許庁で提供するソフトウェアか特許庁ホームページを利用して、包括委任状に第23条各号の一に該当する電子署名をして電子文書で提出
2. 携帯電話に伝送される認証番号を入力し、出願人が署名し、又は捺印した包括委任状の電子的イメージを添付して提出

第4条（包括委任援用の制限）

第3条による包括委任登録をした者が特定の事件について包括委任の援用を制限しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書（包括委任援用の制限のみ該当する。）を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、該当申告書を提出しないことができる。

1. 第2条第3項第1号又は第4号により先に選任された代理人又は復代理人の解任事実を記載した代理人に関する申告書を提出した場合
2. 第2条第3項第1号又は第4号により代理人又は復代理人を解任する申告書を提出した場合

第5条（包括委任の撤回）

第3条による包括委任登録をした者が包括委任を撤回しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録撤回書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 代理人の区分

1.1 法定代理人

1.1.1 『法定代理人』とは、本人の意思にかかわらず法律により代理権を有する者をいい、親権者と後見人（成年後見人、限定後見人、特定後見人）に区別される。

（i）『親権者』とは、未成年者に対して親権を行使する父又は母をいい、未成年者の法定代理人となる（民法第911条）。

（ii）『後見人』とは、後見事務を直接行う機関をいい、未成年者、被限定後見人又は被成年後見人を保護し、その者の行為を代理し、その財産を管理す

る者をいう。

1.1.2 親権者と後見人は、後見監督人の同意の有無に応じて区別される。

(i) 『後見監督人』とは、民法上後見人の任務遂行と財産管理状況を監督する機関を意味し、親族会と法院がこれに該当する。後見監督人は、後見人の事務を監督するだけでなく、後見人と被後見人の利益が互いに相反するときは被後見人を代表する等の職務を遂行する。

(ii) 親権者は、特別授権事項以外にも、審判又は再審を含むすべての手続において、後見監督人の同意がなくても手続をすることができる。

(iii) 後見人は、原則として後見監督人の同意があつて初めて代理行為を行うことができる。ただし、相手方が請求した審判又は再審の手続等のように受動的な手続は、無能力者の利益のために、後見監督人の同意なしに手続をすることができる。

1.1.3 法定代理人は、後見監督人の同意を得ることなく、特別授権事項である出願の放棄・取下げ、適用・請求の取下げ、補正却下決定・拒絶決定に対する審判請求又は復代理人の選任をすることができる。

1.2 任意代理人

1.2.1 『任意代理人』とは、国内に住所や営業所がある者から商標に関する手続をすることができる権限の委任を受けた代理人をいい、通常委任代理人と商標管理人に区別される。

(i) 『通常委任代理人』とは、在内地（わが国に住所や営業所を有する者）から商標出願等の手続をすることの委任を受けた代理人をいう。

(ii) 『商標管理人』とは、在外者が商標に関する手続をするために、国内に住所又は営業所を有している者を代理人に選任した者をいう。

1.2.2 通常委任代理人と商標管理人は、代理権の範囲内で差がある。

(i) 通常委任代理人は、特別授権を得なければ、商標出願の変更・放棄・取下げ、申請の取下げ、請求の取下げをすることができない。

(ii) 商標管理人は、委任された権限の範囲内で、商標に関する手続及び商標法による審判や訴訟において本人を代理する。

- 1.2.3 任意代理人は、特別に権限の委任を受けた場合にのみ、出願の放棄・取下げ、申請・請求の取下げ、補正却下決定・拒絶決定に対する審判請求又は復代理人の選任をすることができる。復代理人の選任は、本人の承諾がある、又はやむを得ない事由がある場合にのみ認められる。
- 1.2.4 弁理士が任意代理人に選任され、弁理士でない者は、業としてするか否かにかかわらず、「弁理士法」第2条による代理業務をすることができない。

2. 代理人の選任手続

- 2.1 選任された代理人は、代理権を証明するために、委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。代理人を解任し、又は変更する場合にも、申告書を提出しなければならない。
- 2.2 出願等の手続をしている途中で代理人を選任又は変更した場合には、委任状を添付した代理人選任申告書又は代理人変更申告書を提出しなければならない。
- 2.3 出願人名義変更がある場合には、従前の代理人が手続を引き続きしようとするためには、承継人の委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。
- 2.4 代理権証明書類に欠缺がある場合には、補正によりこれを補完できなければ、代理人選任の手続及び代理人がした手順は無効となる。
- 2.5 委任状の署名は、法人の代表者が行うことを原則とするが、署名権限を委任された者も可能で、外国法人の委任状に署名した者は署名権限があると推定される。ただし、委任状に代表者以外の者が署名した場合において、提出書類が特別授権（包括委任登録を含む）に該当する場合、合理的な疑いが生じる場合、代理権の有無について異議申立てがある場合等、委任状の署名について具体的な確認が必要と認められる場合は、証明書類を提出させることができる。証明書類は、「公証書」又は「署名権限認定書及び署名権限確認書」のいずれかを選んで提出できる（ただし、代理権の有無について異議申立てがある場合は公証書のみ提出可能）。

3. 包括委任

3.1 意義及び適用

『包括委任制度』は、商標に関する手続を代理人によってする場合に、現在及び将来の事件について、あらかじめ事件を特定せずに包括して委任する制度をいう。包括委任する場合には、包括委任登録申請書に代理権を証明する書類（包括委任状）を添付して、特許庁長に提出しなければならない。特許庁長は、包括委任登録申請があったときには、包括委任登録番号を付与し、その番号を包括委任登録申請人に通知しなければならない。包括委任を受けて商標に関する手続をしようとする者は、包括委任登録番号を特許庁長又は特許審判院長に提出する書類に記載しなければならない。

3.2 包括委任の制限と撤回

包括委任登録をした者が、特定の事件又は事項について、包括委任の援用を制限しようとする、又は包括委任を撤回する場合には、包括委任援用制限申告書や包括委任登録撤回書を特許庁長に提出しなければならない。一方、包括委任登録をした代理人の出願について代理人解任申告書が提出された場合、当該出願について包括委任援用制限申告書が提出されたものとみなす。包括委任された代理人が特定の事件についての代理人を辞任する場合、又は包括委任代理人を辞任する場合には、規則第5条による包括委任登録撤回書（「特許法施行規則」別紙第3号書式）を提出しなければならない。

第4章 期間

関連法令

【商標法】

第16条（期間の計算）

この法又はこの法に基づく命令により定めた期間の計算は、次の各号による。

1. 期間の初日は計算に入れない。ただし、その期間が午前0時から始まる場合には、この限りでない。
2. 期間を月又は年で定めた場合には、暦により計算する。
3. 月又は年の最初から期間を起算しない場合には、最後の月又は年においてその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。ただし、期間を月又は年と定めた場合に、最後の月に該当日がないならば、その月の最後の日で期間が満了する。
4. 商標に関する手続において、期間の最後の日が公休日（土曜日及び「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む）であれば、期間は、その翌日に満了する。

第17条（期間の延長等）

①特許庁長は、当事者の請求により又は職権で次の各号の一に該当する期間を30日以内において一度延長することができる。ただし、島嶼・僻地等、交通が不便な地域にいる者の場合には、産業通商資源部令で定めるところに従いその回数及び期間を追加で延長することができる。

1. 第61条による異議申立理由等の補正期間
2. 第115条による補正却下決定に対する審判の請求期間
3. 第116条による拒絶決定に対する審判の請求期間

②特許庁長、特許審判院長、審判長又は第50条による審査官（以下、“審査官”という。）は、この法により商標に関する手続をする期間を定めた場合には、商標に関する手続をする者又はその代理人の請求により、その期間を短縮若しくは延長し、又は職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等は、当該手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないよう、短縮又は延長の可否を

決定しなければならない。

- ③ 審判長又は審査官は、この法により商標に関する手続をする期日を定めた場合には、商標に関する手続をする者又はその代理人の請求により又は職権でその期日を変更することができる。

第55条（拒絶理由の通知）

- ① 審査官は、第54条により商標登録拒絶の決定をしようとする場合には、出願人に予め拒絶理由（同条各号の一に該当する理由をいい、以下、“拒絶理由”という。）を通知しなければならない。この場合、出願人は、産業通商資源部令で定める期間内に、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。
- ② 審査官は、第1項により拒絶理由を通知する場合に、指定商品毎別に拒絶の理由と根拠を具体的に記載しなければならない。
- ③ 第1項後段による期間内に意見書を提出することができなかつた出願人は、その期間の満了日から2ヶ月以内に、商標に関する手続を継続して進行することを申請し、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第86条（指定商品追加登録出願）

- ① 商標権者又は出願人は、登録商標又は商標登録出願の指定商品を追加して商標登録を受けることができる。この場合、追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間満了日は、その登録商標権の存続期間満了日とする。
- ② 第1項により指定商品の追加登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した指定商品追加登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。
1. 第36条第1項第1号・第2号・第5号及び第6号の事項
 2. 商標登録番号又は商標登録出願番号
 3. 追加で指定する商品及びその商品類

第210条（商品分類転換登録の拒絶決定及び拒絶理由の通知）

- ① 審査官は、商標分類転換登録申請が次の各号の一に該当する場合には、その申請に対し商品分類転換登録拒絶決定をしなければならない。
1. 商品分類転換登録申請の指定商品を該当登録商標の指定商品でない商品とし、又は指定商品の範囲を実質的に拡張した場合
 2. 商品分類転換登録申請の指定商品が商品類区分と一致しない場合
 3. 商品分類転換登録申請を申請した者が該当登録商標の商標権者でない場合

4. 第209条による商品分類転換登録申請の要件を備えていない場合
 5. 商標権が消滅し、存続期間更新登録申請を放棄・取消し、又は存続期間更新登録申請が無効となった場合
- ②審査官は、第1項により商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合には、申請人に対し拒絶理由を通知しなければならない。この場合、申請人は、産業通商資源部令で定める期間内に、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。
- ③第2項後段による期間内に意見書を提出しなかった申請人は、その期間が満了した後2ヶ月以内に、商品分類転換登録に関する手続を継続して進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

【商標法施行規則】

第8条（手続の無効処分取消し及び追後補完）

法第18条第2項本文により無効処分の取消しを申請し、又は法第19条各号外の部分本文により手続を追後補完しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の期間経過救済申請書に次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 期間が過ぎた理由を証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

第31条（手続補完命令等）

①特許庁長は、法第37条第2項により商標登録出願に対する補完を命じようとする場合には、1ヶ月以内の期間を定めて、次の各号の事項を記載した手続補完命令書を商標登録出願人に送付しなければならない。

1. 商標登録出願番号
2. 商品類区分
3. 商標登録出願人の姓名と住所（法人の場合は、その名称と営業所の所在地）
4. 商標登録出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名と住所又は営業所の所在地〔代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名〕
5. 補完する事項

第32条（書類等の補正）

①特許庁長又は特許審判院長は、法第39条により補正を命ずる場合、1ヶ月以内の期

間を指定しなければならない。

第50条（商標登録拒絶決定及び拒絶理由に対する意見書の提出）

②法第55条第1項後段において“産業通商資源部令で定める期間”とは、2ヶ月以内において審査官が定める期間をいう。

第59条（商標権の存続期間更新登録申請書の提出）

②法第87条第2項後段において“産業通商資源部令で定める期間”とは、拒絶理由の通知を受けた日から2ヶ月をいう。

第61条（審判請求書等の補正期間）

審判長は、法第127条第1項により補正を命ずる場合、1ヶ月以内の期間を指定しなければならない。

第75条（訴提起の附加期間）

審判長は、法第162条第4項ただし書により、職権で、30日の範囲で附加期間を定めることができる。

第94条（商品分類転換登録拒絶決定の理由に対する意見書提出期間）

①法第210条第2項後段において“産業通商資源部令で定める期間”とは、審査官が2ヶ月以内において定めた期間をいう。

②法第210条第3項により商品分類転換登録に関する手続を継続して進行することを申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の期間延長申請書を特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人により手続をするときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

1. 期間の区分

1.1 法定期間

1.1.1 『法定期間』とは、商標法及び商標法に基づく施行令や施行規則で定められている期間をいう。

1.1.2 法定期間には、法第61条による商標登録異議申立ての理由及び証拠の補正期間（30日）、法第116条による商標登録拒絶決定不服審判の請求期間（30日）等がある。

1.2 指定期間

1.2.1 『指定期間』とは、出願・請求・その他の手続をする者に対し、特許庁長・審判官又は審査官が商標法に基づいて定める期間をいう。

1.2.2 指定期間は、法第37条（商標登録出願の日の認定等）により特許庁長が瑕疵ある商標登録出願について補完を命ずる期間（1ヶ月）、法第66条（異議申立てに対する決定）により審査官が商標登録異議申立書の副本を出願人に送達したときに指定する答弁書の提出期間（1ヶ月）等がある。

2. 期間の計算方法

2.1 期間の計算方法は、自然的計算法と暦法的計算法がある。自然的計算法は、一定の期間を計算する際に、人為的に加えたり減じたりすることなく、瞬間から瞬間までを計算し、暦法的計算法は、期間を暦法的単位である日、週、月、年により計算するものである。

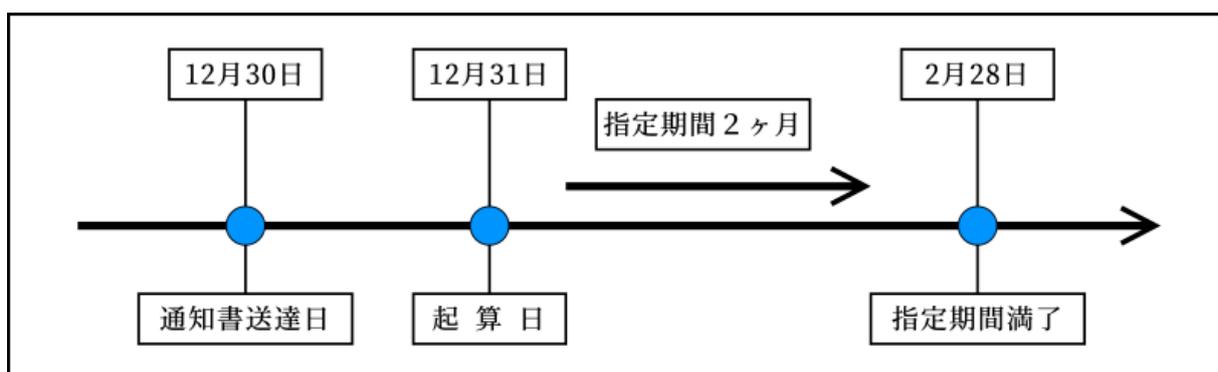
2.2 期間は、法第16条（期間の計算）に従い、次のように計算する。

2.2.1 期間の初日は算入しない。ただし、期間が午前零時から始まるときには初日も算入する。

2.2.2 期間を月又は年で定めるときには、暦法的に計算する。

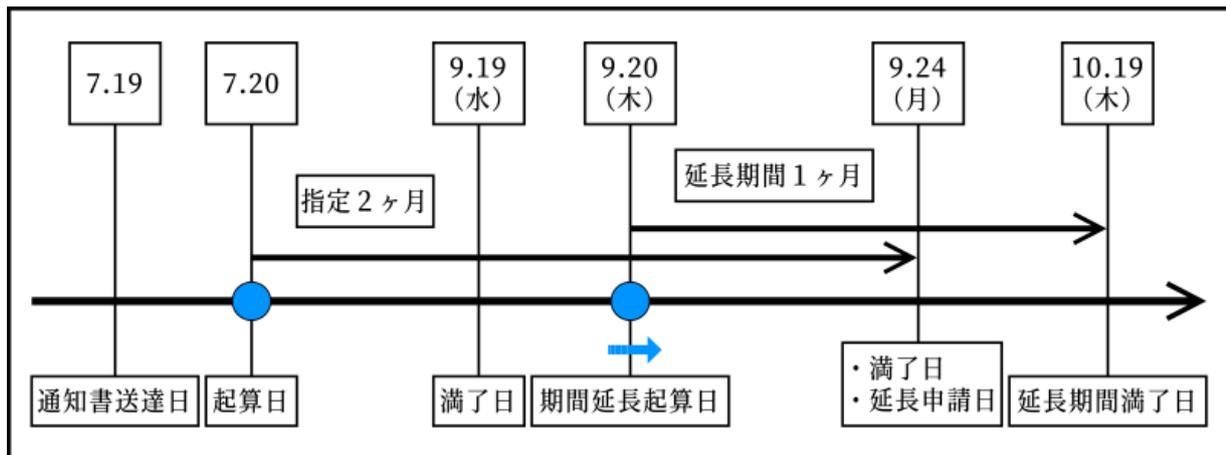
2.2.3 期間を月又は年の初めから起算しないときは、最後の月又は年においてその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。ただし、最後の月に該当日がないときは、その月の末日で期間が満了する。

《最後の月に該当日がない場合における期間の満了日》



2.2.4 商標に関する手続において、期間の末日が公休日（土曜日及び労働者の日を含む）に該当するならば、期間は、公休日の翌日に満了する。しかし、その手続の期間に対する延長申請があった場合、その延長期間の起算日は、原期間の満了日の翌日から開始する。

《期間満了日が公休日である場合における期間延長起算日》



2.2.5 手続に関する期間でない商標権の存続期間等は、期間の末日が公休日であっても、その翌日まで延長されない。

《期間適用の例》

商標 “A” の設定登録日が2003年10月31日であるとする、存続期間満了日は2013年10月31日となり、他人が2013年11月1日に商標 “A” と同一・類似の商標を出願する場合、商標 “A” は先登録商標に該当しない。このとき、2013年10月31日が公休日であったとしても、商標 “A” の存続期間満了日は2013年10月31日となる（存続期間の更新がなかった場合を仮定）。

※検索結果を審査点検票に伝送すると、“ 20131101（消滅）（期間満了）” のように表示されるが、これは、2013年11月1日が権利消滅開始日であることを示すものである。

3. 期間の延長及び短縮

3.1 期間の延長

- 3.1.1 法定期間中には、異議申立理由等の補正期間は、請求により、又は職権で、1回に限り、30日以内において延長することができ、交通が不便な地域にある者は、規則第7条による期間を含め、計60日まで延長することができる（取扱規程第57条）。
- 3.1.2 拒絶理由通知に対する意見書提出期間は、2ヶ月以内において審査官が指定した期間であるが、出願人が期間延長申請をした場合、審査官は、1回に1ヶ月ずつ延長することができる。出願人は、計4回まで延長申請が可能であり、2回以上を一度に延長申請することもできる。
- 3.1.3 指定期間については、特許庁長・特許審判院長・審判長か審査官が申請により又は職権で延長することができる。この場合、手続に関する利害関係人の利益が不当に侵害されないようにしなければならない。
- 3.1.4 指定期日については、審判長又は審査官が申請により又は職権で、その期日を変更することができる。

3.2 期間の短縮

- 3.2.1 出願人は、指定期間経過前に登録可否の決定を速やかに受けることを希望する場合、指定期間短縮の申請をすることができる。
- 3.2.2 出願人が指定期間短縮申請書を提出し、又は補正書に期間短縮を希望する旨を記載して提出した場合、その申請書や補正書を提出した日に指定期間が満了したものとみなし、審査官は、登録可否の決定をすることができる。

4. 手続継続申請

4.1 制度の趣旨

『手続継続申請制度』は、出願人が、審査官から拒絶理由通知を受け、意見書提出期間内に意見書を提出できなかつた場合に、その期間の満了日から2ヶ月以内に手続継続申請書を提出し、手続継続申請期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することが

できるようにした制度で、「商標法に関するシンガポール条約（STLT）」第14条（期限を遵守できなかった場合の救済措置）を反映して、2013年10月6日施行の改正商標法において導入された。これは、期間経過に対する救済措置の一種で、期間経過により出願が拒絶されることを防止することにより、出願人に権利取得の機会を拡大提供するための制度である。

4.2 手続継続申請対象

手続継続申請を通じて救済を受けることができる期間は、法第55条（拒絶理由の通知）、第87条（指定商品の追加登録拒絶の決定及び拒絶理由の通知）及び第210条（商品分類転換登録の拒絶決定と拒絶理由の通知）の規定による審査官の拒絶理由通知に対する出願人の意見書提出期間に限り、補正書の提出は、手続継続申請制度が適用されず、法第40条（出願公告決定前の補正）及び第41条（出願公告決定後の補正）で定めるところに従って行われる。

4.3 手続継続申請及び意見書提出の方法

- 4.3.1 出願人は、拒絶理由に対する意見書提出期間の満了日から2ヶ月以内に、手続継続申込書（「特許法施行規則」別紙第10号書式）を提出しなければならないが、期間経過事由は、出願人の責めに帰することができないやむを得ない事由だけでなく、いかなる理由でも認められる。
- 4.3.2 出願人が期間短縮の申請をし、又は期間延長の申請をした場合、意見書提出期間が短縮又は延長されたものとみなすことができ、したがって、短縮又は延長された期間内に意見書を提出できなかった場合、その期間の満了日から2ヶ月以内に手続継続申請をすることができるものと見る。
- 4.3.3 出願人は、手続継続申請書の提出と同時に、拒絶理由に対する意見書を提出することができ、手続継続申請書を提出した後、別の日に意見書を提出することもできる。ただし、意見書の提出期限は、最初の意見書提出期間満了日から2ヶ月以内である。

- 4.3.4 出願人が手続継続申請期間内に意見書を先に提出した場合、最初の意見書提出期間経過後の意見書を提出したものであるのか、手続継続申請をしようとして意見書を先に提出したものであるのかははっきりしないため、出願課又は審査官による方式審査の時点で手続継続申請書がともに受け付けられた場合に限り、意見書を受理する。
- 4.3.5 手続継続申請期間を経過した申請書や手続継続申請による意見書提出期間（最初に拒絶理由の通知を受けた日から4ヶ月以内）を経過した意見書は返戻する。

4.4 審査時の留意事項

- 4.4.1 審査官は、手続継続申請書の受付及び受理期間を十分に考慮して、拒絶理由通知後、意見書が提出されていない出願に対する最終の拒絶決定を、手続継続申請期間の2ヶ月が過ぎた後、1ヶ月以内に処理する。ただし、補正書により拒絶理由が解消された場合には、意見書が出されなかったとしても、出願人の利益のために、手続継続申請期間にかかわらず、可能な限り速やかに出願公告する。
- 4.4.2 審査官は、手続継続申請期間に適正に意見書が提出された場合、その意見の内容を検討して出願公告又は拒絶決定をしなければならず、既に拒絶決定書が通知された場合には、これを撤回し、再審査しなければならない。
- 4.4.3 手続継続申請後に提出された意見書によっても拒絶理由が解消されない場合、意見書の提出期間が残っていれば、追加的に意見書が提出される可能性を考慮して、意見書提出期間経過後に拒絶決定をしなければならない。

第5章 書類の提出及び送達

関連法令

【商標法】

第28条（書類提出の効力発生時期）

- ①この法又はこの法に基づく命令により特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類（物件を含む。以下、この条において同じ。）は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日から、その効力が発生する。
- ②第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合には、次の各号の区分による日に、特許庁長又は特許審判院長に到達したものとみなす。ただし、商標権及び商標に関する権利の登録申請書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から、効力が発生する。
 1. 郵便法令による通信日付印に表示された日が明らかである場合：表示された日
 2. 郵便法令による通信日付印に表示された日が明らかでない場合：郵便局に提出した日（郵便物受領証により証明された日をいう。）
- ③第1項及び第2項で規定した事項以外に、郵便物の遅延、郵便物の紛失・盗難及び郵便業務の中断による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第30条（電子文書による商標に関する手続の遂行）

- ①商標に関する手続をする者は、この法により特許庁長又は特許審判院長に提出する商標登録出願書とその他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを『情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律』第2条第1項第1号による情報通信網（以下、“情報通信網”という。）を利用して提出し、又は移動式格納媒体等の電磁的記録媒体に収録して提出することができる。
- ②第1項により提出された電子文書は、この法により提出された書類と同じ効力を有する。

- ③第1項により情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができた時に、特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受け付けられたものとみなす。
- ④第1項により電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法とその他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第32条（情報通信網を利用した通知等の遂行）

- ①特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、第62条第3項により指定された審査長（以下、“審査長”という。）又は審査官は、第31条第1項により電子文書利用申告をした者に対し、書類の通知及び送達（以下、この条において“通知等”という。）をしようとする場合には、情報通信網を利用してすることができる。
- ②第1項による書類の通知等は、書面でしたものと同じ効力を有する。
- ③第1項による書類の通知等は、その通知等を受ける者が自己の使用する電算情報処理組織を通じてその書類を確認した時に、特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。
- ④第1項により情報通信網を利用して行う通知等の種類及び方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第219条（公示送達）

- ①送達を受けるべき者の住所若しくは営業所が明らかでないため送達することができない場合には、公示送達をしなければならない。
- ②公示送達は、書類の送達を受けるべき者に対していつでも交付するという旨を商標公報に掲載することにより行う。
- ③最初の公示送達は、商標公報に掲載した日から2週間が過ぎると、その効力が発生する。ただし、それ以後の同じ当事者に対する公示送達は、商標公報に掲載した日の翌日から、その効力が発生する。

第220条（在外者に対する送達）

- ①在外者であって商標管理人があるならば、その在外者に送達する書類は、商標管理人に送達しなければならない。ただし、審査官が第190条により国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する場合には、この限りでない。

- ②在外者であって商標管理人がないならば、その在外者に送達する書類は、航空登記郵便で発送することができる。
- ③第2項により書類を航空登記郵便で発送した場合には、発送をした日に送達されたものとみなす。

【商標法施行規則】

第24条（電子文書による通知対象書類）

特許庁長・特許審判院長・審判長・審判官又は審査官は、法第31条第1項により電子文書利用申告をした者のうち電子文書で通知又は送達を受けるという意思を表示した者に対しては、法令に特別な規定がある場合を除き、すべての書類を情報通信網を利用して通知し、又は送達することができる。

1. 書類提出の効力発生時期

1.1 直接提出した場合

特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類を直接提出する場合には、特許庁長又は特許審判院長に到達した日から、その効力が発生する。

1.2 郵便で提出した場合

1.2.1 書類を郵便で提出する場合には、郵便法令による通信日付印に表示された日に到達したものとみなす。

1.2.2 郵便法令による通信日付印に表示された日が明らかでなければ、郵便物の受領証により証明された日（郵便局に提出した日）に到達したものとみなす。

1.2.3 商標及び商標に関する権利の登録申請書類の場合には、到達した日から効力が発生する。

1.3 情報通信網で提出した場合

1.3.1 書類は、情報通信網を利用して送信し、又は電磁的記録媒体に収録して提出することができ、このように提出した電子文書は、書面で提出した書類と同じ効力を有する。

- 1.3.2 情報通信網を利用して提出した電子文書は、提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができた時に到達したものとみなす。

2. 書類の送達

2.1 郵便送達

- 2.1.1 郵便で送達する書類は、郵便物の郵便法令による通信日付印に表示された日に到達したものとみなす。
- 2.1.2 郵便法令による通信日付印に表示された日が明らかでない場合には、郵便物の受領証により証明された日（配達日）に到達したものとみなす。

2.2 情報通信網を通じての送達

- 2.2.1 電子文書利用申告をした者に対し書類の送達をしようとする場合には、情報通信網を利用することができ、法令に特別な規定がある場合を除き、あらゆる書類を情報通信網を利用して通知又は送達することができる。
- 2.2.2 情報通信網を利用して送達した書類は、受信者が電算情報処理組織を通じてその書類を確認した時に、特許庁又は特許審判院の発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみなす。
- 2.2.3 書類を受けるべき者が、一定期間が経過しても自己の電算情報処理組織に記録されたファイルを確認しない場合には、あらためて郵便で送信する。

2.3 公示送達

- 2.3.1 住所や営業所が明らかでないため送達することができないときは、いつでも交付する旨を商標公報に掲載する方法で、公示送達をしなければならない。
- 2.3.2 最初の公示送達は、商標公報に掲載した日から2週間が経過すると効力が発生する。
- 2.3.3 同じ当事者に対する2回目からの公示送達は、商標公報に掲載した日の翌日に効力が発生する。

2.4 在外者に対する送達

- 2.4.1 在外者であって商標管理人があるならば、その在外者に送達する書類は、商標管理人に送達しなければならない。
- 2.4.2 商標管理人がない場合、在外者に航空登記郵便で発送することができる。
- 2.4.3 商標管理人がない在外者に航空登記郵便で発送した書類は、発送した日に送達されたものとみなす。

第6章 書類の返戻

関連法令

【商標法施行規則】

第25条（不適法な出願書類等の返戻）

①特許庁長又は特許審判院長は、商標に関する手続をするために特許庁又は特許審判院に提出した書類・見本又はその他の物件（以下、この条において“出願書類等”という。）が次の各号の一に該当する場合には、法令に特別な規定がある場合を除き、返戻する。

1. 出願又は書類の種類が不明確な場合
2. 第13条により提出すべき書類を正当な疎明なく疎明期間内に提出しなかった場合
3. 第14条に違反して1件ごとに書類を作成しなかった場合
4. 第15条第2項後段によるハングル翻訳文を添付しなかった場合
5. 第21条第2項により提出すべき書類を期間内に提出しなかった場合
6. 法第37条第2項により商標登録出願に対する補完命令を受けた者が指定期間内に補完しなかった場合
7. 次の各目の期間が過ぎて提出された期間延長申請書である場合
 - イ. 法第61条による商標登録異議申立理由等の補正期間
 - ロ. 法第115条又は第116条による審判の請求期間
 - ハ. 特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が指定した期間
8. 法第213条第1項により商標権が消滅する商標に対して商標権の存続期間更新登録の申請をする場合
9. 商標権の存続期間更新の登録又は商品分類転換登録に関する申請、商標登録に関する請求又はその他の手続をする者の姓名（法人の場合は、名称をいう。）又は特許顧客番号（特許顧客番号がない場合には、姓名と住所をいい、法人の場合には、その名称と営業所の所在地をいう。）を記載しなかった場合

10. 視覚的表現を記載しなかった場合（令第2条第3号に該当する標章を含んでい
る商標のみ該当する。）
 11. 商品分類転換登録申請書に、転換して登録を受けようとする指定商品を記載
しなかった場合
 12. 国内に住所又は営業所を持っていない者が法第6条第1項による商標管理人に
よらずに提出した出願書類等である場合
 13. 法又は法による命令で定める期間以内に提出されなかった書類である場合
 14. 法又は法による命令で定める期間のうち、延長が許容されない期間に対する
期間延長申請書である場合
 15. 商標に関する手続が終了した後に、その商標に関する手続と関連して提出さ
れた書類である場合
 16. 次の各目の一に該当する申告書又は申請書等が不明確で受理することができ
ない場合
 - イ. 「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書（包括委任援用
制限の場合のみ該当する。）
 - ロ. 「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録申請書（変更申請書、撤
回書）
 - ハ. 「特許法施行規則」別紙第4号書式の特許顧客番号付与申請書
 17. 電子文書で提出された書類が次の各目の一に該当する場合
 - イ. 特許庁で提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成さ
れていない場合
 - ロ. 電算情報処理組職で処理することができない状態で受け付けられた場合
 18. 該当商標に関する手続をする権利のない者がその手続と関連して提出した書
類である場合
 19. 同一出願人等が既に提出した書類と重複する書類を提出した場合
- ②特許庁長又は特許審判院長は、第1項により出願書類等を返戻しようとする場合に
は、出願書類等を提出した出願人等に対し、次の各号の事項を記載した書面を送
付しなければならない。ただし、第1項第18号の場合には、返戻の理由を通知し、
直ちに書類等を返戻しなければならない。
1. 出願書類等を返戻するという趣旨
 2. 返戻の理由

3. 疎明期間

- ③第2項本文により書面を受けた出願人等が疎明しようとする場合には、疎明期間内に、別紙第2号書式の疎明書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。
- ④第2項本文により書面を受けた出願人等が疎明せずに出願書類等を疎明期間内に返戻を受けようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第8号書式の書類返戻要請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、返戻要請を受けた特許庁長又は特許審判院長は、直ちに書類等を返戻しなければならない。
- ⑤特許庁長又は特許審判院長は、出願人等が疎明期間内に疎明書又は書類返戻要請書を提出しない、又は提出した疎明の内容が理由がないと認められる場合には、疎明期間が終了した後、直ちに書類等を返戻しなければならない。
- ⑥特許庁長又は特許審判院長は、既に提出されたが受理される前の書類のうち、特許庁長が定めて告示する書類の場合には、該当書類を提出した者の申請があればその書類を返還することができる。この場合、書類の返還を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第8号書式の返還申請書を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 返戻対象書類

1.1 次に該当する書類は、適法な書類と見ずに返戻する。

- (i) 出願又は書類の種類が不明確な場合
- (ii) 規則第13条により提出すべき書類を正当疎明なく疎明期間内に提出しなかった場合
- (iii) 規則第14条に違反して1件ごとに書類を作成しなかった場合
- (iv) 規則第15条第2項後段によるハングル翻訳文を添付しなかった場合
- (v) 事実の証明等のために外国語で提出する他にない委任状、国籍証明書及び優先権証明書等の書類を外国語で記載し、ハングル翻訳文を添付しなかった場合

- (vi) 法第37条第2項により商標登録出願の補完命令を受けた者が指定期間内に補完しなかった場合
- (vii) 法第61条による商標登録異議申立理由等の補正期間、法第115条又は第116条による審判の請求期間、特許庁長・特許審判院長・審判長又は審査官が指定した期間が過ぎて提出された期間の延長申請書である場合
- (viii) 法第213条第1項により商標権が消滅する商標について商標権の存続期間更新登録の申請をする場合、
- (ix) 商標権の存続期間更新の登録又は商品分類転換登録に関する申請、商標登録に関する請求又はその他の手続をする者の姓名（法人の場合は、名称をいう。）又は特許顧客番号（特許顧客番号がない場合には、姓名と住所をいい、法人の場合には、その名称と営業所の所在地をいう。）を記載しなかった場合
- (x) 視覚的な表現を記載しなかった場合（令第2条第3号に該当する標章を含んでいる商標のみ該当する。）
- (xi) 商品分類転換登録申請書に、転換して登録を受けようとする指定商品を記載しなかった場合
- (xii) 国内に住所又は営業所を持っていない者が法第6条第1項による商標管理人によらずに提出した出願書類等である場合
- (xiii) 法又は法による命令で定める期間以内に提出されなかった書類である場合
- (xiv) 法又は法による命令で定める期間のうち、延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
- (xv) 商標に関する手続が終了した後に、その商標に関する手続と関連して提出された書類である場合
- (xvi) 「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書（包括委任援用制限の場合のみ該当する。）、「特許法施行規則」別紙第3号書式の包括委任登録申請書（変更申請書、撤回書）、「特許法施行規則」別紙第4号書式の特許顧客番号付与申請書等が不明確で受理することができない場合

(xvii) 電子文書で提出された書類が、特許庁で提供するソフトウェア又は特許庁ホームページを利用して作成されていない場合、又は電算情報処理組織で処理が不可能な状態で受け付けられた場合

(xviii) 該当商標に関する手続をする権利のない者がその手続と関連して提出した書類である場合

(xix) 同一出願人等が既に提出した書類と重複する書類を提出した場合

1.2 期間が過ぎた後に提出された期間延長申請書である場合にも、不適法な書類の提出とみなして返戻する。

2. 書類の返戻手続

2.1 不適法な書類を返戻しようとする場合には、返戻の趣旨、理由及び疎明期間を記載した通知書を送付しなければならない。

2.2 出願人等が、疎明期間が終了する前に出願書類等の返戻を受けるために書類返戻要請書を提出した場合、直ちに書類等を返還しなければならない。

2.3 出願人等が疎明期間内に疎明書又は書類返戻要請書を提出しない、又は提出した疎明の内容に理由がないと認められる場合にも、書類等を直ちに返還しなければならない。

2.4 不適法な書類の返戻は、出願と方式審査を経て行われることが原則であるが、錯誤により審査官に移送された場合、方式審査担当者に通報して該当書類が返戻されるように措置しなければならない。

第7章 手続の補完及び補正

関連法令

【商標法】

第18条（手続の無効）

- ①特許庁長又は特許審判院長は、第39条（第212条で準用する場合を含む）による補正命令を受けた者が指定された期間内にその補正をしなければ、商標に関する手続を無効とすることができる。
- ②特許庁長又は特許審判院長は、第1項により商標に関する手続を無効にしたとしても、指定された期間を守れなかったことが補正命令を受けた者の責めに帰すことのできない事由によるものと認められる場合には、その事由が消滅した日から2ヶ月以内に、補正命令を受けた者の請求によりその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から1年が過ぎた場合には、この限りでない。
- ③特許庁長又は特許審判院長は、第1項による無効処分又は第2項本文による無効処分の取消処分をする場合には、その補正命令を受けた者に対し、処分通知書を送達しなければならない。

第37条（商標登録出願日の認定等）

- ①商標登録出願の日は、商標登録出願に関する出願書が特許庁長に到達した日とする。ただし、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。
 1. 商標登録を受けようとする旨が明確に表示されていない場合
 2. 出願人の姓名や名称が記載されていない、又は明確に記載されておらず出願人を特定することができない場合
 3. 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標が記載されていない、又は記載した事項が鮮明でなく商標と認識することができない場合
 4. 指定商品が記載されていない場合
 5. ハングルで記載されていない場合
- ②特許庁長は、商標登録出願が第1項各号の一に該当する場合には、商標登録を受けようとする者に対し、適切な期間を定めて、補完することを命じなければならない。

- ③第2項による補完命令を受けた者が商標登録出願を補完する場合には、手続補完に関する書面（以下、この条において“手続補完書”という。）を提出しなければならない。
- ④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定された期間内に商標登録出願を補完した場合には、その手続補完書が特許庁に到達した日を商標登録出願日と見る。
- ⑤特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定された期間内に補完をしなかった場合には、その商標登録出願を不適合な出願と見て返戻することができる。

第39条（手続の補正）

特許庁長又は特許審判院長は、商標に関する手続が次の各号の一に該当する場合には、産業通商資源部令で定めるところに従い、期間を定めて、商標に関する手続をする者に対し、補正を命じなければならない。

1. 第4条第1項又は第7条に違反した場合
2. 第78条により払うべき手数料を払わなかった場合
3. この法又はこの法に基づく命令により定めた方式に違反した場合

1. 手続の補完

1.1 補完の対象

『手続の補完』とは、出願日の認定と関連して重大な瑕疵がある場合に、これを補完することであって、具体的な対象は、以下のとおりである。

- (i) 商標登録を受けようとする旨が明確に表示されていない場合
- (ii) 出願人の姓名や名称が記載されていない、又は明確に記載されておらず出願人を特定することができない場合
- (iii) 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標が記載されていない、又は記載した事項が鮮明でなく商標と認識することができない場合
- (iv) 指定商品が記載されていない場合
- (v) ハングルで記載されていない場合

1.2 補完命令

- 1.2.1 特許庁長は、補完が必要な場合、補完の対象、根拠規定、補完期間等を明示して補完を命じなければならないが、必要な場合、補完方法を具体的に案内する。
- 1.2.2 補完命令は、出願と方式審査を通じて行われることが原則であるが、補完の必要な書類が錯誤により審査官に移送された場合、方式審査担当者に通報して補完命令が行われるように措置しなければならない。

1.3 補完の効果

- 1.3.1 補完命令を受けた者が指定期間内に補完した場合には、その手続補完書が特許庁に到達した日が商標登録出願の日となる。
- 1.3.2 補完命令を受けた者が指定期間内に補完しなければ、該当商標登録出願は、不適当な出願として返戻することができる。

2. 手続の補正

2.1 補正の対象

『手続の補正』とは、記載事項に疵がある、又は具備書類に不備があった場合に、これを補正することであって、具体的な対象は、以下のとおりである。

- (i) 行為能力がない者がした場合
- (ii) 代理権の範囲を違反した場合
- (iii) 方式に違反した場合
- (iv) 手数料を納付しなかった場合

2.2 補正命令

- 2.2.1 特許庁長や特許審判院長は、手続の補正が必要な場合、補正の対象、根拠規定、補正期間等を明示して手続の補正を命じなければならないが、必要な場合、補正方法を具体的に案内する。

2.2.2 補正命令は、出願と方式審査を通じて行われることが原則であるが、補正の必要な書類が錯誤により審査官に移送された場合、方式審査担当者に通知して補正命令が行われるように措置しなければならない。

2.3 補正の効果

2.3.1 指定期間内に補正書を提出して手続上の瑕疵が治癒された場合には、最初に出願書類を提出した日に出願したものとみなす。

2.3.2 手続の補正が完了した後に新たな手続補正事項が発見された場合には、新たな補正事項について、期間を定めて、再び補正を命じなければならない。

2.4 手続の無効

2.4.1 手続に関する補正要求に対し指定期間内に補正書を提出しない、又は疵を治癒できなければ、特許庁長又は特許審判院長は、その手続を無効とすることができる。

2.4.2 無効の処分をするときは、理由を明示して手続をした者に通知しなければならない、行政審判又は行政訴訟を提起することができるという案内文を記載することができる。

2.5 無効処分の取消

2.5.1 特許庁長又は特許審判院長は、手続が無効となった場合、指定期間を守れなかったことが補正命令を受けた者の責めに帰することができない事由によるものと認められれば、その事由が消滅した日から2ヶ月以内に、補正命令を受けた者の請求により、その無効処分を取り消すことができる。ただし、指定期間の満了日から1年が経過したときは、取り消すことができない。

2.5.2 無効処分を取り消すときには、補正命令を受けた者に対し、処分通知書を送達しなければならない。

《責めに帰すことができない事由の範囲》

『補正命令を受けた者の責めに帰すことができない事由』とは、一般人が普通の注意を払っても避けることができない事由であって、天災・地変、その他不可避な事由がこれに該当する。無効処分の書類を当事者でない者に送達した場合には、本人の責めに帰すことができない事由に該当するが、公示送達の実を知らなかったという理由は、特別な事由がない限り、責めに帰すことができない事由に含まれない。

第8章 手続の中断及び停止

関連法令

【商標法】

第22条（手続の中断）

商標に関する手続が特許庁又は特許審判院に係属中であるときに次の各号の一に該当する事由が発生した場合には、その手続は、中断される。ただし、手続をすることの委任を受けた代理人がある場合には、この限りでない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併により消滅した場合
3. 当事者が手続をする能力を喪失した場合
4. 当事者の法定代理人が死亡し、又はその代理権を喪失した場合
5. 当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第13条第1項各号外の部分ただし書による代表者が死亡し、又はその資格を喪失した場合
7. 破産管財人等、一定の資格により自己の名で他の人のために当事者になった者がその資格を喪失し、又は死亡した場合

第23条（中断された手続の受継）

第22条により特許庁又は特許審判院に係属中の手続が中断された場合には、次の各号の区分による者がその手続を受継しなければならない。

1. 第22条第1号の場合：その相続人・相続財産管理人又は法律により手続を継続進行する者。ただし、相続人は、相続を放棄することができる期間の間には、その手続を受継することができない。
2. 第22条第2号の場合：合併により設立され、又は合併後に存続する法人
3. 第22条第3号及び第4号の場合：手続をする能力を回復した当事者又は法定代理人となった者
4. 第22条第5号の場合：新たな受託者
5. 第22条第6号の場合：新たな代表者又は各当事者
6. 第22条第7号の場合：破産管財人等、一定の資格を有している者

第25条（手続の中止）

- ①特許庁長又は審判官が天災地変やその他の不可避な事由によりその職務を遂行することができない場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は、その事由がなくなる時まで中止される。
- ②当事者に、特許庁又は特許審判院に係属中の手続を続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は、決定で、その手続の中止を命ずることができる。
- ③特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取り消すことができる。
- ④特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項による中止又は第3項による取消をした場合には、その事実をそれぞれ当事者に知らせなければならない。

第26条（中断又は中止の効果）

商標に関する手続が中断され、又は中止された場合には、その期間の進行は停止され、その手続の受継通知をし、又はその手続を続行した時から期間全体が新たに進行される。

1. 手続の中断

- 1.1 手続の中断は、特許庁や手続をする者の意思に関係なく、当事者の死亡等といった法律に規定された事由により当然発生する。
- 1.2 手続をすることの委任を受けた代理人が存在する場合には、中断の事由があつたとしても手続が中断されない。
- 1.3 中断された手続は、相続人、合併よる法人等といった法律で定めた者が受継して行わなければならないが、受継の申請は、手続を継いで行う者以外に、手続の相手方もすることができる。

2. 手続の中止

- 2.1 特許庁長や審判官が天災やその他の不可避な事由により職務を遂行することができない場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は、その事由がなくなる時まで中止される。

- 2.2 当事者に、一定でない期間の間手続を続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は、決定で、手続の中止を命ずることができる。
- 2.3 特許庁長又は審判官は、手続の中止を命ずる決定を取り消すことができる。
- 2.4 特許庁長又は審判長は、決定で手続の中止を命ずる場合や、その決定を取り消す場合には、これを当事者に通知しなければならない。

3. 手続の中断及び中止の効果

- 3.1 手続が中断又は停止された場合には、その期間の進行が停止される。
- 3.2 手続の受継通知をし、又は手続を続行した場合、その時から期間全体が新たに進行される。

第9章 書類の閲覧等

関連法令

【商標法】

第215条（書類の閲覧等）

商標登録出願及び審判に関する証明、書類の謄本又は抄本の発給、商標原簿及び書類の閲覧又は複写を希望する者は、特許庁長又は特許審判院長に対し、書類の閲覧等の許可を申請することができる。

第216条（商標登録出願・審査・審判等に関する書類の搬出と公開の禁止）

①商標登録出願、審査、異議申立て、審判又は再審に関する書類や商標原簿は、次の各号の一に該当する場合を除き、外部に搬出することができない。

1. 第51条第1項から第3項までの規定による商標検索等のために、商標登録出願、地理的表示団体標章登録出願、審査又は異議申立てに関する書類を搬出する場合
2. 第217条第2項による商標文書電子化業務の委託のために、商標登録出願、審査、異議申立て、審判又は再審に関する書類や商標原簿を搬出する場合
3. 「電子政府法」第32条第3項によるオンライン遠隔勤務のために、商標登録出願、審査、異議申立て、審判又は再審に関する書類や商標原簿を搬出する場合

②商標登録出願、審査、異議申立て、審判又は再審により係属中である事件の内容や商標登録可否の決定、審決又は決定の内容に関しては、鑑定・証言をし、又は質疑に応答することができない。

【商標法施行規則】

第95条（書類の閲覧等）

①法第215条により書類の閲覧等の許可を申請しようとする者は、次の各号の区分に従い当該号において定める申請書を提出しなければならない。この場合、代理人により手続をするときには、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

1. 商標登録出願に関する証明（商標原簿記録事項発給申請をいう。）：「特許法施行規則」別紙第29号書式の発給申請書
 2. 審判に関する証明（審判請求事実証明、審決確定事実証明、審決文送達証明及び決定文送達証明をいう。）：「特許法施行規則」別紙第19号書式の証明申請書
 3. 書類の謄本又は抄本の発給：「特許法施行規則」別紙第29号書式の発給申請書
- ②申請人が電報、口述又は電話で書類の謄本又は抄本の発給や複写の申請をした場合には、書類発給の前までに、第1項により申請書を提出しなければならない。

1. 書類の閲覧

- 1.1 商標登録出願及び審判に関する証明、書類の謄本又は抄本の交付、商標原簿及び書類の閲覧又は複写を必要とする者は、特許庁長又は特許審判院長に対し、これを申請することができる。
- 1.2 書類の交付は、書面だけでなく、オンライン、模写電送でも受領可能であり、一定の手料を納付しなければならない。
- 1.3 申請者が電報や口頭（電話を含む）で書類の謄本又は抄本の発行や複写を申請した場合には、発給までに申請書を提出しなければならないが、代理人の場合には、代理権を証明する書類を添付して申請しなければならない。

2. 書類の搬出禁止

- 2.1 商標登録出願・審査・商標登録異議申立て・審判・再審に関する書類又は商標原簿は、原則として、外部に搬出することができない。
- 2.2 外部に搬出することができない書類であっても、次に該当する場合に限り、外部搬出が許容される。
 - (i) 商標検索、商品分類、審査に関する外部意見問合せ、地理的表示の該否についての関係行政機関に対する意見問合せのために関連書類を搬出する場合
 - (ii) 商標文書電子化業務の委託のために関連書類や商標原簿を搬出する場合

(iii) オンライン遠隔勤務のために関連書類や商標原簿を搬出する場合

3. 書類の公開禁止

商標登録出願・審査・商標登録異議申立て・審判や再審により係属中にある事件の内容又は商標登録可否決定・審決又は決定の内容に関しては、鑑定・証言又は質疑に応答することができない。

第 2 部 商標登錄出願



第1章 商標の定義及び権利区分

関連法令

【商標法】

第2条（定義）

①この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. “商標”とは、自己の商品（地理的表示が使用される商品の場合を除き、サービス又はサービスの提供に関連した物件を含む。以下同じ。）と他人の商品を識別するために使用する標章をいう。
2. “標章”とは、記号、文字、図形、音、におい、立体的形状、ホログラム・動作又は色彩等であって、その構成や表現方式に関係なく商品の出処を示すために使用するあらゆる表示をいう。

3. ～10. （省略）

11. “商標の使用”とは、次の各目の一に該当する行為をいう。

- イ. 商品又は商品の包装に商標を表示する行為
- ロ. 商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡若しくは引渡し、又は譲渡若しくは引渡す目的で展示・輸出又は輸入する行為
- ハ. 商品に関する広告・定価表・取引書類、その他の手段に商標を表示して展示し、又は広く知らせる行為

②第1項第11号各目による商標を表示する行為には、次の各号の一つの方法で表示する行為が含まれる。

1. 標章の形状や音又はにおいて商標を表示する行為
 2. 電気通信回線を通じて提供される情報に電子的方法で表示する行為
- （以下、省略）

【商標法施行規則】

第28条（商標登録出願）

①（省略）

②法第36条第1項により商標登録を受けようとする者は、別紙第3号書式の商標登録出願書に、次の各号の書類、ファイル又は見本等を添付して特許庁長に提出しなければならない。

（以下、省略）

1. 商標の定義

『商標』とは、自己の商品（地理的表示が使用される商品の場合を除き、サービス又はサービスの提供に関連した物件を含む。）と他人の商品を識別するために使用される標章（標章）をいう（法第2条第1項第1号）。商標として使用される『標章』は、①記号、文字、数字、図形、図案、立体的形状、これらの結合又はこれらの色彩を結合したもの、②単一の色彩、色彩の組合せ、ホログラム、連続した動作等、視覚的に認識することができるもの、③音・におい等、視覚的に認識することができないもの、に大きく区分される。

1.1 ‘商品について使用’すること

一般的に、商標法上の『商品』とは、‘それ自体が交換価値を有し、独立した商取引の目的物となる物品’を意味するものであり、よって、熱・香りといった無体物、運搬が不可能な不動産、反復取引の対象となれない骨董品・芸術品、法令上取引が禁止されている麻薬類・有価証券等は、商標法上の商品に該当しない。ただし、容器に入れて独立取引の対象となる‘酒’、‘ガス’、運搬可能な‘組立家屋’等は、商品として認められ、‘ダウンロードが可能なコンピュータプログラム’のようにオンライン上でダウンロードすることができるデジタル商品（digital goods）の場合には、有体性についての議論があり得るものの、情報通信技術の発達に伴う時代的与件の変化と取引の実情を反映して、商標法上の商品として認められる。商標法には商品の概念についての明文の規定がないため、商標制度の目的と施行規則上の商品類区分等を参考にして、社会経済的通念により商品を決定しなければならない。

1.2 ‘サービスについて使用’すること

サービスの提供が独立して商取引の対象とならなければならない。したがって、商品の製造業者又は農・畜・水産業者及び林業者等が商品の販売のために付随的に広告や運送配信等のサービスを提供することは、これに該当しないものと見る。また、他人の利益のために提供されるサービスでなければならない。したがって、自己企業体内部の人事管理や教育、冊子発刊等の業務を遂行することは、これに該当しないものと

見る。そして、商品の販売に付随するサービスの提供であってはならない。したがって、商品販売のためのサービスを提供することは、これに該当しないものとする。

1.3 ‘自他商品を区別するために使用’すること

商標は、自己の業務に関連した商品を他人の商品と区別するために使用するものであって、商品に使用する標章であっても、商人が法律関係の帰属主体を表示するために使用する商号的使用や、単に物品に審美感を与えるためのデザイン的使用や、商品の特性を示す単なる価格表示や評価表示等は、商標としての使用ではない。

1.4 ‘使用’すること

『商標の使用』とは、商標を、商品と関連してその機能を発揮できるようにすることというが、このような商標の使用行為をどの範囲まで認めるべきかは、商標権の保護範囲、商標権の侵害、不使用取消審判等において非常に重要な事項であるため、取引の実情を考慮して、その範囲を明確にしておく必要がある。したがって、法第2条第1項第11号及び第2条第2項では、商標の使用行為を①商品又は商品の包装に商標を表示する行為、②商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡若しくは引渡し、又は譲渡若しくは引渡す目的で展示・輸出又は輸入する行為、③商品に関する広告・定価表・取引書類、その他の手段に商標を表示して展示し、又は広く知らせる行為、④①～③の表示行為を標章の形状や音又ははにおいて表示する行為、⑤①～③の表示行為を、電気通信回線を通じて提供される情報に電磁的方法で表示する行為までを含むものと規定している。

2. 権利の区分

2.1 商標に関する権利は、その使用対象に応じて、商標以外に、団体標章、証明標章、地理的表示団体標章、地理的表示証明標章、業務標章等に区分される。規則別紙第3号書式（商標登録出願書）には、権利区分を表示するように別途の項目があり、権利区分に応じて提出すべき書類、出願の変更、登録要件等が異なるので、審査官は、出願人が登録を受けようとする権利に合うよう権利区分を正しく表示したのかを確認し、

必要な場合、補正要求や拒絶理由通知等の措置を取らなければならない。

- 2.2 各権利毎の定義及び細部審査要領については、第7部「商標以外の権利に対する審査」で定めるところによる。

第2章 商標登録出願人

関連法令

【商標法】

第3条（商標登録を受けることができる者）

- ①国内で商標を使用する者又は使用しようとする者は、自己の商標の登録を受けることができる。ただし、特許庁の職員と特許審判院の職員は、相続又は遺贈の場合を除き、在職中に商標の登録を受けることができない。
- ②商品を生産・製造・加工・販売し、又はサービスを提供する者が共同で設立した法人（地理的表示団体標章の場合には、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者のみで構成された法人に限定する）は、自己の団体標章の登録を受けることができる。
- ③商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することを業とすることができる者は、他人の商品に対し、その商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するのに使用するのみ、証明標章の登録を受けることができる。
- ④第3項にかかわらず、商標・団体標章又は業務標章を出願し、又は登録を受けた者は、その商標等と同一・類似の標章を証明標章として登録を受けることができない。
- ⑤証明標章を出願し、又は登録を受けた者は、その証明標章と同一・類似の標章を商標・団体標章又は業務標章として登録を受けることができない。
- ⑥国内で営利を目的としない業務をする者は、自己の業務標章の登録を受けることができる。

第13条（複数当事者の代表）

- ①2人以上が共同で商標登録出願又は審判請求をし、その出願又は審判に係る手続をする場合には、次の各号の一に該当する事項を除き、各自が全員を代表する。ただし、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告した場合には、その代表者が全員を代表する。

1. 商標登録出願の放棄又は取下げ

2. 第44条による出願の変更
3. 次の各号の一に該当する申請又は出願の取下げ
 - イ. 存続期間更新登録申請
 - ロ. 指定商品追加登録出願
 - ハ. 商品分類転換登録申請
4. 申請の取下げ
5. 請求の取下げ
6. 第115条又は第116条による審判の請求

②第1項各号外の部分ただし書により申告する場合には、代表者に選任された事実を書面で証明しなければならない。

第54条（商標登録拒絶の決定）

審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、商標登録拒絶の決定をしなければならない。

1. ～ 2. （省略）
3. 第3条、第27条、第33条から第35条まで、第38条第1項、第48条第2項後段、同条第4項又は第6項から第8項までの規定により商標登録をすることができない場合
（以下、省略）

【商標法施行規則】

第6条（複数当事者の代表者選定申告等）

①法第13条第1項各号外の部分ただし書により代表者選定を申告しようとする場合、選定された代表者が「特許法施行規則」別紙第2号書式の代表者に関する申告書（国際出願の場合、この規則別紙第1号書式の代表者に関する申告書をいう。）に、次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 選定又は解任に関する事項を証明する書類
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類

②第1項各号外の部分前段により選定された代表者の解任を申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代表者に関する申告書（国際出願の場合、この規則別紙第1号書式の代表者に関する申告書をいう。）に、次の各号の書類を添

付して特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。ただし、第1項による代表者に関する申告書に、先に選定された代表者の解任事実を記載した場合には、この限りでない。

1. 申告内容を証明する書類
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類

③「商標法施行令」（以下、「令」という。）第18条第5項第3号により書類の送達を受けるための代表者を選定して申告しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第2号書式の代表者に関する申告書に、次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 書類の送達を受けるための代表者選定を証明する書類
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類

1. 商標等の登録を受けることができる者

1.1 商標登録を受けることができる者

原則として、「商標登録を受けることができる者」は、国内で商標を使用する者又は使用しようとする者である（法第3条第1項）。したがって、商標を使用していない、又は使用意思がない者は商標登録を受けることができず、単に商標の先占や他人の登録を排除するための商標出願は、拒絶理由となる。これとは別に、特許庁の職員や特許審判院の職員は、在職中に商標登録を受けることができないので（法第3条第1項ただし書）、特許庁の職員や特許審判院の職員の出願については、法第3条第1項により拒絶理由を通知する。

1.2 団体標章・証明標章・業務標章の登録を受けることができる者

‘団体標章・証明標章・業務標章の登録を受けることができる者’については、第7部「商標以外の権利に対する審査」で定めるところによる。

1.3 複数当事者の代表

1.3.1 2名以上が共同で商標登録出願又は審判請求をし、その出願又は審判に係る手続をするときには、原則として、各自が全員を代表する。ただし、代表者を選定して

特許庁長又は特許審判院長に報告すれば、その代表者が全員を代表する。

- 1.3.2 代表者を選定して申告した場合であっても、出願の変更、商標登録出願の放棄又は取下げ、商標権の存続期間更新登録の申請、指定商品の追加登録出願又は商品分類転換登録申請の取下げ、申請の取下げ、請求の取下げ、及び第116条（拒絶決定に対する審判）又は第115条（補正却下決定に対する審判）による審判請求は、複数の当事者全員の同意が必要である。

2. 使用事実及び使用意思の確認

2.1 制度の趣旨

わが国の商標法は、先に出願した者に対して優先的に商標登録を受けることができる権利を付与する先願主義を採用しているが、先願主義の盲点を利用して、実際に使用しない、又は使用する意思のない商標を先占したり、他人の登録を排除する目的で出願したりする 경우가多数ある。このような問題点を補完するために、2011年12月2日商標法改正を通じて、法第3条（商標登録を受けることができる者）を拒絶事由（法第54条第3号）及び無効事由（法第117条第1項第1号）に含め、使用の意思なしに商標の先占等を目的として無分別に商標を出願することを防止することができるよう『使用意思確認制度』を導入して、2012年3月15日から施行することになった。

2.2 商標登録の擬似的な要件

- 2.2.1 商標を出願して登録を受けようとする者は、国内で出願された商標を使用しているか、又は現在使用していなくても、少なくとも使用する意思がなければならない。したがって、出願した商標を使用する意思がない、又は法令等により使用することができない場合には、商標登録を受けることができない。
- 2.2.2 審査官は、出願人が商標を使用した事実や使用する意思がない、又は法令等により客観的に使用することができないという合理的な疑いがかかる場合、法第3条の違反を理由に拒絶理由通知をして、これを確認することができる。

2.3 使用意思等の確認対象

出願人に使用する意思があるのか合理的な疑いがかかる場合としては、次のとおりである。

2.3.1 個人が大規模資本及び施設等が必要な商品を指定した場合

大規模資本及び施設等が必要な商品に該当するかどうかは、指定商品の正確、取引社会の実情等を考慮して合理的に判断するが、個人が十分に行うことのできる業務を過度に狭く解釈してはならない。

《大規模資本、設備等が必要な場合の例》

◦商品：人口衛星、船舶、鉄道車両、自動車、百貨店業、大型ディスカウントマート業、銀行業、証券業、保険業、航空運送業、プロスポーツ団経営業等

2.3.2 牽連関係がない非類似商品の種類を多数指定した場合

- (i) 非類似商品は、原則として、類似群コードが異なる商品群を意味する。
- (ii) 『牽連関係がない非類似商品』とは、商品類が異なることを意味するのではなく、‘電子製品’と‘化粧品’等のように商品間に関連がないものであって、取引社会の実情上、同一業体で取り扱うことが一般的でないと判断される場合をいうものであり、企業の事業拡張性等を考慮して広く解釈する。
- (iii) 多数指定であるかどうかは、牽連関係のない類似商品群を3つ以上指定した場合を原則とするが、出願人が個人であるかどうか、実際の事業範囲、事業拡張性、取引社会の実情等を考慮して合理的に判断することができる。

牽連関係がない場合（例）	牽連関係がある場合（例）
肥料、焼酎、車椅子、コンピュータ、 宿泊業、文具	靴、衣類、化粧品、装身具、時計、宝石
広告業、銀行業、建設業、修繕業、食堂業	印刷業、広告業、放送業、通信業、公演業

2.3.3 個人が法令上一定資格等が必要な商品と関連して牽連関係のない商品を二以上指定した場合

牽連関係がない場合（例）	牽連関係がある場合（例）
病院業、法務サービス業、建築設計業	弁護士業、弁理士業、公認労務士業

2.3.4 その他、出願人が商標を使用する意思なく商標先占や他人の商標登録を排除する目的等で出願するものであると疑いがかかる場合

- (i) 審査官は、該当出願だけでなく、過去や現在の出願・登録履歴や、実際従事している事業範囲等を参考にして、出願人の商標先占等、主観的意図を推定することができる。
- (ii) 出願人が芸能人・放送番組・有名キャラクター等の名称を二以上の非類似商品を指定して出願する場合や、特定の又は多数の商標を多数の非類似商品に出願する場合には、これに該当するものと見る。
- (iii) 加盟本部（法人）のフランチャイズ商標を法人の代表者等の個人が出願する場合は、これに該当するものと見る。
- (iv) 他人が既に製造販売・輸入品目許可・申告を行った医薬品の名称と同じ名称を医薬品の商標として出願する場合は、これに該当するものと見る。

2.4 使用意思等の確認方法

2.4.1 指定商品が包括名称である場合には、包括名称に含まれている一つ以上の商品について使用事実や使用意思がある場合には、包括名称全部について使用意思があるものと見る。

2.4.2 牽連関係がある類似商品群に含まれている一つ以上の商品について使用事実や使用意思がある場合には、牽連関係がある類似商品群全部について使用意思があるものと見る。

2.4.3 出願人の商標使用事実又は意思は、次の資料を参考にして判断する。

(i) 使用事実の証明

事業者登録証・商号登記簿謄本、新聞・雑誌・カタログ・チラシ等の印刷広告物、売場の商品陳列写真、注文伝票・納品書・請求書・領収書等の取引関連書類等

(ii) 使用意思の証明

現在従事している事業と指定商品との関連性、現在は事業とは関連性がないが、今後指定商品に新たに進出する具体的な事業計画等を記述した商標の使用計画書

2.4.4 出願人が商標使用事実を提出した場合であっても、同規定を回避するための名目的な使用と判断される、又は商標使用計画書が形式的で合理的な疑いが解消されない場合、審査官は、商標登録を拒絶することができる。

2.5 使用事実又は使用意思がない場合の効果

商標登録出願の使用事実や使用意思の要件は、商標登録拒絶理由（法第54条第3号）と商標登録無効審判請求の理由（法第117条第1項第1号）に該当する。

《商標使用計画書の例》

商 標 使 用 計 画 書

商標登録出願第2015-XXXXXXX号の出願人は、下記のとおり、指定商品 ‘○○○、○○○、○○○等’ に出願した商標を使用する計画があることを確認します。

 現在出願人が行っている事業

（実際に商品を生産・販売し、又は提供している事実を具体的に列挙し、立証書類を添付する）

 現在の事業と指定商品との関連性（牽連関係がある場合）

（現在行っている事業と今後事業を拡張する指定商品との関連性を説明する）
（非類似商品群が多い場合、類似群毎に説明）

 未使用指定商品に使用する計画

（出願した商標を指定商品に使用する今後の計画を、使用する時期、設備や店舗賃貸計画、販売場所、使用準備状況等を含め、具体的に記述する）
（非類似商品群が多い場合、類似群毎に説明）

年 月 日

（出願人）ソウル特別市陽川区○○路○○番地

○○アパート○○棟○○号

姓 名（法人名称） ○ ○ ○（署名）

（添 付）事業者登録証、事業準備計画書、店舗賃貸契約書等の立証資料

第3章 商標登録出願書類

関連法令

【商標法】

第36条（商標登録出願）

①商標登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 出願人の姓名及び住所（法人の場合は、その名称及び営業所の所在地をいう。）
2. 出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地〔代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名をいう。〕
3. 商標
4. 指定商品及び産業通商資源部令で定める商品類（以下、“商品類”という。）
5. 第46条第3項による事項（優先権を主張する場合のみ該当する。）
6. その他産業通商資源部令で定める事項

②商標登録を受けようとする者は、第1項各号の事項以外に、産業通商資源部令で定めるところに従い、その商標に関する説明を商標登録出願書に記載しなければならない。

③～⑥（省略）

第91条（登録商標等の保護範囲）

- ①登録商標の保護範囲は、商標登録出願書に記載した商標及び記載事項により定められる。
- ②指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類転換登録申請書に記載された商品により定められる。

【商標法施行規則】

第28条（商標登録出願）

- ①（省略）

②法第36条第1項により商標登録を受けようとする者は、別紙第3号書式の商標登録出願書に、次の各号の書類、ファイル又は見本等を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 商標見本（令第2条第3号に該当する標章のみからなる商標の場合は除く）
2. 商標についての説明書（令第2条第2号に該当する標章のみからなる商標及び令第2条第3号に該当する標章を含んだ商標のみ該当する。）
3. 令第2条第3号に該当する標章を含む商標の場合、視覚的表現（当該標章を文字・数字・記号・図形又はその他の方法を通じて視覚的に認識し、特定することができるよう具体的に表現したものをいう。以下同じ。）
4. 視覚的表現に合致する音声ファイル（令第2条第3号に該当する音標章を含む商標のみ該当する。）
5. 視覚的表現に合致する次の各目の一に該当するにお見本（令第2条第3号に該当するにお標章を含む商標のみ該当する。）
 - イ. においを入れた密閉容器（以下、“密閉容器”という。） 3筒
 - ロ. においが添加されたパッチ（以下、“香パッチ”という。） 30枚
6. 動作の特徴を示す映像を収録した電磁的記録媒体（令第2条第2号に該当する連続した動作標章を含む商標のみ該当する。）
7. 別紙第4号書式の定款又は規約の要約書（団体標章登録出願、地理的表示団体標章登録出願、証明標章登録出願及び地理的表示証明標章登録出願のみ該当する。）
8. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類

③～④（省略）

⑤出願人は、次の各号の書類又は物件を特許庁長に提出することができる。

1. 第2項第2号以外の商標についての説明書
2. 指定商品についての説明書
3. 登録しようとする商標をハングルで翻訳し、又は発音をハングルで表記載した説明書
4. 見本の特徴を示す映像を収録した電磁的記録媒体（令第2条第2号に該当する標章のうち単一の色彩、色彩の組合せ、連続した動作を除いた、視覚的に認識することができるものを含む商標のみ該当する。）
5. 楽譜（令第2条第3号に該当する音標章を含んだ商標のみ該当する。）

(以下、省略)

第29条 (商標見本の規格等)

- ①商標見本は、横210ミリメートル、縦297ミリメートルの長方形の用紙に、容易に変色し、又は退色しないように表示し、鮮明に作成しなければならない。
- ②商標見本は、次の各号の区分による該当する号で定める図面又は写真で作成しなければならない。
 1. 色彩を含む商標：彩色した図面又は写真
 2. 立体的形状を含む商標：商標の一面又は複数の側面で構成する等、商標の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真
 3. 連続した動作又はホログラムを含む商標：商標の特定瞬間停止画像や、複数の停止画像を含めた図面又は写真で構成する等、商標の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真
 4. その他視覚的に認識することができる標章を含む商標：該当商標の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真
- ③特許庁長は、次の各号の一に該当する場合には、該当事項を要求することができる。
 1. 商標見本により表示される商標が明確でないと判断される場合：相当な期間を定めて、該当商標についての説明書の提出を要求
 2. 単一の色彩、色彩の組合せ、連続した動作を除く、視覚的に認識することができる標章を含む商標の場合：第28条第5項第4号による電磁的記録媒体の提出を要求

1. 出願書の記載事項

1.1 商標の種類

1.1.1 商標の保護対象の拡大

伝統的に、商品の出处標識として使用されたのは、主に二次元的な平面標章に限定されていたが、今日では多様なマーケティング技法の発達により商標として使用され得る標章の種類も多様となった。このため、わが国の商標法も、立体商標（1998年3月1日）、色彩・ホログラム・動作・その他視覚的商標（2007年7月1

日)、におい・音・その他非視覚的商標(2012年3月15日)等と標章の対象を拡大して、事実上商標として機能するすべての標章を商標の保護対象に拡大した。

1.1.2 標章の構成に応じた商標の種類

令第2条では、商標として使用され得る標章を区分しており、規則別紙第3号書式の商標登録出願書に【商標類型】欄を設け、標章の構成に応じて、出願人に対し①一般商標、②立体商標、③色彩のみからなる商標、④ホログラム商標、⑤動作商標、⑥その他視覚的に認識することのできる商標、⑦音商標、⑧におい商標、⑨その他視覚的に認識することのできない商標のうち一つを選択して出願させるようにし、出願書記載要領10.で9種の商標類型の定義を設けている。

1.1.3 商標類型の重要性

商標の種類に応じて、出願時の提出書類、記載要領、商標見本等が異なるだけでなく、審査時の識別性認定要件及び不登録要件と類否判断方法等に違いがあり、登録商標の保護範囲の解釈にも違いがあることから、商標権侵害の有無や登録商標の使用有無の判断の際に出願人が商標類型をどのように記載したのかが非常に重要な判断基準となる。しかし、出願人は、商標類型の理解と認識が不足していることから、自己の意思とは異なる類型を記載する機会が多いので、審査官は、出願人が商標類型を正確に記載したのかを確認して、不実権利が発生しないようにしなければならない。

1.1.4 出願の商標類型記載事項

区分	商標見本	説明欄記載	視覚的表現	添付資料
一般商標	商標見本1つ	任意	不要	
立体商標	特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は立体写真	任意	不要	使用証拠(立体的形状のみからなる商標)
色彩のみからなる商標	単一色彩や色彩の組合せのみで彩色された1枚の図面又は写真	必須	不要	使用証拠
ホログラム商標	特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真	必須	不要	動画資料(任意)

区分	商標見本	説明欄 記載	視覚的 表現	添付資料
動作商標	特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の 図面又は写真	必須	不要	電磁的記録媒体（必須）
音商標	不要	必須	必須	使用証拠（識別力のない音の 場合） 音声ファイル、楽譜（任意）
におい商標	不要	必須	必須	使用証拠 におい見本
その他 視覚的商標	特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の 図面又は写真	必須	不要	使用証拠 動画資料（任意）
その他 非視覚的商標	不要	必須	必須	使用証拠 その他資料（任意）

1.2 商標類型別記載事項及び商標見本に対する審査

出願人が商標の類型を正確に記載したかどうかは、商標の見本及び説明、商標の視覚的表現、指定商品との関係等、願書の記載事項を総合的に考慮して判断し、次のように処理する。

1.2.1 <削除>

1.2.2 出願人が‘一般商標’以外に立体商標、色彩商標等の非典型商標を指定した場合、上記商標類型必須記載事項を確認し、商標の種類を誤って記載したものと合理的疑いがかかる場合には、出願人に直接確認して補正を誘導し、又は商標法第2条の定義規定違反により拒絶理由を通知する。特に、その他視覚的・非視覚的商標の場合には、列挙された商標類型に含まれないその他非典型商標をいうため、これを厳格に確認する。

1.2.3 音、におい商標及びその他視覚的に認識することのできない商標を出願するとともに視覚的表現を記載していない場合には、出願書を返戻しなければならない（規則第25条第1項第10号）。

1.2.4 一の商標見本のみ提出することができる一般・色彩のみからなる商標を出願するとともに二以上の商標見本を提出した場合、法第38条第1項による一商標一出願違反

により拒絶理由を通知する。

- 1.2.5 立体・ホログラム・動作・その他視覚的商標を出願するとともに商標を正確に把握できるように商標見本を提出していない場合、法第2条商標の定義規定違反により拒絶理由を通知し、同一性が認められる商標見本を追加する補正をする場合、これを認めることとする。商標見本を6枚以上提出し、又は同一性が認められない商標見本が含まれている場合、法第38条第1項による一商標一出願違反により拒絶理由を通知し、商標見本の一部を削除する補正をする場合、これを認めることとする。

2. 登録商標の保護範囲

- 2.1 商標登録を受けると、商標権者が登録商標をその指定商品に独占排他的に使用する積極的効力と、他人が商標権者の許諾なしに登録商標と同一・類似の商標をその指定商品と同一・類似の商品に使用することを禁止することができる消極的効力が発生する。このような商標権の効力が及ぶ範囲は、法第91条（登録商標等の保護範囲）第1項及び第2項により、商標登録出願をした時に出願書に記載した『商標及び記載事項』と『商品』によって定められる。
- 2.2 ここで、商標の保護範囲は、商標見本、すなわち標章それ自体のみで定められるのではなく、出願人が出願書に商標の類型をどのように記載したのかにより保護される標章の性格が決定され、これにより標章の保護範囲も変わり得る。たとえば、立体商標として出願された場合、商品の形状に含まれている個別的な文字や模様等、個別構成要素が保護されるのではなく、文字や模様等を含む商品の全体的な形状がその保護対象となる。また、音やにおいの商標は、視覚的に表現された記号、文字等が保護されるのではなく、視覚的に表現された音、においそれ自体が保護されるものであり、同じ音、においを視覚的に表現することは少しずつ異なり得るため、結局は出願書に添付された音声ファイルやにおい見本により具体的な保護範囲が設定されるのである。したがって、出願人が保護を受けようとする意思通りに商標の類型が正確に記載されたのかを確認して、誤って記載されている場合には拒絶理由通知等を通じて補正するようしなければならない。
- 2.3 登録された商標（標章）の効力が及ぶ商品の範囲は、出願書に記載された指定商品により定められるので、商品が明確に記載されなければならない。

第4章 指定商品

関連法令

【商標法】

第38条（一商標一出願）

- ①商標登録出願をしようとする者は、商品類の区分に従い、1類以上の商品を指定して1商標ごとに1出願をしなければならない。
- ②第1項による商品類に属する具体的な商品は、特許庁長が定めて告示する。
- ③第1項による商品類の区分は、商品の類似範囲を定めるものではない。

【商標法施行規則】

第28条（商標登録出願）

- ①法第36条第1項第4号で“産業通商資源部令で定める商品類”とは、別表1による商品類をいう。
(以下、省略)

1. 指定商品の記載要領

- 1.1 登録商標の効力が及ぶ商品の範囲は‘出願書に記載された指定商品’により定められるので、商品名を具体的に明確に記載しなければならない。
 - 1.1.1 指定商品は、「商品告示」に示されている商品の名称（以下、『正式商品名称』という。）を記載することが原則であるが、出願人が新たな商品名称（以下、『非正式商品名称』という。）も自由に記載することができる。ただし、非正式商品は、実取引社会において独立した商取引の対象となっていなければならない、その名称は具体的に特定することができる程度に明確に記載しなければならない。
 - 1.1.2 出願人は、最初の出願書に記載された指定商品を自発的に補正することができるが、補正を通じて指定商品を削除したり、具体化することはできても、新たな指定商品を追加したり、その範囲を拡大することはできない。複数回の補正をした場合、要旨変更判断基準は、最初の出願書に記載された指定商品を基準とする。

1.1.3 独立した取引が可能な個別・具体的な商品名を記載しなければならないが、例外的に、「商品告示」で認める『狭義の包括名称』及び『広義の包括名称』を記載することもできる。それ以外に包括商品を記載する場合、審査官は、法第38条第1項を適用して拒絶理由を通知しなければならない。

区分	狭義の包括名称	広義の包括名称
定義	同一商品類内の同一類似商品群に属する複数の商品を含む	同一又は複数の商品類内の複数の類似群に属する商品を含む
包括名称事例	履物（第25類、G270101）	衣類（第25類、N25005）
該当する商品又は類似商品群	革靴、運動靴、スリッパ、長靴、防寒靴、ゴルフシューズ等を含む	スポーツ衣類（G430301）、上着（G450101）、韓服（G4502）、下着（G4503）等を含む

1.2 指定商品はハングルで記載することを原則とするが、漢字や外国語を併記することもできる。

1.2.1 ハングルで表記された指定商品の意味を明確にし、又は具体的に説明する必要がある場合には、括弧書きで漢字又は外国語を併記することができる。この場合、ハングルで表記された商品の名称が優先する。ただし、漢字又は外国語表記がハングル表記商品の意味と明確に異なる、又は商品の範囲を拡大させる場合には、法第38条第1項を根拠として拒絶理由を通知する。

1.2.2 外国人が出願した場合、外国語からなる指定商品をハングルで正確に翻訳することが難しく、優先権主張出願において外国語からなる指定商品と国内商品名称との間で正確に一致する商品がない場合が多いため、形式的な翻訳の正確よりは実質的な同一性を基準に、その認否を判断する。したがって、外国語をそのまま翻訳することなくわが国の実情や正式商品名に合うように翻訳した場合はこれを可及的認定し、この場合、併記された外国語が実質的な商品の範囲と意味を把握するにあたり重要な参考資料となり得る。

1.3 商品類区分が誤って記載された場合の処理

1.3.1 指定商品の商品類区分が正しいかどうかは、「商品告示」上のニース分類の一般原則と【別表】商品の名称と類区分を基準として判断する。

- 1.3.2 出願書に記載された指定商品と商品類区分がニース分類と合わないよう記載されている場合には、正確な商品類区分を提示して拒絶理由を通知し、それに応じて正確な商品類区分に補正すれば、これを認める。
- 1.3.3 指定商品の名称が曖昧で該当する商品類区分が明確でない場合には、正確な商品類区分を提示せずに拒絶理由を通知することができ、この場合、指定商品の要旨変更とならない範囲内で明確な商品名称と正確な商品類区分に補正すれば、これを認めるようにする。また、指定商品が多用途の商品で二以上の商品類区分に該当する場合には、これを1用途の商品に限定してそれに該当する商品類区分に補正すれば、これを認めるようにする。

2. 指定商品の審査

2.1 包括性・明確性の判断基準

- 2.1.1 指定商品の包括性又は明快性の判断は、原則として、法第38条第2項、規則第28条第1項により特許庁長が定めて告示する「商品告示」に規定された正式商品名称を基準とする。
- 2.1.2 指定商品の名称を「商品告示」に規定された正式商品名称でなく非正式商品名称で記載した場合、実取引社会において該当商品が現実的に存在し、一の商品類及び一の類似群コードにのみ該当すると審査官が判断した場合には、これを認めることができる。ただし、審査官が非正式商品の機能・用途等の属性や生産・流通等の取引実態を知ることができない場合には、法第38条第1項により拒絶理由を通知して、出願人から指定商品に関する説明資料の提出を受けてその認否を判断しなければならない。
- 2.1.3 指定商品の名称に他人の登録商標が使用されている場合には、商品の範囲が包括的であるか、又は指定商品が不明確な場合に該当するものと見る。

《商品名称に他人の商標名が使用されている場合の例》

<p>◦指定商品を ‘삼성용 컴퓨터 프로그램’ と記載した場合</p> <p>“삼성 (samsung)” は登録された他人の商標で、삼성의どの製品に使用されるのか、삼성製品にのみ使用されるコンピュータプログラムがどのようなものであるのか特定することができない</p>
<p>◦指定商品を ‘iPhone用コンピュータプログラム’ と記載した場合</p> <p>“iPhone” は、スマートフォン、携帯電話に登録されたApple社の商標で、他人の商標を商品の普通名称であるスマートフォンと同一に使用することにより識別力を弱めるおそれがあり、Apple社のiPhoneにのみ使用されるコンピュータプログラムがどのようなものであるのか特定することができない</p>

2.1.4 ニース (NICE) 分類上の代表名称 (Class heading) 又は具体的な商品のリスト (Alphabetical List) に記載されている商品の名称のハングル表記に該当する名称であっても、「商品告示」で認めている名称 (包括名称を含む) と同一でない、又は商品類区分上多数の類に該当し、若しくは「商品基準」上多数の類似群コードに該当する場合には、商品の範囲が包括的であるか、指定商品が不明確な場合に該当する。

2.1.5 広義の包括名称を審査するにあたり、一部類似群コードに属する商品にのみ拒絶理由がある場合には、その類似群コードに属する商品を除外し、拒絶理由がない他の類似群コードに属する具体的な商品に広義の包括名称を補正すれば、その補正を認めるものとする。

《指定商品の細分化により拒絶理由の解消が可能な場合の例》

区分	指定商品
出願当初指定商品	衣類 (第25類、N25005) (含まれる類似商品群 : G430301、G450101、G450102、G4502、G4503、G450401、G4513)
拒絶理由	ネクタイ (G450401) と関連して他人の先登録商標と同一・類似 (法第34条第1項第7号)
補正後の指定商品	ネクタイが属する商品群G450401を除外し、G430301、G450101、G450102、G4502、G4503、G4513に属する具体的な商品に補正

2.1.6 指定商品を卸売業、小売業、販売代行業、販売斡旋業、商品仲介業、修理業、修繕業、接地業、維持管理業又は学院（塾）経営業等と指定した場合には、商品が不明確なものとして拒絶理由を通知する。この場合、指定商品を‘特定商品に対する小売業’又は‘告示された包括商品名称に対する小売業’等と補正する場合には、これを認めるものとする。同種の商品群として分類可能な商品集団の範囲は、該当商品又は商品集団の取引実態、需要者の範囲、供給取引先等を総合的に考慮して判断する。

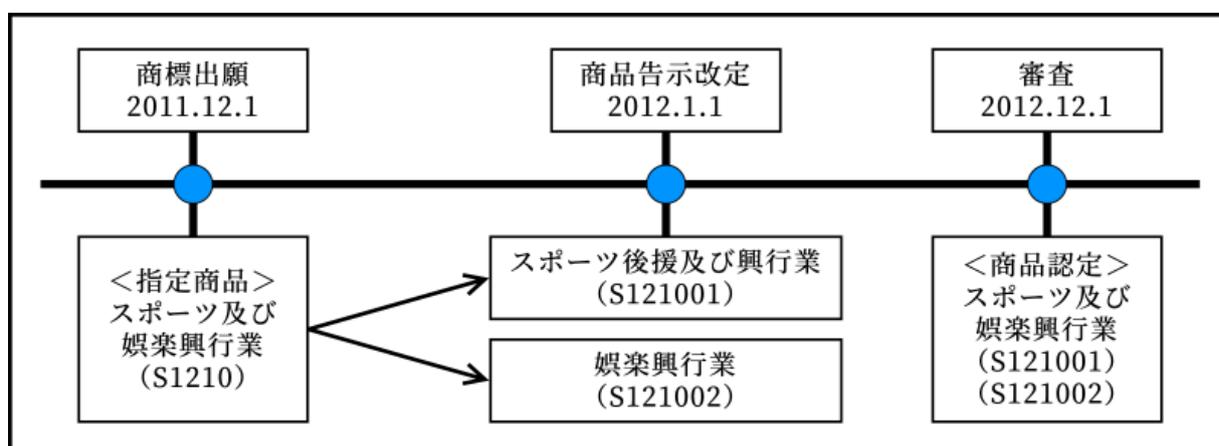
《指定商品が認定／不認定される場合》

認定されない不明確な名称	認定される明確な名称
卸売業、小売業、販売代行業、販売斡旋業、商品仲介業	家具小売業、家具卸売業者、家具販売代行業、家具販売斡旋業、家具仲介業 等
修理業、修繕業、設置業、維持管理業	家具修理業、鞆修繕業、火災警報器設置業、コンピュータハードウェア維持管理業 等
塾経営業	外国語学院経営業、美術学院販売、コンピュータ学院経営業 等

2.2 判断時点

2.2.1 指定商品が商品類区分に合っているか、包括であるか又は不明確であるかを判断する時点は、原則として出願時とし、遡及して適用しない。したがって、「商品告示」の改正により新たな包括名称が導入された場合には、その施行日以降に出願された指定商品から新たな包括名称を認め、その逆の場合もまた同様とする。

《指定商品審査判断時点：出願時》



2.2.2 法第45条により分割出願された指定商品が商品類区分に合っているか、包括であるか又は不明確であるかを判断する時点は、分割出願時ではなく、最初の出願時を基準とする。

第5章 一商標一出願

関連法令及び趣旨

【関連法令は第4章「指定商品」を参照】

【制度の趣旨】

『一商標一出願』の原則は、同一人が一つの同一の商標を二つ以上に重複出願したり、二つの異なる（類似を含む）商標を一つに出願することを許容しないということであって、商標の実体的登録要件ではないが、出願・登録管理及び審査の効率性等、手続上の便宜のために導入された制度である。1997年改正法前には、一つの商品類毎に一つの商標のみが出願できるように制限していたが、商標法条約加入により多類出願制度を導入して、保護を受けようとする商品の範囲を制限しないこととなった。したがって、一つの商標に一つの商品類に属する多数の商品を記載して出願したり、多数の商品類で各類に属する多数の商品を指定して出願することができる。

1. 違反の種類及び違反時の処理と判断時点

1.1 一商標一出願違反の種類

1.1.1 同一人が同一の商標で指定商品のうち一部又は全部を同一に記載して重複出願した場合であって、その違反の要件は、次のとおりである。

- (i) 出願人（登録権者を含む）が同一でなければならない。したがって、出願人が互いに異なる場合には、該当しない。
- (ii) 標章が同一でなければならない。したがって、類似な標章は該当せず、標章が厳格に同一の場合にのみ該当する。
- (iii) 商品が同一でなければならない。ただし、指定商品の全部が同一である必要はなく、その一部のみ同一であっても一商標一出願に違反し、商品の同一性は、指定商品の名称を基準に判断する。包括名称は、原則として、こ

れと同一の名称でなければ一商標一出願違反に該当しない。したがって、各包括名称とこれに属する具体的な個別商品名称が共存しても、一商標一出願違反に該当しないものと見る。

- (iv) 重複出願（登録を含む）が有効に存在しなければならない。したがって、先出願や先登録が消滅した場合には、一商標一出願違反に該当しない。先出願が消滅されずに登録されて権利を維持していたり、審査係属中にあれば、重複出願の時期は問わない。

1.1.2 一つの願書に異なる（類似を含む）二つ以上の商標見本を記載して出願した場合には、商標の類型に応じて、その違反の該否が異なる。

- (i) 一般・色彩のみからなる商標の場合、商標見本欄に二つ以上の異なる商標を記載した場合、一商標一出願違反に該当する。ただし、一つの商標見本に多数の図形や文字等を表示して一つの商標として認識されると見ることができない場合には、一旦拒絶理由を通知して補正書や意見書を通じて商標の性格を明確に確定し、違反の該否を判断する。

- (ii) 音、におい等、非視覚的商標を出願しつつ商標見本欄に文字等を記載した場合には、一商標一出願違反に該当する。

1.2 一商標一出願違反の類型に応じた審査処理方法

出願人が一商標一出願に違反して出願した場合、次の表のように処理するが、出願人に対し、拒絶理由通知の際、該当する商標、指定商品の削除補正及び分割の可否についてともに通知しなければならない。

一商標一出願違反の類型	審査処理方法	補正方法
同一商品に同一商標を重複出願	後願は法第38条第1項違反で拒絶	なし
一部商品に同一商標を重複出願	後願は法第38条第1項違反で拒絶	重複商品の 削除補正
先登録商標と同一の商標を同一商品に 重複出願	出願商標を法第38条第1項違反で拒絶	なし
先登録商標と同一の商標を一部商品に 重複出願	出願商標を法第38条第1項違反で拒絶	重複商品の 削除補正
一つの出願書に同一商品を重複記載	法第59条（職権補正等）により職権削 除後、出願公告決定時に職権補正事項 を通報	—
一般商標又は色彩商標を出願しつつ、 商標見本を複数提出	出願商標を法第38条第1項違反で拒絶	見本の補正
音・におい等非視覚的商標出願時に、 文字等の視覚的商標見本をともに提出	出願商標を法第38条第1項違反で拒絶	商標見本の 削除補正

1.3 一商標一出願違反するかどうかの判断時点

一商標一出願違反するかどうかは、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。したがって、商標登録出願をしたときに違反した場合であっても補正や分割等によって欠陥が治癒されると、登録が可能である。

2. 違反の効果

2.1 商標登録前

拒絶理由（法第54条）と情報提供の理由（法第49条）、異議申立の理由（法第60条第1項）となる。

2.2 商標登録後

一商標一出願の原則は、商標登録に関する実体的な登録要件でなく、手続上の便宜のためのものであるため、この原則に違反して登録された場合であっても、商標登録の無効事由（法第117条第1項）には該当しない。

第6章 条約による優先権主張

関連法令及び趣旨

【商標法】

第46条（条約による優先権の主張）

- ①条約により大韓民国国民に商標登録出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に商標登録出願をした後、同じ商標を大韓民国に商標登録出願して優先権を主張する場合には、第35条を適用するとき、その当事国に出願した日を大韓民国に商標登録出願した日とみなす。大韓民国国民が条約により大韓民国国民に商標登録出願に対する優先権を認める当事国に商標登録出願した後、同じ商標を大韓民国に商標登録出願した場合にも、また同様である。
- ②第1項により優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内に出願しなければ、優先権を主張することができない。
- ③第1項により優先権を主張しようとする者は、商標登録出願の際、商標登録出願書に、その旨、最初に出願した国家名及び出願年月日を記載しなければならない。
- ④第3項により優先権を主張した者は、最初に出願した国家の政府が認定する商標登録出願の年月日を記載した書面、商標及び指定商品の謄本を、商標登録出願の日から3ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。
- ⑤第3項により優先権を主張した者が第4項の期間内に同項による書類を提出しなかった場合には、その優先権主張は、効力を喪失する。

【商標法施行規則】

第38条（優先権証明書類の提出）

法第46条第4項による書類の提出は、「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書による。この場合、次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 優先権証明書類のハングル翻訳文 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

【パリ条約】

第6条の5C

(2)本国において保護されている商標の構成部分に変更を加えた商標は、その変更が、本国において登録された際の形態における商標の識別性に影響を与えず、かつ、商標の同一性を損なわない場合には、他の同盟国において、その変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない。

【制度の趣旨】

『条約による優先権主張』とは、わが国国民に商標登録出願に対する優先権を認める当事国国民が、その当事国又は他の締約国（第一国）に商標出願をした後、同一の商標をわが国（第二国）に商標出願して優先権を主張する場合、出願順位の判断基準（法第35条）を適用するにあたり、その当事国に出願した日をわが国に出願した日とみなすことをいう。今日、商品と貿易の国際間取引の活性化により複数の国家で商標登録を受けようとする場合、出願人は個別の国毎に同時に出願しなければならないが、この場合、時間、距離、言語及び各国の異なる制度等により、事実上同時出願が不可能であるため、パリ条約（第4条A(3)）は、優先権主張制度を設けて、内国民待遇原則の実効性を保障する一方、商標の国際的な保護を図っている。

1. 優先権主張の要件

1.1 正式に出願日の付与を受けたもののうち最も早い第一国出願であること

優先権主張の基礎となることができる出願は、同盟国において正式に受理されて出願日が付与された出願の中で、出願日が最も早い第一国出願に限る。したがって、出願後にその出願が無効・取下・放棄又は拒絶決定がされた場合にも、これを基礎として優先権主張をすることができるが、出願日が遅い第二国又は第三国の出願を優先権主張の基礎とすることはできない。なぜなら、これを優先権主張の基礎として許容する場合、優先権を主張することができる期間が実質的に延長される結果をもたらすためである。

1.2 優先権主張をすることができる者の出願であること

1.2.1 優先権主張をするためには、パリ条約、WTO、商標法条約等の国際条約や、わが国との条約締結を通じて大韓民国国民に優先権主張を認めた国（以下、『同盟国』という。）の国民又は非同盟の国民であって、同盟国内に住所又は営業所を有する者でなければならない。

1.2.2 また、わが国における優先権主張出願人は、出願日が最も早い第一国の出願人と同一人であるか、又はその承継人であって、わが国に出願する権利を有する者でなければならない。同一人であるかどうかの判断は、出願時でなく、登録可否決定時を基準とし、出願人による優先権主張の認否は、次の基準により判断する。

(i) 最初の出願国に“A”という名義で出願をし、途中で“B”という名義に変更した後、韓国に“B”という名義で出願する場合、優先権主張を認定

(ii) 最初の出願国に“A”という名義で出願をし、途中で“B”という名義に変更したが、韓国に“A”という名義で出願する場合、優先権主張を不認定

(iii) 最初の出願国に“A”という名義で出願をし、韓国に“B”という名義で出願するとともに、韓国では優先権を主張して出願することができる権利を“B”に譲渡するという証明書類を提出する場合、優先権主張を認定

1.3 優先権主張の対象商標及び指定商品が同一であること

1.3.1 わが国に出願した商標は、第一国に出願した商標と同一でなければならない。ただし、商標の同一性は、物理的同一性を意味するのではなく実質的同一性を意味するもので、パリ条約（第6条の5C(2)）の趣旨を考慮して、各国の制度上の違いによる不可避な変更や付記的な部分の削除又は変更は、同一性を認定し、法第40条第2項の要旨変更にも該当しないものと見る。

1.3.2 わが国に出願した指定商品は、第一国に出願した指定商品と同一でなければならない。ただし、この場合にも、指定商品の実質的同一性を意味するものであって、各国の商品分類及び認定商品名称等、制度上の違いや商品取引の実態等の違いに

よる不可避な変更や、指定商品の説明等、付記的な部分の削除や変更は同一性を認定し、法第40条第2項の要旨変更にも該当しないものと見る。

《優先権の主張を認めることができる場合》

- 第一国では認めている包括名称をわが国では認めていない場合、これに含まれる個別的な商品名称で複数個指定して出願した場合
- 第一国出願時の外国語からなる商品名称をハングルに翻訳して出願するとともに、同一性が認められる範囲内で、文字どおりに翻訳せずに、わが国の取引実情や正式商品名称に合うように修正して出願した場合

1.4 優先権主張期間内に出願すること

優先権を主張するためには、第一国出願の日から6ヶ月以内に、わが国に出願しなければならない。この場合、第一国出願の日自体は期間の計算には含まれず（初日不算入）、期日が公休日である場合は、公休日が終わった最初の勤務日まで延長される。

1.5 優先権主張の旨を記載して証明書類を提出すること

優先権主張の旨は、出願人が出願時に必ず記載しなければならない。出願時にこれを記載しなかった場合、補正書等を通じて優先権主張をすることはできない。優先権主張の旨は、商標登録出願書の【優先権主張】欄に、出願国、出願番号、出願日等を記載するようにしており、記載内容が誤っている場合は、これをおって補正することができ、優先権主張の証明書類は、出願日から3ヶ月以内に提出すればよい。

2. 優先権の種類による処理

2.1 全部優先権 (total priorities)

わが国に出願した指定商品全部に対して優先権を主張した商標登録出願をいうもので、大部分の優先権主張は、これに該当する。

- 2.1.1 審査官は、出願人が提出した優先権主張書類を通じて、商標登録出願が優先権主張の要件をすべて満たしているかを確認する。特に、指定商品が第一国に出願したものと実質的に同一であるか、商品毎に確認しなければならない。
- 2.1.2 優先権主張を認めることができない場合、その旨と理由を記載した優先権主張不認定予告通知をし、定められた期間内に出願人の意見書・補正書の提出がなかった場合、又は意見書・補正書の提出があっても認めることができない場合には、優先権主張不認定確定通知をする。
- 2.1.3 審査官は、必要な場合、優先権主張不認定予告通知と拒絶理由通知を別個の書式で同時に発送することができ、出願人は、優先権主張不認定予告通知や拒絶理由通知に対する意見を、それぞれ又は一つの意見書で提出することができる。

2.2 部分優先権 (partial priorities)

わが国に出願した指定商品の一部について優先権を主張した商標登録出願をいう。

- 2.2.1 審査官は、優先権を主張した商品以外の残りの指定商品については、優先権主張不認定予告通知をする。
- 2.2.2 審査官は、優先権主張認定商品と不認定商品を区分して審査点検票に記載し、法第35条（先願）を適用する際に、該当指定商品のみ優先権主張を認めて審査する。
- 2.2.3 優先権主張を認めない残りの指定商品は、わが国への出願日を基準に審査する。
- 2.2.4 出願人が出願の際に第一国出願に含まれていない指定商品について優先権主張をしない旨の書類を提出した場合、当該指定商品については、別途優先権主張不認定予告通知をせずに優先権主張を不認定し、審査を進行する。

2.3 複合優先権 (multiple priorities)

二以上の異なる第一国出願を根拠として、二以上の異なる指定商品について、それぞれ優先権を主張して出願したものをいう。

- 2.3.1 複合優先権主張がある場合、指定商品毎に優先権が認められる商品（優先日が早い順に、“優先権1、優先権2、…”等に区分）と認められない商品を分類した後、これを審査点検票に記載し、法第35条を適用する際に、それぞれの優先権主張日を基準に審査する。
- 2.3.2 優先権の主張がない指定商品については、部分優先権と同様に処理する。

3. 分割又は変更出願時の優先権主張の審査

【商標法】

第44条（出願の変更）

①～②（省略）

③第1項及び第2項により変更された出願（以下、“変更出願”という。）は、最初の出願をした時に出願したものとみなす。ただし、第46条第1項による優先権の主張がある、又は第47条第1項による出願時の特例を適用する場合には、この限りでない。

④～⑤（省略）

第45条（出願の分割）

①（省略）

②第1項により分割する商標登録出願（以下、“分割出願”という。）がある場合、その分割出願は、最初に商標登録出願をした時に出願したものとみなす。ただし、第46条第1項による優先権主張がある、又は第47条第1項による出願時の特例を適用する場合には、この限りでない。

- 3.1 法第44条第3項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定の導入趣旨は、最初の出願時に優先権主張をできなかつたり、優先権主張の証憑書類を出願の日から3ヶ月以内に提出できなかった場合にも、分割又は変更出願時に優先権の主張や証憑書類の提出を許可することにより、出願人の便宜を高めるためである。
- 3.2 優先権主張出願を分割若しくは変更出願し、又は優先権主張をしなかった出願を分割又は変更しつつ優先権主張をする場合には、第一国出願の日から6ヶ月以内の出願要

件（法第46条第2項）は最初の出願の日を基準に判断し、優先権主張の旨の記載及び
証明書類の提出要件（法第46条第3項・第4項）は分割又は変更出願の日を基準に判断
する。

4. 適法な優先権主張の効果

優先権の主張が認定される出願や指定商品は、法第35条（先願）を適用するにあたり、
第一国出願の日をわが国に出願した日とみなす（法第46条第1項）。したがって、法第3
5条以外に、法第34条等、他の条文を適用する場合には、出願日を基準とする。優先権
の主張が不認定された出願であっても、指定商品はそのまま有効であるが、法第35条
（先願）を適用するにあたり、出願日をわが国に出願した日とみなす。

5. 不適法な優先権主張の処理

第一国出願の日から6ヶ月以内に出願していない、又は出願日から3ヶ月以内に優先権主
張の証明書類を提出していない出願の優先権主張は、その効力を当然喪失し、審査官は、
審査点検票に優先権主張不認定事由を簡単に記載し、商標審査画面において優先権主張
の不認定を最終的に確定入力することにより処理する。

第7章 出願時の特例

関連法令及び趣旨

【商標法】

第47条（出願時の特例）

①商標登録を受けることができる者が、次の各号の一に該当する博覧会に出品した商品に使用した商標を、その出品日から6ヶ月以内に、その商品を指定商品として商標登録出願をした場合には、その商標登録出願は、その出品をした時に出願したものとみなす。

1. 政府又は地方自治団体が開催する博覧会
2. 政府又は地方自治団体の承認を受けた者が開催する博覧会
3. 政府の承認を受けて国外で開催する博覧会
4. 条約当事国の領域で、その政府やその政府から承認を受けた者が開催する国際博覧会

②第1項の適用を受けようとする者は、その旨を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を商標登録出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第189条（出願時及び優先審査の特例）

①国際商標登録出願に対し第47条第2項を適用する場合、“その旨を記載した商標登録出願書を特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を商標登録出願日から30日以内に”は、“その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を産業通商資源部令で定める期間内に”と見る。

②（省略）

【商標法施行規則】

第90条（出願時の特例に関する書類の提出期間）

法第189条第1項で“産業通商資源部令で定める期間”とは、法第180条第2項本文による国際登録日（大韓民国を事後指定した場合には、同項ただし書による事後指定日）から3ヶ月をいう。

【パリ条約】

第11条（博覧会出品の仮保護）

- (1)同盟国は、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明、実用新案、意匠及び商標に仮保護を与える。
- (2)(1)の仮保護は、第4条に定める優先期間を延長するものではない。後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとすることができる。
- (3)各同盟国は、当該産品が展示された事実及び搬入の日付を証明するために必要と認める証拠書類を要求することができる。

【制度の趣旨】

パリ条約第11条においては、同盟国の領域内で開催される公式的又は公式的に認められた国際博覧会に出品された商品について、各国の国内法令により商標に対する仮保護を与えるよう規定しているが、これは、博覧会に出品した商品に使用した商標については、一定期間の間、先願主義の例外を認めることにより、博覧会の権威と博覧会に出品した者を保護するために設けられた制度である。わが国商標法においても、このようなパリ条約の規定を履行するために、出願時の特例を導入して運営している。

1. 出願時の特例主張の要件

1.1 該当博覧会に出品すること

- 1.1.1 出願時の特例主張の認定を受けることができる博覧会は、法第47条第1項各号に規定する、①政府又は地方自治団体が開催する博覧会、②政府又は地方自治団体の承認を受けた者が開催する博覧会、③政府の承認を受けて国外で開催する博覧会、④条約の当事国の領域内で、その政府やその政府から承認を受けた者が開催する国際博覧会をいう。

1.1.2 政府又は地方自治団体の承認は、該当博覧会開催自体の承認を意味する。ただし、国際公認機関の公認を受けている場合には、政府の承認を受けているものとみなし、博覧会自体の開催のみを目的に政府の認可を受けて設立された法人が開催する博覧会は、政府による別途承認がなくてもこれに含まれ、また、『政府』は、国家機関を意味し、外国の政府の範囲は、国家機関はもちろん、州政府、共和国政府を含む。

1.2 出品者本人又はその正当な承継人が出願すること

博覧会において当該商標を使用した商品の出品者本人、又はその正当な承継人が出願しなければならない。したがって、会社名での博覧会に出品し、代表者個人の名義で出願する場合には、出願時の特例の認定を受けることができない。

1.3 出品した商品及び使用した商標と同一であること

出願時の特例を主張するためには、該当博覧会に出品した商品に使用した商標でなければならない。したがって、博覧会に出品した商品に使用した商標と同一でなければならない。指定商品も、博覧会に出品した商品と同一でなければならない。

1.4 出品日から6ヶ月以内に出願書にその旨を記載して主張すること

出願時の特例を適用を受けようとする場合、博覧会出品日から6ヶ月以内に出願しなければならない。したがって、出願書にその旨を記載して出願時に主張しなければならない。したがって、出願時に主張しなければ、追って意見書等を通じこれを主張することができない。証明書類は、出願の日から30日以内に提出しなければならない。国際商標登録出願の場合には、出願時の特例を主張しようとする者は、その旨を記載した書面及びこれを証明することができる書類を国際登録日（大韓民国を事後指定した場合には、事後指定日）から3ヶ月以内に提出するよう特例規定（法第189条第1項、規則第90条）を置いている。

2. 出願時の特例主張に対する処理

2.1 出願時の特例主張が認められない場合

出願人に対し、出願時特例不認定予告通知書を発送し、意見提出の機会を与えなければならず、出願人の意見（提出された意見を不認定する場合を含む。）や補正がない場合、出願時特例不認定確定通知をする。出願時の特例主張を不認定する場合には、出願日に申請したものと同様、審査しなければならない。

2.2 出願時の特例主張が認められる場合

該当博覧会に出品をした時に申請したものと同様。ただし、優先権主張とは異なり、法第35条の規定だけでなく、出願日を基準に判断するすべての条文を適用するにあたり、博覧会出品日を基準に判断する。

第3部 出願の補正・ 分割・変更



第1章 出願の補正

関連法令及び趣旨

【商標法】

第40条（出願公告決定前の補正）

①出願人は、次の各号の区分による時までは、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲で、商標登録出願書の記載事項、商標登録出願に関する指定商品及び商標を補正することができる。

1. 第57条による出願公告の決定がある場合：出願公告の時まで
2. 第57条による出願公告の決定がない場合：第54条による商標登録拒絶決定の時まで
3. 第116条による拒絶決定に対する審判を請求する場合：その請求日から30日以内
4. 第123条により拒絶決定に対する審判において審査規定が準用される場合：第55条第1項・第3項又は第87条第2項・第3項による意見書提出期間

②～③（省略）

第41条（出願公告決定後の補正）

①出願人は、第57条第2項による出願公告決定謄本の送達後に、次の各号の一に該当するに至った場合には、当該号で定める期間内に、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲で、指定商品及び商標を補正することができる。

1. 第54条による商標登録拒絶決定又は第87条第1項による指定商品の追加登録拒絶決定の拒絶の理由に示された事項に対し第116条による審判を請求した場合：審判請求日から30日
2. 第55項第1項及び第87条第2項による拒絶理由の通知を受け、その拒絶理由に示された事項に対し補正しようとする場合：該当拒絶理由に対する意見書提出期間
3. 異議申立てがある場合に、その異議申立ての理由に示された事項に対し補正しようとする場合：第66条第1項による答弁書提出期間

- ②第1項による補正が第40条第2項各号の一に該当する場合には、商標登録出願の要旨を変更しないものとみなす。
- ③商標権の設定登録があった後に、第1項による補正が第40条第2項各号の一に該当しないものと認められた場合には、その商標登録出願は、その補正をしなかった商標登録出願に関して商標権が設定登録されたものとみなす。

【制度の趣旨】

『出願の補正』とは、出願の手續上又は内容上の欠缺を、特許庁長等の命令により、又は出願人が自発的に適法に補充し、若しくは訂正することをいう。これは、出願人が出願方式等を正確に分からないことから発生した出願手續上の欠缺や、審査官が審査過程で発見した欠缺等について、出願の本質的な内容を変更しない範囲内で補正することができる機会を与えることにより、出願人の利益を保護するとともに、再出願による煩雑さを防止しようとするものである。

1. 補正の区分

補正の種類は、その内容により手續補正と実体補正に、その種類により特許庁長等の補正命令による補正と出願人による自発補正、及び審査官による職権補正に区分することができる。

2. 手續補正（法第39条）

- 2.1 『手續補正』とは、出願の手續に関する形式的な要件の欠缺を補充し、又は訂正することをいうが、命令による補正と自発補正がある。
- 2.2 特許庁長や特許審判院長は、商標に関する出願・請求、その他の手續が、①行為能力又は代理人権の範囲に関する規定に違反した場合、②法令で定めた方式に違反した場合、③手数料を納付しなかった場合には、期間を定めて、補正を命ずるよう規定（法第39条）している。
- 2.3 命令による補正は、特許庁長が指定した期間内にしなければならないが、それとは別に、出願人は、登録可否決定通知書が送達される前まで、自発的に補正が可能である。

- 2.4 補正が適合する場合、手続に関する欠缺が治癒されたものとして手続が継続するが、補正命令を受けた者が指定した期間に補正をしなければ、特許庁長等は、商標に関する手続を無効とすることができる（法第18条）。

3. 実体補正（法第40条～第41条）

3.1 意義

『実体補正』とは、商標出願の実体的な内容と関連がある商標と指定商品、商標登録出願書の記載事項を補充し、又は訂正することをいう。実体補正は、手続補正とは異なり、命令による補正があり得ず、出願人による自発補正が原則であり、例外的に、審査官による職権補正がある。

3.2 自発補正可能時期

法には、出願公告決定前の補正（法第40条）と出願公告決定後の補正（法第41条）に分けて補正時期を規定しているが、出願人が自発補正することができる期間を分かりやすく手続段階毎に整理すると、次のとおりである。

- 3.2.1 出願人は、出願公告前や拒絶理由通知前に、いつでも、商標と指定商品、商標登録出願書の記載事項を自発補正することができる。
- 3.2.2 出願公告されることなく拒絶理由通知を受けた場合には、意見書提出期間だけでなく、提出期間が過ぎた後、拒絶決定書の送達を受ける前までは、商標と指定商品、商標登録出願書の記載事項を自発補正することができる。
- 3.2.3 出願公告決定謄本が送達された場合には、原則として、商標と指定商品を補正することができない。ただし、例外として、①出願公告決定後に審査官が拒絶理由を通知した場合には意見書提出期間（手続継続申請時は2ヶ月延長）以内に、②異議申立てがあった場合には答弁書提出期間以内のみ補正することができる。
- 3.2.4 出願公告されたことのない出願（指定商品追加登録出願及び商品分類転換登録申請を含む）についての拒絶不服審判が請求された場合には、①審判請求日から30日以内に、②審判官が職権で拒絶理由を通知した場合には、意見書の提出期間（手続継続申請時、2ヶ月延長）以内のみ補正することができる。

- 3.2.5 出願公告されたことのある出願に対する拒絶不服審判（異議決定により拒絶された出願及び指定商品追加登録出願を含む）が請求された場合には、審判請求日から30日以内、又は審判官が職権で拒絶理由を通知した場合には、意見提出期間以内（手続継続申請時、手続継続申請期間以内）に補正することができる。
- 3.2.6 拒絶不服審判請求が認容されて取消差戻された出願を再審査する場合、上記3.2.1～3.2.5に定められた期間以内に補正することができる。

3.3 自発補正の補正範囲

- 3.3.1 最初の出願の要旨を変更しない範囲内で、出願公告決定前には、商標登録出願書の記載事項、指定商品及び商標の補正が可能（法第40条第1項）であり、出願公告決定後には、指定商品及び商標の補正が可能（法第41条第1項）である。
- 3.3.2 法には、出願公告決定後の補正において、商標と指定商品以外の商標登録出願書の記載事項に対する自発補正可否についての規定はないが、法第40条との衡平性及び法令で特に補正を制限する規定がないため、商標と指定商品の補正可能時期に、商標登録出願書の記載事項に対する補正も可能であると見なければならないであろう。したがって、商標の種類や商標説明欄、優先権主張等、出願書の記載事項が誤っている場合には、出願人が自発補正することができると思われなければならない。審査官は、他の出願の記載事項が誤っている場合には、出願人に対し自発補正するように拒絶理由通知をしなければならない。

3.4 補正の効果

- 3.4.1 補正が適法な場合には、商標と指定商品が補正された内容のとおり最初の出願日に出願されたものとみなす。したがって、法第91条（登録商標等の保護範囲）の登録商標の保護範囲も、最後に補正された商標と指定商品により定められる。
- 3.4.2 補正期間が経過して提出された補正書の場合には、当該補正を不適法な補正と見出し出願人に返戻し（規則第25条第1項第13号）、原出願を基準に審査する。複数の補正がある場合には、審査官が最終承認した補正を基準に審査する。
- 3.4.3 補正の内容が要旨変更該当する場合には、第2章「出願の要旨変更及び補正却下」で定めるところによる。

第2章 出願の要旨変更及び補正却下

関連法令及び趣旨

【商標法】

第40条（出願公告決定前の補正）

①出願人は、次の各号の区分による時までは、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲で、商標登録出願書の記載事項、商標登録出願に関する指定商品及び商標を補正することができる。

1. 第57条による出願公告の決定がある場合：出願公告の時まで
2. 第57条による出願公告の決定がない場合：第54条による商標登録拒絶決定の時まで
3. 第116条による拒絶決定に対する審判を請求する場合：その請求日から30日以内
4. 第123条により拒絶決定に対する審判において審査規定が準用される場合：第55条第1項・第3項又は第87条第2項・第3項による意見書提出期間

②第1項による補正が次の各号の一に該当する場合には、商標登録出願の要旨を変更しないものとみなす。

1. 指定商品の範囲の減縮
2. 誤記の訂正
3. 不明瞭な記載の釈明
4. 商標の付記的な部分の削除
5. その他第36条第2項による標章に関する説明等、産業通商資源部令で定める事項

③商標権設定登録があった後に、第1項による補正が第2項各号の一に該当しないものと認められた場合には、その商標登録出願は、その補正書を提出した時に商標登録出願をしたものとみなす。

第41条（出願公告決定後の補正）

①出願人は、第57条第2項による出願公告決定謄本の送達後に、次の各号の一に該当するに至った場合には、当該号で定める期間内に、最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲で、指定商品及び商標を補正することができる。

1. 第54条による商標登録拒絶決定又は第87条第1項による指定商品の追加登録拒絶決定の拒絶の理由に示された事項に対し第116条による審判を請求した場合：
審判請求日から30日
 2. 第55項第1項及び第87条第2項による拒絶理由の通知を受け、その拒絶理由に示された事項に対し補正しようとする場合：該当拒絶理由に対する意見書提出期間
 3. 異議申立てがある場合に、その異議申立ての理由に示された事項に対し補正しようとする場合：第66条第1項による答弁書提出期間
- ②第1項による補正が第40条第2項各号の一に該当する場合には、商標登録出願の要旨を変更しないものとみなす。
- ③商標権の設定登録があった後に、第1項による補正が第40条第2項各号の一に該当しないものと認められた場合には、その商標登録出願は、その補正をしなかった商標登録出願に関して商標権が設定登録されたものとみなす。

第42条（補正の却下）

- ①審査官は、第40条及び第41条による補正が第40条第2項各号の一に該当しないものである場合には、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- ②審査官は、第1項による却下の決定をした場合には、その決定の謄本を出願人に送達した日から30日が過ぎる前までは、その商標登録出願に対する商標登録可否の決定をしてはならず、出願公告することを決定する前に第1項による却下の決定をした場合には、出願公告の決定もしてはいけない。
- ③審査官は、出願人が第1項による却下の決定に対し第115条により審判を請求した場合には、その審判の審決が確定されるまで、その商標登録出願の審査を中止しなければならない。
- ④第1項による却下の決定は、書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。
- ⑤第1項による却下の決定（第41条による補正に対する却下の決定に限る）に対しては、不服することができない。ただし、第116条による拒絶決定に対する審判を請求する場合には、この限りでない。

第115条（補正の却下決定に対する審判）

第42条第1項による補正の却下決定を受けた者がその決定に不服する場合には、その決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

【商標法施行規則】

第34条（補正の却下決定）

①審査官は、法第42条第1項により補正を却下する決定をする場合、次の各号の事項を記載した書面でしなければならない。

1. 商標登録出願番号（国際商標登録出願の場合には、国際登録番号）
2. 商品類区分
3. 商標登録出願人の姓名と住所（法人の場合は、その名称と営業所の所在地）
4. 商標登録出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名と住所又は営業所の所在地
5. 却下決定の主文とその理由
6. 却下決定年月日

②審査官は、第1項による決定をしようとする場合には、特許庁長に報告し、第1項による書面に記名した後、捺印しなければならない。

【制度の趣旨】

『出願の要旨』とは、出願書に示された商標出願の本質であって、商標登録出願書の記載事項、商標及び指定商品により構成されるが、『要旨の変更』とは、最初の出願の内容と補正内容を比較した結果、商標又は指定商品等が実質的な同一性を認めることができない程度に著しく変更された場合をいう。当初出願の要旨を変更することを許容した場合、後の出願人やその他第三者の利益を侵害するおそれがあり、また、審査手続上混乱を招き得るため、商標法においては要旨の変更を認めていない。

1. 要旨変更でない場合**1.1 指定商品の範囲の減縮（法第40条第2項第1号）**

1.1.1 『指定商品の範囲の減縮』とは、最初の出願の指定商品の一部を削除し、又は限定する場合をいい、指定商品をその範囲内で細分化することも、要旨の変更と見ない。

- 1.1.2 最初の出願書の指定商品の範囲を拡大し、又は変更することなく、その範囲内で指定商品を追加する補正は、要旨の変更と見ず、また、指定商品の一部を削除する補正をした後、さらに最初の出願書に含まれている指定商品を追加する補正は、要旨の変更と見ない。

《要旨変更には該当しない場合の例》

出願商品	補正商品
衣類	衣類、下着、ズボン
キムチ	キムチ、総角キムチ、葱キムチ

1.2 誤記の訂正（法第40条第2項第2号）

『誤記の訂正』とは、標章や指定商品の記載が出願人の手違いにより誤って表示されていた場合に、これを訂正することをいい、標章の訂正は、誤記であることが客観的に明白な場合に限り訂正を認め、指定商品の訂正は、実質的な内容が変更されない場合、出願人の意思を尊重して可及的認めるようにする。

1.3 不明瞭な記載の釈明（法第40条第2項第3号）

『不明瞭な記載の釈明』とは、当該指定商品の意味や内容を明確にするために、指定商品の名称に漢字又は英文等を付記することをいい、これを必要以上過度に長く付記し、又は誤って付記する場合は、要旨の変更と見る。

1.4 商標の付記的な部分の削除（法第40条第2項第4号）

『商標の付記的な部分』とは、商標の構成のうち、付記的なものに過ぎないためこれを削除したとしても商標の外観・称呼・観念等に重要な影響がない部分をいい、これを削除訂正することは、要旨の変更と見ない。

- 1.4.1 商標の構成中、付記的な部分に『KS (訳注：韓国工業標準)』、『JIS (日本工業規格)』、『特許』、『実用新案』、『意匠』、『〇〇博覧会〇〇賞受賞』、『〇〇長官賞受賞』、『〇〇認証』等の文字や記号、又は商品の産地、販売地、品質等の性質を表示する文字がある場合、これを削除することは、原則として要旨の変更と見ない。
- 1.4.2 商標の構成のうち付記的な部分に法第34条第1項第1号イ目～ホ目で規定する大韓民国の国旗、著名な国際機関の名称等を含んでいる場合、これを削除することは、原則として要旨の変更と見ない。
- 1.4.3 商標の構成中に『株式会社』、『株』等、法人であることを表示する文字がある場合、これを削除することは、原則として要旨の変更と見ない。
- 1.4.4 商標の構成のうち付記的な部分に指定商品と一致する商品名を表示した場合、これを削除することは、要旨の変更と見ない。

1.5 その他、要旨変更と見ない場合

- 1.5.1 一般商標を出願しつつ標章の一部色彩を変更する場合、原則として要旨の変更と見ない。ただし、商標の外観・称呼・観念等に重要な影響を及ぼしたと判断される場合には、要旨の変更に該当するものと見る。
- 1.5.2 商標見本において記号・文字・図形等が鮮明でない場合、同一性が認められる範囲内でこれを鮮明に修正し、又は同一性が認められる範囲内で見本全体の大きさを変更することは、原則として要旨の変更と見ない。
- 1.5.3 地理的表示団体標章の場合、商標の主要部が地理的表示であるため、これを除いた標章の残りの部分を削除する補正は、原則として要旨の変更と見ない。
- 1.5.4 標章に関する説明書の記載事項を明確にするために直す場合には、原則として要旨の変更と見ない。
- 1.5.5 二以上の図面又は写真が互いに一致せず、又は鮮明でない場合に、これを補完するために、その図面又は写真を修正又は取り替える場合には、要旨の変更と見ない。ただし、商標の外観・称呼・観念等に重要な影響を及ぼすと判断される場合には、要旨の変更に該当するものと見る。

- 1.5.6 ‘視覚的表現’と一致しない音声ファイル、におい見本を視覚的表現に合うように修正又は交換する場合には、要旨の変更と見ない。
- 1.5.7 包括名称をその名称に含まれる具体的な名称に細分する場合（該当包括名称をそのまま残したまま細分する場合を含む。）には、原則として要旨の変更と見ない。

2. 要旨変更該当する場合

2.1 国内出願

- 2.1.1 商標の構成のうち付記的部分でなく主要部と結合されている、又は商標の構成上大きな比重を占める普通名称、品質表示、顕著な地理的名称等を示す文字、図形、記号を変更し、又は追加若しくは削除することは、要旨の変更と見る。
- 2.1.2 外国語や漢字のみからなる商標をハングル音訳に変更したり、その商標の上下左右にハングル音域を追加併記し、又は併記された商標の一部を削除する等、商標の観念、称呼には実質的な影響はないが、外観に大きな影響を与える場合、要旨の変更と見る。

《要旨変更該当しない場合、又は該当する場合の例》

最初の出願商標	国旗・国家の削除	『株』の削除	性質表示の削除	ハングル併記
				
	要旨変更でない	要旨変更でない	要旨変更でない	要旨変更

2.2 国際商標登録出願

マドリッド議定書による国際出願（地理的表示団体標章を含む）は、基礎出願や基礎登録商標見本を基礎として出願をしなければならないので、指定国において商標見本の補正が許容されず、したがって、商標見本の変更があった場合、すべて要旨の変更と見る。

3. 非典型商標の要旨変更該否の判断

3.1 色彩のみからなる商標

色彩のみからなる商標に色彩を新たに結合し、又は色彩を変更する場合には、要旨の変更と見る。ただし、一般商標を色彩のみからなる商標と誤って出願したことが明白である場合（その逆の場合も含む。）に商標の類型を変更することは、要旨の変更と見ない。

3.2 立体商標、ホログラム商標、動作商標、その他視覚的商標

3.2.1 立体商標の場合には停止した三次元的な形状、ホログラム商標の場合には光の干渉効果を利用して平面に示される三次元的イメージ、動作商標の場合には動く動的画像等、非典型商標ごとにその標章の本質的特徴があるが、立体を平面に、動作をホログラムに、停止し立体を動く動作に変更する等、標章の本質を変更することは、原則として要旨の変更と見る。ただし、出願人が商標の類型を誤って記載したことが明白である場合には、一般商標を立体商標に、動作商標をホログラム商標等に商標の類型を変更（その逆の場合も含む）することは、要旨の変更と見ない。

3.2.2 立体・ホログラム・動作・その他視覚的商標の場合、三次元的な立体やホログラム、動作等の特徴を示すために2枚以上の5枚以下の商標見本の提出が可能であるため、出願人が、商標の実質的同一性が認められる範囲内で、商標見本の一部を削除、変更又は追加することは、要旨の変更と見ない。ただし、商標見本を削除、変更又は追加することにより、立体・ホログラム・動作・その他視覚的商標の基本的な形状やイメージが実質的に異なる場合には、要旨の変更と見る。

3.3 音商標、におい商標、その他非視覚的商標

3.3.1 音・におい・その他非視覚的商標は、出願書に記載された視覚的な表現を基準に要旨変更の該否を判断するが、保護しようとする標章の実体は添付された音声ファイルやにおい見本等であるため、音声ファイルやにおい見本を参考にして要旨変更の該否を判断しなければならない。したがって、視覚的表現のうち誤記を訂正

し、又は表現を明確にするために具体的な内容を補足し、又は不必要な部分を削除し、又は誤った内容を修正する補正は、要旨の変更と見ないが、添付された音声ファイルやにおい見本と実質的な同一性が認められない場合は、要旨の変更と見る。

- 3.3.2 音・におい・その他非視覚的商標を一般・色彩・立体商標等視覚的商標に変更（その逆の場合も含む）し、又は音・におい・その他非視覚的商標相互間の変更も、原則として要旨の変更と見る。ただし、出願人が商標の類型を誤って記載したことが明白である場合には、音商標をにおい商標に、その他非視覚的商標を一般商標等で商標の類型を変更（その逆の場合も含む）することは、要旨変更と見ない。

4. 要旨変更である場合の処理

- 4.1 審査官（審判官）は、出願の補正が要旨変更該当すると判断されれば、その補正を却下決定しなければならず（法第42条第1項）、却下決定通知書の作成の際、要旨の変更該当する理由を具体的に記載しなければならない（法第42条第4項）。

- 4.2 以下の場合、審査官（審判官）は、出願人が却下決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に補正却下の決定に対する不服審判を請求し得るため（法第115条）、当該決定の謄本の送達があった日から30日が経過するまでは、出願公告決定又は拒絶理由通知、登録可否決定等をしてはならず（法第42条第2項）、また補正却下決定不服に関する審判（訴訟）が確定するまで、審査（審判）を停止しなければならない（法第42条第3項、第123条第2項）。

- (i) 出願公告決定の前又は拒絶理由の通知前の補正について却下決定した場合
- (ii) 出願公告されることなしに拒絶理由通知を受けた出願の補正について却下決定した場合
- (iii) 出願公告されることなしに拒絶決定された出願（指定商品追加登録出願及び商品分類転換登録申請を含む）に対して拒絶不服審判が請求された後、その審判請求の日から30日以内に、又は審判官が職権で拒絶理由を通知して、その意見書提出期間内に提出された補正について却下決定した場合

4.3 以下の場合、審査官（審判官）は、出願人が補正却下決定に対して不服することができないので、審査（審判）を停止することなく継続する（法第42条第5項）。

（i）出願公告された後に審査官の拒絶理由通知を受けた出願の補正について却下決定した場合

（ii）出願公告された後に異議申立てがある出願の補正について却下決定した場合

（iii）出願公告された後に拒絶決定された出願（異議決定により拒絶された出願、指定商品追加登録出願を含む）に対して拒絶不服審判が請求された後、その審判請求の日から30日以内に提出された補正について却下決定した場合

5. 要旨変更であることが看過された登録商標の効力

5.1 出願公告決定の謄本が送達される前にした補正について要旨の変更であることが商標登録後に認められた場合には、その補正書を提出した時に出願したものとみなす（法第40条第3項）。

5.2 出願公告決定の謄本が送達された後にした補正について要旨の変更であることが商標登録後に認められた場合には、その補正前の商標出願をもって商標権が設定登録されたものとみなす（法第41条第3項）。複数の補正がある場合、審査官により承認されたもののうち、要旨の変更に該当しない最終の補正書により商標出願が定められる。

第3章 職権補正

関連法令及び趣旨

【商標法】

第59条（職権補正等）

- ① 審査官は、第57条による出願公告決定をする時に、商標登録出願書に記載された事項が明白に誤っている場合には、職権で補正（以下、この条において“職権補正”という。）をすることができる。
- ② 第1項により審査官が職権補正をするならば、第57条第2項による出願公告決定謄本の送達とともに、その職権補正事項を出願人に知らせなければならない。
- ③ 出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができない場合には、第57条第3項による期間内に、その職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。
- ④ 出願人が第3項により意見書を提出した場合、当該職権補正事項の全部又は一部は、初めからなかったものとみなす。この場合、その出願公告決定も、ともに取り消されたものとみなす。

【商標法施行規則】

第19条（商標公報）

- ① 特許庁長は、法第221条第1項により次の各号の事項を掲載した商標公報を発行しなければならない。
 1. 法第57条第2項による出願公告
 2. 法第82条第3項による登録公告
- ② 第1項第1号による出願公告事項を商標公報に掲載する場合には、次の各号の事項を含めなければならない。
 1. ～13. （省略）
 14. 法第59条による職権補正に関する事項
（以下省略）

【制度の趣旨】

『職権補正』とは、指定商品と関連して明らかに誤って記載された内容がある場合、審査官が職権で補正することができるようにすることにより、出願人が補正書を提出しなければならない不便さと審査手続の遅延を防止するために、2010年改正法で導入された。

1. 職権補正の時期

原則として、出願公告決定をする時に職権補正が可能である。したがって、審査官が1次審査の際、商標登録出願書に記載された事項の明確な誤記以外に他の拒絶理由がない場合や、拒絶理由を通知した後、補正書や意見書の提出により他の拒絶理由はすべて解消されたが、依然として商標登録出願書に記載された事項と関連して明白な誤記がある場合、審査官がこれを職権補正するとともに、出願公告することができる。

2. 職権補正の対象

- 2.1 指定商品又はその類区分を含む出願書に記載された事項に明白な誤記がある場合に、することができる。
- 2.2 商品名称が誤記であることが明らかである以上、「商品告示」に登載されている名称にのみ限定せず、同一の指定商品が重複して記載されている場合にも誤記と見て、重複した指定商品のいずれかを削除することができる。
- 2.3 商品類区分の補正は、特定指定商品の類区分の誤記でなく、指定商品全体の類区分が誤って記載された場合に限る。

3. 職権補正事項の通報及び意見提出機会の付与

- 3.1 審査官は、職権補正の際、出願公告決定書に職権で補正した事項を記載して出願人に知らせなければならない（法第59条第2項）、出願公告の際、商標公報にその事項を掲載しなければならない（令第19条第2項）。
- 3.2 出願人は、職権補正事項のうち全部又は一部に対して異議がある場合、出願公告期間内に意見書を提出することができる（法第59条第3項）、出願人から意見書が提出された場合、その職権補正事項の全部又は一部は、最初からなかったものとみなす（法第59条第4項）。この場合、その出願公告決定も、ともに解除されたものとみなす（法第59条第4項）。
- 3.3 出願人の意見書が職権補正に対する意見書であることが確認されれば、審査官は、出願公告決定取消通知を出願人と利害関係人（情報提供者、異議申立人等）にしなければならず、該当出願について職権補正前の内容で再審査をする。

第4章 分割出願

関連法令及び趣旨

【商標法】

第45条（出願の分割）

- ①出願人は、二以上の商品を指定商品として商標登録出願をした場合には、第40条第1項各号及び第41条第1項各号で定めた期間内に、二以上の商標登録出願に分割することができる。
- ②第1項により分割する商標登録出願（以下、“分割出願”という。）がある場合、その分割出願は、最初に商標登録出願をした時に出願したものとみなす。ただし、第46条第1項による優先権主張がある、又は第47条第1項による出願時の特例を適用する場合には、この限りでない。

【商標法施行規則】

第37条（出願の分割）

- ①法第45条第1項により商標登録出願を分割しようとする者は、別紙第3号書式の商標登録出願書に第28条第2項各号（第1号は除く）の書類を添付して特許庁長に提出し、分割しようとする商標登録出願を補正しなければならない。
- ②法第45条による出願の分割に関しては、第28条第3項から第7項までの規定を準用する。

【制度の趣旨】

『出願の分割』とは、二以上の商品を指定商品として出願した場合、補正期間以内に二以上の出願に分割することをいう。これは、指定商品の一部に拒絶理由がある場合に出願人が出願を分割して、拒絶理由がない商品は先に登録を受けるようにし、拒絶理由がある商品については、先願の地位を維持しつつ意見書等を通じて引き続き審査を進行することにより、出願人の便宜を図り、再出願による不便を防止するためのものである。

1. 分割出願の要件の審査

1.1 実体補正可能期間以内に分割すること

出願の分割は、現在出願係属中の出願でなければならず、法第40条及び第41条による実体補正をすることができる期間以内に分割しなければならない。したがって、原商標登録出願が拒絶決定確定・登録決定確定、手続の無効、出願の取消や放棄された出願は、分割出願の対象となることができない。

1.2 実体的要件を満たすこと

1.2.1 分割出願をすることができる者は、原商標登録出願人又はその正当な承継人でなければならない。共同出願した場合、共有者全員が共同で分割出願しなければならない。

1.2.2 原商標登録出願書に記載された商標と分割出願の商標が同一でなければならない。分割出願の際、商標見本を再度提出する必要がないので（規則第37条第1項かつこ書）標章が変わる可能性はほぼないが、出願人が分割出願するとともに他の商標見本を提出することもあるので、確認する必要がある。

1.2.3 出願の分割は、原商標登録出願の指定商品の範囲内での分割でなければならない。原商標登録出願の指定商品が包括名称である場合、その包括名称内に属する具体的な商品に分割することができ、分割された指定商品が原商標登録出願の包括名称に含まれるか否かは「商品基準」を参考にして判断する。最初の出願の分割だけでなく、分割出願の分割出願も可能である。

1.2.4 出願の分割は、指定商品の分割であるため、原商標登録出願が二以上の商品又は1以上の包括名称を指定して出願した場合に分割することができる。同一の商品類区分に属する商品間でも分割が可能であり、分割移転と異なり類似した商品間の分割も可能である。

2. 不適法な分割出願に対する処理

2.1 法第40条又は第41条に規定された補正期間が経過した後に提出された分割出願は、不適法な分割出願として出願人に返戻する（規則第25条第1項第13号）。

- 2.2 分割出願が原商標登録出願書に記載された指定商品の範囲を実質的に拡張する場合、分割出願をしながら原商標登録出願書に記載された指定商品のうち分割された商品を削除補正（規則第37条第1項）しない場合、又は出願人や商標見本が一致しない場合等、不適法な分割出願と認められる場合には、審査官は、分割出願不認定予告通知をしなければならない。出願人が意見書又は補正書の提出等を通じてこれを解消できなかった場合には、分割出願不認定確定通知をした後、分割出願した日に新規出願したものと見て審査する。ただし、分割出願をしながら原商標登録出願書に記載された指定商品のうち分割された指定商品を削除しなかったものの、原商標登録出願の拒絶決定が確定した場合は、分割出願をそのまま認めることができる。
- 2.3 分割出願不認定予告通知を受けても、出願人が分割出願とともに原商標登録出願書に記載された指定商品のうち分割された商品を削除補正（規則第37条第1項）しない場合、分割出願を担当する審査官は、2.2とともに当該出願について法第38条（一商標一出願）を適用し、拒絶理由を通知する。

3. 分割出願の効果

- 3.1 分割出願が適法な場合には、その分割出願は、最初の出願をした時に出願したものとみなす（法第45条第2項）。ただし、条約による優先権主張の旨の記載及びその証明書類の提出、並びに出願時の特例適用の旨の記載及びその証明書類の提出の場合には、分割出願した日を基準として適用する（法第45条第2条ただし書）。これは、最初の出願の日に遡及した場合、分割出願時に優先権の主張や出願時の特例の適用手続をすることができなくなって出願人にとって不利であるため、出願人の便宜のために特別に規定したものである。
- 3.2 分割出願をさらに分割出願する場合には、分割出願の要件を満たさなければならず、当該要件を満たす場合には、再分割出願は、最初の出願日に出願したものとみなす。
- 3.3 分割出願は、原商標登録出願とは別個の独立した出願であるため、分割出願後に原商標登録出願が拒絶又は取下されたとしても分割出願には影響がなく、原商標登録出願の手続的効力も、分割出願には承継されない。したがって、分割された出願については、原商標登録出願とは別の出願とみなし、最初からあらためて審査しなければならない

ない。

4. 指定商品追加登録出願の分割出願可否

法第88条（存続期間更新登録申請の手続等に関する準用）においては、指定商品追加登録出願と関連して準用する他の条文について規定しているが、出願の分割を規定している法第45条は準用していない。指定商品追加登録出願は、一つの出願というよりは、一つ先の登録又は先出願に商品を追加する従属的な出願であるという属性を有するという点で、分割出願が許可されないものと見る。

5. 国際商標登録出願に対する適用の特例

国際商標登録出願は、権利の移転が伴わない出願の分割は許容されないため、法第45条による分割出願制度を適用しない（法第187条）。

第5章 変更出願

関連法令及び趣旨

【商標法】

第44条（出願の変更）

- ①次の各号の一に該当する出願をした出願人は、その出願を次の各号の一に該当する他の出願に変更することができる。
1. 商標登録出願
 2. 団体標章登録出願（地理的表示団体標章登録出願は除く。）
 3. 証明標章登録出願（地理的表示証明標章登録出願は除く。）
- ②指定商品追加登録出願をした出願人は、商標登録出願に変更することができる。ただし、指定商品追加登録出願の基礎となった登録商標に対し無効審判若しくは取消審判が請求され、又はその登録商標が無効審判若しくは取消審判等により消滅した場合には、この限りでない。
- ③第1項及び第2項により変更された出願（以下、“変更出願”という。）は、最初の出願をした時に出願したものとみなす。ただし、第46条第1項による優先権主張があるか、又は第47条第1項による出願時の特例を適用する場合には、この限りでない。
- ④第1項及び第2項による出願の変更は、最初の出願に対する登録可否決定又は審決が確定した後には、することができない。
- ⑤変更出願の場合、最初の出願は、取り下げられたものとみなす。

【商標法施行規則】

第36条（出願の変更）

- ①法第44条第1項により他の出願に変更するか、又は同条第2項により指定商品追加登録出願を商標登録出願に変更しようとする出願人は、別紙第3号書式の商標登録出願書に、第28条第2項第2号・第6号及び第7号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。
- ②法第44条による出願の変更に関しては、第28条第3項から第7項までの規定を準用する。

【制度の趣旨】

『出願の変更』とは、出願の主体及び内容の同一性を維持しながら、出願の形式のみを変更することを意味する。すなわち、商標出願・団体標章出願・証明標章出願相互間の出願の変更、或いは商標出願と指定商品追加登録出願間の出願変更をいう（法第44条第1項・第2項）。これは、出願人が出願書に権利区分を誤って記載した場合に、先願の地位を維持しながら権利区分を訂正できるようにして出願人の利益を保護し、再出願による不便を防止するためのものである。

1. 変更出願の要件の審査

1.1 最初の出願の登録可否決定又は審決確定前に変更すること

1.1.1 商標、団体標章（地理的表示を除く）、証明標章（地理的表示を除く）相互間や指定商品追加登録出願を商標登録出願に変更する場合には、最初の出願又は指定商品追加登録出願の登録可否の決定又は審決が確定した後には変更できない（法第44条第4項）。

1.1.2 指定商品追加登録出願の基礎となった登録商標に対し無効審判や取消審判が請求され、又はその基礎となった登録商標が無効審判等により消滅した場合には、商標登録出願に変更することができない（法第44条第2項ただし書）。これは、商標権者が基礎となった商標が無効や取消しとなる場合に備えて、これと同一・類似の商標を指定商品追加登録出願した後に商標登録出願に変更することにより、変更出願制度を悪用するおそれがあるため、これを防止するためのものである。

1.2 実体的要件を満たすこと

出願の変更が認められるためには、①最初の出願が存在しなければならず、②標章や指定商品等、出願の目的物が同一でなければならず、③最初の出願の出願人と変更出願の出願人が同一であるか、その正当な承継人でなければならない。共同出願した場合、共有者全員が共同で変更出願しなければならない。

2. 変更出願の対象

- 2.1 次のいずれかに該当する出願は、相互間で変更することができる（法第44条）。
- (i) 商標登録出願
 - (ii) 団体標章登録出願（地理的表示団体標章登録出願は除く）
 - (iii) 証明標章登録出願（地理的表示証明標章登録出願は除く）
- 2.2 指定商品追加登録出願をした出願人は、これを商標登録出願に変更することができる（法第44条第2項）。ただし、指定商品追加登録出願の基礎となった登録商標に対し無効審判又は取消審判が請求され、又はその登録商標が無効審判、取消審判等により消滅した場合には、この限りでない。
- 2.3 地理的表示団体標章登録出願、地理的表示証明標章登録出願、業務標章登録出願は、他の類型の出願に変更することができない。

3. 変更出願の効果

- 3.1 変更出願があった場合、その変更出願は、最初の出願をした時に出願したものとみなす（法第44条第3項）。ただし、条約による優先権主張の旨の記載及びその証明書類の提出、並びに出願時の特例適用の旨の記載及びその証明書類の提出の場合には、変更出願した日を基準として適用する（法第44条第3項ただし書）。これは、最初の出願の日に遡及した場合、変更出願時に優先権の主張や出願時の特例の適用手続をすることができなくなって出願人にとって不利であるため、出願人の便宜のために特別に規定したものである。
- 3.2 変更出願があった場合、最初の出願は、取り下げられたものとみなす（法第44条第5項）。これは、出願の変更起因する二重の出願状態を防止し、変更出願が適法な場合であれば、不適法な最初の出願手続を維持する実益がないためである。

4. 不適法な変更出願の処理

- 4.1 変更出願は、最初の出願に対する登録可否の決定又は審決が確定する前にしなければならないので、この期間を経過した変更出願は、不適法な変更出願として出願人に返戻する（規則第25条第1項第13号）。

4.2 審査官は、変更出願が最初の出願書に記載された指定商品の範囲を実質的に拡張する場合、又は出願人や商標見本が一致しない場合等、不適法な変更出願と認められる場合には、変更出願不認定予告通知をしなければならない。出願人が意見書又は補正書の提出等を通じてこれを解消できなかった場合には、変更出願不認定確定通知をした後、分割出願とは異なり、変更される以前の最初の出願で審査を進行する。

5. 国際商標登録出願に対する適用の特例

国際商標登録出願については、法第44条による変更出願制度を適用しない（法第186条）。

第4部 商標登録の要件



商標の識別力

1. 識別力 (Distinctiveness) の意義

『識別力』とは、自己の商品と他人の商品を区別させる力（自他商品識別力）を意味し、さらには、特定の者に独占排他的な権利を与えることが公益上適合するかどうか（自由使用の必要性）まで含む概念として使用される。

2. 識別力による商標の区分

商標は、識別力の程度に応じて、普通名称標章（generic mark）、記述的標章（descriptive mark）、暗示的標章（suggestive mark）、任意選択標章（arbitrary mark）、造語（創作）標章（coined or fanciful mark）に区分することができる（Abercrombie test）。

区分	普通名称標章	記述的標章	暗示的標章	任意選択標章	造語（創作）標章
意味	商品名称自体	商品の特性を直接的に説明	商品の特性を間接的に暗示	指定商品と関係のない用語を商標として選択	なかった用語を作り商標として使用
例（指定商品“キャンディ”）	CANDY	SWEET	SWEETARTS	PRINCE	HONIVAL
識別力	常に識別力なし	（原則）識別力なし（例外）使用による識別力獲得が可能	元来識別力あり	元来識別力あり	元来識別力あり
商標登録可能性	いかなる場合も登録不可	使用による識別力獲得の際、登録可能	登録可能	登録可能	登録可能

* Abercrombie test: “Safari” 商標を巡る米国の ‘Abercrombie & Fitch社’ と ‘Hunting World社’ 間の商標紛争事件の判決において提示された商標の識別力判断方法

3. 識別力有無の判断

イ. 法第33条第1項各号の『識別力のない標章』には、本質的に商品の出处表示機能を行うことができないものだけでなく、競争業者間の自由な使用のために、又は公益上特定の者に独占排他的な権利を与えることが望ましくない場合までを含んでいる。

ロ. したがって、識別力の有無を判断する際には、まず商標として自他商品の出処を区別できる機能をすることができるかを把握し、特定の者に独占排他的な権利を付与しても競業者間の自由競争等、公益を害するおそれがないかを判断しなければならない。ただし、商標法の一次的目的は、商標使用者の業務上の信用維持と需要者の利益保護にあるので、外套取引業界の自由使用を制限するおそれを過度に拡大解釈してはならない。

4. 法第33条第1項各号の違い

一般的に、普通名称（第1号）・慣用標章（第2号）・性質表示（第3号）は、「商品と関連」して識別力の有無を判断しなければならないが、顕著な地理的名称（第4号）・ありふれた姓や名称（第5号）・簡単かつありふれた標章（第6号）は、「商品との関連なしに」特定の者に独占排他的な権利を付与することが公益上不当であるという政策的な考慮から識別力がないものと見ている。

5. 法第33条第1項各号の判断時点

出願商標が法第33条第1項各号の識別力の要件を備えているかどうかについての判断の基準時点は、原則として商標登録可否の決定をする時である。

第1章 製品の普通名称である商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

1. その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標

【制度の趣旨】

法第33条第1項第1号（以下、この章において“本号”という。）における商品の『普通名称』とは、自他商品を識別することのできる識別力がないだけでなく、当該商品の一般的な名称であるため、誰でも自由に利用することができようにならなければならない、特定の者に排他的に使用させることが不当であるため、商標として登録を受けることができないようにしたものである。

1. 適用要件

1.1 ‘商品の普通名称に該当’すること

本号で規定する『その商品の普通名称』とは、その商品の名称、略称、俗称、その他当該商品を取り扱う取引社会においてその商品を指すものとして実際に使用され、認識されている名称をいう。したがって、商標の観念から類推して、単に一般需要者が商品の普通名称として認識するおそれがあるということだけでは、これに該当しない。

《普通名称の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
包装用フィルム	ラップ 랩 (大法院1996フ1224)	自動車用電球	Truck Lite (大法院1996フ986)
コーヒー飲料	Caffé Latté (大法院2002フ321)	化粧品	Foundation (大法院2001フ89)
胃腸薬	正露丸 정로환 (大法院1992フ827)	乾菓子	コーンチップ 콘칩 (大法院1988フ455)
家具材料	ホマイカ 호마이카 (大法院1986フ93)	複写機	COPYER (大法院1986フ67)
洋食業	カフェ グリル 카페, 그릴 (特許法院1999ホ2068)	通信業	コンピュータ通信 컴퓨터통신

1.2 商品の普通名称が‘普通に使用する方法で表示’されていること

普通に使用する方法で表示（法第33条第1項第3号及び第5号において規定するものを含む。）されているということは、商標の外観、称呼、観念を通じて商品の『普通名称等（普通名称、性質表示、ありふれた姓又は名称をいう。以下、この章において同じ。）』であると直感できるように表示されている場合を意味する。したがって、出願商標が一般人の特別な注意を引く程度に独特の書体・図案及び構成で表示されていて、文字の意味を直感できない程に図案化されている場合には、これに該当しないものと見る。

《普通に使用する方法で表示したものでないと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
 (紳士服)	一般需要者が“Premiere（最上の）”というフランス語や英語の単語を表記したものと直感することができない程度に図形化されている。	大法院 1998フ1679
 (音楽ディスク)	標章の構成のうち中央部の文字が、一般人が“Jazz”の筆記体表記と直感することができない程度に図案化されていて、文字認識力を圧倒する。	大法院 2000フ2569

1.3 商品の普通名称‘のみ’から商標であること

本号を適用するためには、出願商標が指定商品の普通名称『のみ』で構成されていなければならない。したがって、普通名称に他の識別力のある文字や図形等が結合されていて、全体的に識別力が認められる場合には、これに該当しないものと見る。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 標章が外観上普通に使用されているものであっても、指定商品と関連して、その商品の普通名称等として直感されないか、又は単に暗示又は強調するに過ぎない場合には、普通に使用する方法で表示した標章と見ない。
- 2.2 本号（法第33条第1項第3号及び第5号を含む）は、特殊に使用する方法で表示した標章である場合、又は他の識別力のある部分と結合して商標全体として自他商品の識別力が認められる場合には、適用しない。ただし、他の識別力のある記号・文字・図形

等が結合されているとしても、商標全体の構成上、普通名称等の補助的・付随的なものに過ぎず、一般需要者が直感的に普通名称等として認識することができる場合には、本号に該当するものと見る。この場合、『補助的・付随的』とは、単に普通名称等の部分以外の構成要素が標章全体において占める大きさの大小でなく、需要者に核心的要素として認識されるかどうかで判断し、商標全体の構成上、図形等、他の識別力のある部分が普通名称等の部分を圧倒していない場合を含む。

《付随的なものでないと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
 Wireless HD (無線用コンピュータ)	‘HD’ の部分は、左のwirelessよりも多少大きく、‘H’ の文字の下部分に波打つ形状又は飛翔する鳥の片側の翼のような形状を配置して、その先端が‘D’ の文字の左中央部分に達するように構成する等、視覚的に目立つので自他商品の識別力を有する標章である。	特許法院 2008ホ7539
 ACF (活性炭フィルタを含む 巻煙草)	“ACF” が丸い縁取り文字により ‘活性炭フィルター’ の意味と認識される余地があるが、取引社会において略字として広く使用されていると見難いため直感するといえず、“一定の物体が複数の層を通過” する濾過過程を暗示するものとして図形の識別力がある。	特許法院 2000ホ7755

《付随的なものに過ぎないと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
 LIGHTSPEED CERTIFIED USB (半導体等)	文字部分は識別力がなく、‘USB’ と ‘光’ の図形は、‘光のように速いUSB’ を形象化したものであって、商品の形状、品質等を示していることから、付随的なものに過ぎない。	特許法院 2011ホ11651

2.3 普通名称等を英語、漢字等で表示したものは、普通に使用方法の表示に該当するものと見る。

3. 他の条文との関係

3.1 普通名称に他の識別力のある文字や図形等が結合されていて全体的に識別力を認めた

場合にも、当該指定商品と関連して商品についての誤認・混同のおそれがあるときは、指定商品の範囲をその普通名称と関連したものに限定するように、法第34条第1項第12号を適用する。

- 3.2 「種子産業法」又は「植物新品種保護法」により登録されていない種子や品種名称、外国に登録された種子や品種名称であっても、取引業界において特定の種子や品種の名称として広く知られている場合、その種子や品種の名称と同一の商標をその種子若しくは苗木又はこれと関連した商品に出願した場合には本号を適用し、商品自体を誤認させるおそれがある場合には法第34条第1項第12号を併せて適用する。

《未登録品種名称の事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
Red Sandra （バラ、バラ苗木、木、草花、園芸用種子、球根、苗木）	切花用バラの品種名称として広く使用され、バラ・バラの苗は法第6条第1項第1号（改正法第33条第1項第1号）に該当し、木・苗木等、商品自体を誤認させるおそれがある商品は、法第6条第1項第1号（改正法第33条第1項第1号）、法第7条第1項第11号（改正法第34条第1項第12号）に該当する。	大法院 2001フ2283

- 3.3 出願商標の指定商品のうち、特定の作物の名称が明示されずに、「新鮮な果物」、「新鮮な野菜」、「種子」、「球根」、「苗」、「苗木」、「灌木」、「木」等の包括名称で出願されている場合、法第34条第1項第12号を適用する。

- 3.4 『植物新品種保護法』第109条により登録された品種名称と同一又は類似の商標であって、その品種名称と同一又は類似の商品に出願した商標については、法第34条第1項第17号（2010年1月27日改正商標法で新設）を適用する。

第2章 慣用商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

2. その商品について慣用する商標

【制度の趣旨】

法第33条第1項第2号（以下、この章において“本号”という。）の『慣用商標』は、自他商品を区別することのできる識別力がないだけでなく、該当商品の製造・販売業者等が誰でも自由に使用することができなければならないため、商標として登録することができないようにしたものである。

1. 適用要件

1.1 ‘該当商品の同業者が自由に使用’しているものであること

本号で規定する『その商品について慣用する商標』とは、当該商品を取り扱う同業者の間で、ある標章をその商品の名称として一般的に自由に使用している標章をいい、必ずしも全国的に知られている必要はない。

《特定地域における慣用標章の事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
ボンオリ餅 병어리찰떡 （餅）	安東地域で80年間餅を製造・販売している同業者の間で、特定の種類の餅の名称として自由に使用していることから、法第6条第1項第2号（改正法第33条第1項第2号）に該当する。	特許法院 2008ホ6710

1.2 同業者が自由に使用した結果、‘その標章が識別力を喪失’していること

同業者の間で、その商品の名称等として一般的に自由に使用した結果、その標章が識別力を喪失したものでなければならない。

1.3 ‘商標権者がその商標の保護のために必要な措置を取っていない’ こと

『商標の保護のために必要な措置』とは、商標権を侵害し、又は侵害するおそれがある者に対する侵害禁止の警告や侵害禁止の請求、侵害者に対する刑事告訴等、商標権を保護するための適切な措置をいい、商標権者は、該当商標の保護のために適切な措置をしたにもかかわらず同業者が使用した場合には、識別力が喪失しなかったものと見る。

《慣用標章の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
口中清涼剤	仁丹 인단 (大法院1966フ7)	織物	TEX, LON, RAN
装飾用シート	デコシート 데코시트 (大法院1999フ24)	テナガタコ料理	朝 紡 テナガタコ 조방 낙지 (大法院2005フ1592)
漬物	五福菜 오복채 (大法院2003フ243)	コールドクリーム	VASELINE (大法院1995フ1463)
宿泊業	観光ホテル パーク 관광호텔, 파크	コニヤック	ナポレオン 나폴레온 (大法院1983フ14)
料食業	ガーデン 園 荘 城 園 가든, 각, 장, 성, 원 (特許法院1998ホ4111)	清酒	正 宗 정종
通信業	cyber, web, tel, com, net (特許法院1998ホ7233)	金融業	Homebanking, Passcard, Cashcard

2. 判断時の留意事項

- 2.1 慣用標章が含まれている商標であって、その慣用標章が他の識別力がある標章の付記的部分であるか、又は識別力のある標章に吸収されて不可分の一体を構成しているときには、全体的に識別力があるものとみる。
- 2.2 慣用標章と類似した商標は慣用標章とみなさない。
- 2.3 登録商標の寛容表長靴かどうかは、法第34条第1項第9号及び第11号に規定する周知・著名商標の商標権者の保護とのバランスを考慮して、これを制限的に認めなければならない。この場合、慣用標章の適用要件を厳格に解釈しなければならない。

3. 他の条文との関係

出願商標が、一部指定商品の慣用標章である場合には、原則として、該当指定商品に本号を適用し、残りの指定商品については、商品自体を誤認させるおそれがある場合に法第34条第1項第12号を適用する。

4. 『慣用標章』と『普通名称』の違い

- 4.1 慣用標章は、最初は特定の者の商標であったのが、周知・著名な商標となったものの、商標権者が商標管理を疎かにしたことにより、同業者が自由に使用することとなった商標をいうのであり、普通名称は、その同業者だけでなく一般需要者までも指定商品の普通名称として使用しているものをいう。
- 4.2 慣用標章は、文字以外の記号、図形、立体的形状等、実際の取引社会において使用しているあらゆる形態の標章を含むが、普通名称は、文字のみを意味する『名称』のみを含む。
- 4.3 慣用標章は、標章の使用態様を意味するものであって、実際の取引社会で使用しているものであればあらゆる形態を含むが、普通名称は標章の構成態様を意味するものであって、その普通名称を普通の使用方法で表示されていなければならない。一般人の特別な注意を引く程に独特の書体・図案と構成に表示されているものは、これに該当しない。

第3章 性質表示商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

3. その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標

【制度の趣旨】

法第33条第1項第3号（以下、この章において“本号”という。）に規定する『性質表示』又は『記述的標章（descriptive mark）』とは、商品の品質、効能、用途等といった性質を直接的に記述することに過ぎない標章をいう。このような性質表示標章は、通常商品の流通過程において必要な表示であるため、誰でも自由に使用する必要があり、その使用を所望するために特定の者に独占排他的な権利を付与してはならないという公益上の要請と、性質表示の場合、商品の出处表示として認識されずに製品の説明と認識されて、他人の同種商品との関係において識別が困難であるという点のため、商標登録を受けることができないようにしたものである。

1. 適用要件

1.1 ‘該当商品の性質を直接的に表示’する標章であること

- 1.1.1 本号に該当するためには、出願商標が指定商品との関係において産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期等を直接的に表示していることから、商品の出处表示として認識され得ないか、又は特定の者に独占させた場合に当業界の競争を制限するおそれがある場合に適用する。そのため、商品の性質を間接的・暗示的に表示することに過ぎない場合には、本号を適用しない。

《間接的・暗黙的に表示している事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
冷蔵庫	SMART&SOFT (大法院1996フ1729)	ヨガ教育業	PUREYOGA (大法院2005フ2595)
化粧品	QUEEN (大法院2009フ2098)	プリンター用 インキ	BLUEMARK (特許法院2009ホ7345)

1. 1. 2 外国語辞書や専門用語辞典等に性質表示の意味で記載されているか、又はインターネット等において性質表示として広く使用されている場合には、原則として、これに該当するものと見る。

《専門家基準による性質表示に該当する事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
PNEUMOSHIELD (人体用肺炎ワクチン)	“PNEUMO” は ‘肺炎’、 “SHIELD” は ‘保護、盾’ を意味するので、主な取引者である医師、薬師を基準として、“肺炎予防ワクチン” と用途・効能を直感し得る。	大法院 2000フ2170

1. 1. 3 略称やイニシャルは、その略称やイニシャルが直接的な性質表示として認識される場合、これに該当するものと見る。ただし、直接的な性質表示として認識されない、又は間接的に示唆している場合には、これに該当しないものと見る。

《外国語略称による性質表示に該当する事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
 국제태권도연맹 (テコンドー教授業、 テコンドー競技組職業)	“ITF” は、下に ^{国際テコンドー連盟} “국제태권도연맹” というハングル文字があることから、容易に “INTERNATIONAL TAEKWONDO FEDERATION” の略称と理解され得るため、指定サービス業の用途等を直接的に表示した標章に該当する。	大法院 2009フ2548

《外国語略称による性質表示に該当しない事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
 Ace Golf Service	上段部分の “A.G.S” が必ずしも “Ace Golf Service” の略語であると断定することができないだけでなく、そのように推論する過程は、少なくとも一つの認識段階を経て初めて可能なものであって、直感的な認識であるといえないものであるため、全体的に識別力がある。	大法院 2003フ403

1.2 ‘該当商品の性質を普通に使用する方法で表示’した標章であること

‘普通に使用する方法で表示した標章あるかどうか’は、第1章の1.2を準用して判断する。

1.3 該当商品の性質を普通に使用する方法で表示した標章‘のみ’からなる商標であること

‘のみからなる商標であるかどうか’は、第1章の1.3を準用して判断する。

2. 判断時の留意事項

2.1 性質表示又は記述的商標であるかどうかの判断は、指定商品と関連して、相対的に決定しなければならない。商品についての記述的な又は説明的表示であるとしても、当該指定商品についての直接的な記述的又は説明的表示と見ることができないときは、これに該当しないものと見る。ただし、次において規定する事項を考慮し、法第90条第1項第2号が規定する独占性排除という立法趣旨、取引界の実状、指定商品との関係等を総合的に勘案して決定しなければならない。

2.1.1 あらゆる商品に共通的な記述的標章である「BEST」、「N01」、「NICE」、「SUPER」、「DELUXE」、「最高」、「正常」、「第一」等とこれらと類似なものは、指定商品を問わず、これに該当するものとする。

2.1.2 性質表示標章であるかの判断は、取引社会において実際に使用されているかどうかを問わない。ただし、指定商品との関係において間接的、暗示的であると認識され得る標章であっても、実際の取引業界において直接的に商品の性質を表示する標章として使用されている場合には、本号に該当するものと見る。

2.1.3 性質表示標章であるかは、商標登録可否の決定をする時に、当該商品取引界の実情を重視して判断しなければならない。過去の判例、審決例、審査例、外国における登録等は、考慮対象とはなり得るが、これに拘束されない。

- 2.2 間接的、暗示的な標章は、原則として識別力があるものと見るが、間接的、暗示的であるかどうかの判断が困難な場合、同種業界に従事する他人の自由な使用を制限するおそれがあるかどうかを基準として判断することができる。この場合、他人の自由使用を制限するおそれがなければ、間接的、暗示的な標章と見ることができる。
- 2.3 性質表示を英語、漢字等の外国語で表示した場合にも、これに該当するものと見、国内一般需要者が容易に認識し得る英単語と極めて類似していて、二つの単語が同一又は類似な意味を持っている単語であるという程度にさして困難なく認識することができる場合にも、これに該当するものと見る。

《外国語による性質表示に該当する事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
HABITAT FOR HUMANITY (貧困者のための住宅建設修理業)	“HABITAT” が一般人に広く知られていないが、客観的意味がそのような意味であるため、取引社会においては直接的な性質表示と見るべきものである。	大法院 1997フ3296
maquillée (美容室業)	“マキエ (maquillée)” は、フランス語で ‘化粧する’ を意味し、美容業界において ‘メイクアップ、ウェディング化粧業’ として使用している以上、効能・用途表示等に該当する。	特許法院 2011ホ10474

《容易に認識し得る英単語と極めて類似な場合の例》

指定商品	商標	指定商品	商標
クレジット カード業	EasiCard (EASYCARDの変形)	自動車	AUTOMATIQUE (AUTOMATICの変形)

- 2.4 性質表示的標章相互間で結合された標章についても、原則として本号を適用する。ただし、性質表示的標章のみで結合された商標が、それぞれの標章が持つ単純な意味でなく、新たな意味を示す場合には、識別力があるものと見る。
- 2.5 本号は、特殊に使用する方法で表示した標章である場合、又は他の識別力のある部分と結合して商標全体として自他商品の識別力が認められる場合には、適用しない。

3. 他の条文との関係

- 3.1 本号に該当する商標であって、同時に商品の産地、品質、効能等を誤認、混同させおそれがあるか、又は需要者を欺瞞するおそれがあるときには、法第34条第1項第12号を併せて適用する。

《性質表示と品質誤認に該当する事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
COLOR CON (コンクリート、アスファルト)	‘有彩色コンクリート’の意味を直感するため性質表示に該当し、‘無彩色コンクリート’に使用されたり、‘アスファルト’に使用する場合、商品自体を誤認させるおそれがある。	大法院 2007フ555

- 3.2 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに必ず必要な立体的形状のみからなる機能的な商標は、法第34条第1項第15号を本号と併せて適用する。

4. 性質表示の種類及び判断

4.1 産地表示

- 4.1.1 商品の『産地表示』とは、該当地域の気候、土壌等の地理的条件等と関連して、該当商品の特性を直感することのできる地域を表示するものであって、該当商品が該当地方で過去に生産され、又は現実的に生産されている場合はもちろん、その地方で生産されているものと一般需要者が認識することができる場合にも、これに該当するものと見る。

《産地表示の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
人蔘	鎭山人蔘 江華人蔘 금산인삼, 강화인삼	食堂業	清進洞解醒汁 청진동해장국
リンゴ	大邱リンゴ 忠州リンゴ 대구사과, 충주사과	食堂業	馬山アグチム 마산아구찜
からむし	韓山からむし 한산모시	食堂業	二東カルビ 이동갈비
イカ	鬱陵島イカ 울릉도오징어	食堂業	奉川マックス タッカルビ 춘천막국수/닭갈비
イシモチ	靈光イシモチ 영광굴비	茶	寶城緑茶 보성녹차

《産地表示判決例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
안흥찐빵 (蒸しパン)	“안흥찐빵” が ‘안흥’（安興）地域で生産される찐빵（蒸しパン）を指す慣用語のように使用されている点、横城郡の広報実績等に照らしてみた場合、一般需要者にとっては、“안흥” が ‘安興地域でのみ生産される蒸しパン’ の製造、販売地の名として認識されていると見るのが相当である。	特許法院 2000ホ4710
普洱茶 보이차 (緑茶、烏龍茶等)	“普洱” 及び “보이” は、中国雲南省で生産される茶の集散地である ‘普洱縣’ の名称といえるものであり、わが国で中国茶を楽しむ専門需要者にとって茶の産地として認識されていると見るのが相当である。	大法院 2001フ5893

4. 1. 2 産地表示であるかどうかは、指定商品との関係において具体的に判断しなければならない。指定商品と関連して産地表示と見ることができない地理的名称や、原材料生産地・中間製品加工地・搬出港・販売地等の地理的名称は、本号に該当しない。ただし、その地理的名称が顕著な地理的名称に該当する場合には、法第33条第1項第4号を適用する。

《産地表示でないと判示した判決例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
^{花井豚} 화정동돼지 (食堂業)	高陽市の “화정（花井）洞” は、小さな町の名前であって、“화정” という商号を使用する食堂が多数あるが、동돼지（豚）の全国的産地として認識されていたり、豚を原料として使用する食堂が相当な規模で行われていると見ることができない。	大法院 2004フ240 特許法院 2003ホ3471
^{長水オンドル石} 장수구들 (石板ベッド 展示業等)	全羅北道の長水郡が滑石、角閃石の産地として知られているが、これらの石が돌침대（石板ベッド）の材料として使用されたり、長水郡で石板ベッドが生産されているわけでもなく、また、‘구들돌’（オンドル石）が石板ベッドと直接関連もない。	特許法院 2000ホ3128

4. 1. 3 地理的表示団体標章登録出願又は地理的表示証明標章登録出願の場合には、産地表示に該当する場合にも、法第33条第3項により本号を適用せず、世界貿易機関会員国内のぶどう酒や蒸留酒の産地に関する地理的表示として構成され、又は同表示を含む商標としてぶどう酒・蒸留酒に使用しようとする商標の場合には、法第34条第1項第16号を適用（ただし書規定に該当する場合は除く。）する。

4.2 品質表示

4.2.1 商品の『品質表示』とは、該当商品の品質状態又は優秀性を直接的に表示するものと認められる場合をいう。

4.2.2 商品の品質表示には、商品の品位や等級、品質保証、美感の表示も含まれるものと見、現実的に該当商品に表示されている品質の有無を問わない。ただし、商品の品質を誤認させたり、実際よりも過大表示しているときには、法第34条第1項第12号を併せて適用する。

《品質表示の事例》

区分	事例
環境親和表示	清浄、無公害、GREEN、BIO、ECO、有機農、Organic 等
品質優秀表示	名品、元祖、純正、逸品、特別、Super、Superior、New、Complete、Standard、Hi、High、Best 等
品質等級表示	上、中、下、秀、優、美、良、可、A+、1++、ツープラス、1等級 等
品質保証表示	KS（韓国産業標準）、JIS（日本工業規格）等
商品美観表示	Soft（チョコレート）、Mild（コーヒー）等

《品質表示でないと判示した判決例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
FOREFRONT （コンピュータS/W、 コンピュータ情報提供業）	辞書的に、‘最前’、‘先頭’等の意味があるが、直感的に‘最先端’と認識されず、関連業界において一般的に使用されていない。	特許法院 2008ホ8938
순생 （小麦粉、緑茶、 健康機能食品等）	“순생”は、日常生活において一般的に使用されていない造語であって、‘純生’、‘順生’等、様々に認識されることもあるため、暗示的であるか又は強調するものに過ぎない。	特許法院 2008ホ6468

4.3 原材料表示

4.3.1 商品の『原材料表示』とは、該当原材料が指定商品に現実的に使用されているか、使用され得ると認められる場合をいう。原材料には、当該商品の主原料又は主要部品はもちろん、補助原料又は補助部品であっても、該当商品の品質、性能、効能等に重大な影響を与え得るものは、これに含まれる。

《原材料表示の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
シャンプー、化粧品	KERATIN (大法院2002フ192)	色紙	紙の国 종이나라 (大法院2001フ41)
高粱酒	竹葉清酒 죽엽청주 (特許法院2007ホ9132)	食堂業	おでんさげ 오뎅사게 (特許法院2006ホ10012)
冷麺	ヤーゴン 야콘 (特許法院2004ホ8152)	豆乳	Vita豆乳 비타두유 (特許法院2001ホ5274)

4.3.2 指定商品の原材料表示は、一般需要者や取引業界において、該当商品の原材料を表示するものと認識できさえすればよく、原材料の名称や性質等を正確に認識する必要はない。

《原材料表示であると判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
GLUTEN 글루텐 (釣り餌)	“글루텐”（グルテン）は、穀物類に含まれている不溶性タンパク質であって、粘りの強い練り餌の原料として使用されるものと紹介されているため、釣り用練り餌の材料として直感される。	大法院 2005フ1356
CUAZ (木材防腐材等)	“CUAZ” は、木材防腐剤等の一種である銅・アゾール化合物系木材防腐剤として建築・造景専門家の間で知られているので、法第6条第1項第3号（改正法第33条第1項第3号）及び第7条第1項第11号（改正法第34条第1項第12号）に該当する。	特許法院 2008ホ5458

《原材料表示でないと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
ブルガリス 불가리스 (果汁含有発酵乳)	“불가리스” は造語であって、一般需要者が、ブルガリアの乳酸菌種菌である ‘Bulgaricus’ や国家名である ‘ブルガリア’ と直感すると見難い。	特許法院 2005ホ9305
아스타 ASTA (卵、ビスケット等)	“アスタキサンチン (Astaxanthin)” は、エビ等の甲殻類の殻にあるカロチノイド化合物であって、機能性食品の原料として使用されるが、指定商品の材料として使用されているとか、一般需要者がその略称で直感すると見難い。	特許法院 2007ホ2605

4.4 効能表示

4.4.1 商品の『効能表示』とは、該当商品との関係において、商品の性能又は効果を直接的に表示するものと認められる場合をいう。

4.4.2 効能表示は、該当商品の客観的な性能又は効果の表示はもちろん、主観的な安楽感、快感等、満足感の表示も含み、実際のその効能のあるなしは問わない。

《効能表示の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
鉱泉水	生命水 생명수 (大法院1987フ93)	靴	背高 키높이 (特許法院2005ホ1646)
マスカラ	Decoration Eyes (大法院2002フ2235)	医療診断用 テスト機	ワンタッチ 원터치 (大法院1995フ26)
通信S/W、通信用 コンピュータ	Efficient Network (大法院2003フ151)	絵の具、染料	Glass Deco (大法院2003フ2133)
口紅、マニキュア	Color Wearing (大法院2002フ2402)	クレジット カード業	BLACKCARD (特許法院2011ホ10955)

《効能表示でないと判示された事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
DEEP (化粧品)	“DEEP” が ‘深い、奥深い’ 等の意味を持っているが、化粧品の性質、使用方法等に照らしてみた場合、効能、品質等を直感させるものではない。	特許法院 2000ホ7199
 (ダウンロード可能な 電子書籍)	‘科学（学問）を指導する’、‘科学（学問）をまっすぐ又は直接に’ 程度の観念を形成して、指定商品の効能等を暗示又は強調するものに過ぎない。	特許法院 2008ホ10351

4.5 用途表示

4.5.1 商品の『用途表示』とは、商品の使用目的・使用先（需要階層、多用途、全天候、必需品、便宜用品、娯楽用又はレジャー用）等、用途に関する記述的又は説明的な表示をいう。

4.5.2 書籍及び定期刊行物の題号（Title）が直接的に書籍や定期刊行物の内容を示すものと認められる場合には、これに該当するものと見る。録音された磁気テープ、録音された磁気ディスク、録音されたコンパクトディスク（CD）、映像が記録されたフィルム等の題名についても、これに準じて判断する。

《用途表示の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
家庭用 水分配器	WATERLINE (大法院2007フ3402)	Eメール送受信サービス のためのソフトウェア等	SOCIAL HUB (特許法院2012ホ481)
自動車装飾業	AutoLife (特許法院2012ホ214)	皮膚疾患治療剤	 (特許法院2003ホ2423)

《用途表示でないと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
 (防水紙、耐酸紙)	“Nokstop” 及び “ ^{ノクストップ} 녹스탑” と認識・呼称されるとしても、‘Nok’ をハングルの ‘ ^{ノク} 녹’ と認識し、これをさらに ‘錆びる’ の意味と認識する等、複数段階の認識過程を経なければならぬため、暗示的なものに過ぎない。	特許法院 2008ホ13435
 (九節板器、おかず用 食品貯蔵容器等)	“クック・ロック” と独特かつリズム感のある呼称を形成し、ありふれた用語でもないため、‘密閉機能を有する、料理に使用される容器’ の意味を直感し難い。	特許法院 2008ホ6284

《書籍の識別力の有無》

識別力のないもの	識別力のあるもの
産業財産権法、経済学、行政学、民法総則、現代文学全集、英韓辞典	三和英韓辞典

4.6 数量表示

4.6.1 商品の『数量表示』とは、取引社会で使用されているか、使用され得る該当商品の個数、サイズ又は規格、重量の表示をいう。

4.6.2 数量表示には、該当商品の数量と認識され得る単位や単位を表す記号等も、これに該当するものと見る。

《数量表示の事例》

^組 2 ^짝 、 ^{グラム} 100 ^{그램} 、 ^袋 10 ^{봉지} 、 ^{包 / 束} 3 ^{꾸러미} 、 ^{リットル} 325 ^{리터}

《数量表示でないと判示された事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
MILLION 밀리온 (医療用器具等)	“million” が ‘100万、無数’ 等の意味があるが、一般需要者が数量や価格と直感しないものである。	大法院 1985フ99
BE 2566 (コンテナ扉部品)	英国のコンテナ専門製造会社によるコンテナ扉結束装置及び部品の特定モデル名に由来したものであるが、‘2566’ という数字が国内の取引業界において規格や数量表示として使用されていない。	大法院 1996フ245

4.7 形状表示

4.7.1 商品や包装の『形状表示』とは、商品や商品の包装の外形、形状、サイズ、又は規格、パターン、色、構造等に関する記述的又は説明的な表示（立体商標である場合には、それに関する図面又は写真）をいう。

《形状表示の例》

指定商品	商標	指定商品	商標
履物	265mm	フェイスパウダー	True Beige (特許法院2001フ2436)
アイスクリーム	 (特許法院2011ホ3568)	携帯用モバイル デジタル電子機器	 (特許審判院2012願4227)

《形状表示でない」と判示された事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
 (カメラ等)	外観が独創的な形態で構成されていて普通の方法で表示されたものでなく、多様な呼称及び観念があつて‘より小さくデザインされたカメラ’等に直感されない。	特許法院 2008ホ5858
 (布団)	‘黒の二重実線を一度折り曲げた形状’であつて、布団を一度折り畳んだ形状を示唆し、又は強調したものに過ぎない。	特許法院 2010ホ7266

4.7.2 一般的に、商品と関連のある立体的形状は、商品の機能を効果的に発揮させ、又は審美感を引き起こして、消費者の購買意欲をそそるための意図等から創案されたものであり、自他商品を識別するための機能をするためのものではないという点を考慮して、立体的形状の識別力は、これを限定的に認めるものとする。

4.8 価格表示

4.8.1 商品の『価格表示』とは、その取引社会で現実的に使われている価格と価格表示として認識されているユニットとそのユニットの記号等を表示するものと認められる場合に、これに該当するものと見る。

4.8.2 価格表示には、取引社会で現実的に流通しているか、流通することができる価格表示はもちろん、その価格表示の単位又は記号のみを表示するものも含まれるものと見る。

《価格表示の例》

一般的な価格表示
100 ^{ウォン} 원、10 Dollars、5\$、 ^{百ウォン} 백 원、1,000¥、₩500

4.9 生産方法・加工方法・使用方法表示

4.9.1 商品の『生産方法・加工方法・使用方法表示』とは、商品の製造、栽培、養殖、組立、加工方法や、push、pull、switch、combination等の使用方法等を記述的又は説明的に表示する場合をいう。

4.9.2 生産方法・加工方法・使用方法表示は、その指定商品の生産方法・加工方法及び使用方法を直接表示するものと認められる場合に、これに該当するものと見る。

《生産方法・加工方法・使用方法の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
ハム	燻製 훈제	チキン専門店	メキシカン 멕시칸
机	組立 조립	靴	手製 수제
手指鍼術講座業	手足鍼 수족침 (大法院1994フ1312)	運送配達業	 (特許法院2000ホ8208)

《生産方法・加工方法・使用方法表示でないと判示された事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
核歸療法 핵귀요법 (物理治療業)	핵귀요법（核歸療法）とは、脊椎疾患の治療方法として出願人が創作した新しい用語であって、取引業界において使用されてきたものではない。	特許法院 2002ホ2440
BIOTOUCH (ヘアコンディショナー)	化粧品業界において広く使用される用語でもなく、‘弾力や活力のあるヘアコンディショナー’ と直感されない。	大法院 2005フ2182

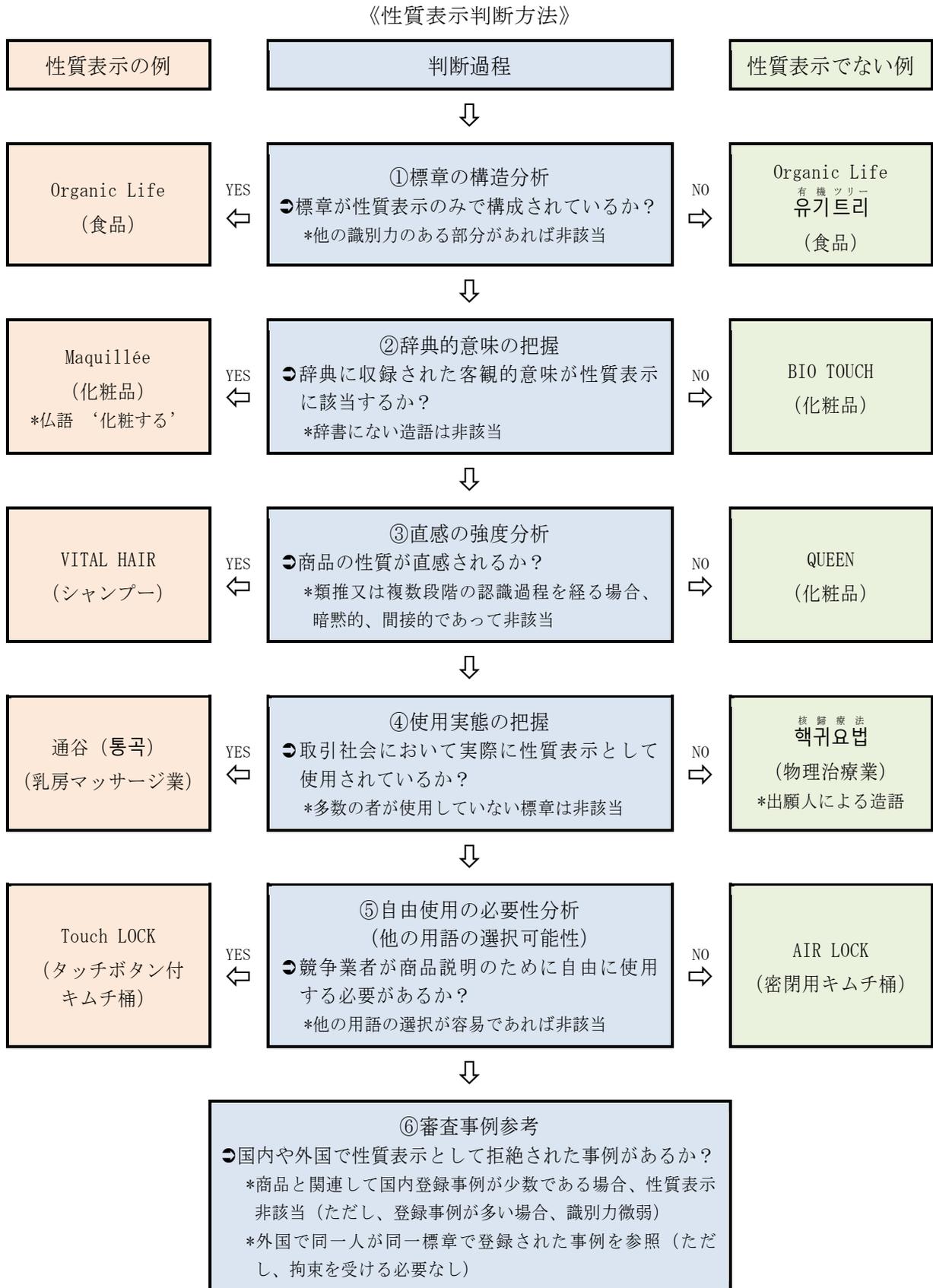
4.10 時期表示

4.10.1 商品の『時期表示』とは、季節商品における春夏秋冬の表示、商品の特性上、午前、午後、昼間、夜間、食前、食後、晴天又は雨天、全天候等、商品の販売又は使用の特定又は不特定の時期を記述的又は説明的に表示する場合をいう。

4.10.2 時期表示は、その指定商品との関係において、その商品の販売又は使用の季節、時期、時間等を直接的に表示するものと認められる場合に、これに該当するものと見る。

《時期表示の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
新聞	朝刊 夕刊 조간, 석간	衣類	春 夏 秋 冬 춘, 하, 추, 동
薬品	食前 食後 식전, 식후	雑誌	AUGUST (特許法院2008ホ6475)



第4章 顕著な地理的名称

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

4. 顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図のみからなる商標

【制度の趣旨】

法第33条第1項第4号（以下、この章において“本号”という。）で規定する『顕著な地理的名称』は、自他商品の識別力がないだけでなく、公益上、特定の者に独占させることが不当であるため、商標登録を受けることができないようにしたものである。特に、顕著な地理的名称は、その地域住民相互に多く使用されていて、このような地理的名称を登録させてやる場合、該当地域における自由使用を阻害し得るため、一定規模以上広く知られている地理的名称については、特定の者に独占排他的な権利を付与しないのである。

1. 適用要件

1.1 ‘顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図’に該当すること

1.1.1 法第33条第1項第4号に規定する『顕著な地理的名称若しくはその略語』とは、国家名、国内の特別市、広域市又は道の名称、特別市・広域市・道の市・郡・区の名称、著名な外国の首都名、大都市名、州又はこれに相当する行政区域の名称、そして、顕著に知られている国内外の古跡地、観光地、繁華街等の名称等と、これらの略称をいう。ただし、特別市、広域市・道の市、郡、区の名称が多義的な意味を持っている場合、使用実態等を勘案して、顕著な地理的名称と見ないことができ、市、郡、区より低い行政区域の名称であっても、顕著に知られている場合には、本号を適用することができる。

- (i) 本号で規定する『国家』は、大韓民国の国家承認の有無にかかわらず、実質的に領土、国民、統治権を有する統治団体を含む。
- (ii) 本号で規定する『地図』とは、世界地図（その一部を含む。）又は国家の地図等を意味し、正確な地図はもちろん、社会通念上こうした地図であることを認識することができる程度であればよい。国内地図は、一部地方の地図も本号に含まれるものと見る。ただし、一般需要者が本号で規定する『地図』と認識することが困難な場合には、この限りでない。

《顕著な地理的名称の事例》

OXFORD、HEIDELBERG、MANHATTAN、GEORGIA、BRITISH-AMERICAN、 INNSBRUCK (インスブルック)、VENEZIA、Dakota、JAVA、PRAHA、 <small>洪川土鍋</small> 홍천독배기

《顕著な地理的名称に該当すると判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
<small>フィンランド</small> 핀란드	フィンランドの国家名と外観、称呼及び観念が類似するため、一般需要者や取引者が顕著な地理的名称である “フィンランド” と認識する。	大法院 1996フ54
Fifth Avenue	“Fifth Avenue” は、観念上 ‘5番街’ と連想され、これはアメリカ・ニューヨーク市の賑やかな商店街を指す固有の地理的名称としてわが国の需要者の間でも広く認識されており、“New York” という地理的名称が入っていないとしても同様である。	大法院 1992フ728
<small>沙里院 麵屋</small> 사리원 면옥	사리원 は朝鮮時代から由緒ある場所として広く知られており、その後も依然として北朝鮮の代表的な都市の一つとして知られていることに照らし合わせてみれば、顕著な地理的名称と見る余地がある。	大法院 2017フ1342

《顕著な地理的名称でないと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
藝泉 예천	慶尚北道の “禮泉” とハングルが同一であるが漢字が異なり、禮泉が郡の名称に該当し、飛行場があるものの、広く知られているという証拠がない。	特許法院 2000ホ624
<small>菲禮式場</small> 연수장레식장	“연수” は、多様な意味で認識され得、仁川広域市にある “延壽区” が顕著に知られているものと認めることができない。	特許審判院 2013願3327

1.1.2 国内・国外の山、川、島、湖等が一般需要者に広く知られている観光地である場合には、顕著な地理的名称と見る。ただし、普通名詞である“山”、“川”、“島”、“湖”、“島”、“湖”、“Mountain”、“River”、“Island”、“Lake”等が結合されないことから、その意味を特定することができない場合には、顕著な地理的名称に該当しないものと見る。外国の有名な“山”、“川”、“島”、“湖”等の名称は、普通名詞である“Mountain”、“River”、“Island”、“Lake”等と結合されずに使用されている場合であっても、国内の一般需要者が有名な山等と認識することができる場合には、顕著な地理的名称に該当するものと見る。

《顕著な地理的名称の事例》

白頭山 漢拏山 雪岳山 月出山 金剛山 榮山江 大清湖 珍島 巨濟島
 백두산, 한라산, 설악산, 월출산, 금강산, 영산강, 대청호, 진도, 거제도,
 미시시피 (川), 에베레스트 (山), 나이아가라 (滝) 等

《顕著な地理的名称でない事例》

(月出) (榮山) (大清) (漢拏)
 월출, 영산, 대청, 한라 等

1.1.3 観光地でない単純な地名である、又は観光地であっても広く知られていない場合には、本号を適用しない。

1.1.4 歴史的文化財の場合には、その文化財が著名な結果、その名称が単に文化財の呼称としてだけでなく、その文化財が存在する地域を指す地理的な名称としても顕著となっているならば、本号に該当するものと見る。ただし、このような程度に達したと見難い場合には、著名な文化財の名称であっても、顕著な地理的名称と見ない。

《顕著な地理的名称の事例》

南大門 東大門 佛國寺 景福宮 光化門
 남대문, 동대문, 불국사, 경복궁, 광화문 等

《顕著な地理的名称でない事例》

陝州東海碑
 척주동해비 (大法院2004フ1441) 等

1. 1. 5 顕著な地理的名称に業種名称が単純結合された標章は、識別力がないものと見る。

(参考) 2008年4月13日以前の商標審査基準第9条第5項においては、‘本号が規定する地理的名称と業種名を結合して作った協会、組合、研究所等の非営利団体と商法上の会社の名称とこれらの略称については、本号の規定は適用しない’と規定して、業種の名称が結合された場合に識別力を認めていたが、2008年4月14日にこの内容を削除して、顕著な地理的名称に業種名称が単純結合されている場合、原則として識別力がないものと見ることとした(ただし、この場合にも、使用による識別力を獲得した場合には、識別力を認める)。

《業種名が結合された顕著な地理的名称の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
テレビ放送業	忠州放送 충청방송 (大法院2007フ3402)	冷麺食堂業	天津咸興冷麺 천진함흥냉면 (特許法院2012ホ481)
剣道教育業	社団法人韓国海東剣道協会 사단법인 한국해동검도협회 (特許法院2012ホ214)	市場調査業	韓 コリアリサーチ (주) 코리아리서어치 KOREA RESEARCH CO. LTD. (特許法院2003ホ2423)

1. 1. 6 顕著な地理的名称に‘大学校’が単純結合された標章は、識別力がないものと見るが、出願人の提出した商標の使用実績を考慮して、特定の者の商品に関する出所表示と認識されるほど知られている標章の場合は、使用による識別力を認めることができる。このとき、審査官は、‘顕著な地理的名称+大学校’で構成される標章は一般需要者が大学校の名称として容易に認識できる点を考慮の上、使用による識別力の取得を認めるかどうかについて判断することができる。出願人の提出した商標の使用実績をもとに判断するにあたり、‘顕著な地理的名称+大学校’で構成される標章が大学校の名称として広く使用された結果、一般需要者に大学校の名称として顕著に知られ、特定の大学校の名称として認識される場合は識別力が形成されたと認めることができ、識別力の形成が認められる場合は教育関連の業種ではない異種の商品・サービスについても識別力を認めることができる。このとき、顕著に知られて特定の大学校の名称として認識されるかどうかは、(i) 50年近く大学校の名称として長期間使用されたかどうか、(ii) 全国的な認知度の有無、(iii) ほとんどの年齢層で特定の大学校の名称として認識されて

いるかどうか等を総合的に考慮して判断することができる。

《識別力が認められなかった事例》

標章	事件番号
慶尚国立大 경남국립대학교	大法院2011フ996

《使用による識別力が認められた事例》

標章	事件番号
경남대학교 KYUNGNAM UNIVERSITY 慶南大學校	大法院2011フ1982

1.2 顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図‘のみ’からなる商標であること

1.2.1 ‘のみからなる商標であるかどうか’は、第1章1.3を準用して判断する。

1.2.2 顕著な地理的名称に方位角表示が結合されている場合にも、原則として本号に該当するものと見る。ただし、直接的に顕著な地理的名称として認識されない場合には、この限りでない。

《顕著な地理的名称に該当する方位角表示結合事例》

南ソウル 西大田 北昌原 남서울, 서대전, 북창원 等

《顕著な地理的名称に該当しない方位角表示結合事例》

東慶山 北珍島 南天津 동경산, 북진도, 남천진 等

2. 判断時の留意事項

2.1 顕著な地理的名称であるかどうかは、辞典等に掲載されていることを基準とするのではなく、国内の一般需要者や取引業界に広く認識された名称であるかを基準に判断し、特定の地域において多数が使用する地理的名称である場合、必ずしも全国的に顕著に知られている場合でなくても、顕著な地理的名称と見ることができる。

2.2 地理的名称は、原則として現存するものに限る。ただし、特定の地域の旧名、愛称や別称等が一般需要者や取引者に通常的に使用された結果、その地域の地理的名称を示すもので顕著に認識される場合には、地理的名称に該当するものと見る。

《旧地名等が顕著な地理的名称である事例》

<small>光の街</small> 빛고을 (光州)	<small>大きな田畑</small> 한밭 (大田)	<small>遠句伐</small> 달구벌 (大邱)	<small>濟物浦</small> 제물포 (仁川)	等
--------------------------------	---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---

2.3 本号は、顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図が商標の主要部分に該当する場合にのみ適用され、地理的名称等がその商標の付記的な部分に該当する場合には適用しない。

2.4 地理的表示団体標章登録出願及び地理的表示証明標章登録出願は、本号を適用しない（法第33条第3項）。

3. 他の条文との関係

本号の地理的名称等（地理的名称等が付記的である場合を含む。）が、指定商品との関係において出処の混同を引き起こすおそれがあると認められるときには、法第34条第1項第12号の規定も適用する。

《混同を引き起こすおそれがあると判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
<small>フランススベーカリー</small> 프랑세스베이커리 (乾菓子、パン)	“프랑세스”（フランスス）は、‘フランスの’、‘フランス式の’ という観念を持たせるのに十分であって、産地表示、顕著な地理的名称に該当し、‘フランス産の’ と商品の品質を誤認させる標章である。	特許法院 2001ホ5350
<small>一東</small> 일동 (薬酒、ウイスキー)	観光地である京畿道抱川市一東面として広く知られていて顕著な地理的名称に該当し、一東面以外の地域で生産される薬酒に使用する場合、一東面で生産される薬酒と品質を誤認させる標章である。	大法院 2002フ2464

第5章 ありふれた姓又は名称

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

5. ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標

【制度の趣旨】

法第33条第1項第5号（以下、この章において“本号”という。）で規定する『ありふれた姓又は名称』は、多くの人が使用していて自他商品識別力がないだけでなく、特定の者に独占権を付与する場合、これを自由に使用する多くの営業者に被害を与えるおそれがあるため、商標登録を受けることができないようにしたものである。

1. 適用要件

1.1 ‘ありふれた姓又は名称’に該当すること

1.1.1 本号で規定する『ありふれた姓又は名称』とは、現実的に多数が存在するか、観念上に多数が存在することを認識されている自然人の姓又は法人、団体、相互であることを表示する名称等をいう。

《ありふれた姓又は名称に該当する事例》

尹氏籠房 윤씨농방（特許法院2000ホ2392）、金老人麻布商会 김노인마포상회（特許法院2003ホ3778）、PRESIDENT（大法院1985フ57）等

《ありふれた姓又は名称に該当しないと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
<small>ミスチュ</small> 미스주 （整形外科業）	“MISS” と姓氏の“朱”や“周”の結合と見ることもできるが、“주”は多様な意味で使用されて、全体的に特定の観念を知ることができない造語である。	特許審判院 2012願824
<small>聖徳道</small> 성덕도 （新聞、書籍）	1952年頃に道德経を經典として創始された宗教であって、信徒の数が35万人に達するが、本号に該当しない。	特許法院 2000ホ7663

1.1.2 ありふれた名称には、法人名・団体名・法人格のない団体名・商号・雅号・芸名・筆名又はその略称等を含み、会長・総長・社長等の職位を示す名称も、これに該当するものと見る。

1.1.3 外国人の姓は、たとえ当該国家において一般的な姓であるとしても、国内でありふれて見られる外国人の姓でない限り、これに含まれない。

1.2 ありふれた姓又は名称を‘普通に使用する方法で表示’していること

‘普通に使用する方法で表示した標章であるかどうか’は、第1章1.2を準用して判断する。

1.3 ありふれた姓又は名称‘のみ’からなる商標であること

1.3.1 ‘のみからなる商標であるかどうか’は、第1章1.3を準用して判断する。

1.3.2 ありふれた姓と、“商社”、“商店”、“商會”、“工業社”、“社”、“會”、“党”、“洋行”、“組合”、“協會”、“研究所”、又は、“會長”、“社長”、“理事長”、“總長”等の名称（外国文字やその翻訳も含む）が結合されているときにも、本号に該当するものと見る。

1.3.3 ありふれた姓が相互に結合されている場合、原則として、本号に該当するものと見る。ただし、ありふれた姓とありふれていない姓が結合されている場合には、本号に該当しないものと見る。

《ありふれた姓に該当する場合／該当しない場合の例》

・ 該当する場合：^金김^朴&^李박^崔、^李이^崔&^崔최

・ 該当しない場合：^金김^賈&^李가^薛、^李이^薛&^薛설

2. 判断時の留意事項

ありふれた姓又は名称であるかどうかの判断は、電話帳又は人名録等に相当数があるかどうかを参考にして、特定の者に独占させたときに取引上の混乱をもたらすおそれがある、又は同じ姓や名称を持っている者に不測の被害を与えるおそれがあると認められるかどうかを基準に判断する。

3. 他の条文との関係

ありふれた姓又は名称が他の文字や図形等と結合されている場合であっても、全体的に判断した場合、ありふれた姓又は名称と直感され、又は新たな観念が形成されない場合には、本号と法第33条第1項第7号を併せて適用する。

《法第33条第1項第7号を併せて適用した事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
眼鏡、望遠鏡	 (大法院1991フ1885)	寿衣、織物	金老人麻布商会 김노인마포상회 (特許法院2003ホ3778)

第6章 簡単かつありふれた標章

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

6. 簡単かつありふれた標章のみからなる商標

【制度の趣旨】

法第33条第1項第6号（以下、この章において“本号”という。）で規定する『簡単かつありふれた標章』のみからなる商標は、商取引においてだけでなく、日常においてありふれて使用されるものであって識別力がないだけでなく、誰もが自由に使用することができなければならないため、商標として登録を受けることができないようにしたものである。

1. 適用要件

1.1 『簡単かつありふれた標章』に該当すること

1.1.1 文字商標である場合には、1文字のハングルで構成された標章であるか、又は2文字以内のアルファベット（それを他の外国語で表示された場合を含む。）で構成された標章は、原則として、これに該当するものと見る。ただし、具体的な観念として直感され得、又は特定の者の出处表示として直感される場合には、これに該当しないものと見る。

（i）具体的な観念として直感され得ることには、有体物はもちろん抽象的な観念も含まれ、取引社会だけでなく、一般社会の通念上、具体的な観念として直感され得る場合も含まれる。したがって、ハングル1文字でも具体的な観念として直感され得るときには、識別力があるものと見る。ただし、その観念が曖昧であるときには、この限りでない。

《簡単かつありふれた標章である事例》

가, 나, 취, A, B, AB, e 等

《簡単かつありふれた標章でない事例》

닭, 별, 해, 용 等

(ii) 『特定の者の出处表示として直感される場合』とは、実際の使用によって、特定の者の商標であることが一般需要者に広く知られていて、特に証明する必要がない場合をいう。

《特定の者の出处表示で直感される事例》

LG, CJ (訳注：第一精糖 (Cheil Jedang))、GS, HP, NH (訳注：農協 (NongHyup))、KT (訳注：(Korea) Telecom)、SK 等

*指定商品を考慮して、特定の者の出处表示として直感されるかどうかを判断しなければならない。

1.1.2 ハングル1文字とアルファベット1文字が結合されている場合には、識別力があるものと見る。ただし、指定商品と関連して、取引社会において性質表示と認識されるか、又はその他識別力を認めることができない場合には、その限りではない。

《結合により識別力を認めることができる事例》

₩항 (保養所業、美容業等)、N제 (書籍、鉛筆等) 等

《結合によっても識別力を認めることができない事例》

商標 (指定商品)	判断内容	関連判例 (出願番号)
P검 (パソコン検定試験の教材及び実施業等)	“P” は、‘PC’ を指すものと直感的に認識され、“검” は、‘검정시험’ (検定試験) を指すものと直感的に認識されることから、全体として ‘PC検定試験’ を略称したに過ぎないものと認識される。	特許審判院 2000願2980
T봉 (手指鉋講座業等)	“봉” は、‘봉침’ (鋒鉋) の意味と容易に認識され、“T” は、鋒鉋の形状を示すものと認識されて、全体的に ‘T字状の鋒鉋’ と認識される。	40-1999 -0033921

1.1.3 1文字のハングル又は2文字以内の外国文字が他の識別力のない文字と結合しているときには、識別力がないものと見る。ただし、外国の文字2文字を『&』で連結しているときには、この限りでない。

《簡単かつありふれた標章である事例》

^{chui}
취 Co.、E PRINT (プリンタ)、MT, Ltd. 等

《簡単かつありふれた標章でない事例》

A&Z、AC-BC、AB55、선^{ソン}AC、ACF、  等

1.1.4 数字商標である場合には、2桁以下の数字で表示されているもの（それをハングル、漢字又は外国語で表示したものを含む。）は、これに該当するものと見、2桁の数字2つを+、-、×、÷、=等の符号で結合するか、又は2桁の数字を識別力のない標章と結合しているときには、識別力がないものと見る。ただし、『&』で結合されている場合には、この限りでない。

《簡単かつありふれた標章である事例》

57、22+35、50/25 等

《簡単かつありふれた標章でない事例》

22&35、One and Two、23.7、3&7 等

(i) 100以上の数字であっても、12345等のように単に数字を連続的に羅列したものは、識別力がないものと見る。ただし、『&』で結合したり、同じ数字を羅列している場合には、この限りでない。

《簡単かつありふれた標章事例》

123、345、One Two Three 等

《簡単かつありふれた標章でない事例》

777、888、^{ワン ファイブ スリー}원 화이브 ^{스리}쓰리、^{파이브}화이브 ^원화이브、
One five Three、FIVE ONE THREE、1&234 等

- (ii) 外国の文字1文字と数字1文字を結合しているもの、又は数字を順位の文字で表示している場合には、識別力がないものと見、これらを『ー（ハイフン）』で接続している場合にも、識別力がないものと見る。アルファベット1文字同士を『ー（ハイフン）』に接続した場合もまた同じである

《簡単かつありふれた標章事例》

A1、A-1、^{ワンスリー}원쓰리、^第ninety-nine、제 2、second、A-B、K-Y 等

- 1.1.5 図形商標である場合には、ありふれて使用される円形、三角形、四角形、ひし形、卍、三太極等と、このような図形又は模様を同一に重ねて表示したものは、識別力がないものと見る。ただし、他の図形又は模様が結合されたものうち、ありふれて使用されるものと見ることができない場合には、この限りでない。

《簡単かつありふれた標章である事例》

○、△、□、◇、#、+、-、&、◎、⊙、▲、▣、◆、▭、
卍、☯（大法院2001フ591） 等

《簡単かつありふれた標章でない事例》

（大法院1980フ83）、、、（大法院1993フ1308）、
（大法院2002フ291） 等

- 1.1.6 簡単かつありふれた図形又は模様と、次の文字等が結合した商標は、識別力がないものと見る。

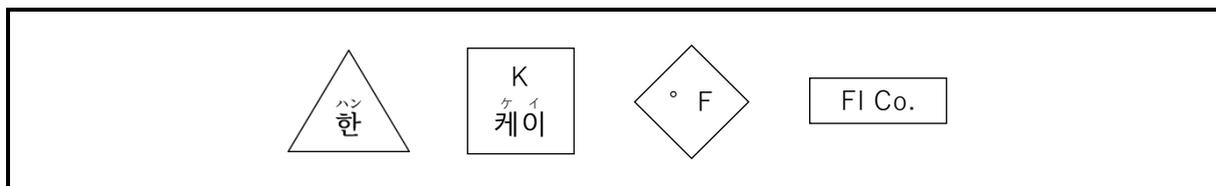
- (i) ハングル1文字。ただし、ハングル1文字が取引社会において具体的な観念として直感され得る場合には、この限りでない。

- (ii) アルファベット1文字とそのハングルの音を併記して表記した場合

(iii) 化学、金属機械等において使用されている専門記号をアルファベット又はハングルで表記し、又はこれらを併記して表記した場合

(iv) アルファベット1文字又は2文字に“Co.”、“Ltd.”等を組み合わせた場合

《簡単かつありふれた標章である事例》



1.2 簡単かつありふれた標章‘のみ’からなる商標であること

本号を適用するためには、出願商標が簡単かつありふれた標章‘のみ’で構成されていなければならない。したがって、簡単かつありふれた標章に他の識別力のある文字や図形等が結合されて、全体的に識別力が認められる場合には、これに該当しないものと見る。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 本号に該当するためには、商標の構成が簡単で、かつ (and) ありふれたものでなければならないので、簡単であるがありふれていない、又はありふれているが簡単でないものは、本号に該当しない。
- 2.2 簡単かつありふれた標章が、特に図案化され又は色彩と結合して新たな識別力が生じたと認められる場合、簡単かつありふれた標章と見ないことができる。図案化の程度がありふれているかどうかは、実際社会においてそのような図案化がありふれているかどうかを基準に判断し、図案化の程度が簡単かつありふれた文字や記号等を圧倒するほどに達したり、新たな外観、称呼、観念が生じる程度に達したりしていなくても、一般需要者にとって特定の者の出处表示として特別な注意を引く程に図案化されている場合、識別力があるものと見る。

《簡単かつありふれた標章の事例》

				
(特許法院 2008ホ3650)	(特許法院 2002ホ1539)	(特許法院 2014ホ1624)	(特許法院 1999ホ376)	(特許法院 2007ホ4656)

《簡単かつありふれた標章でない事例》

				
(大法院 1980フ83)	(大法院 1993フ1308)	(特許法院 1992ホ1738)	(特許法院 2007ホ11722)	(大法院 2009フ1001)

2.3 簡単かつありふれた標章が絵柄化により識別力を認められた場合には、簡単かつありふれた標章それ自体に独占排他権を付与するのではなく、特別な図案化に識別力を認めたものであるため、上記1.1.1の(ii)の場合(使用による識別力が認められて登録された場合を含む。)を除き、他の商標との類否を判断するにあたり、称呼・観念よりは外観を基準に判断するようにする。

2.4 簡単かつありふれた標章が他の識別力のある標章と結合した場合には、本号を適用しない。ただし、簡単かつありふれた標章が含まれている商標であって、簡単かつありふれた標章以外の部分が付記的部分であるか、又は簡単かつありふれた標章に吸収されて不可分の一体を構成しているときには、この限りでない。

2.5 簡単かつありふれた標章相互間又は簡単かつありふれた標章とその他の識別力のない部分が結合された場合には、原則として、標章を全体的に観察して識別力の有無を判断するようにする。

《簡単かつありふれた標章でないと判断した事例》

商標 (指定商品)	判断内容	関連判例
 (コンピュータ)	“SC” や “plus” 部分のみに分離されて簡略に呼称され、又は認識される可能性がないため、全体的に簡単かつありふれた標章ではない。	特許法院 2006ホ5461

第7章 その他識別力のない標章

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

①次の各号の一に該当する商標を除き、商標登録を受けることができる。

7. 第1号から第6号までに該当する商標以外に、需要者が誰の業務に関連した商品を表示するものであるのかを識別することができない商標

【制度の趣旨】

法第33条第1項第7号（以下、この章において“本号”という。）で規定するその他識別力がない標章は、法第33条第1項第1号から第6号に該当しないが、識別力がないため出处表示として認識されない、又は商標法の目的や取引の実情を考慮した場合に、特定の者に独占排他的な権利を付与することが妥当でない商標について、登録を受けることができないようにした補充的規定である。

1. 適用要件

1.1 需要者が‘需要者が誰の業務に関連した商品を表示するものであるのかを識別することができない’こと

1.1.1 出处表示として認識されないか、又は自由な使用が必要な一般的な掛け声（スローガン）、広告文案、標語、挨拶言葉や人称代名詞又は流行語で表示した標章は、本号に該当するものと見る。ただし、一般的な掛け声を越えて出处表示として認識される場合には、本号に該当しないものと見る。

《一般的な掛け声等であって識別力がない標章の事例》

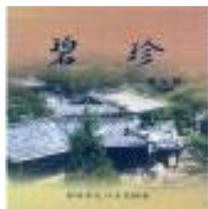
指定商品	商標	指定商品	商標
ラベンダー油、 スキンミルク	私たち 大切に、 우린 소중한데요 (大法院2004フ912)	博物館経営業	Believe IT or Not (大法院1994フ173)
ホテル業	GOODMORNING (特許法院2004ホ6293)	教科書出版業	Be Smart (特許法院2003ホ2423)

1.1.2 放送やインターネットを含む情報通信媒体等を通じ出处表示として認識されない程度に広く知られたため、一般人が流行語のように使用するに至った放送番組の名称や映画、歌のタイトル等も。本号に該当するものと見る。

1.1.3 檀紀又は西暦で年度を表し（これを文字で表示したものを含む。）、又は年度表示と認識され得る標章は、これに該当するものと見る。日本の年号の場合は、年号と年度表示として認識され得る表示が組み合わせり、全体的に年度表示と認識され得る場合も同様である。

1.1.4 人・動植物・自然物又は文化財を写真・印刷又は複写する等の形態で構成された標章は、これに該当するものと見る。ただし、指定商品との関係を考慮して識別力が認められる場合には、この限りでない。

《識別力のない標章の事例》

人の写真	指紋	書籍の複写	東洋画	建物の写真
				

1.1.5 商品の集合・販売・製造場所やサービス提供場所の意味としてありふれて使用される標章は、これに該当するものと見る。ただし、他の構成要素と結合して新たな観念を形成する場合には、これに該当しないものと見る。

《場所的意味としてありふれて使用される標章の事例》

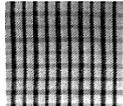
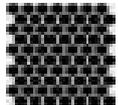
LAND、MART、PLAZA、WORLD、OUTLET、DEPOT、BANK、VILLAGE、HOUSE、CITY、TOWN、PARK、 마을、마당、촌、나라 等

《場所的意味として認識されない結合標章の事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
Art Valley (演芸公演業)	指定サービスと関連して、一般需要者にとって慣用標章や普通名称として認識されず、“valley” は、劇場等の場所や空間として認識されない。	大法院 2009フ2326

1.1.6 標章が指定商品の外部表面や原材料にありふれて使用される装飾的柄やデザインの要素として認識される場合には、これに該当するものと見る。ただし、ありふれて使用される柄でない、又はデザインの要素として認識されない場合には、識別力があるものと見る。

《商品の表面模様であって識別力がないものと判断した事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
ハンドバック	 (大法院2001フ2863)	財布・ネクタイ	 (特許法院2010ホ7037)
シート紙	 (特許法院2000ホ5841)	ゲーム用カード	 (特許法院2005ホ2199)

《識別力を認めた事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連審決例
 (Tシャツ、ベルト)	それ自体のみでは、指定商品である衣料品の織物柄として使用されると断定することができず、全体的な形状、及び黒色地の内部に白色の曲線、小さく表示されているが英文字が表記されている点等を勘案すれば、識別力がある。	特許審判院 2004願4929

1.1.7 外観から見て社会通念上識別力を認めることが困難な場合、多数の者が現実的に使用していて識別力が認められない場合には、法第33条第1項第1号から第6号のいずれか一の項目に該当するが明らかでない標章であって、法第33条の識別力に関する趣旨から見て登録を拒否することが合理的であると判断される場合には、原則として本号に該当するものと見る。

(i) 当該標章が特定の意味を持つものとして非常に強く認識され、一般需要者が当該標章に接したとき、商標として認識するよりは特定の固有の意味を先に思い浮かべる可能性が高い場合

* (例) blockchain

- (ii) 当該標章が現実的に様々な商品若しくは様々な分野に使用されている、又は使用される可能性が高い場合等

* (例) k-pop, yolo

《外観上・社会通念上識別力のない標章の事例》

<ul style="list-style-type: none"> ◦http://、www、@、.com (ドットコム)、co.kr、go.kr 等 ◦メニュー表・説明文や書籍の一面をそのまま複写した場合 	◦単純な色彩商標
--	----------

《多数の者が使用していて識別力のない標章の事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
通信関連商品	CYBER、NET、COM、TEL、WEB	金融関連商品	CASH、CARD、PASS
情報提供関連	NEWS、DATA	教育関連商品	몬테소리 ^{モンテッソーリ} (大法院2012フ2951)

1.2 (又は) ‘公益上、特定の者に独占させることが適切でない」と認められる’こと

- 1.2.1 多数が使用する宗教団体の名称や緊急 (案内) 電話番号として認識され得る数字は、誰もが自由に使用する必要があるため、これに該当するものと見る。

《公益上独占させることが不適当な標章の事例》

商標 (指定商品)	判断内容	関連判例
曹溪宗 조계종 (業務標章)	大韓仏教曹溪宗が主流を成すが、すべての少数曹溪宗の宗教団体が使用する必要があるため、宗教的自由を制限するおそれがある。	特許法院 2005ホ1073
114 (コンピュータ 通信関連業)	出願人が電話番号案内サービスとして長い間使用しているが、電気通信事業法により他の事業者が同一用途で使用可能であり、多数の者が114と結合したサイトを使用している。	特許法院 2001ホ5909

- 1.2.2 医薬品の国際一般名称 (INNs ; International Non-proprietary Names for Pharmaceutical substances) のみで出願した場合には、これに該当するものと見る。ただし、INNsと識別力のある部分が結合されて全体的に識別力が認められる場合には、これに該当しないものと見る。

(参考) 『医薬品の国際的一般名称 (INNs)』とは、世界保健機関 (WHO) において、医薬品に使用される物質について命名する方法等に関する標準名称を定め、これを人類公共の財産として誰でも統一的に使用できるようにするために、会員国に国際的に独占を許可しないよう勧奨している名称である。

- 1.2.3 国や公共分野で使用される用語、様々な分野で必須の用語等、公共性や競業者の自由使用の必要性が高い標章の場合は、これに該当するものとみなす。このとき、特定の者に独占権を与えることが一般需要者の法感情に反するかどうか、取引市場で紛争の起こる可能性は高いか等もあわせて考慮することができる。

2. 判断時の留意事項

出願商標がスローガンや標語の形態で構成されているとしても、全体的に観察した場合に、ありふれて使用されていない、又は出处表示として認識される場合には、本号に該当しないものと見る。ただし、指定商品と関連して見た場合に、その出处を表示するよりは、取引社会においてありふれて使用される掛け声や広告文案として認識されて、これを特定の者に独占させることが適合しないと認められる場合には、本号に該当するものと見る。

《一般的な掛け声等に該当せず識別力が認められる事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
石鹼	WE' VE (大法院2003フ2140)	切削工具	engineering your competitive edge (大法院2005フ2793)

3. 他の条文との関係

- 3.1 著名な芸能人の名前、芸能人のグループ名称、スポーツ選手の名前、その他国内外の有名人士等の名前や、これらの略称を含む商標を出願した場合には、指定商品にかかわらず、法第34条第1項第6号を適用する。

- 3.2 有名な放送番組の名称、映画や曲のタイトル等、同一又は類似するか、類似でないとしても、これらを容易に連想させる商標を出願して、その放送番組等の関係において、営業上の混乱を引き起こさせ、又は識別力や名声を損傷させるおそれがある場合、法第34条第1項第11号を適用する。
- 3.3 広く知られている放送番組の名称、映画や曲のタイトル等、同一又は類似の商標を放送、映画、音楽等と直接・間接的に経済的牽連関係のある商品、又は後援関係や取引実情上商品化の可能性が高い商品に出願して、需要者の欺瞞が引き起こされるおそれがある場合には、法第34条第1項第12号を適用する。
- 3.4 医薬品の国際的一般名称（INNs）のみで出願された標章が、商品の品質、性能等の誤認を誘発するときには、法第34条第1項第12号も併せて適用する。

《芸能人の名前、放送番組の名称等と関連した適用条文》

適用条文	標章	指定商品
法第33条 第1項 第7号	出处表示として認識されない程度に広く知られて一般人が流行語のように使用することされた放送番組の名称や映画、歌のタイトル	問わない
法第34条 第1項 第6号	著名な芸能人の名前、芸能人グループの名称、スポーツ選手の名前、その他国内外の有名人士等の名前やこれらの略称を含む商標	問わない
法第34条 第1項 第11号	有名な放送番組の名称、映画や曲のタイトル等と同一又は類似するか、又は類似ではないとしても、これらを容易に連想させる商標	放送番組等と関連した商品だけでなく、関連のない商品であっても、その放送番組等の関係において営業上の混乱を引き起こさせ、又は識別力や名声を損傷させるおそれがある場合
法第34条 第1項 第12号	広く知られている放送番組の名称、映画や曲のタイトル等同一・類似の商標	放送、映画、音楽等と直接・間接的に経済的牽連関係のある商品だけでなく、後援関係や取引実情上商品化の可能性の高い商品までを含めて、需要者の欺瞞が引き起こされるおそれがある場合

第8章 識別力のない標章間の結合商標

1. 識別力有無の判断原則

- 1.1 法第33条第1項各号に該当する標章（識別力がない標章）相互間のみで結合された商標は、原則として、全体観察して識別力の有無を判断するが、結合により新たな観念又は新たな識別力を形成する場合、識別力があるものと見る。
- 1.2 全体観察によっても識別力がないと認められる場合、拒絶するようにする。この場合、法第33条第1項各号に該当する拒絶理由が二つ以上あれば、該当する各号をすべて適用するが、明白な拒絶根拠条項の選択が困難である場合には、法第33条第1項第7号を適用する。
- 1.3 結合商標の識別力の有無は、個別・具体的に各指定商品との関係を考慮して判断するようにする。

2. 結合商標の要部観察

- 2.1 特定の部分が需要者の注意を引いたり、標章の重要部分として認識される場合には、例外的に、該当部分を通じて結合商標を観察することができる。
- 2.2 結合商標を、主要部を通じて観察する場合にも、個別・具体的に指定商品との関係において、標章の各構成要素を通じて、識別力の有無を判断するようにする。

《結合標章として識別力のない事例》

指定商品	商標	指定商品	商標
ジーンズ	BEST JEAN	金融業	SWISSONE (特許法院2006ホ3243)
ピザ専門 食堂業	피자생각 (特許法院2011ホ5991)	磁気ディスク ドライブ	SUPERSTORE (大法院1994フ2241)

《結合標章として識別力のある事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
	<p>構成部分を個別的に分離して呼称し、又は認識することあ不自然であり、ギリシャ文字、アルファベット、アラビア数字が各1文字ずつ結合された独特な構成であり、特定の者に独占権を付与することが適当でないと見る事情もない。</p>	<p>特許法院 2007ホ135</p>
<p>THE CITY SEVEN (建築業)</p>	<p>識別力が微弱な部分で構成されているため、一般需要者が全体として認識するものであり、‘7番目の都市、第7の都市’ と観念するものである。</p>	<p>特許法院 2006ホ10517</p>

第9章 使用による識別力

関連法令及び趣旨

【商標法】

第33条（商標登録の要件）

②第1項第3号から第6号までに該当する商標であっても、商標登録出願の前からその商標を使用した結果、需要者間で特定の者の商品に関する出処を表示することで識別することができるようになった場合には、その商標を使用した商品に限り商標登録を受けることができる。

【制度の趣旨】

使用による識別力は、元来識別力のない商標でも特定の者が一定期間継続して使用した結果、識別力を獲得した場合に、既に商標として機能するだけでなく、最早競争業者間の自由な使用を保障する公益上の必要性がなくなったと見ることができ、むしろ商標登録を許可することにより第三者の不正競争目的の使用を防止して商標使用者の信用を保護し、一般需要者に商品の品質誤認や出処混同を防止することが商標法の本来の目的に符合するため、事後的に識別力を認めるものである。

1. 適用対象

1.1 使用による識別力が認められる商標

法第33条第1項各号のいずれに使用による識別力が認められる場合は、法第33条第2項に明示的に規定された性質表示標章（第3号）、顕著な地理的名称（第4号、2001年7月1日から施行）、ありふれた姓又は名称（第5号）、簡単かつありふれた標章（第6号）等であり、法に明示されていないが、補充の規定であるその他識別力のない標章（第7号）も使用による識別力が認められる。しかし、商品の普通名称（第1号）と慣用標章（第2号）は、使用による識別力が認められない。

1.2 使用による識別力が必要な商標の種類

記号・文字・図形又はこれらを結合した一般商標は、それ自体のみで商品の出処表示として使用され得る本質的な（抽象的・絶対的）識別力を備えることができるが、色彩・識別力のない音・におい・その他視覚的・その他非視覚的商標等は、商品の出処表示としてでなく、本質的に商品のデザインやマーケティング方法等として使用されていたものが、一定期間以上継続的に特定の者により特定の商品に独占的に使用されることにより、2次的な意味で商品の出処表示機能を獲得することになったものである。原則として、使用による識別力を立証して初めて商標登録が可能である。

2. 適用要件

2.1 ‘商標登録出願前から商標を使用’していること

2.1.1 使用による識別力を主張するためには、商標登録出願前から継続的に使用することが要求される。この場合、『使用』とは、商標的使用を言うものであって、法第2条第1項第11号各目及び第2条第2項に規定する行為に該当するものでなければならない。

【法第2条第1項第11号各目及び第2条第2項】

①この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

11. “商標の使用”とは、次の各目の一に該当する行為をいう。

イ. 商品又は商品の包装に商標を表示する行為

ロ. 商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡又は引き渡すか譲渡又は引き渡す目的で展示・輸出又は輸入する行為

ハ. 商品に関する広告・定価表・取引書類、その他の手段に商標を表示して展示するか広く知らせる行為

②第1項第11号各目による商標を表示する行為には、次の各号の一つの方法で表示する行為が含まれる。

1. 標章の形状若しくは音又はにおいで商標を表示する行為

2. 電気通信回線を通じて提供される情報に電子的方法で表示する行為

2.1.2 商標の使用期間は、原則として5年以上実質的に競合がない状態で商標を使用し続けた場合、使用による識別力の取得を認めるかどうかの重要な判断根拠として考慮することができる。ただし、短期間で多くの広告・宣伝により認知度が上昇することもあるため、使用期間が短くても売上高、市場シェア、認知度等が大きく上昇した場合には、これを考慮して判断することができる。

2.2 ‘需要者間’で商標が‘特定の者の商品に関する出处を表示’するものと‘識別することができるように’なっていること

2.2.1 『需要者』とは、該当商品の一般需要者と取引者を意味し、『特定の者の商品に関する出处』とは、必ずしも具体的な特定の者の姓名や名称まで認識しなければならないものではなく、匿名の存在として抽象的な出处程度に需要者が認識することができる程度であれば十分である。ただし、その使用商標と同一・類似の商標が該当商品の取引者の間で出处表示として使用されていなくて初めて自他商品の区別標識として識別力を備えているといえる。

2.2.2 『識別することができるようになっていく程度』とは、法第34条第1項第13号の特定の者の商品を表示するものと認識されている商標の認識度よりは高いが、法第34条第1項第9号の他人の商品を表示するものであると需要者に顕著に認識されている商標、すなわち、周知商標の認識度よりは低い段階を意味し、一部地域において一部取引者や需要者に特定の者の商品に関する出处を表示するものと識別することができるようになっていく場合にも、認定可能なものと見る。

(参考) 使用による識別力は、元来識別力のない標章に対世的な権利を付与するものであるため、かつては、その基準を厳格に解釈・適用しなければならないと見て、‘顕著に認識’された場合と、周知商標よりも高い認識を要求していたが、外国の立法例に比べて条件があまりに高く、第三者の不正競争目的の使用により真の商標使用者の利益侵害はもちろん、需要者の商品品質及び出处の誤認・混同を招いて商取引秩序を乱す弊害が大きいため、2014年6月11日施行の改正商標法において、‘特定の者の商品に関する出处を表示することで識別することができるようになった場合’と、認識要件を緩和した。

2.3 ‘実際に使用した商標を使用した商品に出願’したものであること

2.3.1 使用による識別力は、原則として、実際に使用した商標と同一の商標を使用した商品と同一の商品に出願した場合に限り認めることができ、類似の商標や商品については認めることができない。この場合、商標と商品が同一であるかどうかは、『物理的同一性』を意味するのではなく『実質的同一性』を意味するものであって、取引社会の通念上、一般需要者や取引者が同一であると認識することができる商標及び商品をいう。

《事実上同一の商標と見て、使用による識別力を認めた事例》

商標（指定商品）	実使用商標	関連判例
 (登山靴、登山服等)	K ₂ 、  、K2	大法院 2006フ2288
경남대학교 KYUNGNAM UNIVERSITY 慶南大學校 (教育業)	 、 	大法院 2011フ1982
 (ゴルフ用品)	 、 	大法院 2012フ2074

2.3.2 使用による識別力が認められた商標の効力は、法第90条（商標権の効力が及ばない範囲）にかかわらず、一般的な登録商標と同様に、同一の商標を同一の商品に使用する独占排他的効力が発生し、同一・類似の商標を同一・類似の商品に他人が商標登録することを排除することができる消極的効力が発生する。

2.4 使用による識別力を主張する者は、‘立証資料を提出’すること

2.4.1 使用による識別力が認められるためには、その商標がある程度広告宣伝された事実がある、又はその商標と類似の商標が登録された事実があることのみをもってこれを推定することはできず、具体的にその商標を使用した結果、需要者間で特定の者の商品に関する出処を表示するものと識別することができるようになったという立証資料がなければならない。

- 2.4.2 使用による識別力を主張する者は、その証明資料（例）として、①使用している商標、②使用している商品、③相当期間継続使用した事実、④全国又は一定地域において使用した事実、⑤該当商品の生産・製造・加工・証明・販売量、売上額、市場占有率、⑥使用の方法・回数及び内容、⑦広告宣伝の方法・回数・内容・期間、⑧客観的な消費者認知度調査、⑨商品品質や名声を立証することができる資料、⑩使用商標を独占排他的に使用しているという資料、等を提出することができる。
- 2.4.3 消費者認知度調査のためのアンケートは、原則として人的・物的条件を備えた信頼性のある調査機関によって実施されなければならない。公職選挙法第8条の9により、選挙世論調査審議委員会に登録されている世論調査機関は、条件を満たすものとみなす。また、商標について専門性を有する機関・協会等がアンケート設計を提供し、選挙世論調査審議委員会に登録されている世論調査機関と共同で実施する場合も、調査機関の条件を満たすものとみなす。
- 2.4.4 消費者認知度調査は、同種商品の実際の又は潜在的な需要者を対象として代表性（地域、性別、年齢等）がなければならず、アンケートの回答者数が500人以上で、質問の形態が公正かつ適切なものである場合、信頼性が高いとみなすことができる。
- 2.4.5 審査官はアンケートの結果に縛られないが、アンケートの信頼性の条件を満たすアンケートの結果、回答者の50%以上が当該商標を特定の者の商標と認識していることがわかった場合は、使用による識別力の取得を認めるかどうかの判断において有力な証拠資料として考慮することができる。

3. 判断手順

- 3.1 審査官は、使用による識別力の取得に関する出願人の主張を判断する場合、商標チーム長を含めた3人の審査官による協議審査を行わなければならない。
- 3.2 審査官は、協議審査で使用による識別力の取得が認められた場合、「使用による識別力取得判断審査委員会」に上程し、その結果に応じて使用による識別力の取得を認めるかどうか最終決定しなければならない。

4. 判断時の留意事項

- 4.1 使用による識別力は、商標使用者のみが独占排他的に商標を使用した結果、自他商品の識別力を取得したものと認めて商標登録を可能にするものであるため、一般人ないし競業者の自由使用の必要性、商標の使用期間、使用方法、売上額、広告宣伝実績等を総合的に考慮して判断するが、商品自体の特性も考慮して判断するようにする。
- 4.2 使用による識別力を立証するためには、出願人が適切な立証資料を提出しなければならないが、指定商品の取引実情や特性に応じて立証資料が異なり得るため、あまりにも過多又は不必要な資料を要求してはならず、使用商標が法第33条第2項において要求する識別力認定要件を超えて広く知られていることが明白である場合、一部立証資料を省略することができる。
- 4.3 需要者に、特定の者の商品に関する出处を表示するものと識別することができるようになっているかは、①人的範囲は、該当商品の取引者や需要者を基準とし、②地域範囲は、原則としては、全国的に知られている場合をいうが、指定商品の特性上、一定地域で知られている場合も認定可能であり、③使用による識別力の認否判断時点は、商標登録可否の決定をする時とする。ただし、使用商標を商標登録出願前から使用して、登録可否決定時まで継続して使用していなければならない。
- 4.4 商標が使用による識別力を備えているかは、原則として、出願人の商標使用実績を基準に判断しなければならないが、出願人が実際の使用者からその商標に関する権利を譲り受けた場合には、出願人以外に実際の使用者の商標使用実績も考慮して、出願商標が使用による識別力を備えているかを判断することができる。

第5部 商標登録を受ける ことができない商標



第1章 国旗・国章等と同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

1. 国家の国旗及び国際機構の記章等であって、次の各目の一に該当する商標

イ. 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、大韓民国又は公共機関の監督用又は証明用印章・記号と同一・類似の商標

ロ. 「工業所有権の保護のためのパリ条約」（以下、“パリ条約”という。）同盟国、世界貿易機構会員国又は「商標法条約」締約国（以下、この項において“同盟国等”という。）の国旗と同一・類似の商標

ハ. 国際赤十字、国際オリンピック委員会又は著名な国際機関の名称、略称、標章と同一の商標。ただし、その機関が自己の名称、略称又は標章を商標登録出願した場合には、商標登録を受けることができる。

ニ. パリ条約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章又は同盟国等が加入している政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章若しくは記章と同一・類似の商標。ただし、その同盟国等が加入している政府間国際機関が自己の名称・略称、標章を商標登録出願した場合には、商標登録を受けることができる。

ホ. パリ条約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等又はその公共機関の監督用又は証明用印章・記号と同一・類似の商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一・類似の商品について使用する商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第1号イ目～ホ目（以下、この章において“本号”という。）は、パリ条約第6条の3を立法化したもので、（i）イ目は、大韓民国の国旗・国章等の尊厳性と品質保証機能をする監督用又は証明用印章等の権威を維持し、（ii）ロ目は、同盟国等の国旗に対する尊厳を維持し、（iii）ハ目は、著名な国際機関の権威を維持し、これらの名称や略称と同一・類似の商標の登録を認めることとなると、使用者がこれらの機関と特殊な関係にあるかのように誤認・混同を引き起こすおそれがあるため、これを防止するためのものであり、（iv）ニ目は、同盟国等の紋章、旗、勲章等の尊厳性と、政府間国際機関の権威を保護するとともに、国際的信義を維持し、（v）ホ目は、同盟国等又はその公共機関の監督用又は証明用印章等の権威を維持し、監督用又は証明用印章等は、品質保証的性格が強いため、品質誤認から需要者を保護するための規定である。

1. 法第34条第1項第1号イ目の適用要件

‘大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、大韓民国又は公共機関の監督用又は証明用印章・記号と同一・類似の商標’

1.1 『大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章』とは、国旗は「大韓民国国旗に関する規定」、国章は「国の紋章についての規定」、軍旗は「軍旗令」、勲章、褒章は「賞勲法」及び同法施行令で定めるものをいい、記章は功績を記念し、又は身分、職位等を表象する徽章又は標章を意味する。

《国旗・国章・軍旗・勲章・褒章の例》

国旗	国章	軍旗	報国勲章	建国褒章
				

《記章の例》

海軍士官生徒の肩章	大韓民国軍人遺族記章	6.25参戦勇士護国英雄記章
		

< 参考法令 >

【軍紀令】

第3条（種類）

軍旗の種類は、次の各号のとおり、合参旗・各軍旗・部隊旗・兵科旗及び小部隊旗とするが、それぞれ正旗と略旗に区分する。

1. 合参旗：合同参謀本部基をいう。
2. 各軍旗：陸軍旗・海軍旗及び空軍旗をいう。
3. 部隊旗：陸軍の連隊級（独立大隊級部隊を含む。）以上の部隊、海軍の戦隊級以上の部隊、空軍の戦隊級（戦闘飛行大隊級部隊を含む。）以上の部隊及び国防部直轄部隊の旗をいう。
4. 兵科旗：軍人士法第21条第4項各号に規定されている各軍の兵科別の旗をいう。
5. 小部隊旗：第2号の部隊旗を使用する部隊以外の部隊の旗をいう。

【賞勳法】

第9条（装飾の種類）

装飾の種類は、次の各号のとおりである。

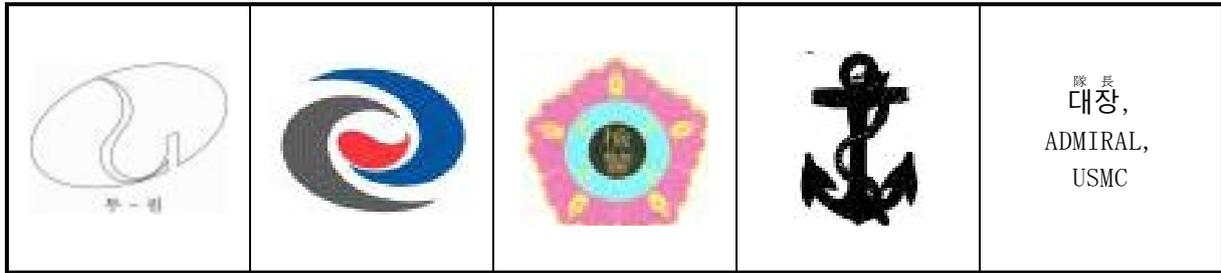
- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 1. 無窮花大勲章 | 2. 建国勲章 | 3. 国民勲章 |
| 4. 武功勲章 | 5. 勤政勲章 | 6. 報国勲章 |
| 7. 修交勲章 | 8. 産業勲章 | 9. セマウル勲章 |
| 10. 文化勲章 | 11. 体育勲章 | 12. 科学技術勲章 |

第19条（褒章の種類）

褒章は、勲章に次ぐ勲格であって、その種類は、次の各号のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|------------|
| 1. 建国褒章 | 2. 国民褒章 | 3. 武功褒章 |
| 4. 勤政褒章 | 5. 報国褒章 | 6. 予備軍褒章 |
| 7. 修交褒章 | 8. 産業褒章 | 9. セマウル褒章 |
| 10. 文化褒章 | 11. 体育褒章 | 12. 科学技術褒章 |

《本号に該当しない図形又は名称》



1.2 『公共機関』とは、大韓民国の中央又は地方行政機関、地方自治団体、公共組合、公法上の営造物法人とその代表機関及び傘下機関をいう。

1.3 『監督用又は証明用印章・記号』とは、商品の規格・品質等を管理、統制（control）、証明（warranty）するために、大韓民国自体が採択した標章（例：「KS」）をいう。したがって、国家以外の国家の下位機関又は公法上の機関で採用されたものは含まれない。

1.4 大韓民国又は公共機関が監督用又は証明用印章・記号を証明標章として出願する場合には、登録が可能なものと見る。

2. 法第34条第1項第1号ロ目の適用要件

‘「工業所有権の保護のためのパリ条約」（以下、“パリ条約”という。）同盟国、世界貿易機関会員国又は「商標法条約」締約国（以下、この項において“同盟国等”という。）の国旗と同一・類似の商標’

2.1 国旗はすべての外国の国旗が保護対象ではなく、‘工業所有権の保護のためのパリ条約同盟国’、‘世界貿易機関会員国’又は‘商標法条約締約国’の国旗に限る。ただし、同盟国等であれば足り、わが国の国家承認の有無は問わない。

2.2 同盟国等の旗は、二目の同盟国等の紋章、旗、勲章等とは異なり、WIPOからの通知の有無とは関係なく、保護対象となる。

3. 法第34条第1項第1号ハ目の適用要件

‘国際赤十字、国際オリンピック委員会又は著名な国際機関の名称、略称、標章と同一の商標’

3.1 『国際赤十字』とは、『赤十字』という名称と赤十字の標章（名称を含む。）、そして国際赤十字運動構成機構をいう。

《赤十字標章》

赤十字	赤新月	赤水晶
		

《赤十字運動構成機構》

ジュネーブ条約 締約国赤十字社 (例：大韓赤十字社)	国際赤十字委員会 (ICRC) (International Committee of the Red Cross)	国際赤十字連盟 (IFRC) (International Federation of the Red Cross)
----------------------------------	--	--

3.2 『著名な国際機関』とは、国際連合 (UN) 及び傘下機構と、EU、NATO、OPECといった地域国際機構等、国際社会において一般的に認識されている国家間の団体をいい、政府間国際機関と非政府間国際機関を含む。

《著名な国際機関の名称例》

政府間国際機関	非政府間国際機関
国際原子力機関 (IAEA)、国際刑事警察機構 (INTERPOL)、世界保健機関 (WHO)、世界貿易機関 (WTO)、国際復興開発銀行 (IBRD)、国際金融公社 (IFC)、国際開発協会 (IDA)、国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)、アフリカ連合 (AU)、国際労働機関 (ILO)、国際通貨基金 (IMF)、石油輸出国機構 (OPEC)、世界知的所有権機関 (WIPO)、北大西洋条約機構 (NATO) 等	アムネスティインターナショナル (AI)、キリスト教青年会 (YMCA)、キリスト教女子青年会 (YWCA)、列国議会同盟 (IPU)、国境なき医師団 (MSF)、世界教会協議会 (WCC) 等

《著名な国際機関の標章の例》



3.3 国際赤十字、国際オリンピック委員会又は著名な国際機関が、自己の名称、略称又は標章を商標登録出願したときには、登録が可能なものと見る。

4. 法第34条第1項第1号二目の適用要件

‘パリ条約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章又は同盟国等が加入している政府間国際機構の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章若しくは記章と同一・類似の商標’

4.1 『パリ条約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章又は同盟国等が加入している政府間国際機構の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章若しくは記章』とは、パリ条約第6条の3(1)(a)が規定する、同盟国の紋章、旗、その他の記章…及び紋章学上これらの模倣と認められるもののうち各国の国旗と国章を除いたものを意味する（世界貿易機関加盟国及び商標法条約締約国についても同じ。）。この場合、各国の国旗を除いた勲章、褒章、記章については、以下の基準に従う。

4.1.1 特許庁長が職権で認めるもの以外には、パリ条約第6条の3(3)(a)及び(6)の規定により同盟国が国際事務局を通じてわが国に通知されたもののみ（「パリ条約第6条の3によるパリ条約等の同盟国公益標章（訳注：パリ条約第6条の3により通知を受けたパリ条約等の同盟国の国旗、紋章、その他の国家記章、パリ条約等の同盟国が採択した監督用及び証明用公共の記号と印章、パリ条約等の同盟国が加入している政府間国際機構の旗、紋章、その他の記章、略称及び名称（同運営要領第2条第6号））の保護に関する運用要領」第10条の規定により、わが国で保護しないこととしたものを除く。）を保護対象とする。

- 4.1.2 本号は、4.1.1による通知を受領した日から2ヶ月が経過した後に登録可否を決定する商標から適用する。
- 4.2 同盟国又は同盟国等が加入している政府間国際機構が自己の名称・略称（同盟国等が加入している政府間国際機関に限る。）、標章を商標登録出願したときには、登録が可能なものと見る。

＜ 関連条約（規定） ＞

【パリ条約】

第6条の3 国の紋章等の保護

- (1) (a) 同盟国は、同盟国の国の紋章、旗章その他の記章、同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によつて禁止する。
- (b) (a)の規定は、1又は2以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称についても、同様に適用する。ただし、既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となつている紋章、旗章その他の記章、略称及び名称については、この限りでない。
- (c) いずれの同盟国も、この条約がその同盟国において効力を生ずる前に善意で取得した権利の所有者の利益を害して(b)の規定を適用することを要しない。(a)に規定する使用又は登録が、当該国際機関と当該紋章、旗章、記章、略称若しくは名称との間に関係があると公衆に暗示するようなものでない場合又は当該使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤つて信じさせるようなものと認められない場合には、同盟国は、(b)の規定を適用することを要しない。
- (2) 監督用及び証明用の公の記号及び印章の禁止に関する規定は、当該記号又は印章を含む商標が当該記号又は印章の用いられている商品と同一又は類似の商品について使用されるものである場合に限り、適用する。

- (3) (a) (1)及び(2)の規定を適用するため、同盟国は、国の記章並びに監督用及び証明用の公の記号及び印章であつて各国が絶対的に又は一定の限度までこの条の規定に基づく保護の下に置くことを現に求めており又は将来求めることがあるものの一覧表並びにこの一覧表に加えられるその後のすべての変更を、国際事務局を通じて、相互に通知することに同意する。各同盟国は、通知された一覧表を適宜公衆の利用に供する。もつとも、その通知は、国の旗章に関しては義務的でない。
- (b) (1)(b)の規定は、政府間国際機関が国際事務局を通じて同盟国に通知した当該国際機関の紋章、旗章、その他の記章、略称及び名称についてのみ適用する。
- (4) 同盟国は、異議がある場合には、(3)の通知を受領したときから12箇月の期間内においては、その異議を国際事務局を通じて関係国又は関係政府間国際機関に通報することができる。
- (5) (1)の規定は、国の旗章に関しては、1925年11月6日の後に登録される商標についてのみ適用する。
- (6) 前記の諸規定は、同盟国の国の記章(旗章を除く。)、公の記号及び印章並びに政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称に関しては、(3)の通知を受領した時から2箇月を経過した後に登録される商標についてのみ適用する。
- (以下、省略)

【パリ条約第6条の3によるパリ条約等の同盟国公益標章の保護に関する運用要領】

第10条（公開されたパリ条約等の同盟国公益標章に対する異議申立ての処理）

- ①特許庁長（商標政策課長）は、第9条第7項により特許庁長に異議申立てが提起された場合、その成立性を判断しなければならない。
- ②商標審査政策課長は、第1項の判断の結果、異議申立ての理由が妥当である場合、第8条第2項の通知の受領日から12ヶ月以内に、駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に異議を提起しなければならない。
- ③第1項により提起された異議申立てに対するすべての処理と管理は、商標審査政策課長が遂行し、商標デザイン審査局長が監督する。

4.3 ニ目の国際機構は、ハ目の著名な国際機関とは異なり、同盟国等が加入している政府間の国際機構に限り、著名であるかどうかは問わない。

5. 法第34条第1項第1号ホ目の適用要件

‘パリ条約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等又はその公共機関の監督用又は証明用印章・記号と同一・類似の商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一・類似の商品について使用する商標’

5.1 『公共機関』とは、パリ条約同盟国、世界貿易機関会員国又は商標法条約締約国の中央又は地方行政機関と地方自治団体、公共組合、公法上の営造物法人とその代表機関及び傘下機関、州政府及びその傘下機関がこれに該当するものと見る。

5.2 『監督用又は証明用印章・記号』とは、商品等の規格・品質等を管理、統制（control）、証明（warranty）するために、同盟国国家自体が採択した標章をいう。したがって、国家でない国家の下位機関又は公法上の機関において採択したものは含まれない。

《各国の監督用又は証明用の印章又は記号の例》

米国	EU	日本	中国
			
米国連邦通信委員会 (FCC, Federal Communications Commission) の 通信機器認証マーク	欧州連合 (EU) の製 品安全マーク (Conformité Européenne)	日本工業規格 (Japanese Industrial Standards)	中国品質安全認証マーク (China Compulsory Certification)

*Conformité Européenneは、European Communitiesのフランス語表記

- 5.3 ホ目は、イ目～ニ目とは異なり、監督用又は証明用印章・記号が使用されている商品と同一又は類似の商品に関し使用するものにのみ適用される。
- 5.4 同盟国等又はその公共機関が監督用又は証明用の印章・シンボルを証明標章として出願する場合には、登録が可能なものと見る。

6. 判断時の留意事項

- 6.1 本号で規定する標章は、現存するものに限る。
- 6.2 本号が規定する標章の名称を、文字で同一又は類似に表示した場合にも、本号が規定する標章と同一又は類似の標章と見る。ただし、商標を全体的に観察した場合、その名称が本号の規定する標章を特定するものでなく、他の意味で使用される場合には、この限りでない。

《本号に該当する場合の例》



《本号に該当しない場合の例》



- 6.3 商標の一部に本号が規定する標章を結合した場合にも、本号に該当するものと見る。

7. 他の条文との関係

- 7.1 国旗又は外国国旗の尊厳を害するおそれがあると認められる商標は、たとえそれが本号の標章と類似でない場合にも、法第34条第1項第2号及び第4号を適用する。

7.2 国花であるムクゲの図形を含む標章であって、大韓民国の国章、軍旗、勲章等と同一又は類似の標章については、第1号を適用する。ただし、ムクゲの図形を含んでいる標章であっても、それが国章、軍旗、勲章等として認識され得ないものは、法第7条第1項第2号を考慮して判断する。

8. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第2章 国家等との関係を偽って表示し、又は誹謗する商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

2. 国家・人種・民族・公共団体・宗教若しくは著名な故人との関係を偽って表示し、又はこれらを誹謗若しくは侮辱し、若しくはこれらについての評判を悪くするおそれがある商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第2号（以下、この章において“本号”という。）は、国・人種・民族等に対する権威と尊厳を認めて、国際的な信義を維持し、著名な故人やその遺族の名誉と人格を保護するための規定である。

1. 適用要件

1.1 ‘国・人種・民族・公共団体・宗教若しくは著名な故人と関係」があること

1.1.1 『国家』とは、大韓民国はもちろん外国を含み、この場合、外国は、大韓民国の国家承認の有無にかかわらず、実質的に領土・国民・統治権を有する統治団体をすべて含み、教皇庁は、外国に準じ含まれるものと見る。

1.1.2 『公共団体』とは、地方自治団体、公共組合、公報上の営造物法人とその代表機関及び傘下機関を含み、外国の州政府及び傘下機関もこれに該当するものと見る。

1.1.3 『著名な故人』とは、一般需要者に概ね認識されている故人はもちろん、指定商品と関連して、取引社会において一般的に認識されている故人をいい、外国人も含む。

1.2 国家等との関係を‘偽って表示し、又は誹謗若しくは侮辱し、若しくは評判を悪くするおそれ’があること

1.2.1 虚偽表示や誹謗、侮辱、評判を悪くするおそれは、商標の構成自体又は指定商品との関係を考慮して、顕著に否定的な影響を与え、又は与えるおそれがある場合に、これに該当するものと見る。

《評判を悪くするおそれがある場合の例》

<small>ヤンキー ロ ス ケ</small> 양키、로스케、Nigger (Negro)、흑인 (DARKIE) 等

《評判を悪くするおそれがない場合の例》

<small>インディアン</small> 인디안 (大法院1989フ346)、WHITE RUSSIAN (大法院1997ホ1337) 等

1.2.2 虚偽表示や誹謗、侮辱、評判を悪くする恐れは、出願人のこのような目的や意思の有無を問わず、社会通念上このような結果を誘発するおそれがあると認められるときには、これに該当するものと見る。

1.2.3 著名な故人の姓名それ自体を商標として使用していることだけでは、故人との関係を偽って表示したものと見ることができないので、本号を適用しない。すなわち、故人との関係を偽って表示し、又は誹謗、侮辱若しくは評判を悪くするおそれがある場合に限り、本号を適用する。

《著名な故人との関係を偽って表示した事例》

商標（指定商品）	判断内容	事件番号
<small>許 浚</small> 허준本家 (冬虫夏草が含有された米、茶等)	著名な故人 “許浚” の本家を意味するが、実際の登録権利者は “許浚” の本家と何ら関係がないため、著名な故人との関係を偽って表示した商標である。	特許法院 2011ホ7560

《著名な故人との関係を偽って表示したものでない事例》

商標（指定商品）	判断内容	事件番号
 (短靴、編上靴)	黒地に白い五線譜を引き、その上に単に故人の姓名自体を記載して商標として使用したものに過ぎないだけであり、故人との関連性についての何の表示もないため、故人との関係を偽って表示した商標に該当しない。	大法院 2009フ2326

2. 判断時の留意事項

- 2.1 国家、人種、民族、公共団体、宗教は、現存するものに限り本号を適用する。
- 2.2 虚偽表示、誹謗、侮辱又は評判を悪くするおそれがあるかどうかを判断するときには、当該国家、人種、民族、公共団体、宗教の信徒、故人の遺族の立場や感情を十分に考慮しなければならない。

3. 他の条文との関係

- 3.1 本号は、著名な故人との関係を偽って表示し、又は誹謗若しくは侮辱し、若しくは評判を悪くするおそれがある場合に適用され、現存する著名な他人の姓名を含む商標については、法第34条第1項第6号を適用する。
- 3.2 著名な故人との関係を偽って表示するものでなくても、指定商品との関係を考慮した場合に、著名な故人と関連があるものと誤認・混同を引き起こすおそれがある場合には、法第34条第1項第12号を適用する。

《著名な故人と関連があるものと誤認・混同を引き起こすおそれがある事例》

商標（指定商品）	判断内容	事件番号
ヘミングウェイ 헤밍웨이 (書籍出版等)	小説家ヘミングウェイと関連した文学作品を出版する書籍出版業等と誤認・混同を引き起こすおそれがある。	特許法院 2007ホ579

《法第34条第1項第2号、第4号、第6号の比較》

適用条文	対象	要件
法第34条第1項第2号	著名な故人	故人との関係を偽って表示し、又は誹謗・侮辱し、若しくは評判を悪くするおそれがある場合
法第34条第1項第4号	著名な故人	著名な故人の姓名を正当な権利者の同意なしに出願して、著名性に便乗しようとする場合
法第34条第1項第6号	現存する著名な他人	著名な他人の姓名やその略称を含む場合

4. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第3章 国家・公共団体等の業務を示す標章であって、著名なものと同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

3. 国家・公共団体又はこれらの機関及び公益法人の非営利業務又は公益事業を表示する標章であって著名なものと同一・類似の商標。ただし、その国家等が自己の標章を商標登録出願した場合には、商標登録を受けることができる。

【制度の趣旨】

法第34条第1項第3号（以下、この章において“本号”という。）は、著名な業務を表示する標章を有している国家や公益団体の業務上の信用と権威を保護し、それが商品に使用されると一般需要者や取引者に商品出処に対する誤認・混同を引き起こさせるおそれがあるため、このことから一般公衆を保護するための規定である。

1. 適用要件

1.1 『国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人』であること

1.1.1 国家には、外国も含まれ、公共団体は、地方自治団体、公共組合、公法上の営造物法人とその代表機関及び傘下機関、外国の州政府及びその傘下機関も、これに該当するものと見る。

1.1.2 『公益法人』とは、民法第32条により設立された宗教や慈善又は学術等の公益を主目的とする非営利法人（社団又は財団）をいい、ここには外国の公益法人も含まれる。ただし、地方自治団体や公共組合等の公共団体である公法人は除外される。

＜ 参考法令 ＞

【民法】

第32条（非営利法人の設立と許可）

学術、宗教、慈善、技芸、社交、その他営利でない事業を目的とする社団又は財団は、主務官庁の許可を得て、これを法人とすることができる。

《公益法人の標章に該当する場合の例》

YMCA、^{ボーイスカウト}보이스카ウト、YWCA 等

《公益法人の標章に該当しないと判断した事例》

商標	判断内容	事件番号
	大韓サッカー協会は、1933年9月19日に設立された権利能力のない社団であって、第7条第1項第3号（改正法第34条第1項第3号）所定の公共団体やその機関又は公益法人と見難い。	特許法院 2002ホ8035 (無効)

1.1.3 国家、公共団体又はこれらの機関と公益法人又は公益事業体において自己の標章を商標登録出願したときは、本号を適用しない。ただし、他人は、これらの承認又は委任を受けたとしても、登録を受けることができない。

1.2 ‘非営利業務又は公益事業を表示する標章であって著名’なものであること

1.2.1 料金又は手数料の賦課等、付随的に営利業務をすとしても、主目的が非営利業務又は公益事業を遂行するものであれば、本号で規定する『非営利業務や公益事業』に該当するものと見る。

1.2.2 『公益事業を表示する標章』とは、国家・公共団体又はこれらの機関及び公益法人が遂行する非営利業務又は公益事業を示す標章をいう。

1.2.3 『著名な標章』とは、国内の社会通念上又は取引社会において一般的に広く認知されている標章をいう。

《著名な標章に該当すると判断した事例》

先使用商標	登録商標	判断内容	関連判例
이화, EWHA	 (書籍等、 教育関連材料)	“이화” 又は “EWHA” は、周知・著名な教育機関である “이화（梨花）女子大学校” を指すものと顕著に認識され、登録商標は、“이화” のみに分離観察可能であるため、本号に該当する。	特許法院 2006ホ7665 (無効)

2. 判断時の留意事項

- 2.1 本号で規定する標章は、原則として、国家・公共団体又はこれらの機関及び公益法人の名称自体でなく、これらが遂行する‘公益事業を表示する標章’をいう。ただし、国家・公共団体又はこれらの機関及び公益法人の名称自体が直接公益事業を表示する標章として使用されている場合には、本号を適用することができる。
- 2.2 本号で規定する‘著名な業務を示す標章’には、法第2条第1項第9号（業務標章の定義）及び第3条第6項（業務標章の登録を受けることができる者）により登録された業務標章のみを対象とするものではない。

3. 他の条文との関係

- 3.1 現存する著名な公益法人の名称若しくは略称、又はこれを含む商標については、法第34条第1項第6号を適用する。
- 3.2 国家・公共団体又はこれらの機関及び公益法人の名称を偽って表示し、又は誹謗若しくは侮辱し、若しくは評判を悪くするおそれがある場合には、法第34条第1項第2号を併せて適用し、その名称により需要者に出処の誤認・混同を引き起こさせるおそれがある場合には、法第34条第1項第12号を併せて適用する。

4. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第4章 公序良俗を害するおそれがある商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

4. 商標それ自体又は商標が商品に使用された場合に需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道德観念である善良な風俗に反する等、公共の秩序を害するおそれがある商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第4号（以下、この章において“本号”という。）は、自他商品の識別力を備えた商標であっても、公益的見地から、社会公共の利益の保護、一般の道德観念の維持、国際的な信義の保護等のために、善良な風俗や公共の秩序を害するおそれがある商標については、登録を受けることができないようにした規定である。

1. 善良な風俗、公共の秩序の意味

- 1.1 『善良な風俗』とは、伝統的価値のうち美風良俗等、社会通念上尊重されている社会的倫理及び道德秩序はもちろん、自由市民として守るべき公衆道德を含む。
- 1.2 『公共の秩序』とは、実定法上の公法秩序、国際信頼又は一般社会秩序はもちろん、公正かつ信用ある取引秩序と人間の尊厳と価値、平等権の保障等、自由民主主義の基本秩序も含む。

2. 適用要件

2.1 ‘商標それ自体が公序良俗を害するおそれ’がある場合

商標それ自体が需要者に与える意味や内容等が、一般人の通常的な道德観念である善良な風俗に反し、又は公共の秩序を害するおそれがあるときには、本号を適用するが、次のような場合が挙げられる。

《商標それ自体が公序良俗を害するおそれがある場合の例》

- 商標の構成自体が過激なスローガンからなる商標、文字や図形を読む方法や見る方法により一般人に猥褻な印象を与えたり、性的興奮若しくは羞恥心を誘発し得る商標
- 社会主義又は共産主義革命、人民民主主義又は民衆民主主義革命、労働者階級独裁、金日成主体思想等、自由民主主義の基本秩序を否定する内容の商標
- 詐欺、スリ、割込み、賄賂、横取り等、刑事上犯罪に該当する用語や公衆道徳感情を阻害する商標
- 似非宗教、護符等、迷信を助長し、又は国民の間で不信や地域感情を助長する文字や図形

2.2 (又は) ‘商標が商品に使用される場合、公序良俗を害するおそれ’がある場合

商標それ自体は公序良俗を害するおそれがないとしても、その商標が指定商品に使用された場合に、需要者に与える意味や内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に外れていたり、公共の秩序を害するおそれがあるときは、本号を適用する。

《商標が商品に使用されている場合、公序良俗を害するおそれがある場合の例》

- “성적조작단” (性的操作団) という商標を、指定商品 ‘教育放送業’ に使用する場合

2.3 『その他公序良俗を害するおそれ』がある場合

2.3.1 他の法律によって使用が禁止されたり、当該商標の使用行為が明らかに他の法律に違反している商標。この場合、証明標章登録出願が実定法の認証要件を回避するための手段等に利用されている場合にも、本号を適用する。

《公序良俗を害するおそれがある商標と判断した事例》

商標 (指定商品)	判断内容	関連判例
Hylaform [®] (外科手術用移植体)	所定の資格を備えた者のみが薬事法により販売が許容されるにもかかわらず、資格のない者に該当商標の使用を許容することは、公序良俗に反する。 * “HYLAFORM” は、皮膚シワ除去剤	特許法院 2006ホ11138 (無効)

- 2.3.2 著名な人物のカリカチュア等を無断で使用して出願した商標及び著名な故人の姓名等を盗用して出願した商標。ただし、著名な故人の姓名等の場合、故人と関連のある記念事業会、記念財団、後援研究所や団体等の同意があるか、又は故人の姓名を管理している記念財団、記念事業会等があるのか確認することができない、若しくは存在する可能性がない程度に古い故人の場合には、異なって判断することができる。

《公序良俗を害するおそれがある商標と判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
(訳注：白南準美術館)  (美術館経営業等)	著名な芸術家の名声に便乗して需要者の購買を不公正に吸引しようとするものであって、商品流通秩序や商道德等、善良な風俗を紊乱するおそれがある	大法院 2012フ2104 (無効)

3. 判断時の留意事項

- 3.1 公序良俗は、時代の変化に伴い変化する相対的な概念であるため、出願商標が本号に該当するかどうかは、取引実情及び時代状況に合うように、一般需要者の平均的な認識水準を基準に判断する。

《公序良俗を害するおそれがないものと判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
NUDE TEXT <small>ヌード教科書</small> 누드교과서 (書籍、教育情報提供業)	“ヌード教科書” という用語が芸術的目的ないし教育的目的に関連していることを認識され得ることはあっても、社会一般人の健全な性的感情を害するとか、性的羞恥心ないし拒否感を誘発するとは見難い。	特許法院 2003ホ2683
 (刺身食堂業)	“뺨깎” は、船を呼称したり、船で働く人を指す “船乗り” を目下に呼ぶ用語ではあるが、過激な又は猥褻な用語でもなく、自由民主主義の基本秩序を否定し、又はこうした用語が含まれているサービスマークの使用が他の法律に明白に違反するものでもない。	特許審判院 2012願8144

- 3.2 外国文字商標の場合には、実際の意味が公序良俗に反する商標であるとしても、わが国国民の一般的な外国語知識水準から見て、そのような意味と理解することができないときには、本号を適用しない。
- 3.3 商標の付記的な部分が公序良俗に反する場合にも、本号に該当するものと見る。

4. 他の条文との関係

- 4.1 本号は、著名な故人の姓名を正当な権利者の同意なしに出願した場合に適用し、現存する著名な他人の姓名は、法第34条第1項第6号を適用する。
- 4.2 周知・著名商標や、国内・国外において特定の者の商品を表示するものと認識されている商標を模倣して出願した場合には、本号でなく法第34条第1項第9号、第11号、第12号、第13号の各条文を、要件に合わせて適用する。
- 4.3 同業・雇用等の契約関係や業務上の取引関係等を通じて他人が使用し、又は使用を準備中の商標であることを知りながら出願する等、信義則に違反して出願した商標については、法第34条第1項第20号を適用する。

5. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第5章 博覧会の賞牌・賞状等と同一・類似の標章がある商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

5. 政府が開催し、若しくは政府の承認を受けて開催する博覧会、又は外国政府が開催し、若しくは外国政府の承認を受けて開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一・類似の標章がある商標。ただし、その博覧会で受賞した者がその受賞した商品に関して商標の一部としてその標章を使用する場合には、商標登録を受けることができる。

【制度の趣旨】

法第34条第1項第5号（以下、この章において“本号”という。）は、博覧会で授賞した賞牌・賞状等の権威を保護し、また同時に、博覧会の賞牌・賞状等は品質を保証する性格が強いといえるため、品質誤認から需要者の利益を保護するための規定である。

1. 適用要件

1.1 ‘政府が開催し、若しくは政府の承認を受けて開催する博覧会’又は‘外国政府が開催し、若しくは外国政府の承認を受けて開催する博覧会’であること

1.1.1 『政府又は外国政府の承認』とは、政府又は外国政府の認可、許可、免許、認定、公認、許諾等、その用語を問わず、政府が権威を付与し、又はこれを許容する一切の行為をいう。

1.1.2 『博覧会』とは、展示会、展覧会、品評会、競進大会等、その用語を問わず、広く解釈する。

1.2 ‘その博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一・類似の標章’がある商標であること

1.2.1 『賞牌、賞状、褒章』とは、功労牌、表彰状、感謝状等の用語を問わず、主催者が授与する一切の証書又は記念牌等をいう。

1.2.2 本号は、博覧会の賞牌、賞状、褒章と同一・類似の標章が商標に適用されるため、博覧会の賞牌、賞状、褒章が付記的な部分に含まれている場合にも適用される。

2. 判断時の留意事項

本号は、その賞牌・賞状又は褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品について商標の一部としてその標章を使用するときには適用しない。その賞牌・賞状又は褒章を受けた者の範囲には、その者の営業を承継した者も含まれているものと見、『商標の一部としてその標章を使用するとき』とは、商標の付記的な部分として使用する場合はいい、商標の全部又は支配的な標章として使用する場合には、これに該当しない。

3. 他の条文との関係

その賞牌・賞状又は褒章を受けた者が商標の一部としてその標章を使用したとしても、商標の使用が商品の品質保証的な機能を有するときには、法第34条第1項第12号による商品の品質誤認関係を考慮しなければならない。

4. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第6章 著名な他人の姓名・名称等を含む商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

6. 著名な他人の姓名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を受けた場合には、商標登録を受けることができる。

【制度の趣旨】

法第34条第1項第6号（以下、この章において“本号”という。）は、商品の出処の誤認・混同を防止するための規定というよりは、著名な他人の姓名・名称等を保護することにより、他人の人格権を保護するための規定である。

1. 適用要件

1.1 ‘著名’であること

1.1.1 『著名』とは、社会通念上、国内の一般需要者又は関連取引業界において一般的に広く認知され得る程度をいう。ただし、著名性の要件は、広く知られている芸能人やスポーツ選手の名前、国内外の有名人士等の名前として直感することができれば十分であるものと見る。

1.1.2 本号は、姓名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称が著名でなければならないという意味であり、他人自体が著名でなければならないという意味ではない。

1.2 他人の‘姓名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む’商標であること

1.2.1 『他人』とは、現存する自然人はもちろん、法人（法人格のない団体を含む。）や

外国人も含まれる。この場合、『外国人』とは、国内の一般需要者又は関連取引業界で一般的に広く認識されている、現存する外国の自然人又は法人をいう。

- 1.2.2 『略称』は、その他人自らが略称を定めていないとしても、国内の一般需要者又は関連取引業界において、その他人として略称されていれば足りると見る。

《略称の例》

◦国立科学捜査研究院＝国科捜	◦韓国銀行＝韓銀
◦韓国電力公社＝韓電	◦陸軍士官学校＝陸士

- 1.2.3 著名な芸能人の名前、芸能人グループの名称、スポーツ選手の名前、その他国内外の有名人士等の名前や彼らの略称、カリカチュア等を含む商標は、本号に該当するものと見る。

《著名な芸能人の名称と判断した事例》

商標（指定商品）	判断内容	関連判例
<p>2NE1 (スキン、ミルクローション等)</p>	<p>2NE1という女性アイドルグループが、出願日まで約2ヶ月余りの活動に過ぎないとしても、音楽について一般人の接近が容易であるという点を考慮した場合、出願日頃に国内の需要者の間で広く知られていて著名性を獲得したと認められる。</p>	<p>大法院 2012フ1033</p>

2. 判断時の留意事項

- 2.1 著名な他人の姓名・名称若しくは商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称が商標の付記的な部分に含まれている場合にも、本号に該当するものと見る。
- 2.2 著名な他人の姓名、名称等であっても、その他人の承諾を得た場合には、本号を適用せず、自己の姓名又は名称と著名な他人の姓名又は名称が同一の場合には、その他人の承諾を要する。
- 2.3 著名な他人の姓名、名称等を商標として使用したときには、他人自身の不快感の有無、又は社会通念上他人の人格権を侵害したと判断されるかどうかを問わず、本号を適用する。

3. 他の条文との関係

著名な他人の姓名、名称、商号等が商標として使用されて有名になった場合には、その他人の承諾があったとしても、第三者が商標として使用した場合、一般需要者に出処の誤認・混同を引き起こさせるおそれがあるため、法第34条第1項第9号、第11号又は第12号を適用し、不正な目的を持ったものと認められる場合には、法第34条第1項第13号を併せて適用する。

4. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第7章 先登録商標と同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

7. 先出願による他人の登録商標（登録された地理的表示団体標章を除く。）と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一・類似の商品に使用する商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第7号（以下、この章において“本号”という。）は、先登録商標権者の独占排他的な商標権を保護し、また同一・類似の商品に他人の同一・類似の商標が登録されて商品出処の誤認・混同を引き起こす場合に商標の本来の機能である自他商品識別機能が発揮されないため、これを維持するための規定である。商標の類否判断の目的は、窮極的には、出処の誤認・混同の可能性があるかを判断するためのものであるため、商標の類否判断の際には、類似それ自体よりも出処の誤認・混同の可能性があるかどうかを重点的に検討して判断しなければならない。

1. 適用要件

1.1 ‘先出願による他人の登録商標と同一・類似’の商標であること

1.1.1 本号は、先出願による他人の先登録商標と同一・類似の場合にのみ適用し、後出願による先登録商標と同一・類似の場合には適用しない。後出願による先登録商標が審判又は裁判により無効が確定しない限り二つの権利は併存するものと見る。

1.1.2 本号で規定する『他人』とは、法人格が異なる主体を意味するので、同一の企業グループ内に属するとしても、権利主体が異なる系列会社は他人に該当するものと見る。また、引用標章の権利者が二人以上の場合には、その構成員の全部が一致しない限り他人に該当するものと見る。

1.2 ‘指定商品が同一・類似’であること

本号は、指定商品が同一・類似の場合にのみ適用する。審査において商品の同一・類似は、一般的に類似群コードを通じて判断するが、同じ類似群コード内の商品であっても、個別的・具体的に審査して異なる判断をすることができる。

2. 国際登録基礎商標権との類否判断

2.1 本号を適用するにあたり、国際登録基礎商標権が先登録商標である場合には、国際登録簿を基準として審査するが、国内商標登録原簿も確認しなければならない。

(参考) 『国際登録基礎商標権』とは、わが国を指定して通知された国際商標登録出願が登録決定されて、国内商標登録原簿に登録されている商標をいう。

2.2 本号を適用するにあたり、国際登録簿に登載された減縮 (limitation)、名義変更 (change In ownership) 等が国内登録原簿に反映されるまで時差があるため、国際登録基礎商標権の国際登録簿を必ず確認しなければならない。

2.3 本号を適用するにあたり、国内に先登録されていた国際登録基礎商標権がマドリッド議定書第6条(4)により効力を喪失した場合、審査を中止し、その国際登録基礎商標権に対する再出願の有無を確認した後に審査しなければならない。マドリッド議定書第15条(5)(b)により国際登録名義人が出願人適格を喪失した場合にも同様である。

3. 判断時の留意事項

3.1 商標の類否は、必ず商品出処の誤認・混同の可能性があるかどうかを考慮して判断しなければならない。

3.2 法第35条第1項に該当して拒絶理由通知がされたが、審査過程において先願商標が登録されて拒絶理由が本号に該当することとなった場合には、本号により拒絶理由を通知し、最終拒絶決定の際に、本号により拒絶決定をする。

3.3 出願人が本号の拒絶理由解消のために商標権譲渡交渉等を推進するとして審査保留の要請をした場合、審査官は、原則として、審査の保留をしない。ただし、出願人が商標権者と出願人との間で行われた商標権譲渡契約書を提出する等、近い日に拒絶理由

が解消される可能性が明白な場合には、審査の保留をすることができる。

4. 他の条文との関係

- 4.1 著名な他人の姓名、名称等が商標として登録されている場合には、本号とともに法第34条第1項第6号を併せて適用する。
- 4.2 本号は、先出願による他人の登録商標と同一又は類似の場合に適用し、未登録の周知又は著名商標と同一又は類似の場合には、法第34条第1項第9号又は第11号を適用する。
- 4.3 既登録商標の品質表示又は広告機能を補強するために出願された結合商標が、虚偽表示、誇大広告、品質誤認を誘発するおそれがある、又は既登録商標が性質表示的結合商標のイメージに没入すると判断されるときには、法第34条第1項第4号（「独占規制及び公正取引に関する法律」違反等）及び第12号の規定と、法第33条第1項第3号を適用する。

5. 判断時点

- 5.1 本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。
- 5.2 他人の先登録商標について法第117条の商標登録の無効審判により無効とする審決が確定したときは、他人の先登録商標は初めからなかったものとみなす。ただし、後発的無効事由は除く。

補充基準：商標の同一・類似

1. 商標の同一

1.1 意義

『商標の同一』とは、構成要素が文字どおり同一である場合をいう‘物理的同一’だけでなく、取引社会の通念上同一の商標であると認識することができる‘実質的同一’までも含む概念と見る。『実質的同一』とは、物理的に完全に同一ではないとしても、取引社会の通念上同一の商標として認識することができる程度を意味する『同一性』という用語で使用する。同一性が認められる場合としては、商標の付記的な部分を除いた要部が同一の商標、文字等の大きさや色彩のみを異にする商標等を挙げることができる。

1.2 同否判断

商標の同否判断は、商標法各条文の立法趣旨に沿って弾力的に解釈しなければならない。使用による識別力の認定（法第33条第2項）、優先権の主張（法第46条）、要旨変更の該否（法第40条第2項）、出願時の特例（法第47条）等の判断の際には、比較的厳格に同一であることを要求するが、物理同一よりは実質的に同一性が認められれば、同一の商標と見るようにする。

《同一性が認められると判断した事例》

出願商標	使用商標	判決要旨	事件番号
	K ₂ 、 <i>K₂</i> 、K2	“K ₂ 、 <i>K₂</i> 、K2”等、同一性の範囲内にある商標を長期間使用していることから、“ K2 ”商標は使用による識別力を獲得している。	大法院 2006フ2288 (登録無効)

2. 商標の類似

2.1 意義

『商標の類似』とは、二つの商標が完全に同一でもなく、取引社会の通念上同一のもので認識されるものでもないが、両商標が外観、称呼、觀念のうちいずれか一つ以上の点で類似することから、それらの商標が同一又は類似の商品に使用される場合に、取引者や一般需要者がその商品の出処に誤認・混同を引き起こすおそれがある場合をいう。

2.2 類否判断

2.2.1 類否判断の一般原則

商標の類否は、同一又は類似の商品に使用される二つの商標について、その外観・称呼・觀念等を全体的・客観的・離隔的に観察して、一般需要者や取引者が、商標について感じる直感認識基準に、取引上商品出処の誤認・混同を引き起こすおそれがあるかどうかによって判断しなければならない。ただし、称呼・外観・觀念のいずれか一つが類似するとしても、全体的には差があつて取引上商品出処の誤認・混同を引き起こすおそれがないときには、類似の商標であるといえず、逆に、各要素において互いに異なる部分があつても、全体的に見たときに一般需要者や取引者が誤認・混同を引き起こしやすい場合には、類似の商標と見なければならぬ。また、商標を構成する一部に称呼や外見上同一の部分があるとしても、その同一の部分が商標構成の一部に局限されているものであれば、両商標を全体的に観察して類似でないものと見ることができる。

2.2.2 類否判断要素

商標の類否を判断するにあたっては、称呼・外観・觀念の3つの要素を対比して判断するが、いずれか一つの要素の類否に集中するよりは、各要素を通じて商品出処の誤認・混同が引き起こされるかどうかを重点的に考慮して類否を判断しなければならない。

(i) 称呼

称呼の類否は、取引社会の経験則に照らして自然的・具体的に判断しなければならず、一般的に商標の要部から抽出することが原則である。特に、造語商標である場合、観念による判断が制限されるため、称呼の類否は最も重要な判断要素となり得る。外国文字商標に関する称呼の類否判断は、内国人の慣例上の称呼はもちろん、該当外国人の代表的な称呼も考慮しなければならない。

①文字商標

ハンゲルの発音は、文字を読むときに音がするとおりに決定されるので、頭音法則や子音接変現象も考慮して判断する。複数の音節の単語においては語頭部分が強く発音されて認識されるのが一般的であるため、語頭部分の称呼を重点的に比較して類否を判断する。外国語文字商標の場合、英文で表記された商標は、異なって呼称する特別な事情がない限り、原則として英語式発音に従う。ただし、薬品類のドイツ語式発音、化粧品類のフランス語式発音のように、商品に応じて英語以外の発音が通用する場合には、それに従う。

②図形商標

動物や植物図形等のように、それ自体が普通呼ばれる自然の称呼がある場合には、それに従う。ただし、特別な呼称を呼び起こさない図形のみで構成された商標において、称呼は対比対象とならないため、主に外観によって類否を判断する。

③結合商標

図形と文字又は文字と文字が一連不可分的に結合して構成されている商標の場合には、その全体から発生する称呼を通じて類否を判断することを原則とする。ただし、結合商標であっても、需要者の目を引くことができる主要部が別にある場合、その部分の称呼を重点的に比較して類否を判断する。一つの商標において二つ以上の識別力のある称呼が発生する場合には、それぞれの称呼を対比して類否を判断するようにする。

《称呼が類似の標章の例》

① INTERCEPTOR ≒ ^{インターセプト} 인터셉트	② REVILLON ≒ REVLON
③ LYSOTAN ≒ ^{ロソタン} 로소탄 (LOSOTAN)	④ ^{Cheon Nyeon} 千年 ≒ ^{Cheon Yeon} 天然
⑤ TVC ≒ TBC	⑥ ^{マルシヤ} 마르샤 ≒ ^{マルセル} 마르셀
⑦ EVOL ≒ EPOL	⑧ TOBY ≒ TOPY
⑨ DANYL ≒ DAONIL	⑩ Leeman ≒ Riman
⑪ PAPASHELIN ≒ PAPAPHYLLIN	⑫ CHROMATRON ≒ CHROMATONE
⑬ SAFUNEN ≒ SAFUNENSO	⑭ ADEFLOX ≒ ADOPRON

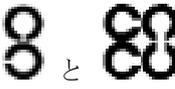
《称呼が類似でない標章の例》

① Solar ≠ polar	② TBC ≠ CBC
③ ^{Sam Jeong} 삼정 (訳注：漢字「三井」のハングル表記) ≠ ^{Mi Tcheu I} 미쯔이、MITSUI、みつゐ	④ ^{Song Ha} 송하 (訳注：漢字「松下」のハングル表記) ≠ ^{Ma Tcheu Si Da} 마쓰시다

(ii) 外観

『外観』とは、商標に表示された記号・文字・図形等、商標の外観上の形状をいう。外観の類否は、外観上の形状を視覚を通じて観察した場合に、互いに誤認・混同を引き起こすおそれがあるかどうかで判断し、特に、離隔的・直感的に観察して類否を判断することを原則とする。外観の類似性判断は、主に記号、図形、立体的形状又はこれらと色彩を結合した商標間で適用されるが、文字商標間でも、文字の構成と形態を勘案して、外観の類似性も考慮しなければならない。

《外観が類似の標章の例》

①  と 	② HOP と HCP
③  と 	④  と 

《外観が類似でない標章の例》

①  ≠ 	②  ≠ 
---	---

(iii) 観念

『観念』とは、商標が持つ意味を言うが、称呼と同様に、商標の要部から出てくるものであり、ある意味を持つ言葉からなる商標において、称呼が類似であれば観念も類似である場合が普通である。ある意味を持つ言葉に形容詞等の修飾語が結合されている場合には、原則として、修飾語がない単語と観念が類似であるものと見る。しかし、何の意味もない造語からなる商標は、観念があるといえないので、観念は対比対象とならず、他の要素を通じて類否を判断しなければならない。図形商標の場合には、図形が一般需要者によって理解される場所により観念が定められるので、ここから示される観念により類否を判断する。

《観念が類似の標章の例》

① ^{王 冠} 임금 ≡ 王 ≡ KING	② 平和 ≡ PEACE
③ VICTOR ≡ VICTORY	④ Golden Spike (商品: ゴルフシューズ) ≡ Golden Spur
⑤ ^{貝 印} 조개표 ≡ 	⑥ ^{熊 印} 대한제분 ≡ 곰표

《観念が類似でない標章の例》

① ^馬 말 (存在観念) ≠ ^{龍 馬} 용마 (想像観念)	② SUNSHINE ≠ ^{日 光} 일광 (大法院1989フ1110)
③ ^{椿 印} 동백표 ≠ Camellia (大法院1992フ896)	④ ^{ファニピン 薔 薇} 화니핀 장미 ≠ WHITE ROSE / ^{ホ 白 イ ト ロ ー ズ} 화이트 로즈 (大法院1990フ472)

2.2.3 類否判断のための観察方法

商標の類否の観察方法は、全体的、客観的、離隔的観察を原則とするが、商標の構成の中で印象的な部分（要部）について重点的に比較するものとする。この場合、音・におい等は、同じ類型の商標間で、視覚的表現を基準に類否を比較して判断する。

(i) 全体的観察

商標は、その構成全体が一つの商標として認識されるものであるため、構成要素の一部のみを切り離して、その部分のみをもって他の商標と比較してはならず、商標を全体として観察して、その外観・称呼・観念を比較しなければならないことが原則である。全体的観察を通じて、外観・称呼・観念のいずれか一つが類似であって出処の誤認・混同が引き起こされるならば、原則として類似の商標であると判断しなければならない。ただし、全体として明確に出処の誤認・混同を避けることができる場合には、例外的に、類似でないと判断しなければならない。

(ii) 客観的観察

『客観的観察』とは、商標自体の構成を基礎として客観的に判断しなければならないことを言う。すなわち、引用商標又は出願商標の書体やその他の表示が変更されて使用されている場合、又は特殊な方法で使用されている場合に、不正に使用する意思があるかどうかは、商標の類否判断において考慮対象ではない。ただし、商標に応じて、その使用形態が商品との関係において明らかなきときは、取引上混乱するおそれの有無という観点から使用形態を勘案して類否を判断しなければならない。

(iii) 離隔的観察

『離隔的観察』とは、時と場所を変えて商標に接する需要者の不確実な記憶を土台に類否を判断する方法をいうものであって、両商標を並べて類否を判断する方法をいう対比的観察に対応する概念である。二つの商標について直接対比するときには構成要素に異なる点があるとしても、時と場所を変えて観察したときに経験則上互いに出処の誤認・混同が引き起こされる場合には、類似の商標と見なければならない。離隔的観察は、称呼・観念を対比する場合にも適用されるが、特に、外観の類否を判断する際に重要に適用される。

(iv) 要部観察

商標は、全体観察が原則であるが、簡易・迅速を主とする実際取引において

その構成部分の一部のみにより簡略に呼称・観念される場合、要部観察が許容される。要部の選定は、商標を全体的に観察した場合に識別力を有する部分として決定されなければならない。原則として、法第33条第1項各号の一に該当する識別力のない標章（使用による識別力を獲得した場合は除く。）と法第90条各号が規定する商標権の効力が及ばない標章は要部ではなく、商品又は商品の包装等の立体的形状からなる商標等においても、その商品又は商品の包装等の機能を確保するのに必ず必要な立体的形状等は要部ではないため、この部分を類否判断の対象としてはならない。ただし、このような部分が、商標の全体的観察において付随的考慮事項としても排除されなければならないことを意味するものではない。商標の要部、すなわち、印象的な部分は、一般的に親しみのある部分、特に注意を引きやすい部分、又は特別な意味を持つ部分であるとしても、需要者に与える識別力又は印象の強弱に応じて要部の強弱が認められ、類否判断においてもこれを考慮しなければならない。

2.2.4 類否判断基準

商標の類否判断は、その商標が使用される商品の需要者一般の注意力を基準に、商品の取引実情を考慮して出処の誤認・混同が引き起こされる懸念があるかを基準として判断しなければならない。

(i) 需要者一般の注意力

商標の類否は、その商標が使用される指定商品の主たる需要階層と、その他のその商品の取引実情を考慮して、一般需要者の注意力を基準として判断しなければならない。その一般需要者とは、最終消費者はもちろん、中間需要者又はその商品販売のための卸・小売商を含むものと見る。一般需要者とは、現実の具体的な需要者ではなく、平均的存在としての需要者一般（抽象的需要者）を意味し、したがって、注意力の足りない軽率な人又は専門的な観察力、特殊な趣味、高度な教育を受けた人の注意力を基準としてはならない。また、卸売商は理解することができるが一般取引者が離隔的観察による場合

に誤認・混同のおそれがある商標は、類似な商標と見るようにする。

(ii) 商品出処の誤認・混同のおそれ

商標の類否は、二つの商標について外観・称呼・観念のいずれか一つ以上が類似して、これら商標が同一又は類似の商品に使用される場合に取引者や一般需要者に商品出処の誤認・混同を引き起こすおそれがあれば、類似なものとして見ることが原則である。商品出処の誤認・混同は、取引の経験則に照らして、一般需要者が抽象的・一般的に誤認・混同を引き起こすおそれがある（一般的出処の混同）かどうかに応じて判断すれば十分であり、実際の取引において個別的な需要者が具体的・現実的に誤認・混同を引き起こす（具体的出処の混同）かどうかは考慮しない。

(iii) 取引の実情

たとえ商標自体の外観・称呼・観念が互いに類似して、一般的・抽象的には両商標が互いに類似に見られるとしても、当該商品を巡る一般的な取引の実情、すなわち、各商品の種類、性格、形状、構造、大きさ等、使用される商品の属性やその商品の取引者層の種類、商品が取引される業界の商慣習等を総合的・全体的に考慮したときに、取引社会において需要者が具体的・個別적으로는明らかに出処の誤認・混同を引き起こすおそれがないと認められる場合には、両商標が共存するとしても、当該商標権者や需要者及び取引者の保護に支障がないといえるものであるため、非類似の商標と判断することができる。たとえば、薬剤についてはドイツ式の発音が、化粧品についてはフランス語的な発音が多いため、これら商品に対して使用される商標については、そのヨーロッパ式の称呼も勘案して類否を判断しなければならない。

3. 各商標別類否判断基準

3.1 結合商標の類否判断

『結合商標』とは、文字、記号、図形及び立体的形状とこれらに色彩を結合した標章がそれぞれ又は複合的に互いに結合して構成された商標をいい、結合商標は、その結合の強弱の程度を考慮して、次のように類否を判断する。ただし、商標を構成する各構成部分間の結合により著しく異なる外観、称呼又は観念を生むことが明らかであるときは、この限りでない。

- 3.1.1 形容詞的文字と結合して構成された商標は、原則として、その形容詞的文字が結合されていない商標と類似なものとする。

《形容詞的文字と結合して類似な標章の例》

① ^顔 얼굴 ≃ ^{新顔} 새얼굴	② STAR ≃ SUPER STAR
③ ^{牡丹} 모란 ≃ ^{錦牡丹} 금모란	④ ^{メロディ} 멜로디 / MELODY ≃ MY MELODY
⑤ MAGIC SALON / ^{マジック} 매직 ^{サロンの} 살롱 ≃ SALON / ^{サロンの} 살롱 (大法院1990フ2249)	⑥ DIAMOND ≃ BLUE DIAMOND

- 3.1.2 結合商標は、取引上分離して観察することが自然な場合、それぞれの部分のみからなる商標と類似なものとする。ただし、結合された語句が一連不可分的に呼称され、又は新たな観念を形成するときには、この限りでない。

《二つの語句で結合されて類似な標章の例》

① VOLCAN DAMEO ≃ VOLCAN 又は DAMEO	② ALCOS-ANAL ≃ ^{アナル} 아날
③ ^{萬壽無疆} 만수무강 ≃ 만수 又は ^{無疆} 무강	④ GS PIPING ≃ G.S ^{ジーエス} 지에스
⑤ DITO SAMA ≃ DITTO 又は SAMA	⑥ COSMO WIND ≃ COSMO
⑦ COTY AWARDS ≃ COTY / ^{コティ} 코티	⑧ asics / TIGON ≃ TIGON / ^{タイゴン} 타이곤

《二つの語句で結合されて類似でない標章の例》

① SANOMY ≠ SAN 又は NOMY	② WORLD CUP ≠ WORLD
③ SUNSTAR ≠ SUNMOON	④ SUNSTAR ≠ MOONSTAR
⑤ Morning Glory (アサガオ) ≠ Morning 又は Glory	⑥ FREEPORT ≠ OLDPORT (大法院1991フ1359)

3.1.3 長い称呼により顕著な任意の部分のみで簡略に認識される可能性がある商標は、原則として、その顕著な任意の一部分のみで構成された商標と類似なものとする。

《長い称呼又は結合商標のうち要部が類似な標章の例》

① Chrysanthemumbluesky ≃ Chrysanthemum	② Cherry blossom boy ≃ Cherry blossom
---	--

3.1.4 指定商品との関係において、慣用文字と他の文字を結合して構成された商標は、慣用文字を除いた部分のみからなる商標と類似なものとする。

《慣用文字と他の文字が結合された類似な標章の例》

① 織物： KINGTEX ≃ KING	② 絹織物： ACELAN / ^{エースラン} 에이스란 ≃ ACE
----------------------	---

3.1.5 商号商標（商号の略称からなる商標を含む。以下同じ。）については、商号の一部として通常使用する株式会社、商社、会社、CO.、LTD.、社、組合、協同組合等の文字（これらの用語を外国語に翻訳した文字も含む。）が商号の要部に該当する文字の接頭あるいはどの部分に構成されていても、原則として、これを除外して商標の類否を判断するものとする。

3.1.6 地理的名称と業種名が結合した商号商標は、同一の地理的名称が結合されていても、業種が異なるときには、原則として類似でないものとする。

《地理的名称が結合された商号商標であって類似な標章の例》

① 大韓紡績(株) ≃ 大韓毛織(株) (業種が類似な場合)	② ソウル電線(株) ≃ ソウル電気(株) (業種が類似な場合)
-----------------------------------	-------------------------------------

《地理的名称が結合された商号商標であって類似でない標章の例》

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 大韓毛織(株) ≡ 大韓鉄鋼(株)
(業種が異なる場合) | ② ソウル製菓工業(株) ≡ ソウル電気工業(株)
(業種が異なる場合) |
|-----------------------------------|---|

- 3.1.7 指定商品との関係において、周知又は著名な商標と他の文字が結合された商標は、原則として、その周知又は著名な商標と類似なものとする。
- 3.1.8 記号、文字、図形及び立体的形状でそれぞれ構成された商標と（これらと色彩を結合した商標を含む。）これらを結合した商標間の対比、又はこれらを結合した商標間の対比をする際の類否判断は、記号、図形及び立体的形状は外観・称呼・觀念に、文字は称呼と觀念に重点を置くが、これら標章間の全体的な結合状態、標章の構成、形態等、全体的な外観も付随的に考慮しなければならない。ただし、図形化された文字商標は、外観・称呼及び觀念をともに考慮して判断するが、識別力のない文字商標が文字認識力を圧倒する程度に図案化して登録を受けた場合には、該当標章の外観と同一・類似かどうかを中心に判断する。
- 3.1.9 ハングルと外国語が結合された商標の類否は、そのいずれか一つの部分と他の商標の該当部分との比較観察により判断する。
- 3.1.10 商標の構成部分のうち、識別力のある部分（小さく表示されている場合を含む。）と識別力のない部分（大きく表示されている場合も含む）が結合されているときには、後者を考慮対象から除外し、識別力のある部分を重点的に考慮して類否を判断するが、識別力のある部分であっても、あまりに小さく表示されていて類否判断対象と見難い場合には、この部分も判断の対象から除外することができる。

3.2 姓名商標の類否判断

姓名商標の類否判断において、次の場合には、全体の観察により判断する。

(i) 取引社会において姓名全体で使用される場合

(例) Calvin Klein、YvesSaintLaurent、Arnold Palmer

(ii) 国内需要者に姓名全体としてある程度認識されている場合

(例) Michael Jackson、NINA RICCI、Kurt Geiger

(iii) 外国においてありふれた名に姓が結合されて、全体として認識され得る場合

(例) steven BY STEVE MADDEN と steven ALAN

Smith Apple と SMITH & WOLLENSKY

(iv) 商標の構成形態から見て、全体として認識され得る場合



3.3 ドメイン名で構成された商標の類否判断

3.3.1 ドメイン名の形態で構成されている商標の類否の判断は、原則として、商標審査の一般基準により審査する。

3.3.2 標章がドメイン名の形態で構成されている場合、ドメイン名に共通的に用いられる部分は識別力がないものと見て、このような部分を除いたその残りの部分のみで類否を判断しなければならない。

《ドメイン名のうち識別力がない部分の例》

www、http://、@、com、go、edu、org、net、kr、re、pe

《ドメイン名商標の類否判断の事例》

後出願	先登録	類否判断	事件番号
Hwanghu.com (訳注：“Hwanghu”は、韓国語「皇后」の音訳)	Empress	非類似	特許法院2004ホ4068
Cetizen.com	CITIZEN	類似	特許法院2008ホ5915

4. 指定商品の類否判断基準

4.1 一般原則

指定商品の類否判断は、原則として、規則別表 [1] の総説口目により特許庁長が定める『商品基準』に従う。

4.2 個別・具体的に判断する場合

『商品基準』による拒絶理由通知や拒絶決定が、商品の属性である品質、形状、用途、及び生産・販売部門、需要者層等の取引実情、又はサービスの性質や内容、提供手段、提供場所、サービスの提供者及び需要者の範囲等の取引実情を総合的に考慮したときに不合理であると判断した場合、担当審査官は、商品分類政策事務官（書記官）との協議を経て、『商品基準』とは異なって指定商品の類否を判断することができる。ただし、同基準とは異なって指定商品の類否を判断したときには、商品分類政策事務官（書記官）に通報しなければならない。

第8章 先登録地理的表示団体標章と同一・類似の商標

関連法令

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

8. 先出願による他人の登録された地理的表示団体標章と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一であると認識されている商品に使用する商標

【制度の趣旨】

第7章を参照

1. 適用要件

1.1 ‘先出願による他人の登録された地理的表示団体標章と同一・類似’の商標であること

本号は、先出願による他人の先登録地理的表示団体標章と同一又は類似の場合にのみ適用し、後出願による先登録地理的表示団体標章と同一又は類似の場合には適用しない。

1.2 ‘その指定商品と同一であると認識されている商品’に使用する商標であること

1.2.1 本号は、地理的表示団体標章と商品が同一であると認識されている商品にのみ適用が可能であるため、類似な商品間では適用しない。

《同一であると認識されている商品例》

‘リンゴ（新鮮なもの）’ と ‘冷凍したリンゴ’（特許審判院2013願8157）、
‘ミカン（柑橘）’ と ‘ミカン（橘）’

《同一であると認識されていない商品の例》

‘緑茶’ と ‘紅茶’、‘リンゴ’ と ‘リンゴジュース’

1. 2. 2 出願商標の商品が卸・小売業等の場合において、卸・小売業等の対象となる商品と地理的表示団体標章の指定商品が同一であると認識される場合には、出願商標の該当卸・小売業等は、地理的表示団体標章の指定商品と‘同一であると認識されている商品’に相当するものと見る。

2. 判断時の留意事項

2. 1 地理的名称を含む一般商標が先登録商標である場合、該当地理的名称は、産地又は顕著な地理的名称であって識別力がないものと見る。したがって、地理的名称を含む先登録一般商標があっても、その地理的名称で構成された地理的表示団体標章は、登録が可能である。

《先登録商標を引用なくともよい場合の例》

先登録商標 (指定商品：‘リンゴ’)	出願地理的表示団体標章 (指定商品：‘リンゴ’)
<small>継代</small> 대물림 <small>대령 리ongo</small> 대구사과	<small>대령 리ongo</small> 대구사과

2. 2 地理的表示団体標章が先登録商標である場合、該当地理的表示は、識別力があるものと見る。すなわち、地理的名称を含む商標が出願されて法第34条第1項第8号による類似判断をする場合には、同条文の目的上、該当地理的名称について識別力があるものと見て審査しなければならない。したがって、その地理的表示と同一又は類似の商標については、本号を適用するようにする。標章が地理的名称と商品名が結合されている場合のみならず、地理的名称のみからなる場合にも同様である。

《地理的表示団体標章による一般商標拒絶事例》

登録された地理的表示団体標章	出願商標	審判番号
<p>영주사과</p> <p>(指定商品：リンゴ)</p>	<p>(訳注：榮州リンゴ・羅州梨)</p>  <p>(指定商品：新鮮なリンゴ)</p>	<p>特許審判院 2013願8157</p>

《先登録地理的表示団体標章を引用する場合の例》

先登録地理的表示団体標章 (指定商品：‘リンゴ’)	出願商標 (指定商品：‘リンゴ’)	
<p>大 邱 대구</p>	<p>繼 代 대물림</p>	<p>繼 代 대물림</p>
<p>大 邱 リンゴ 대구사과</p>	<p>大 邱 대구</p>	<p>大 邱 リンゴ 대구사과</p>

3. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第9章 周知商標と同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

9. 他人の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている商標（地理的表示は除く。）と同一・類似の商標であって、その他人の商品と同一・類似の商品に使用する商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第9号（以下、この章において“本号”という。）は、特定の者の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている商標（以下、“周知商標”という。）と同一又は類似の標章を同一又は類似の商品で登録を受けて使用した場合に、需要者に商品出処の誤認・混同を引き起こさせるおそれがあるため、これを防止し、ひいては、その周知商標使用者の利益を保護しようとするところにその趣旨がある。したがって、本号は、先願主義の例外であり、使用主義の要素を持った規定であるといえる。

1. 適用要件

1.1 ‘他人の商品を表示する’商標であること

- 1.1.1 周知商標の主体は、具体的に誰であるかを明確に明かされる必要はなく、概ね誰か他人の商標であるという事実が当該商品の取引者及び需要者に広く認識されている商標の主体であれば足りると見る。
- 1.1.2 本号は、周知商標権者と出願人が異なる場合に適用され、出願人が周知商標権者の承諾を受けて出願した場合にも適用する。
- 1.1.3 商標を使用する者が、その使用を開始する前に他人が先に使用する商標であることを知りつつも、継続して使用して広く認識された商標としておいた場合、これは周知商標と見ない。

1.2 その他人の商標が‘需要者に広く認識’されていること（周知商標）

1.2.1 『需要者』とは、最終消費者はもちろん、中間需要者、すなわち、製品の生産のための原料、機械、部品等、中間財の消費者や、販売のためにその商品を購入する卸売商又は小売商を含む。

1.2.2 『広く認識されている商標』とは、当該商品の取引者及び需要者にとって、誰の商品を表示する商標であると広く認識されている商標をいう。

1.2.3 周知商標は、原則として、国内に周知されていなければならない。ただし、国内には市販されていないとしても、輸出主従商標又は外国の有名商標等のように、国内の関連取引業界に周知されている場合には、周知商標と見る。

1.2.4 広く認識されるための地域的範囲は、全国か一定の地域かを問わず、商品の特性上、一定の地域においてのみ取引される場合には、その特性を十分に考慮して周知性を判断しなければならない。

1.2.5 本号は、商標として広く認識されている場合に適用されるため、キャラクターや映画のタイトル等については適用しない。ただし、キャラクターや映画のタイトル等が商品化事業を通じて商品識別標識として広く認識されている場合には、本号を適用する。

《周知商標であるものと判断した事例》

出願商標	引用商標	判断内容	事件番号
<p>눈높이 (第16類： 黒板、チョーク、 黒板消し)</p>	 <p>(第22類： ノートパソコン、 サインペン)</p>	<p>引用標章は、登録商標の出願当時、既に国内需要者や取引者に、‘学習誌’の商品に付されて使用される特定の者の商標として広く知られていた。</p>	<p>大法院 2002フ2563</p>

《周知商標でないものと判断した事例》

出願商標	引用商標	判断内容	事件番号
<p>SOLIDEA (下着等)</p>	<p>SOLIDEA (衣類等)</p>	<p>先使用商標の指定商品が国内に輸入された事実がある点、ごく一部の国内広告媒体に先使用商標と関連した広告が行われた点のみでは、国内で周知・著名な状態であったとか、特定の者の商標や商品であると認識され得る程度に知られていたと認めるには足りない。</p>	<p>特許法院 2005ホ162</p>

1.3 ‘商標及び商品が同一又は類似’であること

本号は、他人の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている商標及び商標及び指定商品が同一又は類似の場合にのみ適用する。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 審査官は、法第49条に規定する情報提供手続により提出された情報及び証拠だけでなく、職権によりインターネット検索等を通じて出願商標が本号に該当するかどうかを調査して、その結果を根拠に拒絶理由通知をすることができる。この場合、拒絶理由通知書（拒絶決定をした場合には、拒絶決定書）に、周知商標であるかどうかを判断するのに活用した根拠資料及び出処を記載して通知しなければならない。
- 2.2 周知商標であるかどうかは、商標の使用方法、使用期間、使用地域、売上及び市場占有率、広告宣伝実績、ライセンス、以前に有名商標であることを認めた事例、消費者の認知度等を総合的に考慮して判断するようにする。
 - 2.2.1 使用方法は、必ずしも商品に直接使用しないとしても、新聞、雑誌、ラジオ、TV、インターネット、博覧会等を通じて広告した結果、需要者に他人の商品を表示するものと広く認識されていれば足りると見る。
 - 2.2.2 使用期間が長ければ、消費者に商標を認識させることのできる期間が長くなるため、周知性が高いものと見ることができる。ただし、使用期間を画一的に定めておくことはできず、広告宣伝を通じて短期間に周知性を獲得することができるという点も考慮して判断するようにする。
 - 2.2.3 使用地域が広いほど、その商標を認知する人が増えるため、周知性が高いものと見ることができる。ただし、全国的に知られている場合でないとしても、一定地域において主に取引され、又は一定地域を基盤として営業活動を営むことにより、その地域で広く知られるようになった場合も、周知性があるものと見ることができる。
 - 2.2.4 売上額及び市場占有率が高いほど、当該商標を使用した商品を購買した需要者が多いため、周知性が高いと見ることができる。ただし、商品の価格に応じて売上額や市場占有率が変わり得るため、単なる売上額及び市場占有率だけでなく、売上件数も同様に考慮するようにする。

- 2.2.5 広告宣伝実績が多いほど、より広い範囲の消費者が当該商標に接し、記憶することができるので、広告宣伝実績は、周知性を判断するにあたり重要な要素として作用し得る。特に、今日では多様な媒体の発達により広告宣伝が幅広く行われているという点を勘案して、その比重を高めて周知性を判断するようにする。
- 2.2.6 ライセンスが多いということは、商標の使用許可を受けようとする人が多いということであり、このことは、まさに消費者の需要が多いことを意味するため、ライセンス実績が多いほど周知性が高いと見ることができる。
- 2.2.7 既存に当該商標が著名であると認められた先例があれば、周知商標と認めるにあたり重要な根拠となり得る。特許審判院の審決、法院の判例、公信力のある機関で発表する商標価値順位、特許庁で発行する「主に盗用される商標資料集」等、多様な資料を参考にして周知商標であるかどうかを判断するようにする。
- 2.2.8 周知商標であるかどうかの判断は、結局のところ、消費者が当該商標をどの程度認識しているのかを決定する問題であるため、消費者の認識度は、最も確実な証拠となり得る。客観的な設問調査資料や研究結果があれば、積極的に活用して周知性を判断するようにする。
- 2.3 二つの周知商標が併存する場合には、善意で周知商標となったにせよ、悪意で周知商標となったにせよ、いずれも登録を認めない。
- 2.4 本号の該否についての立証方法は、使用による識別力規定の証明方法を準用するが、取引形態が特殊な商品（例；医療用品）は、該当商品の取引実情を十分に考慮しなければならない。

3. 他の条文との関係

本号は、主に未登録周知商標に適用し、先登録された周知商標には法第34条第1項第7号を適用するが、先登録された周知商標にも本号の適用を排除するものではない。

4. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第10章 周知となった地理的表示と同一・類似の商標

関連法令

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

10. 特定地域の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている他人の地理的表示と同一・類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一であると認められている商品に使用する商標

【制度の趣旨】

第9章を参照

1. 適用要件

1.1 ‘特定地域の商品を表示する地理的表示’であること

本号は、地理的表示が『特定地域』の商品を表示するものと周知されている場合に適用され、『特定地域』とは、抽象的出処でなく具体的な地域としての出処を意味する。

1.2 ‘その地理的表示を使用する商品と同一であると認められている商品’に使用する商標であること

本号は、地理的表示を使用している商品と同一であると認められている商品にのみ適用が可能であるため、類似の商品間では適用しない。

2. 判断時の留意事項

本号は、特定地域の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている他人の地理的表示に適用する一方、特定の地理的表示が使用による識別力を獲得して、特定の者の商品を表示するものと周知されている場合には、法第34条第1項第9号を適用する。

3. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第11章 著名商標と混同を引き起こし、又は著名商標を希釈化するおそれがある商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

11. 需要者に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を引き起こさせ、又はその識別力若しくは名声を損傷させるおそれがある商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第11号（以下、この章において“本号”という。）前段は、伝統的な混同理論を法制化したもので、当該商標に関する取引者及び需要者だけでなく、異種商品や異種営業にわたる一般需要者の大部分にまで知られている商標（以下、「著名商標」という。）と混同を引き起こさせるおそれがある商標の登録を排除して、出処の誤認・混同から需要者を保護するための公益的性格が強い規定であり、後段は、希釈化理論を法制化したものであって、需要者の出処の誤認・混同のおそれはないとしても、著名商標の識別力や名声を損傷させるおそれがある場合に、登録を許容しないことで商標に化体された財産的価値を保護するための私益的性格が強い規定である。

1. 適用要件

1.1 引用商標が‘需要者に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業’を示すものであること（著名商標）

1.1.1 『需要者』とは、最終消費者はもちろん、中間需要者、すなわち、製品の生産のための原料、機械、部品等、中間財の消費者や、販売のためにその商品を購入する卸売商又は小売商を含む。

1.1.2 『顕著に認識されている』とは、当該商品や営業に関する取引者及び需要者だけでなく、異種商品や異種営業にわたる一般需要者の大部分にまで知られていることをいう。

1.1.3 著名な商品や営業の主体である『他人』は、周知商標と同様、特定の出処としての認識をいうが、著名商標権者が具体的に誰であるのかまで知られている必要はなく、匿名の存在として抽象的な出処として知られていれば足りる。

1.1.4 著名な商品や営業の主体である『他人』がこうした商品やサービスを実際に生産又は提供していないとしても、社会通念上、生産又は提供するものと期待されるならば、本号に該当するものと見る。

1.2 著名商標と‘混同を引き起こさせるおそれ’があること

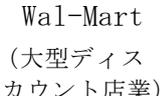
1.2.1 『混同を引き起こさせるおそれがある場合』とは、その他人の商品又は営業であると誤認し、又はその商品やサービスの需要者がその商品やサービスの出処について混同するおそれがある場合はもちろん、その他人と系列関係又は経済的、法的相関関係がある者の商品又は営業であると誤認し、若しくは出処を混同するおそれがある場合を含む。

《本号に該当すると判断した事例》

登録標章	引用標章	判断内容	事件番号
		引用標章は、登録商標の出願時に、需要者間で顕著に認識される程度に知られた著名サービスマークといえるものであり、指定サービス業もまた同一・類似であるか、互いに経済的な牽連の程度が密接するため、法第7条第1項第10号（改正法第34条第1項第11号）に該当する。	大法院 2008フ4264 (無効)

1.2.2 混同の範囲は、同一又は類似の商品だけでなく、商標の著名度により、他の系統の商品又は営業と関連性があるものと誤解を誘発するおそれがある場合を含む。

《他の系統の商品又は営業と混同を引き起こさせるおそれがあると判断した事例》

登録標章	引用標章	判断内容	事件番号
		引用標章は、継続的な宣伝、広告、使用を通じて営業上の信用や顧客吸引力等、無形の価値が蓄積された著名なサービスマークで、サービス業は類似していなくとも、一定の経済的牽連関係があるといえるため、法第7条第1項第10号（改正法第34条第1項第11号）に該当する。	大法院 2004フ1151 (登録無効)

- 1.2.3 商標自体としては著名商標と類似していなくても、両商標の構成のモチーフ、アイデア等を比較して、その商標において他人の著名商標が容易に連想されるか、又は他人の商品や営業と密接な関連性があるものと認められることから、出処に誤認・混同を生じさせるおそれがある場合にも、本号に該当するものと見る。

《商標自体は類似していないが混乱を引き起こさせるおそれがあると判断した事例》

登録標章	引用標章	判断内容	事件番号
Mickey & Minnie (子供服、ベビー服等)	Mickey Mouse, Minnie Mouse (玩具、書籍等)	“Mickey Mouse” と “Minnie Mouse” は、需要者の間で広く認識された著名商標と見ることができ、登録商標 “Mickey & Minnie” から引用商標が容易に連想され、引用商標と密接な関連性があると認識するものである。	大法院 1995フ576 (登録無効)

- 1.2.4 本号は、国内において著名である場合に適用し、外国の著名商標が国内で広く使用されたことがないとしても、外国における著名性が国内に知られて一般需要者に著名商標として認識されているならば、本号を適用することができる。国内における著名性は、全国か一定の地域かを問わず、関連商品や営業、取引の実情等を十分に考慮して判断するようにする。

1.3 (又は) 著名商標の‘識別力若しくは名声を損傷させるおそれ’があること

- 1.3.1 本号は、他人の著名商標を非類似の商品又は営業等に使用することにより、たとえ混同のおそれはないとしても、著名商標の識別力又は名声を損傷させるおそれがある場合、すなわち、著名商標を希釈化させるおそれがある場合に適用し、識別力又は名声を損傷させるおそれがある場合であれば足り、必ずしも損傷による希釈化の結果が発生して初めて適用することができるものではない。

- 1.3.2 『識別力の損傷』とは、他人の著名商標を混同可能性のない非類似の商品に使用することにより、著名商標の商品標識や営業標識としての出処表示機能を損傷させることをいい、これには識別力を弱化させる場合も含むものと見る。

《識別力を損傷させる場合の例》

- 指定商品を ‘ピアノ’ として、“KODAK” という標章を出願する場合
- 指定商品を ‘証券業’ として、“POSCO” という標章を出願する場合

- 1.3.3 『名声の損傷』とは、ある良いイメージや価値を有する著名商標を、否定的なイメージを有する商品や営業に使用することにより、その商標の良いイメージや価値を毀損することをいう。

《評判を損傷させる場合の例》

- 指定商品を ‘ポルノ映画’ として、“CHANEL” という標章を出願する場合
- 指定商品を ‘建物清掃業’ として、“A M O R E P A C I F I C아모레퍼시픽” という標章を出願する場合

- 1.3.4 有名な放送番組の名称、映画や曲のタイトル等と同一又は類似するか、又は類似しないとしても、これらを容易に連想させる商標を出願して、該当放送番組等の関係において、営業上の混同を引き起こさせたり、識別力や名声を損傷させるおそれがある場合には、本号に該当するものと見る。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 審査官は、職権によりインターネット検索等を通じて出願商標が本号に該当するかどうかを調査して、その結果を根拠に拒絶理由通知をすることができる。この場合、拒絶理由通知書（拒絶決定をした場合には、拒絶決定書）に、著名商標であるかどうかを判断するのに活用した根拠資料及び出处を記載して通知しなければならない。
- 2.2 本号の著名性を判断するにあたっては、その商標の売上額、広告宣伝実績、市場占有率、普及度、創作性、商号商標かどうか、その企業の業種範囲等を総合的に考慮しなければならない。該当商標を直接商品や営業に使用して著名性を獲得した場合だけでなく、新聞、雑誌、ラジオ、TV、インターネット、博覧会等を通じて広告した結果、著名性を獲得した場合にも、これを認める。

- 2.3 他人の著名商標と結合した商標については、たとえ著名商標が商標構成の一部として含まれていてそれが要部ではない、又は付記的な部分であるとしても、構成部分である著名商標により他人の商品や営業と混同を引き起こさせるおそれがあるか、又はその識別力や名声を損傷させるおそれがある場合には、これに該当するものと見る。
- 2.4 本号は、著名な他人の商標はもちろん、著名な他人の業務標章にも適用し、主たる業務だけでなく、付随的な業務として商品やサービスを生産又は提供する場合にも、著名な商品又は営業と見ることができる。
- 2.5 本号の該否についての立証方法は、使用による識別力の立証方法を準用する。

3. 他の条文との関係

- 3.1 著名商標と混同のおそれはないとしても、著名商標の出处表示機能を希釈化させるための目的の出願と認められる場合には、法第34条第1項第13号を併せて適用する。
- 3.2 本号は、商標が類似していないとしても、その構成のモチーフ、アイデア等を比較して、その商標から他人の著名商標又は商標が使用された商品等が容易に連想されるならば適用可能であるが、法第34条第1項第13号は、商標が同一又は類似の場合にのみ適用可能である。

4. 判断時点

- 4.1 本号を適用するためには、商標登録出願をした時に、引用商標が必要者に顕著に認識されていなければならない（法第34条第2項）。
- 4.2 商標登録出願人は、該当規定の他人に該当するかは、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

《参考：周知商標と著名商標の比較》

区分	周知商標	著名商標
立法趣旨	使用事実状態の保護	出処混同防止又は希釈化防止
認識	当該商標が使用された商品に関する取引者及び関連需要者層	異種商品・異種営業にまでわたる一般需要者層
範囲	商品の同一・類似範囲内	異種商品・異種営業まで拡大
除斥期間	5年	なし

第12章 品質誤認又は需要者を欺瞞するおそれがある商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

12. 商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第12号（以下、この章において”本号”という。）は、商標の機能のうち品質保証機能及び出処表示機能を保護することにより、商品の品質誤認又は出処の誤認・混同から起こり得る需要者の欺瞞を防止し、健全な商取引秩序を維持するために設けられた公益的規定である。

1. 適用要件

1.1 ‘商品の品質を誤認させるおそれ’がある商標

1.1.1 『商品の品質を誤認させる』とは、商標の構成自体が。その指定商品が本来持っている性質と異なる性質を有するものと需要者を誤認させる可能性がある場合（商品品質の誤認）、又は、商標を当該指定商品に使用した場合に、商品自体を他の商品と誤認させる可能性がある場合（商品自体の誤認）をいう。

《商品の品質を誤認させる場合の例》

- 指定商品を‘清酒’として、^{透んだ袖子の香り}“맑은유자향”という標章で出願する場合
- 指定商品を‘太陽電池’として、“Nano OLED”という標章で出願する場合

《商品自体を誤認させる場合の例》

- 指定商品を‘焼酎’として、^{ウオッカ}“보드카”という標章で出願する場合
- 指定商品を‘豚肉’として、^{鴨肉}“오리고기”という標章で出願する場合

1.1.2 特定の商標が品質誤認を引き起こすおそれがあるとするためには、当該商標により一般人が認識する商品と現実的にその商標が使用される商品との間に、一定の経済的な牽連関係等、その商品の特性について誤認を引き起こす程度の関係が認められなければならない。

1.1.3 商品品質の誤認は、品質がその商品に実質的に存在するかを問わず、その商品がそのような品質を有しているものと需要者に誤認される可能性があれば本号に該当するものと見、また、商品自体の誤認は、指定商品との関係において需要者に商品が誤認される可能性がある場合、本号に該当するものと見る。

1.2 (又は) ‘需要者を欺瞞するおそれ’がある商標

1.2.1 『需要者を欺瞞する』とは、自然人が公法上特殊法人の名称を出願したり、商品の地理的出処を誤認させる場合のように、商標の構成や指定商品との関係において一般需要者に錯誤を引き起こさせる場合(純粋な需要者欺瞞)、又は、国内需要者に特定の者の商品標識として認識されている商標と商品出処の誤認・混同を引き起こさせる場合(出処の誤認・混同による需要者欺瞞)をいう。

《純粋な需要者欺瞞の例》

- 指定商品を ‘ネクタイ’ として、“MADE IN ITALY” という標章で出願する場合
- 自然人が、“韓国電子通信研究院” という標章で出願する場合

《出処の誤認・混同による需要者欺瞞の例》

- ‘衣類’ において当該商品の取引者や需要者に特定の者の商標として認識され得る程度に知られている “UNION BAY” 商標と類似の商標を、他人が ‘靴’ に出願している場合

1.2.2 特定の商標が需要者を欺瞞するおそれがあるとするためには、引用商標とその指定商品が必ずしも周知・著名でなければならないものではないが、少なくとも、国内の一般取引において、需要者や取引者に、その商品や商標といえは特定の者のものであると知られていなければならず、商標に対して需要者が認識している商品と現実的にその商標が使用される商品との間に、両者が同一の系統に属する商

品であるとか、材料、用途、外観、製造方法、販売系統が共同となっているとか、あるいは、その商品の特性が取引上誤認を引き起こすことが一般的に認められている関係がなければならぬ。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 審査官は、職権によりインターネット検索等を通じて出願商標が本号に該当するかどうかを調査して、その結果を根拠に拒絶理由通知をすることができる。この場合、通知書に、商品出処の混同や品質の誤認を引き起こすおそれがあるかどうかを判断するのに活用した根拠資料及び出処を記載して通知しなければならない。
- 2.2 品質の誤認を引き起こすかどうかは、商標自体の構成により判断するが、商標を全体的に観察して決定しなければならない。ただし、品質の誤認を誘発する部分が当該商標の要部か否かを問わない。
- 2.3 出処の誤認・混同による需要者欺瞞のおそれがあるかどうかは、引用商標の使用期間、使用量、使用方法、商品の取引量、広告宣伝実績等を総合的に考慮して判断するようにする。
- 2.4 需要者を欺瞞するおそれは、商品の品質誤認の結果を誘発したか、商品の出処や営業の混同の結果を誘発したか、あるいはその他の事情を誘発したかを問わない。その判断は、当該商標の構成自体を基準とするだけでなく、当該商標が取り引きされた場合に、取引社会の通念上、需要者を欺瞞するおそれがあると認められるかどうかを基準とする。
- 2.5 需要者を欺瞞するおそれがある商標に該当するかどうかを判断する際に、出願人による欺瞞の意思があるかどうかは問わない。
- 2.6 指定商品との関係において、商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商品について拒絶理由を通知した場合に、補正により商品の誤認と欺瞞をしない指定商品に範囲を減縮（指定商品の削除又は限定）したときには、出願の要旨を変更しない限り、これを認める。ただし、指定商品を減縮した場合にも、品質誤認及び詐

欺のおそれが完全に解消されていないと判断される場合には、この限りでない。

《適正な補正である場合の例（補正認定）》

(商標)	(指定商品限定)
	<ul style="list-style-type: none"> ・からむしからなる寝間着 ・寝間着（からむし製品に限る）
	<ul style="list-style-type: none"> ・高麗人蔘（錦山で生産された人蔘に限る）

《適正でない補正である場合の例（補正不認定）》

(商標)	(指定商品限定)
	<ul style="list-style-type: none"> ・梅実茶小売業（高興で生産された柚子で作ったものに限る）

3. その他本号に該当する場合

- 3.1 商標中に、『特許』、『実用新案』、『デザイン』、『KS』、『〇〇博覧会〇〇賞受賞』、『〇〇長官賞』等、商品の品質を保証するものと認識される文字、記号、図形が結合されているときには、原則として本号に該当するものと見る。ただし、その賞牌・賞状又は褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品について商標の一部としてその標章を使用するときには、この限りでない。出願人が上記の文字や記号等を削除する補正をする場合、これを認め、そうでないときには、拒絶決定するようにする。
- 3.2 国家名又は地名等を含む商標において、それが指定商品との関係上商品の産地又は販売地を表示するものと認識される場合、その商標が該当国家又は産地以外において生産、販売される商品に使用されるときには、本号を適用する。ただし、指定商品の『〇〇産（製）の〇〇』等のように、品質（産地、販売地）を誤認させるおそれがなく、適正に表示されている場合には、その限りではない。商標のうち単に付記的に使用している商品の産地、販売地を表示する文字は、補正により削除することができる

ものと見る。

- 3.3 国家（都市）名と年度表示が併記されている場合には、一般的に、該当年度からその国家（都市）で生産されたという意味で認識される可能性が高いといえるため、本号を適用する。

《例》

• ENGLAND 1955	• ITALY SINCE 1955	• MILANO 1955
----------------	--------------------	---------------

- 3.4 指定商品が該当国家（都市）において有名であり、商標に該当国家（都市）名が含まれる場合、一般需要者がその有名性のために商品に誘引される可能性が高く、かつその国家（都市）名が産地又は販売地等として認識される商標は、本号に該当するものと見る。ただし、国家（都市）名が産地又は販売地等として認識されることなく、単に国家（都市）名の良質感を借用するための用途で商標に使用する場合には、本号を適用しない。

《適用例》

商標	指定商品
<small>統營 社標 愛</small> 통영 굴사랑	新鮮な牡蠣
<small>錦紅 錦山人 蔘</small> 금홍 금산인삼	高麗人蔘

《不適用例》

商標	指定商品
MIRACLE NEWYORK	衣類

- 3.5 自然人が法人名義の商標を出願したり、一般需要者に公法上の特殊法人、公的研究機関及び協会又は連盟等といった団体であると誤認を誘発するおそれがある名称の商標を出願した場合には、本号に該当するものと見る。
- 3.6 法人が出願した商標が、一般需要者に特定の者の商標として知られている他の法人の名称と誤認されるおそれがある場合や、公法上特殊法人でない法人が公法上特殊法人

の名称を使用して出願した場合にも、本号に該当するものと見る。

- 3.7 広く知られている放送番組の名称、映画や歌のタイトル、著名なキャラクターやキャラクターの名称等と同一又は類似の商標を出願して需要者を欺瞞するおそれがある場合、本号に該当するものと見る。この場合、指定商品は、放送、映画、音楽等と直接・間接的に経済的牽連関係があると認められる商品だけでなく、後援関係や取引実情上商品化の可能性が高い商品まで含めて、需要者欺瞞が起こるおそれがあるかを判断するようにする。

《放送番組等と牽連関係又は後援・商品化の可能性のある場合の例》

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◦放送業、娯楽娯楽業、広告業、映画関連業、通信関連業 等◦衣類、靴、帽子等のファッション用品及び関連サービス 等 |
|---|

- 3.8 出願人が本人の有名な医薬品の名称と同一・類似の商標を他の医薬品の名称として出願し、又は他人の医薬品の名称と同一・類似の商標を出願した場合は、本号に該当するものと見る。
- 3.9 商品名称を結合して出願した商標において、その商品の名称と指定商品の内容が需要者に商品の品質の誤認・混同をもたらすおそれがあるときには、本号を適用する。

4. 本号に該当しない場合

- 4.1 法人の名称を英語等の外国語で表記された商標として登録しようとする場合に、その法人の海外活動のために『KOREA』等わが国の名称を表記した場合であって、一般需要者に他の法人と誤認するおそれがない場合には、本号を適用しない。
- 4.2 自然人が自己の仮名を出願したときには、本号を適用しない。
- 4.3 証明標章の構成中に、『品質保証』、『approved』、『certification』、『guaranteed』等の品質を保証する文字等が結合していても、本号を適用しない。

5. 他の条文との関係

- 5.1 特定の商標を、指定商品に使用した場合に性質表示に該当することとなり、性質表示に該当しない指定商品に限定した場合に需要者欺瞞又は誤認・混同を引き起こすおそれがある場合には、本号とともに、法第33条第1項第3号を適用する（大法院1998フ928）。

《性質表示に該当するか、又は需要者欺瞞が引き起こされる指定商品の事例》

標章	性質表示該当	需要者欺瞞	事件番号
CARROT	香水、空気清香剤、芳香剤 (ニンジン成分が含有された商品と直感)	ラベンダー油（ニンジン成分が含有された商品であるものと品質を誤認）	大法院 1998フ928 (拒絶不服)

- 5.2 法第34条第1項第9号は周知商標と指定商品が同一・類似の場合に適用するが、本号は、引用商標と同一・類似の商品でなくても、経済的牽連関係や、一般的な取引実情等に照らして引用商標権者により使用される商品と誤認されるだけの特別な事情があつて需要者を欺瞞するおそれがある場合に適用する。

- 5.3 出願された商標が法第34条第1項第11号の著名商標と商品の出处又は営業の混同を引き起こし、その結果、商品の品質誤認又は需要者詐欺を誘発する場合には、第11号とともに本号を適用する。

《他人の営業と混同を引き起こし需要者詐欺を誘発する場合の例》

登録標章	先使用標章	判断内容	事件番号
GALLUP UNIVERSITY (教育指導業等)	 (世論調査業等)	著名な“GALLUP”を容易に連想して営業の混同を引き起こさせるおそれがあり、これにより需要者の欺瞞を誘発する。	特許法院 2008ホ4905 (登録無効)

6. 判断時点

本号は、社会取引秩序の保護という公益的見地から認めるものであるため、法第34条第1項第11号、第13号とは異なり、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第13章 不正な目的を持って使用する商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

13. 国内又は外国の需要者に特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標（地理的表示は除く。）と同一・類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその特定の者に損害を負わそうとする等の不正な目的で使用する商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第13号（以下、この章において“本号”という。）は、国内又は海外の需要者に特定の者の商標であると認識されている商標が、国内に登録されていないことを奇貨に、政党的な商標の使用者でない第三者が不正な方法でこれと同一又は類似の商標の登録を受けて、正当な商標使用者の使用を排斥したり、不当な利得を得ようとする等、不正な目的をもって出願した商標については、事前に登録を排除して健全な商取引秩序を維持し、模倣商標による一般需要者の誤認・混同を防止するための規定である。本号は、1997年改正法で初めて導入されたが、当時は模倣対象商標が特定の者の商品標識として‘顕著に’認識されている場合に適用することができるようになっていたが、2007年改正法において、模倣商標に対しより積極的に対処するために、特定の者の商品標識として認識されていれば適用することができるよう認識度を緩和した。

1. 適用要件

1.1 ‘国内又は外国の需要者’に‘特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標と同一・類似’の商標であること

1.1.1 本号は、国内の需要者はもちろん外国の需要者に特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標にも適用し、外国の需要者は、必ずしも複数の国家の需要者であることを要しない。

1.1.2 本号でいう『特定の者』とは、当該商品の取引者や需要者等がその商標を使用する者が誰であるかを具体的には認識できないとしても、匿名の存在として当該商品の出処を認識することができる場合をいう。

1.1.3 『特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標』の認識度は、国内外の一般取引において有意な最小限の範囲の人々に対し、その商標といえば特定の者のものであると知られている程度をいう（大法院2011ホ4653）。

1.1.4 『特定の者の商品を表示するものであると認識』されているかどうかは、出願人が他人の商標であるという認識があったかどうかと、不正な期待利益を合わせて判断することができる。すなわち、出願人が他人の商標であることを知って出願したということと、これを通じて売上額増加等の便乗の利益が期待されるならば、その取引界において最小限の範囲の人々には知られている商標であることを示す証拠と見ることができるため、この場合、特定の者の商品を表示するものと認識されている商標と見ることができる。

(i) 『他人の商標であるという認識』があったかどうかは、出願人が他人の未登録先使用商標と同一・類似の標章を偶然出願したか、それとも特定の者の商標であることを事前に認知した状態で未登録商標であることを知り、先占する目的で出願したかを中心に判断することができる。この場合、創作性のある図形又は造語で構成された先使用商標と全体的な外観やその結合形態が同一又は極めて類似の標章を出願している場合、出願人は、特定の者の商標であることを事前に認知し出願したものと見ることができる。

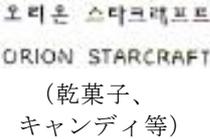
(ii) 『不正な期待利益』を持って使用する商標であるかどうかは、出願人が他人の先使用商標を出願することにより不当な経済的利益が予想されるか、又は特定の者の営業に妨害となるかどうかを中心に判断するが、先使用商標の創作性、周知性、先使用商標の商品と出願商標の商品との間の経済的牽連関係、出願人の過去の前歴等を総合的に考慮して判断することができる。この場合、出願商標の指定商品と先使用商標の商品との間に密接な経済的牽連関係があり、出願人が過去にも他人の模倣商標を出願した前歴がある場合には、出願人が、先使用商標が積み上げてきた信用に便乗するか、又は不当な利得を期待し、出願したものと見ることができる。

1.2 不当な利益を得ようとし、又はその特定の者に損害を負わそうとする等の‘不正な目的で使用’する商標であること

本号で規定する『不当な利益を得ようとし、又はその特定の者に損害を負わそうとする等の不正な目的』は、次に該当する場合をいい、当該出願だけでなく、出願人の過去や現在の商標出願・登録履歴と、商標の使用実態等を参考にして、これを推定することができる。

- 1.2.1 外国の正当な商標権者が国内市場に参入することを阻止し、又は代理店契約締結を強制する目的で、商標権者がまだ登録していない商標と同一又は類似の商標を出願した場合
- 1.2.2 法第34条第1項第11号の著名商標と同一又は類似の商標であって、他人の商品や営業と混同を引き起こすおそれはないとしても、著名商標の出处表示機能を希釈化させるための目的で出願した場合
- 1.2.3 創作性が認められる他人の商標を同一又は極めて類似に模倣して出願した場合
- 1.2.4 その他、他人の先使用商標の営業上の信用や顧客吸引力等に乗じて、不当な利益を得る目的で出願した場合

《著名商標として認識されている先使用商標を模倣した事例》

登録商標	先使用標章	判断内容	事件番号
	STARCRAFT (コンピュータゲームソフトウェア)	“STARCRAFT” は造語であってその使用例を容易に見つけ出すことができないことから、登録商標は、これを模倣したものと推定され、先使用商標の良質のイメージや顧客吸引力に乗じて不当な利益を得るか、又は先使用商標の価値を希釈化する目的で出願して登録を受けた商標であって、法第7条第1項第12号（改正法第34条第1項第13号）に該当する。	大法院 2003フ649 (登録無効)

2. 判断時の留意事項

- 2.1 審査官は、職権によりインターネット検索等を通じて出願商標が本号に該当するかどうかを調査して、その結果を根拠に拒絶理由通知をすることができる。この場合、拒絶理由通知書（拒絶決定をした場合には、拒絶決定書）に、その根拠資料及び出処を記載して通知しなければならない。
- 2.2 本号は、商品が非類似である又は経済的牽連関係がない場合にも適用が可能であり、先使用商標の創作性が非常に高い場合、先使用商標と出願商標との間の同一・類似性が非常に高い場合、先使用商標が周知・著名である場合、著名なキャラクターやキャラクターの名称を模倣して出願したと見られる場合、出願人と特定の者との間の事前交渉があつて、出願人が特定の者の商標を事前に認知していたと見られる場合等においては、出願商標と先使用商標の指定商品間の牽連関係を広く見て、不正な目的の有無を判断することができる。
- 2.3 指定商品の一部について不正な目的があると判断して拒絶理由通知をした場合、出願人が先使用商品と経済的牽連関係のある商品を削除補正したとしても、不正な目的は治癒されないものと見る。

《不正な目的があつたものと認定した事例》

登録商標	先使用標章	判断内容	事件番号
 <p>Chocolate Museum 초콜릿 박물관 (カフェ業等)</p>	<p>CHOCOLATE MUSEUM (チョコレート、チョコレート関連総合展示業)</p>	<p>先使用者の事業内訳、関連資料に対するインターネット検索結果、売上額、広告宣伝実績等を見た場合、先使用標章は、国内需要者の間で特定の者の商品標識として認識されていると見ることができ、標章の類似性、指定サービス業の経済的牽連関係等を総合すると、先使用標章を模倣して不正な目的で登録された商標であつて法第7条第1項第12号（改正法第34条第1項第13号）に該当する。</p>	<p>大法院 2014フ1051 (登録無効)</p>

3. 判断時点

- 3.1 本号を適用するにあたり、他人の商標が国内外の需要者に特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標に該当するかどうかは、商標登録出願をした時を基

準として判断する。

3.2 商標登録出願人が該当規定の他人に該当するかは、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

《法第34条第1項第9号、第11号、第12号、第13号の比較》

区分	法第34条第1項第9号	法第34条第1項第11号	法第34条第1項第12号	法第34条第1項第13号
趣旨	出処の誤認・混同の防止、周知商標権者の利益保護	著名商品・営業との誤認・混同からの需要者保護、著名商標の希釈化防止	商品の品質誤認、出処の誤認・混同による需要者欺瞞防止（ただし、出処の誤認・混同は、法第34条第1項第9号、第11号、第13号を要件に合うように優先適用し、本号は需要者欺瞞に焦点を合わせて適用）	真の商標使用者の信用保護、ブローカー防止、公正な競争秩序の確立
周知度	同種業種において需要者に顕著に認識	異種商品や営業にわたる取引者及び一般需要者の大多数に著しく認識	国内の一般取引において需要者や取引者に認識	国内外の需要者に特定の者の商品標識として認識
商標	同一・類似	非類似であっても、モチーフやアイデア等を比較して著名商標が容易に連想される場合	同一・類似	同一・類似
商品	同一・類似	非類似	非類似（ただし、需要者欺瞞の発生と関連して牽連関係を考慮）	非類似（ただし、不正な目的の推定のためには牽連性の検討が必要）
認識度判断方法	商標の使用期間、使用方法、使用地域、取引範囲、商品の販売量、広告宣伝等を総合的に考慮	同左	同左	同左（ただし、特定の者の商標であるという認識＋不当な期待利益の有無を通じて認識判断が可能）
時期的基準	商標登録可否の決定をする時	商標登録出願をした時	商標登録可否の決定をする時	商標登録出願をした時
除斥期間	5年	なし	なし	なし

第14章 国内外の地理的表示と同一・類似の商標であって、不正な目的を持って使用する商標

関連法令

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

14. 国内又は外国の需要者に特定の地域の商品を表示するものであると認識されている地理的表示と同一・類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を負わそうとする等の不正な目的で使用する商標

【制度の趣旨】

第13章を参照

1. 適用要件

1.1 ‘国内又は外国の需要者に特定地域の商品を表示するものであると認識されている地理的表示と同一・類似’の商標であること

1.1.1 本号は、国内の需要者はもちろん、外国の需要者に特定の地域の商品を表示するものであると認識されている商標にも適用し、外国の需要者は、必ずしも複数の国家の需要者であることを要しない。

1.1.2 本号でいう『特定の地域』とは、抽象的出处でなく、具体的な地域としての出处を意味する。

1.1.3 『特定の地域の商品を表示するものと認識』されているかどうかは、出願人が特定の地理的表示であるという認識があったかどうかと、不正な期待利益を合わせて判断することができる。すなわち、出願人が特定の地理的表示であることを知って出願したということと、これを通じて売上額の増加等の便乗の利益が期待されるならば、その取引界において最小限の範囲の人々には知られている地理的表示

であるということを示す証拠と見ることができるため、この場合、特定の地域の商品を表示するものと認識されている地理的表示と見ることができる。

1.2 ‘不当な利益を得ようとし、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を負わそうとする等の不正な目的で使用’する商標であること

本号で規定する『不当な利益を得ようとし、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を負わそうとする等の不正な目的』は、外国の正当な地理的表示権者が国内市場に参入することを阻止したり、特定の地理的表示の信用や顧客吸引力等に乗じて不当な利益を得る目的で出願した場合等をいい、当該出願だけでなく、出願人の過去や現在の商標出願及び登録履歴と、商標の使用実態等を参考にして、これを推定することができる。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 本号は、特定の地域の商品を表示するものであると認識されている地理的表示と同一又は類似の商標に適用し、特定の地理的表示が特定の者の商品を表示するものと認識された場合には、法第34条第1項第13号を適用する。
- 2.2 同一又は同一であると認識されている商品にのみ適用される他の地理的表示に関する規定とは異なり、本号は商品面で制限がない。ただし、不正な目的を判断するためには、商品間の関係を考慮して判断するようにする。
- 2.3 審査官は、職権によりインターネット検索等を通じて出願商標が本号に該当するかどうかを調査して、その結果を根拠に拒絶理由通知をすることができる。この場合、拒絶理由通知書（拒絶決定をした場合には、拒絶決定書）に、その根拠資料及び出処を記載して通知しなければならない。

3. 判断時点

- 3.1 本号を適用するにあたり、他人の商標が国内外の需要者に特定の地域の商品を表示するものであると認識されている地理的表示に対応するかどうかは、商標登録出願をした時を基準として判断する。

- 3.2 商標登録出願人が該当規定の他人に該当するかは、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第15章 立体商標、色彩のみからなる商標等の機能性

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

15. 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに必ず必要な（サービスの場合には、その利用と目的に必ず必要な場合をいう。）立体的形状、色彩、色彩の組合せ、音又はにおいのみからなる商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第15号（以下、この章において“本号”という。）は、特定の立体的形状、色彩、音又はにおいが商標登録を受けようとする商品又はその包装の機能を確保するのに必ず必要な（サービスの場合には、その利用と目的に必ず必要な場合をいう。）ものである場合、これに対する独占を許容することになると、関連産業の発展を阻害するおそれがあるため、これを予防し、他の競合業者の自由な使用を確保するために、公益的次元で特定の者による商標登録を排除するようにした規定である。

1. 適用要件

1.1 商標登録を受けようとする‘商品又はその商品の包装’であること

本号は、商標登録を受けようとする指定商品だけでなく、その指定商品の包装も判断対象となる。

1.2 その機能を確保するのに必ず必要な立体的形状、色彩、色彩の組合せ、音又はにおい（以下、「立体的形状等」という。）のみからなる商標であること

本号は、商品又はその商品の包装の機能を確保するのに必ず必要な立体的形状等に適用するため、その機能を確保するための他の代替的な形状等が存在する場合には、本号に該当しないものと見ることができる。ただし、立体的形状等が該当商品の目的と

利用に本質的なものであれば、代替することのできる他の形状が多数存在しているとしても、本号に該当するものと見る。

＜参考：機能性の意義＞

一般的に、商品や包装の形状、特定の色彩や音、におい等は、ある実用的な目的を持ってその形状等が作られ、その目的を達成するための機能を持っている場合が多い。このような形状等が他の競争業者もその業界で生存するために必ず必要なものであれば、そのような形状等を独占的権利として認めることは、産業の発展を阻害し、自由な競争を制限する結果となる。すなわち、『機能性』とは、商品又は包装の形状等がその機能を具現するのに必須的かつ緊要なものであり、特定の者に独占的な権利を与えると通常競争原理が阻害される、そのような機能をいう。

2. 判断時の留意事項

2.1 機能性があるかどうかは、次の事項を考慮して判断する。

2.1.1 特許や実用新案の存否：実用的な形状等は、特許や実用新案で保護され得るという点で、立体的形状等に対する特許や実用新案が存在していたか、又は存在する場合には、その形状等は機能性があるものと判断することができる。ただし、このとき、特許や実用新案が必ずしも出願人の特許や実用新案でなければならないものではない。

2.1.2 流通過程の利便性及び使用の効率性に関する広告宣伝：商品の流通において、保管、輸送及び取扱上相当な利便性がその商品又は包装の形状等から起因する場合、機能性があると見ることができ、特に、その商品の使用において、その形状等により相当な使用上の効率があると広告宣伝をしている場合、機能性があるものと見る。流通過程の利便性の部分は、商品自体よりも商品の包装の機能性有無を判断するにあたり重要な要素として作用し得る。

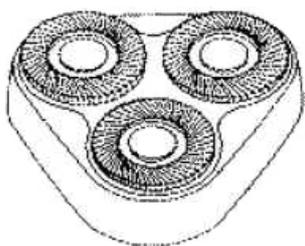
2.1.3 代替性：該当立体的形状等を代替し得る他の形状等が存在するかどうかを基準に判断する。代替し得る他の形状が多数存在するならば、機能性がないものと見ることができ、ただし、該当商品の目的と利用に本質的なものであれば、代替し得る他の形状が多数存在するとしても、機能性があるものと判断して審査する。

- 2.1.4 製造費用の低廉性：ある立体的形状等を代替し得る他の形状等が存在するとしても、出願商標の形状等の製造費用が他のものに比べて低いか、製造工程が単純で他の代替形状等をもってしてはその市場で自由に競争するのに制約を受け得るならば、その立体的形状等は、機能性があるものと見る。製造費用を減らすとか工程を単純化するという広告宣伝がある場合にも、機能性があるものと見ることができる。ただし、ある特定の形状等は、大部分製造費用や品質に影響を及ぼし得るため、機能性の有無を判断するにあたって、この部分に過度に比重を置いて判断してはならず、代替性ととも考慮して判断しなければならない。
- 2.2 本号は商品又はその商品の包装の機能を確保するために必要な立体的形状等に適用されるので、機能性を判断するに当たっては、商品自体が機能するかどうかではない、商品又はその商品の包装の立体的形状等が機能的であるかどうかを基準に判断しなければならない。
- 2.3 本号は、商品又はその商品の包装の立体的形状等から発揮される実用的利点が必須的機能であるかどうかを検討し、ひいては、その利点によりその商品等の使用者に優れた競争上の優位を提供するとか、そのような商品又はその商品の包装の形状等の独占により取引業界の競争を不当に阻害するかどうかを総合的に考慮して判断しなければならない。
- 2.4 出願商標を全体的に見たときに機能性があるものと判断される場合、一部非機能的な要素が含まれていても、機能性があるものと判断して審査する。個別的な形態を分離して機能性の有無を判断してはならず、全体的な形状が機能的であるかどうかを基準として判断するようにする。
- 2.5 商品又はその商品の包装の機能を確保するのに必ず必要な立体的形状や色彩、色彩の組合せ、音、においのみからなる商標は、たとえ識別力が認められる（法第33条第2項による使用による識別力が認められる場合もまた同じ。）としても、本号に該当して登録を受けることができないものと見る。

立体的形状等に機能性があると判断した外国の事例

1. 欧州連合の事例

◦技術的な効果を得るために必要な製品の形状のみで構成されているため、機能性があると見た事例



(電気シェーバーのヘッド)

欧州司法裁判所は、本件商標と関連して、技術的な (technical) 効果を得るのに必要な製品の形状のみ構成された商標は登録を禁止するが、これは、商標権に付与される専用使用権により、そのような機能が含まれている製品を競争者が供給する可能性が制限され、少なくとも競争者が自己の製品にそのような機能を入れるために使用し得る技術的な方法に対するの選択の幅が縮小されるため、これを禁止するとした。

◦一部非機能性のある要素があるとしても、全体的に機能的である場合には機能性があると見た事例



(レゴブロック)

欧州司法裁判所は、立体的形状に一又は二以上の小さく任意的な要素 (minor arbitrary elements) が存在するとしても、重要な特徴のすべてが技術的な解法に左右される場合であるならば、その標章は、技術的な結果を得るために必要な商品の形状のみからなる標章に該当すると見た。

OHIM審判部は、レゴブロックにおいて最も重要な要素は、ブロックの上部表面にある2列の突起であるが、レゴ社の従前の特許においてその要素が含まれているという点を重視しており、その結果、審判部は、その要素がトイブロックの組み立てといった商品が意図する技術的結果を得るのに必要であり、色彩のみが唯一の例外であり、残りの要素は、すべてが機能的であると判断したところ、その判断は妥当であると見た

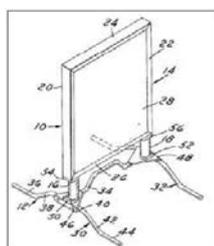
2. 米国の事例

◦商品の特性が商品の使用や目的に本質的なものであるか、又はその価格や品質に影響を及ぼすものであれば、機能であると見た事例



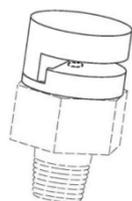
Traffix Devices's Accused Product.
(道路標識板)

法院は、商品の特性が伝統的な機能性の定義、すなわち、商品の使用や目的に本質的であり、その価格や品質に影響を及ぼすことを満たす場合、当該属性は、競争者にとって有用であるかどうかにかかわらず、機能的であると強調した。本事件において、デザインが機能性があるということは、同一の機能を遂行するのに3つ又は4つのスプリングが使用されるといったその他デザインの機能性についての調査はもはや必要がないということであり、MDIの商品形態における二重スプリングデザインは任意的な方式でなく、動作原理である



MDI's Expired '696 Patent

◦業界で実際に使用し選好する形状であり、経済性があることから機能性を認めた事例



(噴霧器ノズルの
円形ディスクヘッド)

商標審判部 (TTAB) は、たとえ出願人の実用新案特許と広告物は機能性を裏付けてはいないとしても、出願人の競争者が同じ特性のスプレーノズルを製造して販売しており、その形状は業界で選好されるものであり、効率性と経済性及び利点のある形態であることが示されていると判断した。

◦実用的な利点を広告したことを根拠として、機能性を認めた事例



(ギター本体)

商標審判部 (TTAB) は、出願人の印刷物に、出願人のギターの形状が、より良い音楽的音響を可能にするとはっきり記載されている点を指摘しつつ、出願人が出願された形状のような音響を出すことのできる代替可能なギターの形態があることを示せなかったため、ギター本体のデザインが機能的であると判断した

<p>オレンジ香の医薬品 (におい商標)</p>	<p>商標審判部（TTAB）はオレンジの香りの実用的利点を宣伝する出願人の広報物は、機能性を評価するにあたって特に重要であるとし、薬品の医学的材料の不快なにおいを防ぐことにより、香りは実用的な機能を遂行するものであり、このような機能は独占され得ないものであって、他の競争者が使用できなくすることができないとした。</p>
------------------------------	--

○

3. 機能性判断手順

- 3.1 審査官は、出願商標見本、商標の説明、指定商品との関係をまず検討・分析する。識別力の有無と機能性の有無は、同時に分析して判断する。機能性があり、識別力がないと認められる場合には、二つの拒絶理由をともに適用する。
 - 3.1.1 指定商品がどのような目的を持ち、どのような用途に使用されるかを明確に把握し、出願商標が指定商品の目的や機能といかに関連があるのか、出願商標の特性が指定商品の機能においていかなる役割をするのかを把握する。ただし、商標の特性を把握するにあたっては、指定商品自体の観点においてのみ把握し、他の商品の特性と関連付けて把握してはならず、指定商品の目的や用途に必須的な機能であれば足り、その機能が優れている必要はない。
 - 3.2 機能性判断のために、審査官は、多様な経路を通じてデータを収集し、分析しなければならない。
 - 3.2.1 特許や実用新案は新規かつ有用な機能を保護するものであるため、特許や実用新案を受けている場合、機能性があるものと見ることができることから、特許や実用新案資料を検索して活用する。ただし、このとき、特許や実用新案が必ずしも出願人の特許や実用新案でなければならないものではない。
 - 3.2.2 市場で流通される同種製品の一般的な形状は機能性があると見ることができると、出願人や競争企業のウェブサイト、インターネットショッピングモールの検索を通じて製品形態を把握する。

- 3.2.3 実用的な利点についての広告宣伝がある場合、機能性があることが見られるので、出願人のウェブサイト、インターネットショッピングモールでの製品宣伝資料等の広告宣伝の実態を把握する。
- 3.3 審査官は、機能性判断と関連して必要な場合、諮問を実施することができる。
- 3.3.1 関連協会・学会等に代替可能な形状等が存在するかどうか、該当立体的形状等が製造費用や品質に及ぼす影響等、機能性判断要素についての諮問を求めることができる。
- 3.4 審査官は、出願商標の機能性有無についての審査の結果、該当立体的形状等に機能があると判断された場合には、本号を適用して拒絶理由を通知する。
- 3.5 立体的形状等からなる商標が機能的でないということを主張する者は、次の資料等を提出することができる。
- 3.5.1 現在、関連取引業界において流通しているか、又は利用可能な他の代替的な形状等が存在することを証明する資料
- 3.5.2 該当商品の形状等の代替的な形状等の商品を生産するのに所要される製造・生産費用の差等を証明することのできる資料
- 3.6 異議申立て等を通じて立体的形状等からなる商標が機能的であることを主張する者は、次の資料等を提出することができる。
- 3.6.1 該当商品又はその商品の包装の形状等から発揮される機能と密接な関連のある特許、実用新案（該当権利の存否は問わない。）に関する情報
- 3.6.2 該当商品又はその商品包装の形状等の実用的な利点について広告又は宣伝等をした事実を証明する資料

4. 商標類型判断方法

- 4.1 立体的形状のみからなる商標が機能的であるかどうかは、次の事項を考慮して判断する。

- 4.1.1 商品又はその商品の包装の形状等から発揮される機能的（実用的）特性が、商品自体の本来の機能を越えて優れた競争の優位性を持つ（このような機能は特許法の保護領域である。）か、又はそのような商品又はその商品の包装の形状等の独占により取引業界の競争を不当に阻害するかどうか
- 4.1.2 広告等により該当商品又は包装の実用的利点が宣伝されているかどうか
- 4.1.3 その機能を確保することができる代替的な形状が別に存在するかどうか
- 4.1.4 商品又は包装の形状を代替的な立体的形状とした場合に、同等又はそれ以下の費用で生産することができるかどうか

《立体的形状が機能的である場合の例》

<p>右側の画像のように、液体が漏れることを防止するために容器の栓部分を螺旋形にした場合</p>	
--	--

- 4.2 色彩又は色彩の組合せのみからなる商標が機能的であるかどうかは、次の事項を考慮して判断する。
- 4.2.1 出願された商標の色彩又は色彩の組合せが、指定商品の使用に必ず必要であるか、又は一般的に使用されるものであるかどうか
- 4.2.2 指定商品の特性として作用する特定の色彩が、その商品の利用と目的に必ず必要であるか、又は商品の価格や品質に影響を与えるものであるかどうか

《色彩又は色彩の組合せが機能的である場合の例》

<p>安全表示板に用いられる黄色、消火器に用いられる赤色、氷菓類に用いられる青色 等</p>
--

- 4.3 音・においのみからなる商標が機能的であるかどうかは、次の事項を考慮して判断する。

4.3.1 商品の特性から発生する特定の音又はにおいであるかどうか

4.3.2 商品の使用に必ず必要であるか、又はその商品に一般的に使用される音若しくはにおいであるかどうか

4.3.3 商品の販売増加と密接な原因となる音又はにおいであるかどうか

《音・においが機能的である場合の例》

- 音 : 自動車修理業に使用する自動車エンジン音、ビール瓶に使用するビール瓶の栓を抜く音
- におい : タイヤに使用するタイヤのゴム臭、造景業に使用するアカシアの香り

5. 他の条文との関係

商品又はその商品の包装の機能を確保するのに必ず必要な立体的形状は、法第33条第1項第3号に規定する商品の形状又はその商品の包装の形状に該当するのが一般的であり、色彩、色彩の組合せ、音、においは、法第33条第1項第6号又は第7号において規定する識別力がない商標に該当するのが一般的であるため、そのような商標は、原則として、法第33条第1項第3号、第6号又は第7号を併せて適用する。

第16章 ぶどう酒又は蒸留酒の産地に関する 地理的表示を含む商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

16. 世界貿易機構会員国内のぶどう酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示で構成され、又はその地理的表示を含む商標であって、ぶどう酒又は蒸留酒に使用しようとする商標。ただし、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品として第36条第5項による地理的表示団体標章登録出願をした場合には、商標登録を受けることができる。

【制度の趣旨】

法第34条第1項第16号（以下、この章において“本号”という。）は、WTO/TRIPs協定においてぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示を構成要素とする商標は、一般公衆の混同がない場合であっても、職権又は請求によりその登録を拒絶し、又はたとえ錯誤により登録された場合にも、その登録を無効とするよう規定しており（第22条(2)、(3)）、これを反映して1997年改正商標法で導入した規定である。

1. 適用要件

1.1 世界貿易機関会員国内の‘ぶどう酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示で構成され、又はその地理的表示を含む’商標であること

1.1.1 『ぶどう酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示で構成され、又はその地理的表示を含む』とは、当該産地をその地域の文字で表示したものだけでなく、それに対する翻訳及び音訳をすべて含むものと見る。この場合、出処の誤認・混同の可能性がないとしても、外套地理的表示が表示されているならば本号を適用する。

《ぶどう酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示が表示されている場合の例》

 <p>(“Bordeaux” が表示)</p>	 <p>(“IRISH” が表示)</p>
---	---

1.1.2 本号は、その商標の構成に、当該地理的表示が～種類、～類型、～様式、～風等といった表現を伴う場合にも適用する。

《ぶどう酒又は蒸留酒の地理的表示が‘～様式’等と表示されている場合の例》

<p>MAJUANG MOSELLE STYLE (“MOSELLE STYLE” が表示)</p>	<p>MACALLAN BLENDED SCOTCH WHISKY (“BLENDED SCOTCH WHISKY” が表示)</p>
--	---

1.2 ‘ぶどう酒・蒸留酒に使用’しようとする商標であること

1.2.1 本号は、ぶどう酒・蒸留酒に使用しようとする場合に限り、適用する。

1.2.2 <削除>

2. 判断時の留意事項

2.1 本号で定める地理的表示を含んでいる標章であっても、該当地理的表示の正当な使用者が地理的表示団体標章として出願した場合には、登録を受けることができる。ただし、正当な使用者でない場合、商標だけでなく地理的表示団体標章として出願した場合にも、登録を受けることができず、正当な使用者であっても、商標として出願した場合には、登録を受けることができない。

2.2 本号で規定するぶどう酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示が商標の付記的な部分として含まれている場合にも、本号を適用する。

3. 他の条文との関係

- 3.1 当該地理的表示が属するこっかにおいて保護されていない、又は保護が中断された地理的表示である場合、又はその国家で使用しなくなった地理的表示については、本号を適用しない。ただし、指定商品との関係において商品の品質や出処の誤認・混同を誘発するおそれがある場合には、法第34条第1項第12号を適用する。
- 3.2 文字上では真の原産地表示がされているとしても、需要者が他の領土や地域で生産されたものと誤認・混同させる場合、たとえば、カリフォルニア州で生産される『ボルドー』ぶどう酒に米国産と表記する場合にも、法第34条第1項第12号と別途に本号を適用するものとする。
- 3.3 本号は、ぶどう酒・蒸留酒に使用しようとする商標に適用し、法第34条第1項第19号は、自由貿易協定により保護される他人の地理的表示を使用している商品と同一であると認められる商品に適用するものであって、出願商標が本号と法第34条第1項第19号ともに該当する場合、両条文を併せて適用するようにする。

4. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第17章 「植物新品種保護法」により登録された品種名称と同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

17. 「植物新品種保護法」第109条により登録された品種名称と同一・類似の商標であって、その品種名称と同一・類似の商品について使用する商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第17号（以下、この章において“本号”という。）は、「植物新品種保護法」第116条の品種名称を盗用して種子を販売・普及・輸出又は輸入することができないよう規定しているため、商標法と『植物新品種保護法』との抵触を避け、登録商標と品種名称の重複による誤認・混同を防止するために、2010年改正商標法で導入された規定である。

1. 適用要件

1.1 『植物新品種保護法』第109条により登録された‘品種名称と同一又は類似’な商標であること

1.1.1 『植物新品種保護法により登録された品種名称』とは、「植物新品種保護法」上の品種名称登録原簿に登録された品種名称をいう。

1.1.2 本号は、「植物新品種保護法」により登録された品種名称と同一又は類似な商標について適用する。

1.2 その品種名称と‘同一又は類似の商品について使用’した商標であること

「植物新品種保護法」上の品種名称は、該当品種名称が使用される作物を指定して登録を

受けなければならないが、本号は、該当品種名称が使用される作物と同一又は類似の商品に出願した場合に限り適用する。したがって、「植物新品種保護法」により登録された品種名称と同一・類似の商標であっても、外套作物と同一・類似の商品でなければ、本号を適用しない。

＜参考法令＞

【植物新品種保護法】

第109条（品種名称の登録手続等）

- ① 品種名称の登録を受けようとする者（以下、「品種名称登録出願人」という。）は、共同部令（（訳注：農林畜産食品部と海洋水産部の共同部令））で定める書類等を備えて、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に、品種名称登録出願をしなければならない。
- ② 第106条第1項の場合に、該当品種保護出願書を農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出したときは、品種名称登録出願をしたものとみなす。
- ③ 審査官は、第1項により出願された品種名称に対し第107条による品種名称登録要件を満たしているかを審査しなければならない。
- ④ 審査官は、出願された品種名称が次の各号の一に該当する場合には、その品種名称登録出願について拒絶決定をしなければならない。
 1. 第42条第1項により当該品種保護出願に対する拒絶決定がある場合
 2. 第106条に違反した場合、
 3. 第107条各号の一に該当する場合
 4. 第108条により品種名称の登録を受けることができない場合
- ⑤ 審査官は、第4項第2号から第4号までの規定により品種名称登録出願を拒絶しようとする場合には、その品種名称登録出願人にその理由を通知して、その品種名称登録出願人が通知日から30日以内に新たな品種名称を提出させなければならない。
- ⑥ 審査官は、第1項による品種名称登録出願について第4項各号の一に該当する理由を発見することができないときには、その品種名称登録出願を公報に掲載して公告しなければならない。
- ⑦ 第6項による品種名称登録出願公告があれば、誰でも、公告日から30日以内に、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に品種名称登録異議の申立て（以下、“品種名称登録異議申立て”という。）をすることができる。

⑧農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第6項による品種名称登録出願公告及び品種名称登録異議申立ての手續が終わった後に、品種名称登録出願について第4項各号の一に該当する理由を発見することができないときには、当該品種名称を遅滞なく品種名称登録原簿に登録し、品種名称登録出願人に知らせなければならない。

2. 判断時の留意事項

出願商標の登録可否の判断の際、品種名称が「植物新品種保護法」により出願・登録されたかを確認した後、最終決定しなければならない。

3. 判断時点

本号の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第18章 「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示と同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

18. 「農水産物品質管理法」第32条により登録された他人の地理的表示と同一・類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用する商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第18号（以下、この章において“本号”という。）は、「農水産物品質管理法」第32条では、商標法により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一又は類似な地理的表示、国内で広く知られている他の商標又は地理的表示と同一又は類似な地理的表示は登録を拒絶するよう規定しているのに対し、商標法にはこのような規定がないため、「農水産物品質管理法」との抵触を避けるために、また「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示のうち、大韓民国が締結して発効された自由貿易協定により保護することとした地理的表示に反映されていない地理的表示も、自由貿易協定により保護義務が発生した地理的表示と同様に保護する必要があるため、法第34条第1項第19号のように設けた規定である。

1. 適用要件

1.1 「農水産物品質管理法」第32条により登録された‘他人の地理的表示と同一又は類似’な商標であること

1.1.1 「農水産物品質管理法」は、商標法と別個に、農水産物又は農水産加工品に対する地理的表示を登録により保護しているが、本号は、「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示に限り適用される。

- 1.1.2 本号は「農水産物品質管理法」第32条により登録された他人の地理的表示に適用されるので、本人の地理的表示には適用されない。したがって、「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示権者が該当標章を商標法上の地理的表示団体標章として出願する場合には、本号を適用しない。

《例》

◦寶城緑茶標章について、営農組合法人寶城緑茶連合会において「農水産物品質管理法」により地理的表示として登録（農産物第1号）を受け、商標法により地理的表示団体標章として出願して登録（44-0000018号）を受けた場合

- 1.1.3 本号は「農水産物品質管理法」により登録された他人の地理的表示と同一又は類似の商標に限り適用される。地理的表示の概念に符合するように使用される場合、特定地域の地理的出処を示す用語も識別力を有すると見ることができるので、「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示は、標章の類似判断の際、要部となることことができる。

1.2 その地理的表示を使用する商品と‘同一であると認められる商品に使用’する商標であること

本号で規定する『同一であると認められる商品』とは、主要原材料において加工方法等の違いがある商品や、消費者が商品の出処を同じ生産者から生産されたものであると認められる商品をいう。ただし、同じ商品であっても地理的特性により異なる品種を生産する場合、同一であると認められる商品と見ない。

《同一であると認められる商品例》

◦リンゴ：紅玉、ふじ（富士）、国光、スターキング
◦wine：sparkling wine、still wine
◦梨：新高、黄金
◦桃：白桃、黄桃
◦緑茶：右前、細雀（雀舌茶）、中雀

《同一であると認められない商品例》

◦緑茶 vs 紅茶 ◦シャンパン vs ウイスキー ◦海南冬白菜 vs 江原高冷地白菜

＜参考法令＞

【農水産物品質管理法】

第32条（地理的表示の登録）

- ①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、地理的特性を有する農水産物又は水産加工品の品質向上と地域特化産業育成及び消費者保護のために、地理的表示の登録制度を実施する。
- ②第1項による地理的表示の登録は、特定地域において地理的特性を有する農水産物又は水産加工品を生産し、又は製造・加工する者で構成された法人のみ申請することができる。ただし、地理的特性を有する農水産物又は水産加工品の生産者又は加工業者が1人である場合には、法人でなくても登録申請をすることができる。
- ③第2項に該当する者であって、第1項による地理的表示の登録を受けようとする者は、農林畜産食品部令又は海洋水産部令により定める登録申請書類及びその付属書類を農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定めるところに従い、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出しなければならない。登録した事項のうち農林畜産食品部令又は海洋水産部令で定める重要事項を変更しようとするときにも、同様である。
- ④農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第3項により登録申請を受けると、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、第9項による登録拒絶事由がない場合、地理的表示登録申請公告決定（以下、「公告決定」という。）をしなければならない。この場合、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、申請された地理的表示が「商標法」による他人の商標（地理的表示団体標章を含む。以下同じ。）に抵触するかについて、あらかじめ特許庁長の意見を聞かなければならない。
- ⑤農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、公告決定をするときには、その決定内容を官報とインターネットホームページに公告し、公告日から2ヶ月間、地理的表示登録申請書類及びその付属書類を一般人が閲覧できるようにしなければならない。
- ⑥誰でも、第5項による公告日から2ヶ月以内に、異議事由を記載した書類と証拠を添付して、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に異議申立てをすることができる。

- ⑦農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、次の各号の場合には、地理的表示の登録を決定して、申請者に知らせなければならない。
1. 第6項による異議申立てを受けたときには、第3条第6項による地理的表示登録審議分科委員会の審議を経て、登録を拒絶する正当な事由がないと判断された場合
 2. 第6項による期間内に異議申立てがなかった場合
- ⑧農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が地理的表示の登録をしたときには、地理的表示権者に対し、地理的表示登録証を交付しなければならない。
- ⑨農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第3項により登録申請された地理的表示が次の各号の一に該当すれば、登録の拒絶を決定して、申請者に知らせなければならない。
1. 第3項により先に登録申請され、又は第7項により登録された他人の地理的表示と同一又は類似な場合
 2. 「商標法」により先に出願され、又は登録された他人の商標と同一又は類似な場合
 3. 国内で広く知られている他人の商標又は地理的表示と同一又は類似な場合
 4. 一般名称〔農水産物又は農水産加工品の名称が起原的に生産地や販売場所と関連があるが、長い間使用されて普通名詞化された名称をいう。〕に該当する場合
 5. 第2条第1項第8号による地理的表示又は同項第9号による同音異義語地理的表示の定義に合わない場合
 6. 地理的表示の登録を申請した者が、その地理的表示を使用できる農水産物又は水産加工品を生産・製造又は加工することを業とする者に対し、団体の加入を禁止し、又は加入条件を困難に定めて実質的に許容しない場合
- ⑩第1項から第9項までによる地理的表示登録対象項目、対象地域、申請資格、審議・公告の手続、異議申立手続及び登録拒絶事由の詳細基準等に必要な事項は、大統領令で定める。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 本号は、その地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に限り適用しなければならず、類似な商品には適用しない。
- 2.2 同一と認められる商品であるかどうか判断が難しい場合には、商標審査政策課の商品分類担当官と協議審査をして意見を聞くようにする。

3. 判断時点

- 3.1 「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示と出願商標の同一・類似可否の判断は、商標登録出願をした時を基準とする。ただし、他人に該当するかどうかの判断は、商標登録可否の決定をする時とする。
- 3.2 「農水産物品質管理法」でまだ登録が完了していない場合、審査を保留した上で、最終の登録可否を決定するようにする。

第19章 自由貿易協定により保護される地理的表示と 同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

19. 大韓民国が外国と二国間若しくは多国間で締結して発効された自由貿易協定により保護する他人の地理的表示と同一・類似の商標、又はその地理的表示で構成され、若しくはその地理的表示を含む商標であって、地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用する商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第19号（以下、この章において“本号”という。）は、韓国 - EU間FTAにおいて地理的表示の相互保護対象リスト（附属書）を交換することにより、自国の地理的表示を相手国で一括的に保護してもらうこととしているので、直接的には、韓国 - EU間FTAにおいて保護義務が発生した地理的表示を保護するために2011年改正商標法で導入されたものであり、さらには、自由貿易協定により保護義務が発生する他の地理的表示にも適用することができるようにした規定である。

1. 適用要件

1.1 大韓民国が外国と二国間若しくは多国間で締結して発効された‘自由貿易協定により保護する他人の地理的表示’であること

1.1.1 本号で保護する地理的表示（以下、「本号の地理的表示」という。）は、韓国-EU間FTA締結の際に両国が保護することと合意した地理的表示（協定文附属書）と今後両国が追加的に保護することと合意した地理的表示だけではなく、韓国-カナダ間FTA等の自由貿易協定により保護義務が発生する他の地理的表示にも適用する。

1.1.2 本号の地理的表示は、国内での登録有無にかかわらず保護される。ただし、韓国 - EU間FTA第10.21条4、韓国 - カナダ間FTA第16.10条4等により当該地理的表示が属する国家で保護されていない、若しくは保護が中断された地理的表示、又はその国で使用しなくなった地理的表示については、本号を適用しない。

1.1.3 本号は、他人の地理的表示に限り適用されるので、本人の地理的表示には適用しない。したがって、地理的表示の正当な使用者が該当標章を直接商標又は地理的表示団体標章として出願する場合には、本号を適用しない。

1.2 その地理的表示と‘同一又は類似の商標、又はその地理的表示で構成され、若しくはその地理的表示を含む商標’であって、地理的表示を使用する‘商品と同一であると認められる商品に使用’」する商標であること

1.2.1 本号は、地理的表示が商標構成に表現され、又は付記的に示されている場合にも適用する。地理的表示が商標の構成に表現され、又は付加的に構成されている場合というのは、当該地理的表示をハングル又は英語に翻訳したものや、ハングル、英語、ローマ字表記法により音訳したものを含む（韓国-EU間FTA附属書を参照）。

《本号に該当する場合の例》

海南 サツマイモ
◦ 해남고구마、Haenam Sweet Potato（英語翻訳）、Haenam Goguma（ローマ字音訳）
◦ φ ε τ α（ギリシャ語表記）、Feta（ローマ字音訳）、^{フェタ}페따（ハングル音訳）

1.2.2 商標の構成において、当該地理的表示を～種類、～類型、～様式、～模造品等のよ
うに表現した場合にも、本号に該当するものと見る。

《本号に該当する場合の例》

ミュンヘン ^{ビール} style 맥주、^{ロックフォール} 로키포르트 ^{類型の} 유형의 ^{カリフォルニア} 캘리포니아 ^{チーズ} 치즈、^{ノルマンディー} 노르망디 ^{タイプの} 타입의 ^{ソウル} 서울 ^{チーズ} 치즈、
^{珍島式} 진도식 ^{紅酒} 홍주 等

- 1.2.3 地理的表示を使用する商品の保護範囲は、当該商品と同一であると認められる商品に限定されるため、他の類似商品までは適用されない。

《本号に該当しない場合の例》

標章	指定商品
<small>コンテ</small> 콩떼 (チーズの地理的表示)	バター、発酵乳
<small>シャンペン</small> 샴페인 (ぶどう酒の地理的表示)	ビール、ウォッカ

＜関連条約＞

【大韓民国並びに欧州連合及びその加盟国間の自由貿易協定】

第3款 地理的表示

第10.18条

農産物及び食品並びにぶどう酒に対する地理的表示の認定

1. 大韓民国における農産物及び食品に対する地理的表示の登録、統制及び保護に関連する限り、農産物品質管理法をその履行規則とともに検討した後、欧州連合は、この法令が第6項に規定された要素を満たすと結論を下す。
2. 欧州連合における農産物及び食品に対する地理的表示の登録、制御及び保護に関する理事会規則（EC）第510/2006号とその履行規則、そしてぶどう酒市場の共通体系に関する理事会規則（EC）第1234/2007号を検討した後、大韓民国は、この法令が第6項に規定された要素を満たすと結論を下す。
3. 第1項に言及された法令により大韓民国によって登録された地理的表示であって、附属書10-イに記載された大韓民国の地理的表示に該当する農産物及び食品の明細書の要約書を検討した後、欧州連合は、この章に規定された保護水準により、附属書10-イに記載された大韓民国の地理的表示を保護することを約束する。
4. 第2項に言及された法令により欧州連合によって登録された地理的表示であって、附属書10-イに記載された欧州連合の地理的表示に該当する農産物及び食品の明細書の要約書を検討した後、大韓民国は、この章に規定された保護水準により附属書10-イに記載された欧州連合の地理的表示を保護することを約束する。

5. 第3項は、第10.24条により追加される地理的表示について、ぶどう酒に対する地理的表示に適用される。

6. (省略)

第10.19条

ぶどう酒・着香ぶどう酒及び蒸留酒に対する特定地理的表示の認定

1. 大韓民国においては、附属書10-ロに搭載された欧州連合の地理的表示は、地理的表示に関する欧州連合の関連法により、かかる地理的表示を使用する製品に対して保護される。
2. 欧州連合においては、附属書10-ロに搭載された大韓民国の地理的表示は、地理的表示に関する大韓民国の関連法により、かかる地理的表示を使用する製品に対して保護される。

第10.21条

保護の範囲

1. 第10.18条及び第10.19条に規定された地理的表示は、次の行為から保護される。
 - イ. その商品の地理的根源について公衆を誤認させる方式で、該当商品が真正なる原産地でない地域を原産地とすると表示し、又は暗示する商品の命名又は紹介の手段を使用すること、
 - ロ. その商品の真正なる原産地が表示されているか、又は地理的表示が翻訳又は音訳されて使用され、又は“種類”、“類型”、“様式”、“模造品”、若しくはこれと類似した表現が伴われる場合にも、該当地理的表示に示された場所を原産地としない類似商品に商品の産地を示す地理的表示を使用すること、そして、
 - ハ. パリ協約第10条の2の意味において、不公正競争行為を構成するその他の使用
2. この協定は、取引過程において、自己の名や営業上前任者の名を使用する権利を決して阻害しない。ただし、そのような名が消費者を誤認させる方式で使用される場合は、この限りでない。
3. 両当事者の地理的表示が同音である場合、善意で使用された場合に限り、それぞれの表示に保護が付与される。地理的表示作業班は、該当生産者に対する

公平な待遇を保障すべき必要性和消費者が誤認しないように保障すべき必要性和を考慮して、同音の地理的表示が互いに区別され得る実際的な使用条件を決定する。この協定を通じて保護される地理的表示が第三国の地理的表示と同音である場合、各当事者は、該当生産者に対する公平な待遇を保障すべき必要性和と消費者が誤認しないように保障すべき必要性和を考慮して、同音の地理的表示が区別され得る実際的な使用条件を決定する。

4. この協定のいかなる規定も、大韓民国又は欧州連合が原産地国家において保護されないか、若しくは保護が中断され、又はその国家において使用されなくなった地理的表示を保護する義務を賦課しない。
5. この条による地理的表示の保護は、地理的表示の保護又は認定のための出願日以前にいずれか一方の当事者の領域において出願、登録され、又はその可能性が該当法令により規定されている場合、使用により確立された商標の継続的な使用を阻害しない。ただし、該当当事者の法令にその商標の無効又は取消のための根拠が存在してはならない。地理的表示の保護又は認定のための出願日は、第10.23条第2項により決定される。

【大韓民国とカナダ間の自由貿易協定】

第16.10条

1. カナダは、“高麗紅蔘”、“高麗白蔘”、“高麗水蔘”、そして“利川米”と、そのそれぞれの翻訳語である“Korean Red Ginseng”、“Korean White Ginseng”、“Korean Fresh Ginseng”、“Icheon Rice”の地理的表示に関し、利害当事者のために次の行為を防止する法的手段を規定する。
 - イ. その商品の地理的根源について公衆を誤認させる方式で、該当商品が真正なる原産地でない地域を原産地とすると表示し、又は暗示する商品の命名又は紹介の手段を使用すること、
 - ロ. その関連商品の真正なる原産地が表示されているか、又は地理的表示が翻訳又は音訳されて使用され、又は“種類”、“類型”、“様式”、“模造品”、若しくはこれと類似した表現が伴われる場合にも、当該地理的表示に示された場所を原産地としない人蔘又は米に対し、それぞれの場合に合うように、かかる地理的表示を使用すること、そして、

- ハ．パリ協約第10条の2の意味内において、不公正競争行為を構成するその他の使用
- 2．韓国は、“カナダウイスキー”、そして“カナダライウイスキー”の地理的表示に関し、利害当事者のために次の行為を予防する法的手段を提供する。
- イ．その商品の地理的起源について公衆を誤認させる方式で、該当商品が真正なる原産地でない地域を原産地とすると表示し、又は暗示する商品の命名又は紹介の手段を使用すること、
- ロ．その蒸留酒の真正なる原産地が表示されているか、地理的表示が翻訳又は音訳されて使用され、又は“種類”、“類型”、“様式”、“模造品”、若しくはこれと類似した表現が伴われる場合にも、当該地理的表示に示された場所を原産地としない蒸留酒について、地理的表示を使用すること、そして、
- ハ．パリ協約第10条の2の意味内において、不公正競争行為を構成するその他の使用
- 3．この協定の発効日前に、一方の当事国の領域で商標が善意で出願若しくは登録され、又は善意で使用されて商標権が取得された場合、この条を施行するために、その当事国で採択される措置は、かかる商標が地理的表示と同一又は類似であるという根拠により商標登録の適格性や有効性又は商標の使用権を阻害しない。
- 4．当事国は、原産地において保護されず、若しくは保護が中断され、又はその地域で使用されなくなった地理的表示は、この条の規定により保護する義務がない。
- 5．当事国は、商標の使用又は登録と関連してこの条の規定により行われる要請は、保護を受ける表示が不正的に使用されたことがその当事国内で一般的に知られた日から5年以内に、又はその商標がその当事国内で商標登録日までに公表され、不正的使用がその当事国内で一般的に知られた日よりもその登録日が早い場合には、登録日以後5年以内に提出しなければならないものと規定することができる。ただし、地理的表示は、悪意で使用され、又は登録されてはならない。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 自由貿易協定により保護される地理的表示と商品の種類を示す名称が結合している場合、商品の種類は一般名称であるため、地理的表示の保護対象ではない。

《地理的表示と商品の種類が結合された場合の例》

^{カマンベール} ^ド ^{ノルマンディー} 까망베르 드 노르망디 (Camembert de Normandie)	^{カマンベール} “까망베르” はチーズの種類
^{ブリー} ^ド ^{モー} 브리 드 모 (Brie de Meaux)	^{ブリー} “브리” はチーズの種類
^{エメンタル} ^ド ^{サヴォワ} 에멘탈 드 사부아 (Emmental de Savoie)	^{エメンタル} “에멘탈” はチーズの種類
^{モッツァレラ} ^{デイ} ^{ブッフアラ} ^{カンバーナ} 모차렐라 디 부팔라 캄파나 (Mozzarella di Bufala Campana)	^{モッツァレラ} “모차렐라” はチーズの種類

- 2.2 本号において規定する、同一であると認められる商品の範囲は、第18章『「農水産物品質管理法」により登録された地理的表示と同一・類似の商標』の1.2の部分を準用して判断する。
- 2.3 自由貿易協定により保護する地理的表示は、別添「FTAにより保護される地理的表示目録」を参考とする。

3. 他の条文との関係

他の領土や地域で生産されたものと誤認させる場合、たとえば、韓国で生産するぶどう酒に韓国産と表示して『ボジョレー』と表記する場合にも、本号を適用し、別途に法第34条第1項第12号を併せて適用する。

4. 適用及び判断時点

- 4.1 本号は、韓国 - EU間FTA発効日、大韓民国が二国間又は多国間で締結するFTA発効日、又は追加的に保護することとした地理的表示目録の受付日以降に出願する商標について適用する。
- 4.2 本号における他人の該否は、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第20章 信義則に反して出願した商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

20. 同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係又はその他の関係を通じて、他人が使用し、又は使用を準備中の商標であることを知りながら、その商標と同一・類似の商標を同一・類似の商品に登録出願した商標

【制度の趣旨】

法第34条第1項第20号（以下、この章において“本号”という。）は、他人との契約や取引関係等、特定の関係にあった者がこれを通じて知るに至った他人の商標を自身が出願する等、信義誠実の原則に違反した商標について登録を許さないための規定であって、公序良俗に反する商標登録出願に対する拒絶条文である法第34条第1項第4号が「商標それ自体又は商標が商品に使用される場合」に限定していることから、信義則に反する商標出願自体を拒絶する適当な条文がないという点を補完するために導入した規定であるともいえる。

1. 適用要件

1.1 ‘同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係又はその他の関係’を通じたものであること

1.1.1 『同業・雇用等の契約関係や業務上の取引関係』というのは、文書を通じて正式に同業・雇用・取引関係がなされた場合のみならず、その他契約関係や取引関係が証明される場合には、本号に該当するものと見る。

《同業・雇用等の契約関係や業務上の取引関係の例》

- 同業者が、他の同業者の使用を排除するために単独で出願する場合
- 従業員が、会社の製品出市計画を知り、該当商標を先に出願して先占しようとする場合
- 代理店等、業務上の取引関係にある者が、取引対象となる製品の商標を先占する目的で出願する場合

- 1.1.2 『その他の関係』というのは、同業・雇用等の契約関係や業務上の取引関係に準ずる一定の信義誠実関係をいう。したがって、関連のない第三者の営業活動や大衆媒体等を通じて商標の使用や使用準備中であることを認知し、これを出願した場合等は、これに該当しないものと見る。

《その他の関係の例》

・地域ブランド公募展の当選作を公募展の審査委員であった者が無断で出願する場合

1.2 ‘他人が使用し、又は使用を準備中の商標であることを知’ っていること

- 1.2.1 『他人』とは、出願人との関係において特定の信義関係が形成されている者であって、国内外の自然人、法人はもちろん、法人格のない団体や外国人も含む。

- 1.2.2 『使用し、又は使用を準備中の商標』とは、属地主義の原則上、国内で使用又は使用準備中である場合に適用し、使用又は使用準備中の商標であるため、商標として機能しないドラマのタイトルや著作物には適用されない。ただし、その他人がドラマのタイトルや著作物を商標として使用し、又は使用準備中である場合は、本号を適用することができる。

- 1.2.3 本号は、他人が使用し、又は使用を準備中である商標であることを知りながら出願した場合に適用されるが、契約関係や業務上の取引関係、又はその他の関係があったならば、大部分そのような認識が可能であるため、契約関係等が立証されれば、使用し、又は使用準備中である事実を知っているものと見る。

1.3 商標と『同一・類似の商標を同一・類似の商品』に出願したものであること

本号は、他人が使用し、又は使用を準備中である商標と同一・類似の商標を、同一・類似の商品に出願した場合に適用する。

2. 判断時の留意事項

- 2.1 本号は、他人に損害を与える不正な目的や他人の信用に便乗して利益を得る目的がなくとも、適用が可能である。

- 2.2 本号の適用可否を判断するにあたり、情報提供があった場合にも、提供された情報のみをもって判断してはならず、出願人の意見も収斂して事実関係を十分に確認し、判断しなければならない。
- 2.3 審査官は、必要であると認められる場合、「取扱規程」第101条（審査官面談）で定める審査官面談を通じて、事実関係を確認することができる。

3. 他の条文との関係

3.1 法第34条第1項第4号との関係

- 3.1.1 法第34条第1項第4号は、商標の出願・登録過程において、社会的妥当性が著しく欠如することから、その登録を認めることが商標法の秩序に反するもので到底容認できないと見られる場合等に適用し、単に当事者間の信義則違反があったという理由のみでは、本号を適用する。
- 3.1.2 法第34条第1項第4号は、商標それ自体又は商標が商品に使用される場合に公序良俗に違反するかどうかを判断するようにしているが、本号は、商標それ自体や商品に使用される場合よりは、その商標を出願するまでの過程を基準に判断する。
- 3.1.3 出願商標が本号だけでなく法第34条第1項第4号にも該当する場合には、両条文を併せて適用する。

3.2 法第34条第1項第13号との関係

- 3.2.1 法第34条第1項第13号は、模倣対象商標が特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標でなければならないが、本号は、そのような認識を要しない。
- 3.2.2 法第34条第1項第13号は、模倣対象商標の使用人と出願人との間に特別な信義関係を要しないが、本号は、信義関係が必要である。
- 3.2.3 法第34条第1項第13号は、不正な目的がなければならないが、本号は、他人の使用事実や使用準備中である事実を知っていれば足りる。
- 3.2.4 法第34条第1項第13号は、商品面において制限がないが、本号は、同一・類似の商品に限り適用される。

3.2.5 出願商標が本号だけでなく法第34条第1項第13号にも該当する場合には、両条文を併せて適用する。

《法第34条第1項第20号と第4号の比較》

法第34条第1項第20号	法第34条第1項第4号
当事者間で信義則違反がある場合に適用	商標それ自体又は商品との関係において公序良俗に違反し、又は出願・登録の過程において社会的妥当性が著しく欠如している場合に適用
出願するまでの過程において信義則違反があった場合に適用	単なる信義則違反があったという理由のみでは適用が困難であり、出願・登録の過程において社会的妥当性が著しく欠如している場合に適用

《法第34条第1項第20号と第13号の比較》

法第34条第1項第20号	法第34条第1項第13号
模倣対象商標の認識度の必要なし	模倣対象商標が特定の者の商標と認識されなければならない
模倣対象商標の使用者と出願人との間の信義関係が必要	模倣対象商標の使用者と出願人との間の信義関係が不要
他人の使用・使用準備中の事実のみ知っていれば適用	不正な目的がある場合に適用
同一・類似の商品に適用	商品の制限なし（ただし、不正目的の有無の判断のために牽連性の検討が必要）

4. 判断時点

本号の該否は、商標登録出願をした時を基準として判断する。ただし、商標登録出願人が該当規定の他人に該当するかどうかは、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第21章 条約当事国に登録された商標と同一・類似の商標

関連法令及び趣旨

【商標法】

第34条（商標登録を受けることができない商標）

①第33条にかかわらず、次の各号の一に該当する商標については、商標登録を受けることができない。

21. 条約当事国に登録された商標と同一・類似の商標であつて、その登録された商標に関する権利を有している者との同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係又はその他の関係にあるか又はあつた者が、その商標に関する権利を有している者の同意を受けることなく、その商標の指定商品と同一・類似の商品を指定商品として登録出願した商標

【制度の趣旨】

第34条第1項第21号（以下、この章において“本号”という。）は、条約当事国に登録された商標に関する権利を有している者と契約や取引関係等、特定の関係にあるか又はあつた者が、商標に関する権利を有している者の同意を受けずに同一・類似の商標を出願した場合に登録を許容しないための規定であつて、本号は、パリ協約第6条の7を反映して1980年改正法で導入されたが、条約当事国の正当な権利者を保護するためのパリ協約上の規定を遵守し、公正な国際取引を確立するための規定であると見ることができる。

1. 適用要件

1.1 ‘条約当事国で登録された商標と同一・類似の商標を、その商標の指定商品と同一・類似の商品’に出願したものであること

1.1.1 『条約当事国』とは、パリ協約当事国だけでなく、WTO会員国、商標法条約締約国を含み、その他多国間又は二国間条約の当事国も含まれる。

1.1.2 条約当事国に登録された商標の指定商品と同一及び類似の商品を指定商品とした場合に適用される。

1.2 『商標に関する権利を有している者と同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係又はその他の関係にあるか又はあった者』であること

1.2.1 『同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係』というのは、文書を通じて正式に同業・雇用・取引関係がなされた場合のみならず、その他契約関係や取引関係が証明される場合には、本号に該当するものと見る。

1.2.2 『その他の関係』とは、同業・雇用等の契約関係や業務上の取引関係に準ずる一定の信義誠実関係をいう。したがって、関連のない第三者の営業活動や大衆媒体等を通じて認知した商標を出願した場合には、これに該当しないものと見る。

1.2.3 関係があるか又はあった者が該当するため、本号の判断時点である‘商標登録出願をした時’を基準に契約関係等が必ずしも維持されている必要はなく、過去に契約関係等があった者も適用される。

1.2.4 2016年9月1日改正前の旧法第23条第1項第3号の‘代理人若しくは代表者又は代理人若しくは代表者であった者’も、本号の‘同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係又はその他の関係があるか又はあった者’に含まれる。

1.3 ‘商標に関する権利を有している者の同意を受けていない’こと

本号は、その商標に関する権利を有している者の同意を受けた場合には、適用されない。

2. 判断時の留意事項

2.1 本号は、他人に損害を与える不正な目的や他人の信用に便乗して利益を得る目的がなくとも、適用が可能である。

2.2 2016年9月1日改正前の旧法第23条第1項第3号は、商標登録異議申立てや情報提供があった場合に適用されたが、本号は、商標登録異議申立てや情報提供の有無にかかわらず適用される。

3. 他の条文との関係

3.1 法第34条第1項第4号との関係

- 3.1.1 法第34条第1項第4号は、商標の出願・登録過程において、社会的妥当性が著しく欠如することから、その登録を認めることが商標法の秩序に反するもので容認できないと見られる場合等に適用し、本号は、商標に関する権利を有している者の同意を得ていない場合に適用する。
- 3.1.2 法第34条第1項第4号は、商標それ自体又は商標が商品に使用される場合に公序良俗に違反するかどうかを判断するようにしているが、本号は、商標それ自体や商品に使用される場合よりは、その商標を出願するまでの過程を基準に判断する。
- 3.1.3 出願商標が本号だけでなく法第34条第1項第4号にも該当する場合には、両条文を併せて適用する。

3.2 法第34条第1項第13号との関係

- 3.2.1 法第34条第1項第13号は、模倣対象商標が特定の者の商品を表示するものであると認識されている商標でなければならないが、本号は、そのような認識を要しない。
- 3.2.2 法第34条第1項第13号は、模倣対象商標の使用者と出願人との間に特別な信義関係を要しないが、本号は、信義関係が必要である。
- 3.2.3 法第34条第1項第13号は、不正な目的がなければならないが、本号は、商標に関する権利を有している者の同意を受けていないことのみで足りる。
- 3.2.4 法第34条第1項第13号は、商品面において制限がないが、本号は、同一・類似の商品に限り適用される。
- 3.2.5 出願商標が本号だけでなく法第34条第1項第13号にも該当する場合には、両条文を併せて適用する。

《法第34条第1項第21号と第4号の比較》

法第34条第1項第21号	法第34条第1項第4号
商標に関する権利を有している者の同意を受けていない場合に適用	商標それ自体又は商品との関係において公序良俗に違反し、又は出願・登録の過程において社会的妥当性が著しく欠如している場合に適用
出願するまでの過程において商標に関する権利を有している者の同意を受けていない場合に適用	単なる信義則違反があったという理由のみでは適用が困難であり、出願・登録の過程において社会的妥当性が著しく欠如している場合に適用

《法第34条第1項第21号と第13号の比較》

法第34条第1項第21号	法第34条第1項第13号
模倣対象商標の認識度の必要なし	模倣対象商標が特定の者の商標と認識されなければならない
模倣対象商標の使用者と出願人との間の信義関係が必要	模倣対象商標の使用者と出願人との間の信義関係が不要
商標に関する権利を有している者の同意を受けていない場合に適用	不正な目的がある場合に適用
同一・類似の商品に適用	商品の制限なし（ただし、不正目的の有無の判断のために牽連性の検討が必要）

3.3 その他、他の条文との関係

3.3.1 条約当事国に登録された商標が国内において周知・著名になった場合には、その商標に関する権利者の同意を得た場合にも、第三者が商標として使用した場合に一般需要に出処の誤認・混同を生じさせるおそれがあるので、法第34条第1項第9号、第11号及び第12号を適用する。

4. 判断時点

4.1 本号の該否は、商標登録出願をした時を基準に判断する。ただし、商標登録出願人が外套規定の他人に該当するかどうかは、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

- 4.2 商標に関する権利を有している者の同意を受けたかどうかは、商標登録可否の決定をする時を基準として判断する。

第22章 商標登録取消審判請求後の商標権者等の商標出願

関連法令及び趣旨

【商標法】

〈第34条第3項〉

③商標権者又は当該商標権者の商標を使用する者は、第119条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までの規定に該当するという理由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日以降に次の各号の一に該当するようになった場合、当該商標と同一・類似の商標[同一・類似の商品(地理的表示団体標章の場合は同一と認められる商品をいう)を指定商品として改めて登録を受けようとする場合に限る]については、その該当するようになった日から3年が経過した後に出願して初めて商標登録を受けることができる。

1. 存続期間が満了して商標権が消滅した場合
2. 商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合
3. 商標登録取消審決が確定した場合

【制度の趣旨】

登録商標の不使用等、商標権者の義務違反に対する制裁的な意味合いが強い規定で、これによって取消審判制度の実効性を確保しようとするものである。

1. 適用要件

1.1 ‘商標権者又は当該商標権者の商標を使用する者’であること

商標権者の義務違反に対する制裁的な意味合いから、本項は消滅した商標の商標権者又は当該商標権者の商標を使用する者に限り適用される。

1.2 ‘商標登録の取消審判(法第119条第1項第4号を除く)が請求’されたこと

本項でいう取消審判の請求とは、必ずしも訴訟要件をすべて満たす適法な請求である必要はなく、取消審判請求が係属中なら十分で、その後の当該取消審判請求の処理結果に影響を受けないと見る。

1.3 ‘審判請求日以降に法第34条第3項各号の一に該当するようになった場合’であること

本項の各号に該当するようになった場合とは、商標登録取消審判請求後に存続期間が満了して商標権が消滅した場合、商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合及び商標登録取消審決が確定した場合をいう。

1.4 ‘消滅した商標と同一・類似の商標を同一・類似の商品に使用’したものであること

消滅した商標と同一・類似の商標かどうかは、商標の類否判断の一般原則に従って判断するが、取消審判の趣旨が反映されるように取消審判の審決内容を考慮して判断することができる。

1.5 ‘法第34条第3項各号の一に該当するようになった日から3年以内の出願’であること

1.5.1 法第34条第3項各号の一に該当するようになった日から3年が経過した後に出願して初めて商標登録を受けることができるため、該当するようになった日から3年以内に出願した場合に本項が適用される。

1.5.2 3年以内に出願した場合に該当するのは、法第34条第3項各号に該当するようになった日の後に出願した場合だけではなく、取消審判の請求後、第34条第3項各号に該当するようになった日の前に出願した場合も含まれる。

2. 判断時点

本項に該当するかどうかは、商標登録可否決定を行うときを基準に判断する。ただし、3年以内の出願かどうかは商標登録出願を行ったときを基準に判断する。

第23章 先願

関連法令及び趣旨

【商標法】

第35条（先願）

- ①同一・類似の商品に使用する同一・類似の商標について異なった日に二以上の商標登録出願がある場合には、先に出願した者のみはその商標の登録を受けることができる。
- ②同一・類似の商品に使用する同一・類似の商標について同じ日に二以上の商標登録出願がある場合には、出願人の協議により定められた一の出願のみがその商標に関して商標登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときには、特許庁長が行う抽選により決定された一の出願のみが商標登録を受けることができる。
- ③商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、その商標登録出願は、第1項及び第2項を適用する際に、最初からなかったものとみなす。
 1. 放棄又は取下された場合
 2. 無効となった場合
 3. 第54条による商標登録拒絶の決定又は拒絶するという旨の審決が確定した場合
- ④特許庁長は、第2項の場合には、出願人に対し、期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間内に申告がなかった場合には、第2項による協議は成立しなかったものとみなす。
- ⑤第1項及び第2項は、次の各号の一に該当する場合には、適用しない。
 1. 同一（同一であると認められる場合を含む。）でない商品について同一・類似の標章で二以上の地理的表示団体標章登録出願又は地理的表示団体標章登録出願と商標登録出願がある場合
 2. 互いに同音異義語地理的表示に該当する標章で二以上の地理的表示団体標章登録出願がある場合

【制度の趣旨】

先願主義とは、二以上の出願が競合した場合に最先の出願人のみが商標登録を受けることができるようにする制度であって、独占排他的な権利を有する商標権の性質上、ある特定国家の領域内では同一又は類似の商標について一つの商標のみ存在するようにすることにより、商品出処の誤認・混同を防止するための制度である。

1. 適用要件

- 1.1 商標登録出願に対する先願・後願の判断は、出願日を基準として判断する。ただし、先願主義に違反した出願であるかについての適用時点は、商標登録可否の決定をする時である。したがって、商標登録出願をした時には先願商標が存在したとしても、商標登録可否の決定をする際に、出願人が同一となり、又は先願が放棄・取下若しくは無効となり、又は拒絶決定若しくは審決が確定した場合であれば、先願は先願の地位を喪失することになるので、後願は、商標登録を受けることができる。
- 1.2 商標法上、先願主義は、他人との間の出願にのみ適用され、同一人の間では適用されない。したがって、同一人が同じ日又は異なった日に類似な商標を出願した場合には、他の拒絶理由（一商標一出願原則違反）がない限り、商標登録を受けることができる。
- 1.3 商標法上、先願主義は、商標と指定商品が同一又は類似の場合にのみ適用されるので、商標が非類似、又は指定商品が非類似の場合には、先願主義が適用されない。

2. 判断時の留意事項

2.1 異なった日の出願に対する審査

法第35条第1項を適用するにあたり、同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の二以上の商標がそれぞれ異なった日に出願された場合は、次のように処理する。

- 2.1.1 各商標が同一人による出願である場合は、他の拒絶理由（一商標一出願原則違反）がない限り、登録可能である。

- 2.1.2 各商標が他人による出願である場合は、最初に出願した者による商標を除いた残りの商標登録出願については、法第35条第1項により拒絶理由を通知し、最優先出願が登録された場合、残りの出願は、法第34条第1項第7号により拒絶理由通知をした後、拒絶決定しなければならない。ただし、最優先出願が取下・放棄若しくは無効となり、又は拒絶決定若しくは審決が確定した場合には、この限りでない。
- 2.1.3 法第35条第1項を適用するにあたり、後願商標の商標登録可否の決定をする際に、先願引用商標が登録されて、その登録商標の無効審判が係留中である場合には、当該後願商標は、その無効審判が確定するまで審査を保留しなければならない。

2.1.4 <削除>

2.2 同じ日の出願に対する審査

法第35条第2項が規定する同日付の出願については、次のように処理する。

- 2.2.1 特許庁長名義で協議を要求し、協議が不成立又は不可能の場合には、担当審査官は、次の事項を記載して、両当事者（又は代理人）に抽選する日を通知する。この場合、抽選日は、協議が不成立又は不可能な日以降で可能な早い時期に定め、両当事者（又は代理人）が参席可能な日を考慮して定めなければならない。
- (i) 抽選する日
 - (ii) 場所（抽選の場所は、原則として特許庁とする。）
 - (iii) 不参席時の抽選進行手順
- 2.2.2 抽選の進行は、担当審査課長又は審査チーム長がすることができ、抽選の方式は、くじ引きの方法を原則とするが、両当事者ともに抽選に参席した場合には、両当事者にくじを引かせることができ、一方の当事者のみ抽選に参席した場合には、参席した当事者がくじを引くようにすることができる。
- 2.2.3 第1次抽選日の通知に対し両当事者ともに参席しなかった場合には、第2次の通知をし、第2次の通知以降には、担当審査課長又は審査チーム長等が指名する審査官が代理して抽選することができる。

2.2.4 法第35条第2項により抽選によって一の出願人が決定した場合には、他の出願人に対しては、法第35条第2項及び第4項により拒絶理由を通知し、決定した出願人の出願が登録された後に拒絶決定しなければならない。ただし、協議の結果、当該出願が取下・放棄された場合には、その限りではない。

2.3 国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権が先願商標である場合の審査

2.3.1 法第35条第1項を適用するにあたり、国際商標登録出願が先願商標である場合には、国際登録簿を基準として審査するが、国際商標出願審査チームの審査官と協議しなければならない。

2.3.2 法第35条第1項を適用するにあたり、国際登録基礎商標権が先願商標である場合には、国際登録簿にlimitation（減縮）が登録されているかどうかを確認しなければならない。

2.3.3 法第35条第1項を適用するにあたり、国内に先に出願されていた国際商標登録出願がマドリッド議定書第6条(4)により効力を喪失した場合には、審査を中止し、その国際商標登録出願についての再出願の有無を確認した後、審査しなければならない。マドリッド議定書第15条(5)(b)により国際登録名義人が出願人適格を喪失した場合にも、同様である。

2.4 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章との関係

法第35条は、先に出願された地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章と同一・類似の商標であって、その指定商品と同一であると認められる商品に使用する出願にも、適用する。

第6部 审查一般



第1章 審査手続

関連法令

【商標法】

第50条（審査官による審査）

- ①特許庁長は、審査官に商標登録出願及び異議申立てを審査させる。
- ②審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第51条（商標専門機関の指定等）

- ①～③（省略）
- ④特許庁長は、商標登録出願の審査に必要であると認める場合には、関係行政機関又は商標に関する知識と経験が豊富な者若しくは関係人に協力を要請し、又は意見を聞くことができる。

（以下、省略）

第53条（審査の順位及び優先審査）

- ①商標登録出願に対する審査の順位は、出願の順位による。
- （以下、省略）

第54条（商標登録拒絶の決定）

審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、商標登録拒絶の決定をしなければならない。

1. 第2条第1項による商標、団体標章、地理的表示団体標章、証明標章、地理的表示証明標章又は業務標章の定義に合わない場合
2. 条約に違反した場合
3. 第3条、第27条、第33条から第35条まで、第38条第1項、第48条第2項後段、同条第4項又は第6項から第8項までの規定により商標登録をすることができない場合
4. 第3条による団体標章、証明標章及び業務標章の登録を受けることができる者に該当しない場合
5. 地理的表示団体標章登録出願の場合に、その所属団体員の加入に関し定款により団体の加入を禁止し、定款に充足することが困難な加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容していない場合

6. 第36条第3項による定款に、大統領令で定める団体標章の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載せず、又は同条第4項による定款若しくは規約に、大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部若しくは一部を記載していない場合
7. 証明標章登録出願の場合に、その証明標章を使用することができる者に対し、正当な事由なく定款又は規約により使用を承諾しないか、定款又は規約に充足することが困難な使用条件を規定する等、実質的に使用を許諾していない場合

第55条（拒絶理由の通知）

- ①審査官は、第54項により商標登録拒絶の決定をしようとする場合には、出願人に対し、あらかじめ拒絶理由（同条各号の一に該当する理由をいい、以下、“拒絶理由”という。）を通知しなければならない。この場合、出願人は、産業通商資源部令で定める期間内に、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。
- ②審査官は、第1項により拒絶理由を通知する場合に、指定商品毎に拒絶理由と根拠を具体的に記載しなければならない。
- ③第1項後段による期間内に意見書を提出することができなかつた出願人は、その期間の満了日から2ヶ月以内に、商標に関する手続を継続して進行することを申請し、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第57条（出願公告）

- ①審査官は、商標登録出願に対し拒絶理由を発見することができない場合には、出願公告決定をしなければならない。但し、次の各号の一に該当する場合には、出願公告決定を省略することができる。
 1. 第2項による出願公告決定の謄本が出願人に送達された後、その出願人が出願公告された商標登録出願を第45条により二以上の商標登録出願に分割した場合であって、その分割出願に対して拒絶理由を発見することができない場合
 2. 第54条による商標登録拒絶の決定に対し取消の審決があった場合であって、該当商標登録出願に対し既に出願公告された事実があり、他の拒絶理由を発見することができない場合
- ②特許庁長は、第1項各号外の部分本文による決定がある場合には、その決定の謄本を出願人に送達し、その商標登録出願に関し商標公報に掲載して出願公告をしなければならない。

- ③特許庁長は、第2項により出願公告をした日から2ヶ月間、商標登録出願書類及びその付属書類を、特許庁において一般人が閲覧することができるようにしなければならない。

第68項（商標登録の決定）

審査官は、商標登録出願について拒絶理由を発見することができない場合には、商標登録決定をしなければならない。

第69項（商標登録可否決定の方式）

- ①商標登録可否の決定は、書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。
- ②特許庁長は、商標登録可否の決定があった場合には、その決定の謄本を出願人に送達しなければならない。

【商標法施行規則】

第34条（補正の却下決定）

- ①（省略）
- ②審査官は、第1項による決定をしようとする場合には、特許庁長に報告し、第1項による書面に記名した後、捺印しなければならない。

第47条（審査参考資料の提出）

商標登録出願人が審査参考資料を提出しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第23号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長・特許審判院長又は審判長に提出することができる。

1. 参考資料
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類

第50条（商標登録拒絶決定及び拒絶理由に対する意見書の提出）

- ①審査官は、法第54条により商標登録拒絶決定をする場合、次の各号の事項を記載した書面でなければならない。
1. 商標登録出願番号と商標登録出願公告番号（国際商標登録出願の場合には、国際登録番号と国際商標登録出願公告番号をいい、商標登録出願公告番号と国際商標登録出願公告番号は、該当出願公告がある場合のみ該当する）
 2. 商品類区分
 3. 商標登録出願人の姓名と住所（法人の場合は、その名称と営業所の所在地）

4. 商標登録出願人の代理人がある場合には、その代理人の姓名と住所又は営業所の所在地〔代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名〕
5. 出願公告年月日（出願公告がある場合のみ該当する。）又は拒絶理由通知年月日
6. 決定の主文とその理由
7. 決定年月日

②（省略）

③法第55条第1項後段、同条第3項により意見書を提出しようとする者は、別紙第2号書式の意見書に次の各号の書類を添付して、特許庁長・特許審判院長又は審判長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

第59条（商標権の存続期間更新登録申請書の提出）

①～②（省略）

③法第87条第2項後段により意見書を提出しようとする出願人は、別紙第2号書式の意見書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

第94条（商品分類転換登録拒絶決定理由に対する意見書提出期間）

①～②（省略）

③法第210条第2項後段及び同条第3項により意見書を提出しようとする申請人は、別紙第2号書式の意見書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 意見内容を証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

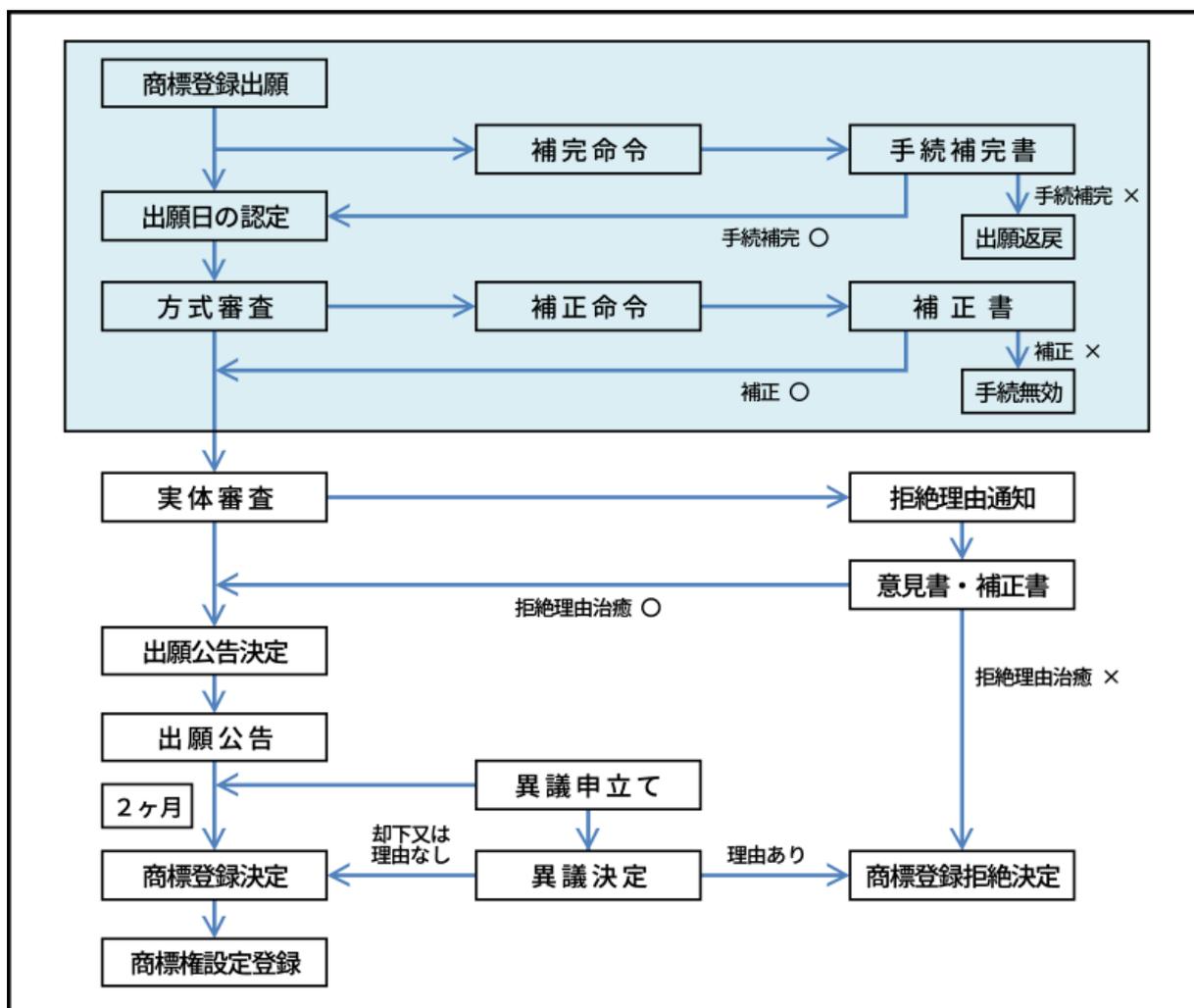
第100条（商標公報）

①商標公報に掲載する出願公告日は、該当商標登録出願が商標公報に掲載された日とする。

②商標公報に掲載する商標登録公告日は、該当商標権が商標公報に掲載された日とする。

（以下、省略）

1. 審査手続図



2. 審査の一般原則

2.1 審査官による審査

2.1.1 特許庁長は、審査官に、商標登録出願・指定商品追加登録出願・商品分類転換登録申請・商標登録異議申立てを審査させている。これは、一定の資格と専門的な知識を備えた審査官を通じて審査業務を実行させるようにすることにより、職務の独立性と審査の正確性・公正性を確保することができるようにするためのものである。

2.1.2 特許庁長又は審査官は、正確かつ公正な審査のために必要であると判断される場合には、関係専門機関・専門家又は関係者に必要な意見照会をし、又は諮問を求めることができる（法第51条第2項）。

- 2.1.3 審査官は、商標及び指定商品が同一又は類似の出願に対する先行審査結果がある場合には、これを十分に考慮しなければならない、先行審査結果と異なる判断をしようとする場合には、審査点検票に先行審査結果及び先行審査と異なる判断をした事由を記載しなければならない。
- 2.1.4 複数の審査官が商標及び指定商品が同一又は類似の出願を審査する場合には、協議を経なければならない、異なる判断をしようとする場合には、審査点検票に協議対象出願番号、担当審査官、協議日付、異なる判断をしようとする事由を記載し、所属課長に報告しなければならない。

2.2 審査の順位

- 2.2.1 商標登録出願の審査は、出願の順位による（法第53条第1項）。したがって、審査官は、優先審査申請がある場合を除き、原則として、出願された順序により1次審査に着手しなければならない。
- 2.2.2 分割出願、変更出願が適法に行われた場合、原出願日に出願日が遡及されるが、審査の順位は、分割出願や変更出願をした日を基準に定められる。したがって、本基準に合わせて1次審査に着手しなければならない。

3. 拒絶理由通知

3.1 拒絶理由通知の対象

- 3.1.1 拒絶理由通知は、法第54条で規定されているものをその対象とする。
- 3.1.2 法第54条は、限定列挙的規定であるため、ここで定める拒絶理由以外に他の理由によつては、商標登録拒絶決定をすることができない。

3.2 関連法令の解釈

- 3.2.1 法第54条第2号に規定する『条約に違反した場合』というのは、当該商標登録出願が「パリ協約」、「WTO/TRIPs協定」、「商標法条約」等、商標と関連した国際条約の規定により商標登録をすることができない場合をいう。

3.3 拒絶理由通知方法

- 3.3.1 法第55条第1項に規定する拒絶理由通知は、出願書を総合的に検討した後、すべての拒絶理由を併せて通知し、拒絶理由がある指定商品を明示して通知しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、拒絶理由を別々に通知することができる。
- 3.3.2 商標登録出願に拒絶理由があり、手続が法令の定める方式に違反する事項がある場合には、拒絶理由とは別途に、法第39条の規定により手続の補正を命じなければならない。
- 3.3.3 指定商品が二以上であり、その一部又は全部に拒絶理由があるときは、その該当指定商品毎に拒絶の理由と根拠を具体的に明らかにしなければならない。拒絶理由が一部の商品のみにある場合には、拒絶理由がある商品を削除若しくは分割出願し、又は拒絶理由がない他の商品を分割出願することができる旨を拒絶理由とともに通知しなければならない。
- 3.3.4 先願があるときには、後願については、法第35条により拒絶理由を通知して、先願の処理の推移に応じて、審査保留通知するかどうかを決定するようにする。

4. 出願公告及び訂正公告

4.1 出願公告

- 4.1.1 審査官は、商標登録出願及び指定商品追加登録出願の審査の結果、拒絶理由を発見することができないときには、出願公告決定をし、特許庁長は、これを商標公報に掲載して出願公告をする。ただし、次に該当する場合には、出願公告決定及び出願公告をしない。
- (i) 出願公告決定の謄本が出願人に送達された後、その出願人が出願公告された商標登録出願を法第45条の規定により二以上の商標登録出願に分割した場合において、その分割出願について拒絶の理由を発見することができなかったとき
 - (ii) 商標登録出願の拒絶決定に対し取消の審決があった場合において、当該商標登録出願についてすでに出願公告された事実があり、他の拒絶理由を発見することができないとき

4.1.2 出願公告があった場合、公告は、当該商標登録出願が公告された旨を掲載した商標登録出願公告の商標公報が発行された日である（法第97条）。

4.1.3 特許庁長は、出願公告があった日から2ヶ月間、商標登録出願書類及びその付属書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

4.2 訂正公告

4.2.1 法第57条第2項が規定する商標公報に記載された出願公告事項のうち、次に該当する場合には、訂正公告をしなければならない。

(i) 商標又は指定された商品の全部又は一部に漏れがある場合、

(ii) 公告された商標が出願書に添付された商標と異なる場合

(iii) 商標又は指定商品をインターネット公報上で判読できない場合

(iv) 該当商品類区分が変更された場合

(v) 出願公告された視覚的表現が願書に記載された視覚的表現と相違する場合

4.2.2 訂正公告があったときには、その時に出願公告したものとして取り扱う。

4.2.3 訂正公告事項以外の事項に誤記又は漏れがあった場合に、その部分が審査の本質的な内容に影響を及ぼさないときには、これについての訂正公告はしないこととする。

5. 登録決定

5.1 登録決定の対象

5.1.1 審査官は、商標登録出願について拒絶の理由を発見することができないときは、商標登録の決定をしなければならない。

5.1.2 商標登録の決定は、適法に出願公告が行われた商標登録出願又は出願公告をしなくてもよい商標登録出願を対象とする。

5.2 登録決定の方法

- 5.2.1 登録の決定は、書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。登録決定があった場合、その決定の謄本を出願人に送達しなければならず、商標登録の決定は、商標登録決定の謄本が出願人に送達された時に確定する。
- 5.2.2 審査官は、最終的な登録の決定をするに先立ち、再検索を実施して新たな拒絶理由があるか確認しなければならず、本人による同日付の出願がある場合、その審査の結果も参考にして、登録可否の決定をしなければならない。

6. 拒絶決定

6.1 拒絶決定の対象

- 6.1.1 拒絶決定は、法第54条で規定されている事項のみを対象とする。
- 6.1.2 拒絶決定は、事前に通知した拒絶理由通知書上に明示した拒絶理由に限り行うことができるので、拒絶理由通知した拒絶理由でない他の拒絶理由では拒絶決定をすることができない。したがって、新たな拒絶理由が発見された場合には、必ず再度拒絶理由通知をして、出願人に意見書を提出することのできる機会を与えなければならない。

6.2 拒絶決定の方法

- 6.2.1 審査官は、出願人の意見書又は補正書の提出があった場合だけでなく、意見書や補正書の提出がなかった場合にも、当該出願についての再審査を実施し、最終的な拒絶決定の可否を判断する。この場合、優先権主張や分割出願の認否等による遡及日の変更、先願の取下げや放棄による拒絶理由の解消等、既存の審査結果が変動する場合があるので、必ず再検索を実施しなければならない。
- 6.2.2 先登録商標を引用して拒絶理由を通知した場合、最終的な拒絶決定をするに先立ち、商標登録原簿を必ず閲覧して権利の変動有無を確認しなければならない。特に、意見書の提出なしに権利者の名義を出願人と同一人に変更する場合があるので、注意しなければならない。

- 6.2.3 法第55条第1項により通知された拒絶理由に対する出願人の補正書と意見書を再審査した結果、拒絶理由が依然として解消されていないと判断して拒絶決定する場合には、出願人の主張に対する不採択の要旨を拒絶決定書に記載して通知しなければならない。

7. 登録公告

商標登録出願及び指定商品の追加登録出願が設定登録された場合に、特許庁長は、商標公報に商標登録番号等を掲載して登録公告をしなければならない。

第2章 優先審査

関連法令及び趣旨

【商標法】

第53条（審査の順位及び優先審査）

- ①商標登録出願に対する審査の順位は、出願の順位による。
- ②特許庁長は、次の各号の一に該当する商標登録出願に対しては、第1項にかかわらず、審査官に他の商標登録出願よりも優先して審査させることができる。
 1. 商標登録出願後、出願人でない者が商標登録出願された商標と同一・類似の商標を同一・類似の指定商品に正当な事由なく業として使用していると認められる場合
 2. 出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用している等、大統領令で定める商標登録出願であって、緊急な処理が必要であると認められる場合

【商標法施行令】

第12条（優先審査の対象）

法第53条第2項第2号で“出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用している等、大統領令で定める商標登録出願であって、緊急な処理が必要であると認められる場合”とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

1. 商標登録出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部について使用し、又は使用する準備をしていることが明白な場合
2. 商標登録出願人がその商標登録出願と関連して他の商標登録出願人から法第58条第1項による書面警告を受けた場合
- 2の2. 商標登録出願人がその商標登録出願と関連して他の商標権者から異議申立てを受けた場合
3. 商標登録出願人がその商標登録出願と関連して法第58条第1項による書面警告をした場合
4. 法第167条によるマドリッド議定書（以下、“マドリッド議定書”という。）による国際出願の基礎となる商標登録出願をした場合であって、マドリッド議定書による国際登録日又は事後指定日が国際登録簿に登録された場合

5. 「調達事業に関する法律」第9条の2第1項第2号による中小企業者が共同で設立した法人が出願した団体標章である場合
6. 条約による優先権主張の基礎となる商標登録出願をした場合であって、外国の特許機関において優先権主張を伴う出願に関する手続が進行中である場合
7. 存続期間満了により消滅した登録商標の商標権者が商標登録出願をした場合であって、その標章と指定商品が存続期間満了により消滅した登録商標の標章及び指定商品と全部同一の場合
8. 優先審査を申請しようとする者が、商標登録出願された商標について、特許庁長が定めて告示する専門機関に先行商標の調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知するように当該専門機関に要請した場合

第13条（優先審査の申請等）

- ①法第53条第2項による優先審査を申請しようとする者は、産業通商資源部令で定める優先審査申請書に産業通商資源部令で定める書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
- ②特許庁長は、第1項による優先審査申請を受けた場合には、優先審査の可否を決定して申請人に通知しなければならない。
- ③第2項による優先審査可否の決定に必要な事項は、特許庁長が定めて告示する。

【商標法施行規則】

第49条（優先審査の申請）

法第53条第2項により優先審査を申請しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 特許庁長が定めて告示した事項を記載した優先審査申請説明書 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

【調達事業に関する法律】

第9条の2（優秀調達物品等の指定）

- ①調達庁長は、調達物資の品質向上のために、次の各号の一に該当する物品又は商

標を優秀調達物品又は優秀調達共同商標（以下、この条において“優秀調達物品等”という。）と指定して告示することができる。

1. （省略）
2. 優秀調達共同商標：大統領令で定める数以上の中小企業者（「中小企業基本法」第2条第1項による中小企業者をいう。）が販売活動を強化するために開発・保有している共同商標であって、技術及び品質認証等が大統領令で定める基準を満たすもの

【調達事業に関する法律施行令】

第18条の2（優秀調達共同商標の指定）

①法第9条の2第1項第2号の“大統領令で定める数”とは、5をいう。

②法第9条の2第1項第2号の“大統領令で定める基準”とは、次の各号の要件をすべて満たす場合をいう。

1. （省略）
2. 共同商標に参加する中小企業者のうち第18条第1項第1号及び第2号による物品を製造する者が、調達庁長が定める数以上であること

【制度の趣旨】

商標登録出願についての審査は、出願の順位により行われるのが原則であるが、すべての出願についてこのような原則を適用してみる場合、公益や出願人の迅速な権利保護が必要な場合に適切に対応できない場合が発生し得るため、一定の要件を満たす出願については、出願順位に関係なく先に審査できるようにするものが『優先審査制度』である。優先審査をすることと決定した出願は、迅速な権利付与のために、新規審査の着手だけでなく中間書類の審査においても処理期間が一般審査に比べて短いため、審査官は、期間管理に特に留意しなければならない。

1. 優先審査申請人適格及び優先審査の対象

1.1 優先審査を申請することができる者

出願商標についての優先審査は、出願人又は利害関係人が申請することができる。ただし、出願人又は利害関係人であっても、次のいずれかに該当する場合には、優先審査の申請をすることができない。

- (i) 法第180条（国際商標登録出願）による国際商標登録出願の場合
- (ii) 法第86条（指定商品追加登録出願）による指定商品追加登録出願のうち原出願に対する優先審査申請がない場合

1.2 優先審査の対象

優先審査は、導入の趣旨に合うよう、出願人の迅速な権利保護や公益のために必要な場合に認めており、その対象は、以下のとおりである。

- 1.2.1 出願人が出願した商標を指定商品の全部に使用しているか、若しくは使用準備中であることが明白な場合、又は出願した商標を一部指定商品に使用しており、これを除いた他の指定商品に使用準備中であることが明白な場合（例：指定商品がA、B、Cである場合に、Aについては商標を使用しており、B・Cについては、使用準備中であることが明白な場合）
- 1.2.2 出願後、出願人でない者が正当な事由なく業として出願された商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品に使用していると認められる場合であって、次のいずれかに該当する場合
 - (i) 出願人が第三者に対し出願された商標の使用禁止を警告した場合、
 - (ii) 出願人が第三者に対し商標使用禁止仮処分の申請をした場合
 - (iii) その他出願人が第三者に対し出願された商標の使用を許諾していない場合
- 1.2.3 商標登録出願人から、出願された商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用するものと認められるという理由で、法第58条第1項により書面で警告を受けた場合の、警告の根拠となった商標登録出願
- 1.2.4 商標登録出願人が、他の商標登録出願人から、その商標登録出願人の出願された商

標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用するという理由で、法第58条第1項により書面で警告を受けた場合、該当商標登録出願

1.2.4.1 商標登録出願人がその商標登録出願と関連して他の商標権者から異議申立てを受けた場合、その商標登録出願

1.2.5 「調達事業に関する法律」第9条の2第1項第2号により5以上の中小企業が販売活動を強化するために開発・保有している団体標章を出願した場合

《例》

◦韓国電気工業協同組合が、所属団体に使用させるために、団体標章 “WEZES”（指定商品：継電器、変圧器、配線函、配電盤等）を作って出願する場合

1.2.6 マドリッド議定書による国際出願の基礎となる商標登録出願をした場合であってマドリッド議定書による国際登録日又は事後指定日が国際登録簿に登録されている場合、該当基礎商標登録出願

1.2.7 条約による優先権主張の基礎となる商標登録出願をした場合であって、外国の特許機関において優先権主張を伴う出願に関する手続が進行中である場合、該当商標登録出願

1.2.8 存続期間満了により消滅した登録商標の商標権者が商標登録出願をした場合であって、その標章と指定商品が存続期間満了により消滅した登録商標の標章及び指定商品と全部同一の場合、当該商標登録出願

1.2.9 優先審査を申請しようとする者が、商標登録出願された商標について、商標法第51条第2項により登録されている商標専門機関（以下「専門機関」という。）のうち特許庁長が公告した専門機関に先行商標調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知するように当該専門機関に要請した場合（当該専門機関が優先審査の申請後、1ヶ月以内に優先審査用の先行商標調査結果報告書を特許庁長に提出する場合のみ該当する）、当該商標登録出願

2. 優先審査申請に対する審査

優先審査は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申請書に優先審査申請説明書を添付して申請しなければならない。審査官は、優先審査の申請をすることができる者が申請したかと、該当出願が優先審査の対象に含まれているかを確認しなければならない。優先審査の対象に含まれているかどうかは、出願書及び優先審査申請人が提出した優先審査申請説明書を通じて確認するが、優先審査申請説明書には、次の事項が示されなければならない。

2.1 出願した商標を指定商品の全部に使用しているか、又は使用準備中であること明白な場合にあつては、①当該出願が優先審査の申請対象のいずれの項目に属しているか、②商標の使用開始時期、商標の使用内訳（商標の使用準備中にある場合には、商標の使用開始予定時期、商標の使用予定内容）等、出願人が出願した商標を指定商品の全部に使用しているか、又は使用準備中である事実。この場合、次の資料を参考にして、優先審査の対象可否を判断する。

2.1.1 商標使用の事実（次のいずれかに該当する資料）

- (i) 商標が表示された商品を撮影した写真（商標が表示されたサービスを提供する写真）
- (ii) 商標が表示された商品が掲載された広告チラシ、パンフレット、動画又はインターネットサイト（又は、商標が掲載されたサービスに関する広告チラシ、パンフレット、動画又はインターネットサイト）
- (iii) その他、出願人が指定商品について商標を使用していることを立証することができる資料

2.1.2 商標使用準備中であるという事実（次のいずれかに該当する資料）

- (i) 指定商品について使用する商標を印刷するために印刷会社に発注したことを立証する書類
- (ii) 商標が添付された指定商品のカタログ、パンフレット、広告等を印刷会社又は広告会社に発注したことを立証する書類
- (iii) その他、出願人が指定商品について商標使用を明らかに準備していること

を立証することのできる資料

2.2 出願人でない者が出願された商標を正当な事由なく業として使用していると認められる場合にあつては、①当該出願が優先審査の申請対象のいずれの項目に属しているのか、②第三者の姓名（名称）、住所（居住地）、使用と関連した商品等、第三者の商標使用の事実。この場合、次の資料を参考にして優先審査の対象可否を判断する。

(i) 第三者に警告をした場合には、内容証明書等、第三者に商標使用についての警告をしたことを立証することのできる書類

(ii) 第三者に商標使用禁止仮処分申請を請求した場合には、訴提起（係属）証明書等、仮処分申請の事実を立証することのできる書類

(iii) その他、第三者が出願された商標と同一又は類似の商標を正当な理由なく業として使用していると認められる場合には、次のいずれかに該当する書類

◦商標が表示された商品を撮影した写真（商標が表示されたサービスを提供する写真）

◦商標が表示された商品が掲載された広告チラシ、パンフレット、動画又はインターネットサイト

◦その他、出願人が出願した指定商品について、第三者が出願された商標と同一又は類似の商標を使用していることを立証することのできる資料（又は、商標が掲載されたサービスに関する広告チラシ、パンフレット、動画又はインターネットサイト）

2.3 商標登録出願人から、出願された商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の指定商品に使用するものと認められるという理由で、使用禁止の警告を受けた事実。この場合、次の資料を参考にして、優先審査の対象可否を判断する。

(i) 警告状の写し

(ii) 使用した商標及び商品が示されている写真やパンフレット

(iii) 出願人が提示した出願事実を示す資料

2.3.1 商標登録出願人がその商標登録出願と関連して他の商標権者から異議申立てを受けた事実。この場合、次の資料を参考にして優先審査の対象可否を判断する。

- (i) 警告状の写し、内容証明の写し、口頭警告、情報提出、SNS等、商標権者から異議申立てを受けた事実を証明できる一切の資料
- (ii) 商標権者から異議申立てを受けた事実の根拠となる、先出願による商標登録番号

2.4 「調達事業に関する法律」第9条の2第1項第2号の規定による団体標章の出願にあっては、該当団体の出願であることを立証することができる事実。この場合、次の資料を参考にして優先審査の対象可否を判断する。

- (i) 組合（団体）の定款等
- (ii) 調達庁の優秀調達共同商標指定の事実

2.5 マドリッド議定書による国際出願の基礎となる商標登録出願をした場合であってマドリッド議定書による国際登録日又は事後指定日が国際登録簿に登録された事実。この場合、次の資料を参考にして、優先審査の対象可否を判断する。

- (i) 国際登録日又は事後指定日が付与された事実を立証することのできる資料

2.6 条約による優先権主張の基礎となる商標登録出願をした場合であって、外国の特許機関で優先権主張を伴う出願に関する手続が進行中である事実。この場合、次の資料を参考にして、優先審査の対象可否を判断する。

- (i) 該当国家の出願事実証明書類
- (ii) 該当国家において優先権主張を伴う出願の手続が進行中であることを立証することのできる資料

2.7 存続期間満了により消滅した登録商標の商標権者が商標登録出願をした場合であって、その標章と指定商品が存続期間満了により消滅した登録商標の標章及び指定商品と全部同一である事実。この場合、次の資料を参考にして、優先審査の対象可否を判断する。

- (i) 消滅した登録商標の登録原簿又は登録番号

2.8 優先審査申請のためには、基本的に優先審査申請説明書を添付しなければならないが、専門機関に先行商標調査を依頼した出願の優先審査申請の場合は、先行商標調査依頼をした出願のところにチェックを入れ、依頼機関や依頼日等を記入して優先審査

申請書を提出すれば、優先審査申請の事由が十分に疎明されたことになるため、これをもって優先審査申請説明書の提出に代えることができ、優先審査申請説明書を添付する必要はない。

3. 優先審査可否の決定

- 3.1 優先審査の可否を決定するにあたり、商標使用の事実又は使用準備中の事実の認否は、次の基準により判断し、使用の主体には、出願人自身だけでなく、出願人から正当に使用許諾を受けた者を含むものと見る。
 - 3.1.1 指定商品名が広義の包括名称である場合は、広義の包括名称に属する各類似群コード毎に一つ以上の具体的な商品に対する商標使用事実又は準備中であることを立証する場合、該当広義の包括名称の商品に対する使用事実の証明又は使用準備中である事実が証明されたものと見る。
 - 3.1.2 「商品基準」による類似群コードが異なる指定商品が出願された場合、類似群コードが同じ指定商品のうちいずれかに対して使用しているか、又は使用準備中である事実を証明すれば、該当類似群コードが同じ指定商品の全部に対して使用しているか、又は使用準備中であるものと見る。
- 3.2 優先審査申請が適正に行われた場合には、優先審査申請人に優先審査決定書を通知し、「取扱規程」で定める期間内に、審査に着手しなければならない。優先審査対象出願に対する実体審査の要領は、一般出願と同一である。
- 3.3 優先審査申請が優先審査を申請することができる者により申請されていない、又は優先審査の対象でないと判断される場合には、優先審査不認定予告を通知し、優先審査申請書及び添付書類に補完が必要な場合には、これを補完するように命じなければならない。

第3章 情報提供に対する審査

関連法令及び趣旨

【商標法】

第49条（情報の提供）

誰でも、商標登録出願された商標が第54条各号の一に該当して商標登録され得ないという旨の情報を、証拠とともに特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

【商標法施行規則】

第46条（商標登録出願に対する情報の提供）

- ①法第49条により情報を提供しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第23号書式の情報提出書を特許庁長に提出しなければならない。
- ②代理人により提出する場合には、第1項による書式に、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。

【制度の趣旨】

『情報提供』は、商標登録出願に拒絶理由があると認められる場合、そのような趣旨の情報を証拠とともに特許庁長に提供して、審査官が審査に活用できるようにすることにより、商標審査の公正性と正確性を確保するための制度である。情報提供は、期間制限がほぼなく、手続が簡単で、かつ手数料もないため、拒絶理由がある出願の登録を防止するために、誰もが有用に活用することができる制度である。

1. 情報提供の要件

1.1 情報提供の期間

情報提供は、商標登録出願の登録可否の決定まで可能である。したがって、出願公告後にも情報提供が可能であり、異議申立てとは別個に情報を提供することも可能である。登録可否の決定後に提出された情報は、返戻する。

1.2 情報提供を行うことができる者

情報提供は、異議申立てと同様、誰でも可能である。

1.3 情報提供の対象

情報提供は、商標登録出願が法第54条各号の一に該当する拒絶理由があるということその対象とする。情報提供は、拒絶理由があるということを対象とするため、拒絶理由通知に対する意見は、情報提供を介して提示することができない。

2. 情報が提供された出願に対する審査

2.1 商標登録出願に対する情報提供があった場合、提供された情報及び証拠を法第54条（商標登録拒絶の決定）による拒絶決定の理由として活用することができる。ただし、提供された情報以外に他の拒絶理由がある場合は、該当拒絶理由についても拒絶理由通知をしなければならない。

2.2 審査官は、模倣や不正な目的の出願であるかどうか、信義則に違反した出願であるかどうかを判断するにあたり、情報提供があった場合にこれを積極的に活用して審査するが、情報提供がない場合でも、審査官の職権で商標使用実態を調査して、関連条文の適用可否を判断しなければならない。

2.3 出願公告後に異議申立てとは別個に情報提供があった場合、異議申立理由だけでなく、提供された情報に示されている拒絶理由もともに審査することができる。提供された情報に示されている拒絶理由により拒絶決定をする場合には、商標登録出願人に拒絶理由を通知し、意見を提出する機会を与えなければならない。

3. 提供された情報の活用有無の通知

3.1 審査官は、該当出願に対し情報の提供を受けた場合には、出願公告をする際に、情報提供者に対し審査結果と情報の活用有無を通知しなければならない。提供された情報の活用有無について登録可否の決定時まで通知がなかった場合には、登録可否の決定をする際に、情報提供者に対し審査結果と情報の活用有無を通知しなければならない。

3.2 <削除>

第4章 異議申立てに対する審査

関連法令及び趣旨

【商標法】

第60条（異議申立て）

①出願公告があった場合には、誰でも、出願公告日から2ヶ月以内に、次の各号の一に該当するということを理由に、特許庁長に異議申立てをすることができる。

1. 第54条による商標登録拒絶決定の拒絶理由に該当するということ
2. 第87条第1項による追加登録拒絶決定の拒絶理由に該当するということ

②第1項により異議申立てをしようとする者は、次の各号の事項を記載した異議申立書に必要な証拠を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 申立人の姓名及び住所（法人の場合は、その名称及び営業所の所在地をいう。）
2. 申立人の代理人がある場合には、その代理人の姓名及び住所若しくは営業所の所在地〔代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名をいう。〕
3. 異議申立ての対象
4. 異議申立事項
5. 異議申立ての理由及び必要な証拠の表示

第61条（異議申立理由等の補正）

第60条第1項による商標登録の異議申立人（以下、“異議申立人”という。）は、異議申立期間が過ぎた後30日以内に、その異議申立書に記載した理由と証拠を補正することができる。

第62条（異議申立てに対する審査等）

- ①異議申立ては、審査官3名で構成される審査官合議体（以下、“審査官合議体”という。）で審査・決定する。
- ②特許庁長は、それぞれの異議申立てについて審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。
- ③特許庁長は、第2項により指定された審査官のうち1名を審査長に指定しなければならない。

- ④審査官合議体及び審査長に関しては、第130条第2項、第131条第2項及び第132条第2項・第3項を準用する。この場合、第130条第2項中“特許審判院長”は“特許庁長”と、“審判官”は“審査官”と、“審判”は“審査”と見、第131条第2項のうち“審判長”は“審査長”と、“審判事件”は“異議申立事件”と見、第132条第2項のうち“審判官合議体”は“審査官合議体”と見、同条第3項中“審判”は“審査”と見る。

第63条（異議申立てに対する審査の範囲）

審査官合議体は、異議申立てに関し出願人又は異議申立人が主張しなかった理由に関しても審査することができる。この場合、出願人又は異議申立人に対し、期間を定めて、その理由に関して意見を陳述できる機会を与えなければならない。

第64条（異議申立ての併合又は分離）

審査官合議体は、二以上の異議申立てを併合し、又は分離して審査・決定することができる。

第65条（異議申立ての競合）

- ①審査官合議体は、二以上の異議申立がある場合に、そのうちいずれか一の異議申立てについて審査した結果、その異議申立てが理由ありと認めるときには、他の異議申立てについては決定をしないことができる。
- ②特許庁長は、審査官合議体が第1項により異議申立てについて決定をしなかった場合には、該当異議申立人にも、商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。

第66条（異議申立てに対する決定）

- ①審査長は、異議申立てがあつた場合には、異議申立書副本を出願人に送達し、期間を定めて、答弁書提出の機会を与えなければならない。
- ②審査官合議体は、第1項及び第60条第1項による異議申立期間が過ぎた後に、異議申立てに対する決定をしなければならない。
- ③異議申立てに対する決定は、書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。この場合、二以上の指定商品に対する決定の理由が異なる場合には、指定商品毎にその理由を付さなければならない。
- ④審査官合議体は、異議申立人が第60条第1項による異議申立期間内にその理由又は証拠を提出しなかった場合には、第1項にかかわらず、第61条による期間が過ぎた

後、決定をもって異議申立てを却下することができる。この場合、その決定の謄本を異議申立人に送達しなければならない。

- ⑤特許庁長は、第2項による決定があった場合には、その決定の謄本を出願人及び異議申立人に送達しなければならない。
- ⑥出願人及び異議申立人は、第2項及び第4項による決定に対し、次の各号の区分による方法で不服することができる。
 - 1. 出願人：第116条による審判の請求
 - 2. 異議申立人：第117条による商標登録無効審判の請求

第67条（商標登録出願公告後の職権による商標登録拒絶の決定）

- ①審査官は、出願公告後に拒絶理由を発見した場合には、職権で、第54条による商標登録拒絶の決定をすることができる。
- ②第1項により商標登録拒絶の決定をする場合には、異議申立てがあっても、その異議申立てについては決定をしない。
- ③特許庁長は、第1項により審査官が商標登録拒絶の決定をした場合には、異議申立人に対し、商標登録拒絶決定の謄本を送達しなければならない。

【商標法施行規則】

第51条（商標登録異議の申立て等）

- ①法第60条第1項により異議申立てをしようとする者は、別紙第7号書式の異議申立書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 1. 商標登録異議申立事項を証明する書類 1部
 - 2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部
- ②法第61条により商標登録異議の申立てに対する補正をしようとする者は、別紙第5号書式の補正書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。
 - 1. 補正内容を証明する書類 1部
 - 2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部
- ③法第66条第1項により商標登録異議の申立てに対する答弁書を提出しようとする者は、別紙第2号書式の答弁書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しな

ればならない。

1. 答弁事項を証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

④第3項による異議申立てについての答弁に対して意見を提出しようとする者と、その意見に対する再答弁をしようとする者は、別紙第2号書式の意見書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 意見内容又は再答弁内容を証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

第52条（商標登録異議決定書）

法第66条第2項により商標登録異議の申立てに対する決定をするときには、次の各号の事項を記載した書面でしなければならない。

1. 商標登録出願番号（国際商標登録出願の場合には、国際登録番号）及び出願公告番号
2. 商品類区分
3. 出願人及び異議申立人の姓名と住所（法人の場合は、その名称と営業所の所在地）
4. 出願人及び異議申立人の代理人がある場合には、それぞれその代理人の姓名と住所又は営業所の所在地〔代理人が特許法人・特許法人（有限）の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名〕
5. 決定の主文とその理由
6. 異議決定年月日

【制度の趣旨】

『異議申立制度』は、商標登録決定又は指定商品の追加登録決定の前に、審査官による審査の結果を一般公衆に閲覧するようにして、拒絶理由があった場合、所定の手続を通じて異議を提起させることにより審査の不完全性を補完し、不実権利の発生を防止して商標紛争を事前に防止するための制度である。

1. 異議申立ての要件

1.1 異議申立ての期間

- 1.1.1 異議申立ては、出願公告日から2ヶ月以内に行うことができ、異議申立書に記載した理由及び証拠の補正は、異議申立期間の経過後30日以内に行うことができる。したがって、異議申立期間が経過した後に提出された異議申立書は返戻の対象となり、異議申立期間の経過後30日以内に商標登録異議申立ての理由や証拠を提出しなかった場合には、商標登録異議の申立てを却下しなければならない。
- 1.1.2 期間が経過した後に申請（提出）された異議申立て、異議申立理由等の補正書類、異議申立てに関する答弁書等は、これを認めないこととするが、職権調査資料としては参考にしなければならない。

1.2 異議申立をすることができる者

異議申立ては、情報提供と同様、誰でも行うことができる。

1.3 異議申立の対象

異議申立ては、次のいずれかに該当することを理由とすることができる。

- (i) 商標法第54条各号の一の拒絶理由に該当する場合
- (ii) 指定商品追加登録出願において指定商品追加登録出願人が当該商標権者又は出願人でない場合
- (iii) 指定商品追加登録出願において、登録商標の商標権が消滅し、又は商標登録出願が放棄・取下若しくは無効となり、又は商標登録出願に対する商標登録拒絶の決定が確定した場合

2. 異議申立てに対する審査

2.1 異議申立担当審査官の指定及び審査官合議体の構成

- 2.1.1 商標登録異議の申立てに対しては、異議申立審査の専門性と効率性を考慮して、異議申立担当審査官が異議決定を担当するようにする。

2.1.2 異議申立ての理由に対する決定は、3人の審査官で構成された審査官合議体で行うが、審査官合議体は、異議決定担当審査官、審査課長、審査課長が指定する審査官1人で構成する。

2.2 異議申立ての処理手順

2.2.1 異議申立書が提出された場合、異議決定担当審査官は、異議申立書の副本を出願人に送達し、期間を定めて、答弁書を提出する機会を与えなければならない。異議申立ての理由や証拠の補正があった場合にも、同様とする。

2.2.2 法第61条（異議申立理由等の補正）による商標登録異議申立理由等の補正期間内に異議申立ての理由や証拠の補正がない場合、異議決定担当審査官は、決定でもって異議申立てを却下すると同時に、当該出願について登録決定し、このような事実を当事者に通知する。ただし、職権審査や情報提供を通じて拒絶の理由を発見した場合には、商標登録出願人にその理由を通知し、意見を提出することができる機会を与えなければならない。

2.2.3 異議申立てに対する答弁がある場合、異議決定担当審査官は異議申立書と答弁書を検討し、異議申立人に答弁書の副本を送付することができる。

2.3 異議申立てに対する決定

2.3.1 異議申立てに対する決定をする場合に当たっては、法第60条～第66条に規定する異議申立書、提出された証拠資料、答弁書と職権による調査資料を総合して判断するが、必要であると認められるときには、法第51条（商標専門機関の指定等）第2項により関係行政機関又は商標に関する知識と経験が豊富な者若しくは関係人の意見を聞くことができる。

2.3.2 異議決定担当審査官は、出願商標、指定商品及び異議申立ての理由等が類似する先行異議決定がある場合には、これを十分に考慮しなければならない。また、進行中の異議申立てについて複数の異議決定担当審査官が商標、指定商品及び異議申立ての理由等が類似する異議申立てについて決定する場合には、異議決定担当審査官間で協議を経なければならず、異議決定担当審査官間の協議が行われない場

合には、課長が主宰する審査官合同会議のを経て決定する。

- 2.3.3 同一の商標登録出願公告について二以上の商標登録異議の申立て（以下、『異議申立て』という。）がある場合に、その異議申立てが理由ありと認められるときには、その理由の全部又は一部を拒絶決定に引用するものとする。
- 2.3.4 法第34条第1項第7号に該当することを理由に異議申立てした場合において、異議申立人が、たとえば、外観が類似であることのみ主張したが、審査をした結果、その外観においては非類似であるものの称呼や観念が類似であると認められるときには、異議申立は理由があるものとする。
- 2.3.5 原出願の異議申立ての係属中に、出願人が異議申立理由がある商品類や指定商品を分割出願した場合には、分割出願についても異議決定をすることとする。
- 2.3.6 異議申立てに理由があると判断した場合、審査官合議体は、決定をもって異議申立てが理由ありであるものとすると同時に、当該出願について拒絶決定し、このような事実を当事者に通知する。異議申立てに理由がないと判断した場合、審査官合議体は、決定をもって異議申立てを理由がないものとすると同時に、当該出願について登録決定し、このような事実を当事者に通知する。

2.4 異議決定時の指定商品の類否判断

- 2.4.1 指定商品の類否は、「商品の基準」による類似群コードを画一的に適用するよりは、商品の生産部門、販売部門、品質、形状、用途、需要者の範囲等の一致有無と、完成品と部品との関係（指定サービス業の場合には、サービスの性質や内容、提供手段、提供場所、サービスの提供者及び需要者の範囲等）及び取引の実情等を総合的に考慮して判断しなければならない。ただし、「商品基準」と異なって指定商品の類否を判断するときには、商標審査政策課の分類担当者と事前に協議するようにする。
- 2.4.2 指定商品と指定サービス業間の類否は、商品の製造・販売とサービスの提供主体、商品とサービスの用途、商品の販売場所とサービスの提供場所、需要者の範囲等を総合的に考慮して、個別的・具体的に判断しなければならない。商品とサービ

ス業間の類否についての判断が困難な場合には、商標審査政策課の分類担当者との協議を経て判断することができる。

3. 異議申立てに対するその他審査事項

3.1 異議申立て又は異議申立てが提起された出願が取り下げられた場合の処理

3.1.1 異議申立てが取り下げられた場合、異議申立ては初めからなかったものとみなす。

ただし、異議申立審査官は、異議申立人が提出した理由又は証拠に理由があるのかを検討し、理由がある場合には、職権で、商標登録出願人にその理由を通知し、期間を定めて、意見書を提出することができる機会を与えなければならない。これは、拒絶理由がある場合にも、商標登録異議申立人が出願人と合意して異議申立てを取り下げることにより、不実権利が発生する可能性のあるものを防止するためのものである。

3.1.2 異議申立てが提起された出願が取り下げられ、又は異議申立ての対象となる商品が放棄された場合、異議決定担当審査官は、このような事実を異議申立人に通知する。

3.2 異議申立があった場合の補正

商標登録出願人が、異議申立てが提起された後に行う補正に関しては、法第41条（出願公告決定後の補正）～第42条（補正の却下）の規定を適用する。

3.3 職権補正に対する意見書提出により出願公告決定が取り消された場合の処理

3.3.1 異議申立対象出願の出願公告決定が法第59条第4項により取り消された場合には、異議申立てを却下する。

3.3.2 3.3.1により異議申立てを却下した場合には、異議申立人が納付した意義申立料を異議申立人の請求により返還する。

第5章 指定商品追加登録出願に対する審査

関連法令及び趣旨

【商標法】

第86条（指定商品追加登録出願）

- ①商標権者又は出願人は、登録商標又は商標登録出願の指定商品を追加して商標登録を受けることができる。この場合、追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間満了日は、その登録商標権の存続期間満了日とする。
- ②第1項による指定商品の追加登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した指定商品追加登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。
 1. 第36条第1項第1号・第2号・第5号及び第6号の事項
 2. 商標登録番号又は商標登録出願番号
 3. 追加で指定する商品及びその商品類

第87条（指定商品の追加登録拒絶の決定及び拒絶理由の通知）

- ①審査官は、指定商品追加登録出願が次の各号の一に該当する場合には、その指定商品の追加登録拒絶の決定をしなければならない。
 1. 第54条各号の一に該当する場合
 2. 指定商品追加登録出願人が該当商標権者又は出願人でない場合
 3. 登録商標の商標権又は商標登録出願が次の各目の一に該当するに至った場合
 - イ. 商標権の消滅
 - ロ. 商標登録出願の放棄、取下又は無効
 - ハ. 商標登録出願に対する第54条による商標登録拒絶決定の確定
- ②審査官は、第1項により指定商品の追加登録拒絶の決定をしようとする場合には、出願人に対し拒絶理由を通知しなければならない。この場合、出願人は、産業通商資源部令で定める期間内に、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。
- ③第2項後段による期間内に意見書を提出しなかった出願人は、その期間の満了日から2ヶ月以内に、指定商品の追加登録に関する手続を継続して進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第88条（存続期間更新登録申請手続等に関する準用）

①（省略）

②指定商品追加登録出願に関しては、第37条、第38条第1項、第39条から第43条まで、第46条、第47条、第50条、第53条、第57条から第70条まで、第128条、第134条第1号から第5号まで及び第7号、第144条、「民事訴訟法」第143条、第299条並びに第367条を準用する。

【制度の趣旨】

『指定商品追加登録制度』は、商標登録出願後に指定商品を追加する必要が生じ、又は商標登録後に事業拡大等の事情の変化により指定商品の範囲を拡大しようとする場合に、別途の商標登録出願手続によることなく指定商品の追加登録を可能にすることにより、出願人の手続的負担を軽減し、商標権の権利範囲をより柔軟に拡張できるようにするために設けられた制度である。指定商品追加登録出願の審査は、新規出願と同一に行われ、登録がなされると、原商標登録原簿に指定商品追加登録出願の出願日、出願番号、公告年月日、登録決定年月日、指定商品等の内訳が追加される。

1. 指定商品追加登録出願の要件

1.1 指定商品追加登録出願の期間

指定商品追加登録出願は、原商標権や原商標登録出願が適法に存在する期間にすることができる。したがって、商標権が消滅し、又は商標登録出願が放棄、取下若しくは無効となり、又は商標登録出願の拒絶決定が確定した場合には、することができない。

1.2 指定商品追加登録出願をすることができる者

指定商品追加登録出願は、当該商標権者又は出願人であるか、その正当な承継人であって、移転登録や出願人変更申告を終えた者でなければならない。

1.3 指定商品追加登録出願の対象

- 1.3.1 指定商品追加登録出願は、原出願又は原登録が商標／サービス標／商標サービス標にかかわらず、指定商品（サービス）をいずれも追加することができる。
- 1.3.2 指定商品追加登録出願において追加される指定商品の範囲は、制限がない。したがって、他の類に属する指定商品の追加も可能である。

2. 指定商品追加登録出願に対する審査

- 2.1 指定商品追加登録出願に対する審査は、商標登録出願に対する審査と同一の方法とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、法第87条第1項各号を適用して拒絶決定しなければならない。
 - (i) 指定商品追加登録出願人が当該商標権者又は出願人でない場合
 - (ii) 商標権が消滅した場合
 - (iii) 商標登録出願が放棄・取下・無効となるか、又は商標登録出願に対する拒絶決定が確定した場合、
- 2.2 指定商品追加登録出願人が原出願又は原権利表示を補正する場合、審査官は、補正により変更された原出願又は原権利の出願人又は商標権者と追加登録出願人が同一であるときには、該当補正を承認しなければならない。
- 2.3 指定商品追加登録出願は、同一商標に新たな指定商品のみ追加するものであるので、通常の商標登録出願に対する審査規定が準用される。したがって、法第88条（準用規定）により出願の補正、優先権の主張、出願時の特例、出願公告、異議申立制度が同一に適用される。ただし、出願の分割及び変更は準用されない。

3. 指定商品追加登録出願の変更

- 3.1 指定商品追加登録出願をした出願人は、指定商品追加登録出願の登録可否又は審決が確定する前までに、商標登録出願に変更することができる。ただし、指定商品追加登録出願の基礎となった登録商標について無効審判若しくは取消審判が請求され、又はその登録商標が無効審判、取消審判等により消滅した場合には、変更することができない（法第44条第2項）。

- 3.2 指定商品追加登録出願を商標登録出願に変更したときには、最初の指定商品追加登録出願は取り下げられたものとみなし、変更された商標登録出願は指定商品追加登録出願をした時に出願したものとみなす。ただし、優先権の主張及びその証明書類の提出、出願時の特例適用の趣旨及びその証明書類の提出は、出願人に期間の利益を与えるために、変更出願をした日を基準に適用する。

4. 指定商品追加登録の効果

- 4.1 指定商品追加登録により原商標権の指定商品が追加される場合、同一の商標に対する権利範囲が、追加された指定商品分だけ拡張される。
- 4.2 指定商品追加登録により追加された指定商品の商標権存続期間は、原商標権の存続期間の満了日とするため、原商標権の設定登録日から10年である。

第6章 商品分類転換登録申請に対する審査

関連法令及び趣旨

【商標法】

第209条（商品分類転換登録の申請）

①従前の法（法律第5355号商標法中改正法律により改正される前のものをいう。）

第10条第1項による通商産業部令で定める商品類の区分により商品を指定して商標権の設定登録、指定商品の追加登録又は存続期間更新登録を受けた商標権者は、該当指定商品を商品類の区分により転換して登録を受けなければならない。ただし、法律第5355号商標法中改正法律第10条第1項による通商産業部令で定める商品類の区分により商品を指定して存続期間更新登録を受けた者は、この限りでない。

②（省略）

③商品分類転換登録の申請は、商標権の存続期間が満了する1年前から存続期間が満了した後6ヶ月以内の期間にしなければならない。

④商標権が共有に係る場合には、共有者全員が共同で商品分類転換登録を申請しなければならない。

第210条（商品分類転換登録の拒絶決定及び拒絶理由の通知）

①審査官は、商標分類転換登録の申請が次の各号の一に該当する場合には、その申請について商品分類転換登録拒絶の決定をしなければならない。

1. 商品分類転換登録申請の指定商品を該当登録商標の指定商品でない商品とし、又は指定商品の範囲を実質的に拡張した場合
2. 商品分類転換登録申請の指定商品が商品類区分と一致しない場合
3. 商品分類転換登録申請を申請した者が該当登録商標の商標権者でない場合
4. 第209条による商品分類転換登録申請の要件を備えていない場合
5. 商標権が消滅し、又は存続期間更新登録申請を放棄・取消し、若しくは存続期間更新登録申請が無効となった場合

- ②審査官は、第1項により商品分類転換登録拒絶の決定をしようとする場合には、申請人に対し拒絶理由を通知しなければならない。この場合、申請人は、産業通商資源部令で定める期間内に、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。
- ③第2項後段による期間内に意見書を提出しなかった申請人は、その期間が満了した後2ヶ月以内に、商品分類転換登録に関する手続を継続して進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第213条（商品分類転換登録がない場合等の商標権の消滅）

- ①次の各号の一に該当する場合、商品分類転換登録の対象となる指定商品に関する商標権は、第209条第3項による商品分類転換登録申請期間の満了日が属する存続期間の満了日の翌日に消滅する。
1. 商品分類転換登録を受けるべき者が第209条第3項による期間内に商品分類転換登録を申請しない場合
 2. 商品分類転換登録申請が取り下げられた場合
 3. 第18条第1項により商品分類転換に関する手続が無効となった場合
 4. 商品分類転換登録拒絶決定が確定された場合
 5. 第214条により商品分類転換登録を無効にするという審決が確定された場合
- ②商品分類転換登録の対象となる指定商品であって第209条第2項による商品分類転換登録申請書に記載しなかった指定商品に関する商標権は、商品分類転換登録申請書に記した指定商品が第211条により転換登録される日に消滅する。ただし、商品分類転換登録が商標権の存続期間満了日以前になされた場合には、商標権の存続期間満了日の翌日に消滅する。

【制度の趣旨】

『商品分類転換制度』は、商品類区分を、旧韓国商品分類制度から1998年3月1日に国際商品分類（ニース分類）制度に変更するに伴い、旧韓国商品類により登録された従来の指定商品を国際商品分類による新商品類区分に転換するために設けられた規定で、『商品分類転換登録』とは、旧韓国商品分類で登録された商標の指定商品を国際商品分類（ニース分類）に転換して登録することをいう。

1. 商品分類転換登録申請の要件

1.1 商品分類転換登録申請の期間

商品分類転換登録の申請は、商標権の存続期間満了日1年前から存続期間満了後6ヶ月以内の期間にしなければならない。期間内にしなかった商品分類転換登録の申請については、法第210条第1項第4号を適用して拒絶しなければならない。

1.2 商品分類転換登録申請をすることができる者

商品分類転換登録の申請は、当該登録商標の商標権者であるか、その正当な承継人であって、移転登録を済ませた者でなければならない。商標権が共有である場合には、共有者全員が共同で申請しなければならない。

1.3 商品分類転換登録申請の対象

1.3.1 商品分類転換登録申請の対象となる商標権は、1998年3月1日以前に旧韓国商品類区分により指定商品を指定して商標権の設定登録、指定商品の追加登録又は存続期間の更新登録を受けた商標又は団体標章であって、1998年3月1日から2001年6月30日の間に存続期間更新登録出願により商品類区分をの転換を受けなかった商標である。

1.3.2 分類転換を受けようとする指定商品は、原登録商標の指定商品と同一又は縮小された指定商品に限る。

2. 商品分類転換登録申請の審査

2.1 法第209条第1項による商品分類転換登録対象でない指定商品について商品分類転換登録申請をした場合には、法第210条第1項第4号を適用して拒絶決定しなければならない。

2.2 商品分類転換登録申請の指定商品を原登録商標の指定商品とは異ならせるか、若しくは指定商品の範囲を実質的に拡張した場合、又は産業通商資源部令が定める商品類区分と一致しない場合、審査官は、法第210条第1項第1号及び第2号を適用して拒絶決定しなければならない。

- 2.3 商品分類転換登録申請があった後に、当該登録商標の指定商品の一部が放棄、無効又は取消となったが、商品分類転換登録を申請した商品に同放棄等がされた商品の全部又は一部が依然として含まれている場合には、当該登録商標の指定商品の範囲を拡大したものと見て、法第210条第1項第1号を適用して拒絶決定しなければならない。
- 2.4 商品分類転換登録申請中の商標権が消滅した場合（存続期間更新登録の申請をしていないか、当該存続期間更新登録出願が取下・無効若しくは拒絶決定若しくは審決が確定して、存続期間が更新されずに原商標権の存続期間が満了した場合、当該商標権の全指定商品について放棄、無効又は取消があった場合等）には、審査官は、法第210条第1項第5号を適用して拒絶決定しなければならない。
- 2.5 同一の商標権について2回以上の商品分類転換登録申請があった場合には、先の申請が登録され、又は取下・放棄・無効処分若しくは拒絶決定が確定するときまで、後の申請の審査は保留しなければならない。この場合、先の申請が登録されたときには、後の申請は法第210条第1項第4号を適用して拒絶し、先の申請が取下・放棄・無効処分又は拒絶決定が確定したときには、後の申請を審査して登録決定又は拒絶決定をする。
- 2.6 商品分類転換登録の申請は、指定商品の類区分のみを韓国商品分類から国際商品分類（ニース分類）へと転換ものであるので、一商標一出願、補正、その他審査に関する通常の手続が準用されるが、出願公告及び異議申立ては準用されない。

3. 商品分類転換登録がなかった場合の効果

商品分類転換登録の対象となる指定商品の商標権に対する商品分類転換登録がされなかった場合、商品分類転換登録の対象となる指定商品に関する商標権は、商品分類転換登録申請期間の終了日が属する存続期間満了日の翌日に消滅する（法第213条）。

第7章 再出願に対する審査

関連法令

【商標法】

第205条（国際登録消滅後の商標登録出願の特例）

- ①大韓民国を指定国として指定（事後指定を含む。）した国際登録の対象である商標が指定商品の全部又は一部に関しマドリッド議定書第6条(4)によりその国際登録が消滅した場合には、その国際登録の名義人は、その商品の全部又は一部に関し、特許庁長に商標登録出願をすることができる。
- ②第1項による商標登録出願が次の各号の要件をすべて備えている場合には、国際登録日（事後指定の場合には、事後指定日をいう。）に出願されたものとみなす。
 1. 第1項による商標登録出願が同項による国際登録消滅日から3ヶ月以内に出願されること
 2. 第1項による商標登録出願の指定商品が同項による国際登録の指定商品にすべて含まれること
 3. 商標登録を受けようとする商標が消滅した国際登録の対象である商標と同一であること
- ③第1項による国際登録に関する国際商標登録出願に対し条約による優先権が認められる場合には、その優先権が同項による商標登録出願にも認められる。

第206条（マドリッド議定書廃棄後の商標登録出願の特例）

- ①大韓民国を指定国として指定（事後指定を含む。）した国際登録の名義人がマドリッド議定書第15条(5)(b)により出願人適格を失うこととなった場合には、該当国際登録の名義人は、国際登録された指定商品の全部又は一部に関し、特許庁長に商標登録出願をすることができる。
- ②第1項による商標登録出願に関しては、第205条第2項及び第3項を準用する。この場合、第205条第2項第1号のうち“同項による国際登録消滅日から3ヶ月以内”は、“マドリッド議定書第15条(3)により廃棄の効力が発生した日から2年以内”と見る。

第207条（審査の特例）

次の各号の一に該当する商標登録出願（以下、“再出願”という。）が第197条により設定登録されていた登録商標に関するものである場合、該当本人の商標登録出願に対しては、第54条、第55条、第57条及び第60条から第67条までの規定を適用しない。ただし、第54条第2号に該当する場合には、この限りでない。

1. 第205条第2項各号の要件をすべて備えて同条第1項により行う商標登録出願
2. 第206条第2項により準用される第205条第2項各号の要件をすべて備えて第206条第1項により行う商標登録出願

1. 再出願の意義

『再出願』又は『転換（Transformation）』とは、セントラルアタックにより国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権が効力を喪失し、又は該当国のマドリッド議定書が廃棄されて国際登録名義人が出願人適格を喪失した場合、一定の要件下であらためて通常の国内商標登録出願に転換（出願）することをいう。再出願は、基礎出願や基礎登録を出願の要件とする国際商標の属性上、基礎要件が効力を喪失した場合に国際登録も消滅することとなるため、これによる不利益から国際登録権利者を保護するために、マドリッド議定書により導入された制度である。

《参考：セントラルアタック（Central attack）》

国際登録は、本国官庁の基礎登録（基礎出願）が各指定国へその保護の領域が拡大したものと見ることができる。したがって、国際登録の効力は、基礎登録（基礎出願）に依存することになるが、これを国際登録の『従属（dependence）』といい、従属期間は5年である。すなわち、国際登録日から5年以内に本国官庁において基礎登録（基礎出願）が失効すると、国際登録もその効力を喪失することとなり、すべての指定国において当該国際登録された商標に対する保護の効力も消滅することになる。したがって、利害関係人は、国際登録日から5年の期間が満了する前までは、本国官庁の基礎登録や基礎出願を集中的に攻撃して拒絶又は無効にさせることにより、すべての指定国における国際登録の効力を消滅させることができるが、これを『セントラルアタック（Central attack）』という。

2. 再出願の要件

- 2.1 セントラルアタックにより国際登録が効力を喪失した後に再出願する場合には国際登録消滅日から3月以内に、マドリッド議定書が廃棄されて再出願する場合には廃棄の効力が発生した日から2年以内に、それぞれ再出願しなければならない。
- 2.2 適法な再出願と認められるためには、①再出願の名義人が消滅した国際登録の名義人と同一でなければならない、②国内に再出願する商標と効力が消滅した国際商標は、その標章が厳格に同一でなければならない、③国内に再出願する商標の指定商品は、効力が消滅した国際登録商標の指定商品にすべて含まれなければならない。

3. 再出願の審査

3.1 再出願の認否の審査

- 3.1.1 再出願があった場合、審査官は、再出願が要件に合致するか確認しなければならない。再出願が要件に合致する場合、再出願認定の通知は別途せず、通常の内出願と同様に審査する。再出願が適法である場合、出願日は、国際登録日（事後指定の場合には、事後指定日。）に遡及して認められ、消滅した国際登録商標の優先権が認められる場合には、再出願にもその優先権が認められる。
- 3.1.2 再出願が要件に合致しない場合、審査官は、その理由を記載して、出願人に対し再出願不認定予告通知書を送達し、期間を定めて、補正書や意見書を提出する機会を与えなければならない。再出願不認定予告通知書には、出願人が期間内に適正な補正や意見がない場合に、当該出願に対する出願日の遡及を認めず、再出願日に提出された商標登録出願とみなされて審査するという旨を記載しなければならない。出願人が期間内に補正をせず、若しくは意見がない場合、又は提出された意見によっても再出願を認めることができない場合には、再出願を認めることができないという旨の再出願不認定通知をし、当該出願を通常の出願とみなして、実際の出願日を基準として審査する。

3.2 再出願の実体審査

3.2.1 国際商標が国内で登録された後に効力を喪失した場合

国際商標登録出願が国内で登録された後に効力を喪失して再出願された場合、既に方式審査及び実体審査を経て登録されていたものであるため、再出願についての要件審査のみ実施し、実体審査や出願公告をすることなく、直ちに登録決定をする（法第207条）。

3.2.2 国際商標が国内で登録される前に効力を喪失した場合

国際商標登録出願が国内で登録される前に効力を喪失して再出願された場合、通常の国内出願と同一に取り扱い方式審査及び実体審査を進行するが、再出願に対する出願日のみ国際登録日又は事後指定日に遡及して審査するようにする。再出願に対する審査の結果、拒絶理由を発見することができない場合、出願公告決定をしなければならない。出願公告されていた国際商標登録出願が再出願されて拒絶理由を発見することができない場合にも、再出願公告をしなければならない。

3.2.3 国際商標が国内で拒絶決定された後に効力を喪失した場合

国際商標登録出願が国内で拒絶決定された後に効力を喪失して再出願された場合、再出願の要件に合致しないものであって再出願不認定の通知をし、再出願日の出願日に出願されたものと見て審査する。ただし、拒絶決定後、拒絶決定不服審判の期間内に国際商標が効力を喪失した場合、再出願を認定し、国際登録日又は事後指定日に出願日を遡及して審査する。

第7部 商標以外の権 利に対する審査



第1章 業務標章

関連法令

【商標法】

第2条（定義）

①この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. ～8. （省略）

9. “業務標章”とは、営利を目的としない業務をする者がその業務を示すために使用する標章をいう。

（以下、省略）

第3条（商標登録を受けることができる者）

①～⑤（省略）

⑥国内で営利を目的としない業務をする者は、自己の業務標章の登録を受けることができる。

第36条（商標登録出願）

①～⑤（省略）

⑥業務標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項以外に、その業務の経営事実を証明する書類を業務標章登録出願書に添付しなければならない。

第48条（出願の承継及び分割移転等）

①～⑤（省略）

⑥次の各号の一に該当する登録出願は、譲渡することができない。ただし、該当号の業務とともに譲渡する場合には、譲渡することができる。

1. 第3条第6項による業務標章登録出願

2. 第34条第1項第1号ハ目ただし書、同号ニ目ただし書及び同項第3号ただし書による商標登録出願

（以下、省略）

第54条（商標登録拒絶の決定）

審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、商標登録拒絶の決定をしなければならない。

1. ～3. (省略)

4. 第3条による団体標章、証明標章及び業務標章の登録を受けることができる者に該当しない場合

(以下、省略)

第93条 (商標権等の移転及び共有)

①～③ (省略)

④業務標章権は、これを譲渡することができない。ただし、その業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。

(以下、省略)

【商標法施行規則】

第44条 (業務標章登録出願等の出願人変更申告書の添付書類)

①法第48条第6項ただし書により業務標章登録出願の譲渡を受ける者は、「特許法施行規則」別紙第20号書式の権利関係変更申告書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 該当業務標章登録出願をその業務とともに譲渡することを証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

(以下、省略)

1. 業務標章の意義

1.1 『業務標章』とは、韓国消費者院、大韓弁護士協会、YMCA、ボーイスカウト等のように非営利業務を行う者が、その非営利業務について使用する標章をいう。

業務標章の例



1.2 業務標章は、その標章と同一・類似の標章を商品に使用することにより、需要者が出処の誤認・混同を起こすことを防止し、業務者自身の信用を構築・維持できるようにするために独占権を認める標章であるため、一般的に商標に関する規定が準用される。ただし、業務標章の公益性により、商標法は、次のように別途の制限規定を設けている。

- i) 業務標章登録出願は、非営利業務を指定業務とするため、法第44条第1項による出願の変更（商標への変更）が許容されない。
 - ii) 業務標章登録出願及び業務標章権は、業務とともに譲渡する場合を除き、移転することができない（法第48条第6項第1号、法第93条第4項）。
 - iii) 業務標章権については、専用使用权や通常使用权を設定することができない（法第95条第2項、法第97条第5項）。
 - iv) 業務標章権を目的とする質権の設定は、認められない（法第93条第8項）。
- * 業務標章登録出願が移転制限規定に違反した場合は、拒絶理由及び登録無効事由に該当し（法第54条第3号、法第117条第1項第1号）、業務標章権の移転制限規定に違反した場合には、登録取消事由に該当する（法第119条第1項第4号）。

2. 業務標章の登録を受けられる者

- 2.1 国内で営利を目的としない業務を行う者のみが業務標章の登録を受けられることができる（法第3条第6項）。したがって、外国でのみ非営利業務を行う者、非営利業務をしようとする者、営利業務を主目的とする者は、業務標章の登録を受けられない。
- 2.2 業務標章は、法人だけでなく、自然人（個人）も登録を受けられることができる。この場合、出願人は、自然人としての本人が指定業務と関連した非営利業務をしている者である事実を立証する資料として、国家機関や地方自治団体等、公信力のある機関が発行し、又は認定した資料を提出しなければならない。したがって、団体や法人の代表又は構成員として、その団体や法人が非営利業務を行う事実を立証する資料を提出する場合には、法第2条第1項第9号を適用する。
- 2.3 「商法」上の法人（株式会社等）が出願する場合、営利業務を行う者の出願と見て、報告法第2条第1項第9号を適用して拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.4 在外者である外国人が業務標章登録を受けられるためには、国内で非営利業務を行って

るという経営事実を立証しなければならない。

3. 業務標章の審査

3.1 指定業務についての審査

3.1.1 業務標章において、『業務』とは、非営利分野において出願人の特定の目的を達成するための活動や関連施設の維持・管理のための活動をいう。

3.1.2 指定業務は、商品とは異なり、商品類区分が別途にないので（審査システムにおいては、第99類として区分）、法第36条第6項で定めた業務の経営事実を立証する書面に記載された事業目的又は業務範囲内で、個別かつ具体的に指定されなければならない。その範囲を超える場合には、法第2条第1項第9号を適用して拒絶理由を通知しなければならない。

《業務の経営事実を立証する書面の例》

出願人	指定業務	業務の経営事実を立証する書面
大韓民国 (大法院長)	◦法律上の争訟を審判する業務	<法院組織法>第2条第1項 法院は、憲法に特別の規定がある場合を除く一切の法律上の争訟を審判し、この法と他の法により法院に属する権限を有する
ソウル特別市 瑞草区	◦地方自治団体の組織及び行政管理に関する業務 ◦地方自治団体の環境整備に関する業務	<ソウル特別市瑞草区行政機構設置条例施行細則>第5条（総務課） 17. 職制に関する事項 47. 環境整備計画の樹立及び推進 62. 民防衛業務計画の樹立調整
社団法人 韓国茶道 総連合会	◦伝統茶の大衆化、近代化、世界化に関する業務 ◦茶に関する成分、効能の研究を通じた国民健康増進業務	<社団法人韓国茶道総連合会定款>第4条（事業） 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。 1. 伝統茶の大衆化、近代化、世界化に関する推進事業 2. 茶に関する成分、効能を研究開発して、国民の健康を増進

- 3.1.3 指定業務が事業目的又は業務範囲内で、個別かつ具体的に指定されず不明確な場合には、法第38条を適用して拒絶理由を通知しなければならない。

《不明確な指定業務の例》

- 地域社会と国家の発展に資することのできる業務
- 本会の目的達成のために必要な付帯業務
- 国家で委託する業務
- 本研究所の目的に符合する業務

- 3.1.4 付帯業務であって収益事業の一環である商品の提供は、非営利業務の範囲に含まれないものと見る。したがって、このような商品を指定業務として出願した場合、定款で許可を受けた事業であっても法第2条第1項第9号を適用して拒絶理由を通知しなければならない。

《指定業務と認めることができない収益事業の一環である付帯業務の例》

出願人	指定業務	(社)韓国創業保育協会定款
(社)韓国創業保育協会	◦協会の継続活動のための収益事業（中小／ベンチャー企業生産製品の販売斡旋業務）	<p>第4条（事業）</p> <p>協会は、第2条の目的を達成するために、次の各号の事業を遂行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創業保育センター間の協力体制構築事業 2. 協会の継続的活動のための各種収益事業

3.2 識別力有無についての審査

- 3.2.1 業務標章の審査において、商標法と商標審査基準に特別に規定したことを除き、商標に関する規定が適用されるため、識別力有無の判断においても、原則として商標に関する判断基準を適用する。

《識別力のない業務標章の例》

出願標章	判断内容	事件番号
	芸術分野の最も権威のある機関又は芸術と関連した活動や業務を担当する機関ないし施設であるという意味を直感するため、識別力がない。	大法院 2006フ3397

3.2.2 ただし、業務標章は非営利機関が非営利業務に使用する標章であるという特性を考慮して、次に該当する場合には、識別力又は使用による識別力を認めることができる。

- (i) 公法上の社団法人又は財団法人、営造物法人、法令の規定により設立された公益法人、国家機関又は地方自治団体により公益的な目的で設立・運営される法人等において、自己の法人名称と同一であるか、又は実質的に同一の標章を、法令や定款に記載された業務を指定業務として出願する場合
- (ii) 公共団体に該当しない法人名称の出願の場合、その分野において3年以上他人が同一・類似の名称を使用しておらず、会員数・活動実績・知られている程度等を考慮したとき、一般需要者が誰の業務を示す標章であるか認識することができるに至ったものと認められる場合

《識別力認定業務標章の例》

標章	出願人	指定業務
大韓民国海兵隊	大韓民国（国防部 海兵隊司令官）	◦軍事教育及び教育支援に関する業務 ◦海兵隊の人材育成に関する業務
韓国消費者院	韓国消費者院	◦消費者保護に関する教育業務 ◦消費者被害救済のための紛争調停業務
韓国食品産業協会	韓国食品産業協会	◦食品製造業者の営業施設改善に関する指導業務 ◦食品包装に関する検査業務

3.3 類否についての審査

3.3.1 業務標章において、指定業務は、一つの類似群コード（S9001）のみ付与されるため、指定業務間の類否は、審査官が各業務内容に応じて個別かつ具体的に判断しなければならない。

3.3.2 業務標章の指定業務は、商品と互いに密接な関連がある場合、出処の誤認・混同を起すおそれがあるものと見て、関連条文を適用して拒絶理由を通知しなければならない。

《出処の誤認・混同を起こすおそれがある場合の例》

指定業務	指定商品
定期刊行物発行業務	定期刊行物出版業
地質研究調査業務	地質研究調査業

《類似と判断した事例》

出願標章	引用標章	判断内容	事件番号
		<p>出願業務標章の指定業務である‘伝道事業、宗教教育事業’は、先登録サービス標の指定サービス業である‘キリスト教信仰及び思想の伝道業、非宗派的なキリスト教に関する教育業等’とその性質や内容が同一であり、提供相手の範囲も一致するので、互いに類似である。</p>	<p>大法院 2010フ3578 (登録無効)</p>

- 3.3.3 業務標章の登録を受けることができる者がその付帯業務について別途商標の登録を受けようとするときには、これを認めるようにする。この場合、付帯業務には、営利を目的とする業務も含まれ得る。

3.4 他の条文との関係

- 3.4.1 他の法律により使用が禁止され、又は使用が他の法律に違反する業務標章の場合には、法第34条第1項第4号を適用して拒絶する。
- 3.4.2 自然人が法人名義の業務標章を出願し、若しくは一般需要者に公法上の特殊法人、公共研究機関と誤認を誘発するおそれがある場合、又は法人が出願した業務標章が一般需要者にとって他の法人の名称と誤認させるおそれがある場合には、法第34条第1項第12号を適用する。

4. 業務標章のその他特別規定

- 4.1 業務標章登録出願は、商標・団体標章・証明標章登録出願とは異なり、非営利業務を指定業務とするため、出願内容が異なることから、法第44条第1項による出願の変更が許容されない。
- 4.2 業務標章は、国内で営利を目的としない業務をする者が登録を受けることができるので、業務標章登録出願も、法第48条第6項第1号により譲渡が制限される。ただし、その業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。
- 4.3 業務標章制度は、国際条約や外国の立法例から探し出すことが難しい韓国特有の制度であるため、マドリッド議定書による国際出願に関する規定は、業務標章に適用されず（法第179条）、国際商標登録出願の場合にも、同様である（法第181条）。

第2章 団体標章

関連法令

【商標法】

第2条（定義）

①この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. ～2. （省略）

3. “団体標章”とは、商品を生産・製造・加工・販売し、又はサービスを提供する者が共同で設立した法人が直接使用し、又はその所属団体に使用させるための標章をいう。

（以下、省略）

第3条（商標登録を受けることができる者）

①（省略）

②商品を生産・製造・加工・販売し、又はサービスを提供する者が共同で設立した法人（地理的表示団体標章の場合には、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者のみで構成された法人に限る。）は、自己の団体標章の登録を受けることができる。

（以下、省略）

第36条（商標登録出願）

①～②（省略）

③団体標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項以外に、大統領令で定める団体標章の使用に関する事項を定めた定款を団体標章登録出願書に添付しなければならない。

（以下、省略）

第43条（修正定款等の提出）

①団体標章登録を出願した出願人は、第36条第3項による定款を修正した場合には、第40条第1項各号又は第41条第1号各号で定めた期間内に、特許庁長に修正した定款を提出しなければならない。

（以下、省略）

第48条（出願の承継及び分割移転等）

①～⑥（省略）

⑦団体標章登録出願は、移転することができない。ただし、法人が合併する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

(以下、省略)

第54条 (商標登録拒絶の決定)

審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、商標登録拒絶の決定をしなければならない。

1. ～ 3. (省略)

4. 第3条による団体標章、証明標章及び業務標章の登録を受けることができる者に該当しない場合

5. (省略)

6. 第36条第3項による定款に大統領令で定める団体標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載しなかった、又は同条第4項による定款又は規約に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載しなかった場合

(以下、省略)

第93条 (商標権等の移転及び共有)

①～⑤ (省略)

⑥団体標章権は、移転することができない。ただし、法人の合併の場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

(以下、省略)

【商標法施行令】

第3条 (団体標章の使用に関する定款の記載事項)

①法第36条第3項で“大統領令で定める団体標章の使用に関する事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 団体標章を使用する所属団体員の加入資格・加入条件及び脱退

2. 団体標章の使用条件

3. 第2号の使用条件に違反した者に対する制裁

4. その他団体標章の使用に必要な事項

②地理的表示団体標章の場合には、第1項各号の事項以外に、次の各号の事項を含む。

1. 商品の特定の品質・名声又はその他の特性

2. 地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的連関性

3. 地理的表示の対象地域

4. 商品の特定品質・名声又はその他の特性に対する自己管理基準及び維持・管理方案

第8条（団体標章登録出願等の移転）

①法第48条第7項ただし書により団体標章登録出願の移転許可を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める移転許可申請書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 法人の合併を証明する書類
2. 合併後存続する法人の定款（第3条各号による団体標章の使用に関する事項が含まれているものをいう。）

（以下、省略）

【商標法施行規則】

第28条（商標登録出願）

①（省略）

②法第36条第1項により商標登録を受けようとする者は、別紙第3号書式の商標登録出願書に次の各号の書類、ファイル又は見本等を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. ～6. （省略）
7. 別紙第4号書式の定款又は規約の要約書（団体標章登録出願、地理的表示団体標章登録出願、証明標章登録出願及び地理的表示証明標章登録出願のみ該当する。）

（以下、省略）

1. 団体標章の意義

- 1.1 『団体標章』とは、商品を生産・製造・加工・販売し、又はサービスを提供する者が共同で設立した法人が直接使用し、又はその所属団体に使用させるための標章をいう（法第2条第1項第3号）。

団体標章の例



1.2 団体標章は、法人自身が使用するだけでなく、その監督下にある団体員がその営業に関する商品に使用させるための標章であるという点で、権利者自らの直接の使用を目的とする商標と区別され、営利性を目的としない業務標章とも異なる。

1.3 団体標章は、多数の団体員が皆共同で使用するという点で、出処表示的な機能及び品質保証機能が商標に比べて強い。したがって、商標法は、商品の出処混同や品質の誤認を防止するために、団体標章を使用する者の範囲と条件を要求する等、制限を設けている。

【団体標章登録の解消事由】

- i) 所属団体員が定款の規定に違反して団体標章を他人に使用させた場合、又は団体の定款に違反して団体標章を使用することにより品質の誤認又は出処の混同を生じさせた場合であって、団体標章権者が所属団体員の監督に相当の注意を払わなかった場合（法第119条第1項第7号イ目）
- ii) 定款を変更することにより品質の誤認又は出処の混同を生じさせるおそれがある場合（第119条第1項第7号ロ目）
- iii) 第三者が団体標章を使用することにより品質の誤認又は出処の混同を生じさせたにもかかわらず、団体標章権者が故意に相当な措置を取らなかった場合（第119条第1項第7号ハ目）

2. 団体標章の出願人適格

- 2.1 商品を生産・製造・加工・販売し、又はサービスを提供する者が共同で設立した法人（地理的表示団体標章の場合には、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者のみで構成された法人に限る。）が自己の団体標章の登録を受けることができるため（法第3条第2項）、組合等、権利能力がない場合は、団体標章登録を受けることができない。したがって、団体標章の出願人が個人（自然人）である場合には、法第3条第2項を適用して拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.2 団体標章は、団体又は所属団体員の営業に関する商品に使用するための標章であるため、所属団体員を有する法人格のある団体のみが登録を受けることができ、自然人（個人）は、登録を受けることができない。
- 2.3 団体標章の出願人は、単一でなければならない、二以上の出願人が共同で出願することができない。

3. 団体標章の審査

3.1 指定商品、識別力、類否についての審査

- 3.1.1 団体標章の審査にあたり、商標法に特別に規定したことを除き、商標に関する規定がそのまま適用され（法第2条第3項）、商標審査基準においても、商標審査基準で特別に定めることを除き、商標に関する規定がそのまま適用される。
- 3.1.2 したがって、指定商品、識別力、類否についての審査においても、商標に関する規定がそのまま適用される。

3.2 定款についての審査

- 3.2.1 団体標章登録を受けようとする者は、大統領令が定める団体標章の使用に関する事項を定めた定款を提出しなければならない（法第36条第3項）。定款を変更した場合には、法第40条第1項各号又は第41条第1項各号に定める期間内に、特許庁長に変更された定款を提出しなければならない。

3.2.2 団体標章登録出願書に添付された定款には、次の内容が含まなければならない（令第3条）。

- (i) 団体標章を使用する所属団体員の加入資格・加入条件及び脱退等に関する事項
- (ii) 団体標章の使用条件と、これに違反した者に対する制裁に関する事項
- (iii) その他団体標章の使用に関する事項

3.2.3 審査官は、団体標章登録出願書に添付された定款に、令第3条に規定した事項が記載されているかどうかを審査した後、その全部又は一部の記載がない場合、法第54条第6号を理由に、期間を定めて、拒絶理由を通知しなければならない。

3.2.4 出願人は、補正することができる期間内に、修正定款を提出して拒絶理由を解消することができる。この場合、定款と団体標章の使用に関する事項を記載した定款の要約書の内容が互いに不一致である場合には、その部分についての記載がないものと見る。

4. 団体標章移転申請についての審査

4.1 団体標章登録出願又は団体標章権は、原則として移転することができない。ただし、例外的に法人の合併の場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる（法第48条第7項、第93条第6項）

4.2 出願中の団体標章の移転と登録された団体標章の移転の許可を申請する場合においては、法人の合併を証明する書類、申請人の定款及び合併後の法人が法第3条第2項の団体標章の登録を受けることができる者に該当し、団体標章の使用に関する定款の規定内容が合併前・後にわたって実質的同一性を維持していることを説明し、又は確認する書面を提出しなければならない。

4.3 審査官は、団体標章登録出願又は団体標章の権利の移転申請について、移転申請書類の提出有無、記載事項の漏れの有無及び記載内容の適合性等を審査した後、移転許可の承認又は不承認を通知しなければならない。不承認の通知の際には、許可不承認の事由をともに記載しなければならない。

第3章 証明標章

関連法令

【商標法】

第2条（定義）

①この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. ～6. （省略）

7. “証明標章”とは、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することを業とする者が他人の商品についてその商品が品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすということを証明するのに使用する標章をいう。

（以下、省略）

第3条（商標登録を受けることができる者）

①～②（省略）

③商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することを業とすることができる者は、他人の商品に対しその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するためにのみ、証明標章の登録を受けることができる。ただし、自己の営業に関する商品に使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない。

（以下、省略）

第36条（商標登録出願）

①～③（省略）

④証明標章登録を受けようとする者は、第1項各号の事項以外に、大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人の場合には定款をいい、法人ではない場合には規約をいい、以下、“定款又は規約”という。）と、証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することができることを証明する書類を証明標章登録出願書に添付しなければならない。

（以下、省略）

第43条（修正定款等の提出）

①（省略）

- ②証明標章登録を出願した出願人は、定款又は規約を修正した場合には、第40条第1項各号又は第41条第1項各号で定めた期間内に、特許庁長に修正された定款又は規約を提出しなければならない。

第48条（出願の承継及び分割移転等）

①～⑦（省略）

- ⑧証明標章登録出願は、移転することができない。ただし、該当証明標章について第3条第3項による証明標章の登録を受けることができる者に、その業務とともに移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

第54条（商標登録拒絶の決定）

審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、商標登録拒絶の決定をしなければならない。

1. ～3.（省略）

4. 第3条による団体標章、証明標章及び業務標章の登録を受けることができる者に該当しない場合

5.（省略）

6. 第36条第3項による定款に大統領令で定める団体標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載しなかった、又は同条第4項による定款又は規約に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を記載しなかった場合

7. 証明標章登録出願の場合、その証明標章を使用することができる者に対し、正当な事由なしに、定款又は規約により使用を承諾せず、又は定款又は規約を充たすことが困難な使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾しない場合

（以下、省略）

第93条（商標権等の移転及び共有）

①～⑥（省略）

- ⑦証明標章権は、移転することができない。ただし、該当証明標章について第3条第3項により登録を受けることができる者に、その業務とともに移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

（以下、省略）

【商標法施行令】

第4条（証明標章の使用に関する事項を定めた書類等の記載事項）

- ①法第36条第4項で“大統領令で定める証明標章の使用に関する事項”とは、次の各号の事項をいう。

1. 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性（以下、“品質等”という。）
 2. 証明標章の使用条件
 3. 第2号の使用条件に違反した者に対する制裁
 4. その他証明標章の使用に必要な事項
- ②法第36条第4項による品質等を証明し、管理することができることを証明する書類には、次の各号の事項が含まなければならない。
1. 証明しようとする商品の品質等に対する試験・検査の基準、手続及び方法等
 2. 証明しようとする商品の品質等を証明し、管理するために必要な専門設備、専門人員等
 3. 証明標章使用者に対する管理・監督等
 4. その他証明しようとする商品の品質等を証明し、管理することができることを客観的に証明することができる事項

第6条（証明標章登録出願に関する意見聴取等）

特許庁長は、証明標章登録出願の審査に必要な場合、次の各号の事項について関係行政機関又は商品に関する知識と経験が豊富な者の意見を聴き、若しくは資料提出等の協力を要請することができる。

1. 証明しようとする商品の品質等に関する事項
2. 証明標章登録出願人が該当商品の品質等を証明し、管理することができる能力を備えているかに関する事項
3. その他証明標章登録の要件に関する事項

第8条（団体標章登録出願等の移転）

①（省略）

②法第48条第8項ただし書により証明標章登録出願の移転許可を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める移転許可申請書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 証明標章登録出願をその証明標章の業務とともに移転することを証明する書類
2. 証明標章登録出願の移転を受ける者が使用する法第36条第4項による定款又は規約
3. 第4条第1項による証明標章の使用に関する事項を定めた書類
4. 第4条第2項による証明しようとする商品の品質等を証明し、管理することができることを証明する書類

【商標法施行規則】

第28条（商標登録出願）

①（省略）

②法第36条第1項により商標登録を受けようとする者は、別紙第3号書式の商標登録出願書に次の各号の書類、ファイル又は見本等を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. ～5.（省略）

6. 動作の特徴を示す映像を収録した電磁的記録媒体（令第2条第2号に該当する連続した動作標章を含む商標のみ該当する。）

7. 別紙第4号書式の定款又は規約の要約書（団体標章登録出願、地理的表示団体標章登録出願、証明標章登録出願及び地理的表示証明標章登録出願のみ該当する。）

（以下、省略）

第45条（団体標章登録出願等の移転許可申請書）

①～②（省略）

③令第8条第2項第1号による書類には、移転を受ける者が法第3条第3項により証明標章の登録を受けることができる者に該当し、証明標章の使用に関する定款の内容が業務を移転する前後にわたって実質的に同一性を維持していることを説明し、又は確認する内容が含まなければならない。

（以下、省略）

1. 証明標章の意義

1.1 『証明標章』は、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することを業とする者が、他人の商品について、その商品が品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすということを証明するのに使用する標章をいう（法第2条第1項第7号）。

証明標章の例



羊毛製品の品質保証



食品危害要素重点管理基準



米国の電子製品等の安全認証



- 1.2 証明標章制度は、商標の品質保護機能強化の傾向を反映したものであって、需要者及び取引者に正しい商品情報を提供することにより、消費者及び取引者の最善の選択と消費を保障するための制度である。
- 1.3 証明標章制度は、2012年3月15日発効した韓国－米国間FTAの履行のために商標法に反映（施行）されたものであり、韓国－米国間FTA協定文第18.2条2は、“各当事国は、商標が証明標章を含むように規定する”と規定している。
- 1.4 証明標章は、需要者に、その商品がある特性を備えている、又は証明標章権者が要求する品質と基準を満たしているという情報を提供するためのものであるため、証明標章権の譲渡に対する制限又は品質誤認若しくは出処の混同を防止することを要求する等、制限を設けている。

【証明標章の登録解除事由（法第119条第1項第9号）】

- i) 証明標章権者が、第36条第4項により提出された定款又は規約に違反して、証明標章の使用を承諾した場合
- ii) 証明標章権者が、第3条第3項ただし書に違反して、証明標章を自己の商品について使用する場合
- iii) 証明標章の使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することにより、需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性に関して誤認を引き起こした場合（ただし、証明標章権者が使用の許諾を受けた者に対する監督に相当な注意を払った場合は除く。）
- iv) 証明標章権者が、商標標章の使用の許諾を受けていない第三者が証明標章を使用して需要者に商品の品質、原産地、生産方法又はその他の商品の特性に関する誤認を引き起こしたことを知りつつも、適切な措置を取らなかった場合
- v) 証明標章権者が、その証明標章を使用することができる者に対し、正当な事由なしに、定款若しくは規約により使用を承諾せず、又は定款若しくは規約を満たすことが困難な使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾しなかった場合には、証明標章登録が取り消され得る。

【商標と証明商標の比較】

【団体標章と証明標章の比較】

区分	商標	証明標章
機能	商品の出処表示	品質及び特性等を証明、保証
使用主体	所有者本人	定款で定めた基準を満たす他人
管理	管理・統制の必要性が低い	管理・統制の必要性が高い（一般公衆の利益保護）
使用許諾	商標権者の裁量的権限	定款で定めた基準を使用者が満たす場合は、差別なく使用を許諾しなければならない

区分	団体標章	証明標章
機能	使用者が団体員であるという出処表示	品質及び特性等を証明・保証
使用主体	団体員のみ使用可能 標章権者である団体も使用可能	定款で定めた基準を満たしている他人 証明標章権者は使用不可
例	 (韓国電気工業協同組合)	 (Wool Mark、国家統合認証マーク)

2. 証明標章の出願人適格

- 2.1 “証明標章”は、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することを業とする者が、他人の商品について、その商品が品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすということを証明するために使用するものであって、自己の営業に関する商品に使用しようとする場合には、証明標章登録を受けることができない（法第3条第3項）。
- 2.2 自己の営業に関する商品に証明標章を使用しようとする場合には、証明標章の登録を受けることができない（法第3条第3項ただし書）。したがって、証明標章登録出願人が自己の営業に関する商品に使用するために出願する場合には、法第3条違反を理由に拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.3 証明標章は、品質等を保証する機能を有するので、証明標章登録出願人又はその権利者は、証明標章と同一又は類似の標章を商標・団体標章・業務標章として登録を受けることができず、その逆の場合も同様である。これに違反した場合もやはり、法第3条第5項違反を理由に拒絶理由を通知しなければならない。

2.4 証明標章は、団体標章とは異なり、法人だけでなく個人も出願して登録を受けることができる。ただし、証明標章登録出願の出願人は、標章の使用を管理・統制することができなければならないが、個人は証明標章使用者に損害となる標章の不法的使用を防ぎ、又は標章使用权者の自由な使用を保障するのに困難があるため、証明の能力や証明標章使用者に対する管理・監督機能を厳格に審査しなければならない。

3. 証明標章の審査

3.1 標章についての審査

3.1.1 証明標章の審査にあたり、商標法に特別に規定したことを除き、商標に関する規定がそのまま適用され（法第2条第3項）、商標審査基準においても、商標審査基準で特別に定めることを除き、商標に関する規定がそのまま適用される。

3.1.2 証明標章の審査にあたり、標章に『証明（approved）』、『保証（guarantee）』、『認証（certification）』等の単語が含まれていたとしても、法第33条第1項第3号及び第34条第1項第12号を適用しない。

3.2 指定商品についての審査

3.2.1 証明標章登録出願の指定商品は、『証明の対象』と『証明の内容』がともに記載されなければならない。

3.2.2 証明標章登録出願において、指定商品がニース分類上の商品に容易に指定され得る場合には、その対象が属する商品分類の詳細商品名と証明しようとする内容の両方をともに記載しなければならない。

《証明標章の指定商品記載例①》

- 韓国空気清浄協会が、家庭用空気清浄機の集塵効率又はオゾン発生量を保証するために、
“” を証明標章として出願する場合、指定商品は、「第11類・家庭用空気清浄機の集塵効率の証明」あるいは「第11類・家庭用空気清浄機のオゾン発生量に関する証明」
- 韓国インターネット振興院が、情報保護管理体系の認証のために、“” を証明標章として出願する場合、指定商品は、『第38類・情報通信サービス提供業の情報保護管理体系の優秀性の証明』
- 葉茶の品質管理会社が、紅茶の原産地（DARJEELING）を証明する標章を出願した場合、指定商品は、「第30類・紅茶の原産地（DARJEELING）の証明」、紅茶の特別な品質管理（Ozone-Free）を証明する標章を出願する場合、「第30類・紅茶のオゾン親和的栽培品質の証明」

- 3.2.3 証明標章登録出願において、指定商品がニース分類上の商品に明確に指定することが困難な場合、証明の対象が包括名称で記載されているものも認める。

《証明標章の指定商品記載例②》

- 韓国デザイン振興院が、製品及び包装等が優秀産業デザインであることを証明するために、“” を証明標章として出願する場合、指定商品は、「第9類・コンピュータ製品の優秀デザインの証明」、「第12類・陸上移動装置の優秀デザインの証明」
- 民間企業が、百貨店や地下鉄駅舎等の空気の質がきれいであることを証明するための標章を出願する場合、指定商品は、『第36類・建物管理業の空気の質の管理証明』

- 3.2.4 証明標章登録出願の指定商品において、『証明の対象』と『証明の内容』のいずれかが記載されていないか、又はその記載が不明確である場合、審査官は、法第38条第1項により不明確な商品名称として拒絶理由を通知しなければならない。

3.3 類否についての審査

- 3.3.1 証明標章登録出願において、標章の同一又は類否は、証明標章はもちろん、商標・業務標章・団体標章等を考慮して判断するようにし、地理的表示証明標章の場合には、地理的表示団体標章との類否もともに考慮しなければならない。
- 3.3.2 商標・団体標章・業務標章登録出願人や権利者は、これと同一又は類似の標章で証明標章登録を受けることができないので、他人の先出願・先登録だけでなく、証明標章登録出願人の先出願・先登録事項についても検索を実施して、法第3条第5項の適用可否を判断しなければならない。
- 3.3.3 証明標章登録出願人と商標・団体標章・業務標章登録出願人又は権利者が同一である場合、類否の判断時点は、商標登録可否の決定をする時を基準とする。したがって、商標・団体標章・業務標章登録出願人又は権利者が証明標章の登録を受けるためにこれを取下又は放棄する場合、証明標章の登録可否の決定前までに取下又は放棄すれば、これを認めるようにする。
- 3.3.4 証明標章は、自己の営業に関する商品に使用する場合には登録を受けることができないので、審査官は、インターネット検索等を通じて、証明標章登録出願人が出願された証明標章と同一又は類似の標章を商品に使用しているかどうかを調査しなければならない。使用の事実を確認した場合、法第3条を適用して拒絶決定しなければならない。

3.4 定款又は規約等についての審査

- 3.4.1 証明標章の登録を受けようとする者は、証明標章登録出願書に証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人である場合には定款、法人でない場合には規約、地方自治団体又は国家である場合には条例・規則・告示・訓令等をいう。以下、“定款又は規約”という。）及び要約書、並びに証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することができることを立証する書類を添付しなければならない。定款又は規約を修正した場合には、法第40条第1項各号又は第41条第1項各号に定める期間内に、特許庁長に修正された定款又は規約を提出しなければならない。

3.4.2 証明標章登録出願人は、定款又は規約を作成するにあたり、証明標章を使用することを希望する者が、証明標章が証明する品質、原産地、生産方法又はその他の特性の試験・検査の基準、手順及び方法等を容易に知ることができるように記載しなければならず、審査官は、定款又は規約に次の事項が記載されているかどうかを確認しなければならない（令第4条）。

- (i) 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性に関する事項
- (ii) 証明標章の使用条件に関する事項、及び使用条件に違反した者に対する制裁に関する事項
- (iii) その他証明標章の使用に必要な事項

3.4.3 審査官は、証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することができることを立証する書類に次の事項が含まれているかどうかを確認しなければならない（令第4条第2項）。

- (i) 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性等についての試験・検査の基準・手続及び方法等に関する事項
- (ii) 証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理するために必要な専門設備、専門人員等に関する事項
- (iii) 証明標章使用者の管理・監督等に関する事項
- (iv) その他証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することができることを客観的に証明することができる事項。この場合、次のいずれかに該当する資料は、客観性があるものと見る。
 - ① 大学等の学術・研究機関又は試験・検査機関等の資料
 - ② 関連分野の修士・博士論文、専門分野の教科書・雑誌等に掲載されている資料
 - ③ 国家・地方自治団体・公共機関等で発刊した政策・業務・研究用役報告書等の資料

④新聞記事や放送番組に紹介された資料であって、関連専門家や専門機関等の評価が含まれている資料

⑤その他、社会通念上、客観性があると認められる資料

3.4.4 証明標章登録出願人が証明する品質、原産地、生産方法又はその他の特性についての試験・検査又は証明標章使用者に対する管理・監督を直接遂行することができない場合には、他人に委託することができる。この場合、他人の名称及び所在地、試験・検査の手順及び方法、管理・監督のための設備及び人員等について詳細に記載しなければならない。

3.4.5 審査官は、定款又は規約を審査するにあたり、証明標章の使用に関する事項において記載事項の全部又は一部の記載がない場合には、法第54条第6号に該当することを理由に、拒絶理由を通知しなければならない。この場合、出願人は、法第43条により補正することができる期間内に、修正定款等を提出して拒絶理由を解消することができる。

3.4.6 審査官は、正当な事由なしに、定款若しくは規約により証明標章の使用を許諾せず、又は定款若しくは規約を満たすことが困難な使用条件を規定する等、証明標章の使用を実質的に許諾しない場合には、法第54条第7号に該当することを理由に、拒絶理由を通知しなければならない。

4. 証明標章の移転許可

4.1 証明標章登録出願は、移転することができない。ただし、当該証明標章について法第3条による証明標章の登録を受けることができる者にその業務とともに移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

4.2 審査官は、証明標章登録出願の前の申請の承認可否を判断するときには、次の事項を考慮しなければならない。

(i) 業務とともに移転するものであるかどうか

(ii) 証明標章の譲受人が法第3条の証明標章の登録を受けることができる者に該当するかどうか

(iii) 法第36条第4項による定款又は規約の記載内容が適正であるかどうか

(iv) 譲受人が、証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し、管理することができるかどうか

- 4.3 審査官は、証明標章登録出願の移転申請について、移転申請書類の提出有無、記載事項の漏れの有無及び記載内容の適合性等を審査した後、移転許可の承認又は不承認を通知しなければならない。不承認の通知の際には、その事由をともに記載しなければならない。

5. 証明標章権特有の制度

- 5.1 証明標章権は、原則として移転することができない。ただし、当該証明標章の登録を受けることができる者に、その業務とともに移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる（法第93条第7項）。
- 5.2 証明標章権については、専用使用权や通常使用权を設定することができない（法第95条第2項、第97条第5項）。
- 5.3 証明標章権を目的とする質権の設定をすることができない（法第93条第8項）。

第4章 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章

関連法令

【商標法】

第2条（定義）

①この法で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. ～3. （省略）

4. “地理的表示”とは、商品の特定品質・名声又はその他の特性が本質的に特定地域で始まった場合に、その地域で生産・製造又は加工された商品であることを示す表示をいう。

5. “同音異義語地理的表示”とは、同一の商品に対する地理的表示が他人の地理的表示と発音は同じであるが該当地域が異なる地理的表示をいう。

6. “地理的表示団体標章”とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接使用し、又はその所属団体に使用させるための標章をいう。

7. （省略）

8. “地理的表示証明標章”とは、地理的表示を証明することを業とする者が他人の商品についてその商品が定められた地理的特性を満たすということを証明するのに使用する標章をいう。

9. ～11. （省略）

②～③（省略）

④地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定したことを除き、地理的表示団体表彰に関する規定を適用する。

第3条（商標登録を受けることができる者）

①（省略）

②商品を生産・製造・加工・販売し、又はサービスを提供する者が共同で設立した法人（地理的表示団体標章の場合には、その地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者のみで構成された法人に限る。）は、自己の団体標章の登録を受けることができる。

（以下、省略）

第33条（商標登録の要件）

①～②

③第1項第3号（産地に限る。）又は第4号に該当する標章であっても、その標章が特定の商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品（第38条第1項により指定した商品及び第86条第1項により追加で指定した商品をいう。以下同じ。）として地理的表示団体標章登録を受けることができる。

第51条（商標専門機関の指定等）

①～④（省略）

⑤特許庁長は、「農水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目について地理的表示団体標章が出願された場合には、その団体標章が地理的表示に該当するかに関し、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聞かなければならない。

（以下、省略）

第54条（商標登録拒絶の決定）

審査官は、商標登録出願が次の各号の一に該当する場合には、商標登録拒絶の決定をしなければならない。

1. 第2条第1項による商標、団体標章、地理的表示団体標章、証明標章、地理的表示証明標章又は業務標章の定義に合わない場合
2. ～4.
5. 地理的表示団体標章登録出願の場合に、その所属団体員の加入に関し、定款により団体の加入を禁止し、又は定款に充足することが困難な加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しない場合

（以下、省略）

【商標法施行令】

第3条（団体標章の使用に関する定款の記載事項）

①（省略、第2章“団体商標”を参照）

②地理的表示団体標章の場合には、第1項各号の事項以外に次の各号の事項を含む。

1. 商品の特定の品質・名声又はその他の特性
2. 地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的連関性
3. 地理的表示の対象地域
4. 商品の特定品質・名声又はその他の特性に対する自己管理基準及び維持・管理方案

第5条（地理的表示の定義と一致することを立証することができる書類）

地理的表示団体標章登録又は地理的表示証明標章登録を受けようとする者は、法第36条第5項により同条第3項又は第4項の書類以外に地理的表示の定義と一致することを証明することができる次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 商品の特定の品質・名声又はその他の特性に関する書類
2. 地理的環境と商品の特定の品質・名声又はその他の特性との本質的連関性に関する書類
3. 地理的表示の対象地域に関する書類

第7条（地理的表示団体標章登録出願に関する地方自治団体の意見聴取等）

①特許庁長は、地理的表示団体標章登録出願の審査に必要な場合、次の各号の事項に対し関連地方自治団体の意見を聞き、又は資料提出等の協力を要請することができる。

1. 地理的表示を使用することができる該当商品（以下、“地理的表示該当商品”という。）の生産・製造・加工及び流通に関する事項
2. 地理的表示該当商品の生産者団体等、地理的表示商品現況に関する事項
3. 出願人がその地域の生産者等を代表することのできる資格若しくは能力を備えているのかに関する事項
4. その他、地理的表示該当商品の特性、地理的環境と商品の特定品質等との本質的連関性等、地理的表示団体標章の登録要件に関する事項

②地理的表示の対象地域を管轄する地方自治団体の長は、該当地理的表示団体標章登録出願について、特許庁長に対し次の各号の事項に関する意見を提出することができる。

1. 出願人が地理的表示該当商品の生産・製造・加工及び流通と関連して、その地域の生産者等を代表することができる資格又は能力を備えているか否か
 2. 地理的表示該当商品の特性、地理的表示の対象地域及び自己管理基準等が適切であるか否か
- ③地理的表示の対象地域を管轄する地方自治団体の長は、地理的表示の適切な保護のために、必要な場合には出願人と協議し、又は調停することができる。

【商標法施行規則】

第28条（商標登録出願）

①～②（省略）

③「農水産物品質管理法施行規則」第56条第1項第3号から第6号までの書類を山林庁長、国立農産物品質管理院長又は国立水産物品質管理院長に提出した場合（2011年1月1日以後に提出した場合のみ該当する。）には、別紙第3号書式の商標登録出願書に該当事項を表示することにより、令第5条各号の書類提出に代えることができる。この場合、特許庁長は、山林庁長、国立農産物品質管理院長又は国立水産物品質管理院長に対し、該当書類の提出有無を確認した後、その写しを要請しなければならない。

④法第36条第5項により地理的表示団体標章登録又は地理的表示証明標章登録を受けようとする者は、次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 地理的表示団体標章の出願人である法人がその地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業とする者のみで構成された事実を証明することができる書類 1部（地理的表示団体標章登録出願の場合のみ該当する。）

2. 次の各目の事項を地方自治団体の長が確認した事実の確認書類 1部（外国の地理的表示について地理的表示団体標章登録出願又は地理的表示証明標章登録出願をする場合は除く。）

イ. 令第5条の事項

ロ. 利害関係者間の調停事項

3. 原産地国家で地理的表示として保護を受けているという事実（外国の地理的表示について地理的表示団体標章登録出願又は地理的表示証明標章登録出願をする場合のみ該当する。）

⑤（省略）

⑥出願人は、地理的表示団体標章登録出願又は地理的表示証明標章登録出願と関連して、次の各号の事項を記載した書類とその内容を証明する書類を、特許庁長に提出することができる。

1. 地理的表示を使用することができる該当商品の生産・製造・加工及び流通現況（該当地域の全体、出願人、所属団体員別現況、その他同種商品の主要生産地域等に区分する。）

2. 出願人が該当地域で地理的表示を使用することができる該当商品を生産・製造又は加工する者を代表することができる資格又は能力を持っているという事実

（以下、省略）

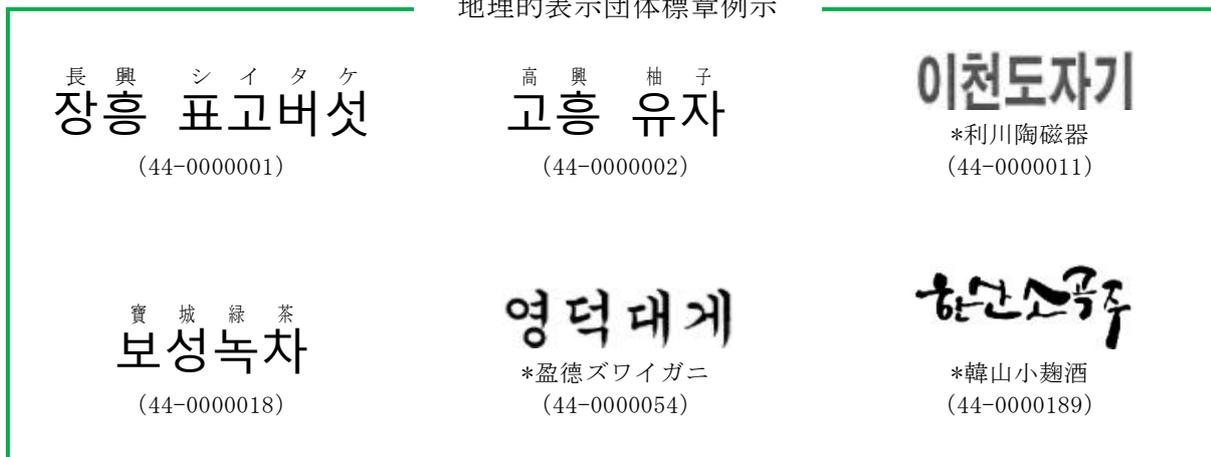
1. 地理的表示（Geographical Indications）の意義

1.1 地理的表示の概念

『地理的表示』は、広い意味では、出処表示と原産地名称の両者の両方をともに含む上位概念であるが、一般的に『地理的表示（Geographical Indications; GI）』とは、‘特定地域の商品の生産者が、その地域で生産された商品であるということを示すための表現について権利を主張できるようにする商品・地域間の連結性を示す標識’という狭義の意味をいう。

したがって、『地理的表示』とは、単なる地名ではなく、‘^{靈光イシモチ} 영광굴비’のように、特定の品質・名声等が、本質的に該当地域の気候、土壌、地形等の地理的環境に起因している場合に、その商品が生産・製造又は加工された地域を示す表示である。すなわち、他の地域と区別される品質や評判等の特性が、その地域の気候、土壌、地形等の自然的条件や伝統的な生産秘法等の人的条件を含む地理的環境から本質的に始まる場合に、その地域で生産・製造又は加工された商品であることを示す表示である。

地理的表示団体標章例示



1.2 商標法上の地理的表示保護制度と「農水産物品質管理法」上の地理的表示保護制度

1.2.1 世界各国は、地理的表示を地理的表示登録特別法や商標法又は不正競争防止法制により保護し、又はこれらのすべてを通じて保護している。わが国は、地理的表示の保護と関連して、上記三法制がすべて設けられている。

1.2.2 商標法は、地理的表示を団体標章と証明標章に二元的に保護している。また、地理的表示保護の対象を商品全体としており、商品の生産・製造・加工のいずれか一つのみでもその地理的特性と関連があれば保護の対象となるということにその特徴がある。

(i) 『地理的表示団体標章』とは、地理的表示を使用することのできる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が、直接使用し、又はその所属団体員に使用させるための標章をいう（法第2条第1項第6号）。

(ii) 『地理的表示証明標章』とは、地理的表示を証明することを業とする者が、他人の商品について、その商品が定められた地理的特性を満たすということを証明するのに使用する標章をいう（法第2条第1項第8号）。

1.2.3 これに対し、「農水産物品質管理法」上の地理的表示保護制度は、出処表示の標識的保護に加え、品質認証制の性格を強く帯びている。「農水産物品質管理法」は、地理的表示の概念を「農水産物又はその加工品の名声・品質、その他の特徴が本

質的に特定地域の地理的特性に起因する場合、該当農水産物又は農水産加工品が、その特定の地域で生産・製造・加工されたことを示す表示をいう」と規定することにより、保護の対象を「農産物・水産物」及び「その加工品」に限定し、商品の生産・製造・加工のすべてが特定地域で行われることを要求している。

1.2.4 したがって、^{利川陶磁器}이천도자기、^{南原木器}남원목기等の地理的表示は、商標法によっては登録され得るが、「農水産物品質管理法」によっては登録できない。

1.2.5 一方、商標法と「農水産物品質管理法」は、各法により先に出願され、又は登録された地理的表示と同一又は類似の地理的表示は、登録を受けることができないようにしている（法第34条第1項第18号、農水産物品質管理法第32条第9項第2号）。

1.3 韓国・EU、韓国・米国、韓国・チリ、韓国・ペルー、韓国・トルコ、韓国・カナダ間FTAによる地理的表示の保護

1.3.1 韓国・EU間FTA協定文は、各国の地理的表示を、不正競争防止法により積極的に保護し、商標法により消極的に保護する規定を置いている。すなわち、各国は、協定文附属書を通じて交換した地理的表示目録（EU162個、大韓民国64個）については不正競争防止法第3条の2により、特別な登録手続を経ることなく各当事国での排他的使用を保障する一方、法第34条第1項第19号により他人の登録を排除している。

1.3.2 韓国・EU間FTA協定文附属書に記載された地理的表示は、その名称全体として保護されるので、たとえば、『Mozzarella di Bufala Campana（モッツァレラ・ディ・ブーフアラ・カンパーナ；水牛乳チーズの一種）』という名称全体と同一又は類似の標章が登録排除効を有する。したがって、全体的な名称でなく『モッツァレラ』のような一部単語のみ標章に使用されている場合、これは、チーズの種類を示す一般名称と見て審査しなければならない。

1.3.3 韓国・米国間FTA協定文は、地理的表示を商標法上証明標章として保護するように規定しているので、商品の品質、原産地、生産方法やその他の特性が地理的特性に起因したものであるときには、地理的表示証明標章として登録され得る。

1.3.4 韓国・チリ（協定文附属書16.4.3及び16.4.4）、韓国・ペルー（協定文附属書17イ）、韓国・トルコ（協定文附属書2）、韓国・カナダ（協定文16.10）間FTAで相互保護することとした地理的表示も、法第34条第1項第19号により他人の登録を排除している。

2. 商標法上保護対象となる地理的表示

2.1 商品

地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章は、商品に限り保護がなされる。これに対し、商品の種類には制限がないため、農産品・水産品・その加工品だけでなく、工業生産品（特に、手工芸品）も、保護の対象となる。

2.2 特定の品質・名声又はその他の特性

特定地域で生産・製造又は加工された商品が、他の地域で生産・製造又は加工された商品と区別される品質・名声、生産方法又はその他の特性がなければならない。この場合、特定の品質・名声又はその他の特性のいずれか一つのみ特定地域に由来すれば足ると見て、気候・土壌・地形等の自然的条件以外に、伝統的な生産秘法等の人的条件により獲得される場合も該当する。

2.3 本質的な関連性の存在

単にその地域で生産、製造又は加工されたということのみでは地理的表示として認められず、その商品の特性等がその地域の気候、土壌、地形等の自然的条件や独特の技法等の人的条件を含む地理的環境に本質的に基づいていなければならない。ただ、本質的という要件についての明確な基準はないが、通常、自然的・人的要素を含む当該地域の地理的環境がなかったならば当該商品の品質・名声又はその他の特性が示され難い場合、本質的関連性があると見る。“タンニン含量が適当で渋味や苦味等五味がはっきりしている”等といった“寶城緑茶の特性”や、“寶城郡で数百年間適応されてきた在来種の緑茶種子”、“砂壤土で構成されて水はけの良い土壌”、“海と川が

隣接していて温度が暖かく霧の日が多い”、“茶の生育期間に集中する降水”等といった、寶城郡の“地理的環境”は、本質的な連関性が認められ得る代表的な例である。

2.4 商品の地理的原産地

商品が生産・製造又は加工された地域の名称をいうが、必ずしも行政区域上の範囲と一致しなければならないものではなく、気候・土壌・地形等の地理的環境によって区画され、また、外国の地域も含まれる。地理的表示の対象地域は、生産・製造又は加工が必ずしも同一地域で行われなければならないものではないが、商品の品質等が生産・製造及び加工の全過程に起因する場合には、その生産・製造及び加工が同一地域で行われなければならないであろう。

2.5 同音異義語地理的表示

同音異義語地理的表示とは、同一の商品に対する地理的表示において他人の地理的表示と発音上では同じであるが、該当地域が異なる地理的表示をいう（法第2条第1項第5号）。

2.5.1 同音異義語地理的表示は、形式上では地域名称＋商品名称が同一ではあり得るが、地域が異なることによりその商品の特性も異なり得るため、実質的な同音異義語地理的表示とは認められにくい（例：大韓民国の^{盈徳}영덕と同一の名称で、中国にも^{寧徳}영덕があるが、地理的表示は『^{盈徳}영덕ズワイガニ』全体であり、中国の寧徳はズワイガニで有名な所ではないので、実質的な同音異義語地理的表示ではない）。

2.5.2 しかし、もし地理的特性に起因した商品までもが同じ場合には、それぞれ自由な使用を保証する必要があるため、商標法は、同音異義語地理的表示についていくつか例外を規定している。

（i）法第34条第1項第8号、第10号の規定は、同音異義語地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の相互間には、これを適用しない（法第34条第4項）。

(ii) 法第35条第1項及び第2項の規定は、同音異義語地理的表示間には適用しない（法第35条第5項）。

(iii) 同音異義語地理的表示の使用は、地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の侵害とみなさない（法第108条第2項第1号かっこ書）。

2.5.3 ただし、法第34条第1項第13号は不正な目的に関するものであるため、同音異義語地理的表示が他人の商標を模倣して不当な利益を取ろうとしている場合であると判断されるときには、これを適用することができる。

2.5.4 同音異義語地理的表示は、出处について需要者の誤認・混同のおそれがあるため、地理的表示団体標章権者や地理的表示証明標章権者等は、需要者に混乱を招かせないようにする表示を登録標章とともに使用しなければならない（法第223条）。

3. 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の出願人適格

3.1 地理的表示団体標章の出願人は、地理的表示を使用することのできる商品を生産・製造又は加工する者で構成された法人に限る（法第3条第2項かっこ書）

3.1.1 法人格を持つ生産者団体、加工者団体、生産・加工者団体、生産・製造・加工する者が含まれる団体又はこれらの連合会等であって、その主たる事務所の所在地が当該地域内に位置していなければならない、所属団体員（地理的表示を使用する商品を生産・製造又は加工する者）の場合はその住所地・生活の根拠地・主たる事務所の所在地又は生産・製造若しくは加工のための土地や工場等の主要設備が当該地域内になければならない。

3.1.2 出願人と所属団体員（地理的表示を使用する商品を生産・製造又は加工する者）は、団体の主たる事務所の所在地等を立証するために、法人登記簿謄本、住民登録抄本又は官公署の確認書等の資料を提出しなければならない。

3.1.3 所属団体員には、地理的表示該当商品の生産及び製造又は加工する者が必ず含まなければならないが、これを専業とすることを必要とするものではない。

3.1.4 出願人である生産者団体等には、二以上の法人・個人・組合せ又は団体等が所属団

体員として含まれ得る。しかし、出願人は、単一でなければならず、二以上の出願人が共同で出願することはできない。

- 3.1.5 地理的表示団体標章所属団体に地理的表示を使用する商品を生産・製造・加工する者と生産・製造・加工をしない者が一緒に含まれている場合は、定款に団体標章権者及び地理的表示を使用する商品を生産・製造・加工する団体が当該地理的表示団体標章を使用でき、所属団体のうち販売者の場合は地理的表示を使用する商品にのみ当該地理的表示団体標章を使用できる旨を定めなければならない。定款に地理的表示を使用できる者の範囲について定めがない場合は、地理的表示団体標章の定義規定に合致しないものとみなす。
- 3.1.6 出願人適格等が認められない出願については、法第3条（商標登録を受けることができる者）に違反するものとして拒絶理由を通知しなければならない。

3.2 地理的表示証明標章の出願人は、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を業として証明して管理することができる者である。

- 3.2.1 証明標章は法人だけでなく個人も出願人適格を有するため、地理的表示証明標章も、個人が出願して登録を受けることができる。しかし、個人が地理的特性に関する事項を管理・監督することが困難であり得るため、そのような能力があるかどうかについて厳格に審査しなければならない。
- 3.2.2 地理的表示団体標章は、出願人の営業に関する商品に直接使用することができるが、地理的表示証明標章は、自己の営業に関する商品に使用しようとする場合には、登録を受けることができない。
- 3.2.3 その他の事項については、大部分が地理的表示団体標章に関する事項を準用する。

4. 地理的表示団体標章と地理的表示証明標章の審査

4.1 地理的表示の定義に合致するかどうかの判断

- 4.1.1 地理的表示の定義に合致するかどうかの判断は、定款・指定商品等と、次の事項とともに考慮して、総合的に判断しなければならない。

- (i) 地理的表示該当商品の生産・製造・加工・流通現況
- (ii) 出願人が当該地域で地理的表示該当商品を生産・製造又は加工する者を代表し得る資格や能力を備えているかどうか
- (iii) 出願人が地理的表示の適正な保護のために地理的表示該当商品を生産・製造又は加工する個人、営農組合法人、生産者団体等の関係団体や関連自治体及び専門機関等の参与を保障し、地理的表示団体標章登録出願の際に必要な団体の構成、定款の作成、地理的表示の定義に合致することを立証する書類の提出等と関連して、利害関係者相互間の利害調整又は合意導出のために、又は関連地方自治団体及び専門機関等との協議・諮問又は調整等のために推進した事項及び努力の程度

4.1.2 地理的表示の定義に合致するかどうかの判断の際には、関連地方自治団体の意見とともに、農産物、水産物及びその加工品のうち「農水産物品質管理法」上の地理的表示の登録対象品目については、地理的表示の該否についての農林畜産食品部長官及び海洋水産部長官の意見を参考にしなければならず、審査に必要であると認める場合には、法第51条（商標専門機関の指定等）及び取扱規程第105条（審査諮問の依頼）により審査諮問委員の意見を聞くことができる。

4.1.3 審査官は、地理的表示の定義に合致しないと判断する場合には、その理由を項目毎に具体的に明示して一括的に通知することにより、出願人がこれを修正・補完し、又は補正することができる機会を与えなければならない。

4.2 定款又は規約の記載事項についての審査

4.2.1 地理的表示団体標章と地理的表示証明標章の出願において定款又は規約（附属書がある場合には、これを含む。以下同じ。）の記載事項は、団体標章及び証明標章の定款又は規約の内容以外に、地理的表示に関する次の事項を含まなければならない。

- (i) 商品の特定の品質・名声又はその他の特性に関する事項
- (ii) 地理的環境と商品の特定の品質・名声又はその他の特性との本質的連関性

に関する事項

(iii) 地理的表示の対象地域に関する事項

(iv) 商品の特定の品質・名声又はその他の特性に対する独自の管理基準及び維持管理方策に関する事項

4.2.2 定款又は規約の記載事項についての審査は、定款又は規約とその定款又は規約の要約書の内容が一致しているかどうかと、令第3条第2項の必須的記載事項がすべて含まれているかどうかを確認しなければならない。定款と定款の要約書の内容が一致せず、又は必須的記載事項に漏れがある場合には、法第54条第6号を適用して拒絶理由を通知しなければならない。

4.2.3 地理的表示団体標章の場合、所属団体員の加入等に関する規定を審査するにあたっては、該当加入規定がない、又は過度に不明確な場合、団体の加入条件等が社会通念上内容的・手続的に履行し難く実質的に団体加入を禁止又は制限するものと認められる場合には、法第54条第5号に該当するものとして拒絶理由を通知しなければならない。

4.2.4 地理的表示団体標章又は証明標章の出願人が外国人である場合、該当国家の法令により定款に4.2.1.の各号の事項を含めることができず、又は含めることが極めて困難であり得るため、このような場合には、定款に上記事項がないとしても、4.2.1.の各号の事項が記載された定款に相応する書類（例えば、4.2.1.の各号の事項を規定した理事会の会議録及びこのような会議録が公証と同一の効力を有するという陳述書等）が提出される場合には、定款に含まれているものと同一のものとみなすことができる。

4.3 標章の審査

4.3.1 地理的表示団体標章は、地理的表示を保護することを目的とするため、次の各号の場合を除き、地理的表示だけで構成された標章又は地理的表示と商品名を結合した標章のみを地理的表示の定義に合致するものと見る。

(i) その地理的表示の使用に一般的に伴われ得る共通の模様・ロゴ・図形又は

出願人の名称を標章の構成部分として含む場合（地理的表示以外の部分が地理的表示部分を過度に弱化又は希釈させる場合を除く）

- (ii) 地理的な名称でない非地理的名称（例：エッフェル塔）やエンブレム（例：エッフェル塔の形状）等で構成されているが、地理的名称を即座に連想させる場合
- (iii) 地理的表示団体標章として出願した標章が原産地国家で地理的表示として保護を受けていることを証明した地理的表示と同一の標章である場合

4.3.2 次の場合には、地理的表示の定義に合致していない標章と見て、拒絶理由を通知する。

- (i) 地理的表示に該当する標章がない場合
- (ii) 標章の構成において地理的表示を修飾若しくは限定し、又は別個の識別力を有する文字を組み合わせた場合、
- (iii) 地理的表示の使用に一般的に伴われ得るロゴ等を組み合わせたか、これにより地理的表示の部分が過度に弱化又は希釈していると判断した場合
- (iv) 二以上の市・郡名を結合し、又は市・道名若しくは市・郡名と邑・面・洞名を結合するというように、二以上の地名等を結合した場合（ただし、伝統的に二以上の指名を結合したもので使用されてきており、現在でもそのように広く使用されている、又は一般需要者に二以上の地名等を結合したものとして顕著に認識されている場合を除く。）

4.3.3 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の出願にあたり、地理的表示部分を除いた標章の残りの部分を削除補正する内容の商標の補正は、法第40条第2項による出願の要旨変更には該当しないものと見る。ただし、マドリッド議定書による国際商標登録出願の場合には、要旨変更と見る。

4.4 指定商品の審査

4.4.1 地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の出願にあたっては、次の場合（この

場合にも、包括名称や不明確な商品名称については、法第38条第1項を適用する)を除き、二以上の商品を指定商品として登録を受けることができない。

(i) 伝統的に包括名称について広く知られ、現実的にも包括名称として広く使用されている場合

(ii) 原材料商品及びその原材料商品の主原料となる原料で作られた複数の加工品等のように、非常に緊密な連関関係がある商品の場合

4.4.2 二以上の商品を指定商品として登録を受けることができる場合であっても、二以上の商品が実質的に同一の内容の品質・名声又はその他の特性等を有していて、個別指定商品毎にそれぞれ地理的表示の定義に合致することを証明する資料を提出する必要のないことが積極的に疎明されない以上、地理的表示の定義に合致することを立証する書類が提出されていない指定商品については、地理的表示の定義に合致しないことを理由に、その指定商品を明示して拒絶理由を通知しなければならない。

4.5 地理的環境と商品の特性等についての審査

4.5.1 気候、土壌、地形等の自然的要素と、その地域に固有の伝統的な生産秘法や特有の加工方法、包装方法等の人的要素とを含む地理的環境が当該商品の品質又は特性等及ぼしている積極的な影響を判断要素とする。

4.5.2 社会経験則上、自然的要素や人的要素のいずれか一つ以上の要因がなければ、地理的表示該当商品の品質・名声又はその他の特性のうちのいずれか一つ以上の重要な結果が示され難いと判断される関係が成立する場合、地理的環境と商品の特性との間に本質的連関性があると見る。

4.5.3 指定商品の審査に関する規定は、地理的環境と商品の特性等との本質的連関性についての審査に準用する。

4.5.4 商品の品質又はその他の特性についての審査は、提出された商品の品質又はその他の特性に関する記載内容の信頼性の有無を確認し、地理的表示の定義に合致する特性等を備えているかどうかにより判断する。

4.5.5 商品の品質又はその他の特性に関する記載内容が次に該当する資料を根拠に作成された場合には、信頼性のあるものと見る。

- (i) 専門的かつ中立的な大学等の学術機関・研究機関又は試験・検査機関等の資料
- (ii) 関連分野の修士・博士等の論文や専門分野の教科書や雑誌等に掲載された資料
- (iii) 国家や地方自治団体等の公共機関で発行した政策又は業務関連資料や研究用役報告書等の資料
- (iv) 主要新聞や放送の記事や番組により紹介された資料であって、関連専門家や専門機関等の評価が含まれている資料
- (v) その他、社会通念上、一般的に信頼性があると認められる資料

4.5.6 商品の品質又はその他の特性が地理的表示の定義に合致する特性を備えているかについての審査は、当該商品の品質又はその他の特性が、同種商品一般又は比較対象となる特定地域の同種商品の品質又はその他の特性と対比して有意な差を示す自他商品識別力（特別顕著性）を備えているかどうかを判断するものとする。ただし、地理的表示を使用する商品の比較対象として国内他地域の同種商品が存在しない場合は、当該商品の生産・製造・加工方法による特性だけでも判断することができる（例えば、加工食品の場合は同種の比較対象となる商品が存在しないことが多いため、当該商品の特性だけでも判断することができる）。

4.5.7 商品の名声についての審査は、商品の有名性に関する歴史的な証拠資料、国内外の認知度、受賞経歴、品質・規格等の国内外での認証取得等の資料及び消費者の認知度についての設問調査等の資料を土台とするが、法第33条第2項の、需要者にその商標が特定の者の商品に関する出処を表示するものと識別することができるようになった程度の該否に対する判断基準を準用する。

4.5.8 加工食品の場合、当該地域の気候、土壌、地形等の自然条件や商品の特定の品質、名声又はその他の特性との関連性よりは、商品の歴史性、伝統的な生産の秘訣、特有の加工方法等の人的要素に起因する場合が多いため、加工食品をめぐる地理的環

境や商品の特定の品質、名声又はその他の特性との本質的関連性に関する審査においては、当該商品がその地域の地理的環境に起因する歴史性と周知性を獲得したかどうかについて考慮の上、審査する。

- 4.5.9 加工食品が歴史性と周知性を獲得したかどうかの判断においては、当該商品の名声が過去から蓄積され、その結果が認知度等として現れたという因果関係を示す資料（研究資料、文献、メディア報道等）から、他地域の商品と区別されるより高い名声、独特な品質又はその他の特性が本質的にその地域の地理的・人的要因に起因するかどうかを基準に判断する。
- 4.5.10 商品の品質又はその他の特性は、自然に名声が伴われ、名声はまた、品質やその他の特性に主に起因するので、商品の品質又はその他の特性に関する書類及びその立証書類と名声に関する書類及びその証明書類はともに提出され、ともに審査することを原則とする。
- 4.5.11 地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、「農水産物品質管理法施行規則」第56条第1項第3号から第6号までの書類を国立農産物品質管理院長、山林庁長又は国立水産物品質管理院長に提出した場合（2011年1月1日以降に提出された場合のみ該当する。）には、商標登録出願書に該当事項を表示し、以下の書類を提出しないことができる。
- (i) 商品の特定の品質、名声又はその他の特性
 - (ii) 地理的環境と商品の特定の品質、評判、名声又はその他の特性との本質的
連関性
 - (iii) 地理的表示の対象地域とその範囲

4.6 地理的表示の対象地域及びその範囲の適正性についての審査

- 4.6.1 地理的表示の対象地域は、地理的表示を使用する商品の原産地を、気候、土壌、地形等の自然的な要因や人的要因に応じて、一定の地域に区画して表示することを行い、特定の行政区域と必ずしも一致するものではない。
- 4.6.2 地理的表示の対象地域の記載は、地理的表示に該当する行政区域単位を基準とし、その対象地域を正確に表示した地図をともに提出しなければならない。この場合、

該当行政区域内の一部に限定され、又は該当行政区域単位を超えて使用されなければならない気候、土壌又は地形等の地理的な特徴や共通的な歴史的背景等がある場合には、これを明確に識別することができるようにしなければならない。

- 4.6.3 地理的表示の対象地域が該当地理的表示の原産地に該当する地名に属する行政区域よりも限定される場合には、これにより地理的表示該当商品を生産・製造又は加工する者の団体加入が実質的に制限されるかどうかを確認しなければならない。
- 4.6.4 行政区域の名称改編等により地理的表示団体標章の行政区域と対象地域となる行政区域の名称が異なる場合、出願人が同一地域であることを立証すれば対象地域の範囲が一致するものとみなし、地理的表示に“山”や“江（川）”が含まれている場合はその山や川がある具体的な行政区域の名称で対象地域を限定すれば対象地域の範囲が一致するとみなすことができる。

5. その他の証明書類についての審査

5.1 原産地国家で保護を受けていることを証明する書類等

『原産地国家で保護を受けていることを証明する書類』とは、地理的表示の登録や管理を担当する特許庁又は関係行政機関等で発給した地理的表示として登録されていることを証明する書類と、法院等で発給した地理的表示として保護を受けていることを認める判決文等の書類をいう。

5.2 地理的表示団体標章又は地理的表示証明標章の登録出願のために、関連地方自治団体と協議し、地方自治団体の長が確認した事実を証明する書類

- 5.2.1 『関連地方自治団体と協議し、地方自治団体の長が確認した事実を証明する書類』は、管轄区域内の特定の地理的表示団体標章登録出願又は地理的表示証明標章登録出願と関連して、関連地方自治団体の長が団体の構成、所属団体員の加入資格及び加入条件、利害関係者間の利害調整、地理的表示該当商品の特性、地理的環境との本質的連関性、地理的表示対象地域の適正性、品質等の特性に対する独自の管理基準及び維持管理方案等に関する事項と、出願人の代表性の有無等について

て、出願人と協議及び確認したという内容の証明書をいう。

- 5.2.2 該当書類が提出されていない、又は協議及び確認内容と結果が不明確である場合に協議及び確認内容と結果が過度に形式的であって通過儀礼に過ぎない場合には、実質的に協議を経ていない、又は確認がされていないと見て、補正を命じなければならず、補正の命令にもかかわらず、実質的に協議を経ていない、又は確認がされていない場合には、地理的表示の定義に合致しないものと見る。
- 5.2.3 地理的表示を使用する二つ以上の団体が同一・類似の地理的表示団体標章を出願した場合は、当該地方自治体の確認書類‘協議事実証明書類’と‘団体の代表性確認書類’を綿密に確認しなければならず、地理的表示団体標章を出願した両団体が十分な協議を行った事実が‘協議事実証明書類’に具体的に記載されない場合は、地理的表示団体標章の定義に合致しないものと見る。必要な場合、審査官は地理的表示団体標章を出願した両団体等に協議事実の整合性について確認することができる。

6. 同一の地理的名称の出願についての処理

地理的表示団体標章は、特定の地理的表示に権利を付与するものであるため、先登録地理的表示団体標章権者と同一の出願人、又は先出願地理的表示団体標章登録出願人と同一の出願人が、同一であると認識されている商品に同一の地理的名称を含む地理的表示団体標章をあらためて出願する場合、一商標一出願に違反するものと見て、法第38条第1項により拒絶理由を通知する。この場合、地理的表示の同一性を広く見て、自体等が異なるとしても同一の地理的名称として認識することができれば、同一の商標と見るようにする。

7. 出願の変更等

- 7.1 地理的表示団体標章登録出願と、地理的表示証明標章登録出願は、他の類型の出願に変更することができない。
- 7.2 マドリッド議定書による国際商標登録出願を通じて地理的表示団体標章及び地理的表示証明標章の登録を受けようとする者は、国際登録日（事後指定の場合には、事後指

定日) 又は補正の通知を受けた日から3ヶ月以内に、その旨を記載した書類と地理的表示の定義に合致することを証明することのできる書類を、定款又は規約とともに提出しなければならない(法第182条第3項)。

第8部 非典型商標に 対する審査



第1章 立体商標

関連法令

【商標法施行規則】（第2章～第7章に関連する法令も本章参照）

第28条（商標登録出願）

①（省略）

②法第36条第1項により商標登録を受けようとする者は、別紙第3号書式の商標登録出願書に、次の各号の書類、ファイル又は見本等を添付して特許庁長に提出しなければならない。

<商標法施行規則別紙第3号書式（商標登録出願書）>

10. 【商標類型】欄

イ．“一般商標”、“立体商標”、“色彩のみからなる商標”、“ホログラム商標”、“動作商標”、“その他視覚的に認識することのできる商標”、“音商標”、“におい商標”、“その他視覚的に認識することのできない商標”のいずれかの類型を選択して、□の中に表示（例：☒）します。

ロ．イ目に列挙されたそれぞれの商標の意味は、次のとおりです。

- 1) “一般商標”とは、記号・文字・図形又はこれらを互いに結合した商標をいいます。また、これらのそれぞれに色彩を結合したものも、一般商標に該当します。
- 2) “立体商標”とは、三次元的な立体的形状により構成された商標をいいます。
- 3) “色彩のみからなる商標”とは、他のものと結合していない色彩又は色彩の組合せのみからなる商標をいいます。
- 4) “ホログラム商標”とは、二つのレーザ光が互いに交わって起こす光の干渉効果を利用して、写真用フィルムと類似した表面に三次元的イメージを記録したものからなる商標をいいます。
- 5) “動作商標”とは、一定の時間の流れに沿って変化する一連の絵や動的イメージ等を記録したものからなる商標をいいます。

6) “その他視覚的に認識することのできる商標”とは、記号、文字、図形、立体的形状、色彩、ホログラム、動作又はこれらを組み合わせた商標以外に、視覚的に認識できるものからなる商標（“一般商標”、“立体商標”、“色彩のみからなる商標”、“ホログラム商標”、“動作商標”に該当しない商標）をいいます。

7) “音商標”とは、音のみからなる商標をいいます。

8) “におい商標”とは、においのみからなる商標をいいます。

9) “その他視覚的に認識することのできない商標”とは、音、におい以外に、視覚的に認識できないものにより構成された商標をいいます。

11. 【図面（写真）の数】欄

出願する商標がホログラム商標、動作商標、立体商標又はその他視覚的に認識することのできる商標に該当する場合には、次の例のように、【図面（写真）の数】欄に、商標見本に表示される図面又は写真の数を記載します。この場合、図面又は写真の数は合計2枚以上5枚以下で提出しなければなりません。

[例] 【図面（写真）の数】2枚

12. 【商標の説明】欄

出願する商標が色彩商標、立体商標、ホログラム商標、動作商標、その他視覚的に認識することのできる商標、音商標、におい商標、その他視覚的に認識することのできない商標のいずれかに該当する場合には、次の例のように【商標の説明】欄を作り、商標見本、音、匂い等、該当商標の説明を記載することにより、商標についての説明書の提出に代えることができます。この場合、説明は、500文字以内で簡潔かつ明確に記載することを原則とします。

13. 【商標の視覚的表現】欄

出願する商標が、音商標、におい商標、その他視覚的に認識できない商標のいずれかに該当する場合には、次の例のように【商標の視覚的表現】欄を作り、商標についての視覚的表現を1000字以内で記載しなければなりません。

視覚的表現は、該当標章を記号・文字・図形やその他の視覚的な方法で写実的かつ可能な限り具体的に表現して、一般消費者が該当商標を認識することができなければなりません。音商標の場合は音の具体的な叙述により、におい商標

の場合は、その具体的な叙述により、その他視覚的に認識することのできない商標の場合は、その商標の具体的な叙述により作成しなければなりません。

※「商標法」第91条により、登録された音商標、に、商標等の保護範囲は、商標の視覚的表現にあります。

15. 【添付書類】欄

イ. 願書に添付する書類は、次のとおりです。

- 1) 商標見本 1通（音商標、に、商標及びその他視覚的に認識することのできな xい商標の場合には提出しない）
- 2) 動作の特徴を示す画像及び動画が収録された移動式格納媒体等の電磁的記録媒体（動作商標出願の場合）
- 3) 視覚的表現に合致する音声ファイル 1通（音商標の登録出願の場合にのみ提出する）
- 4) 視覚的表現に合致するに、見本の密閉容器3筒又は香パッチ30枚（に、商標の登録出願の場合にのみ提出する）

※その他、視覚的に認識することのできない商標は、音商標又はに、商標に準じて提出します。

5) ~10) 省略

11) その他、次の書類又は物件（出願人が必要であると認める場合にのみ提出する）

1. 立体商標についての説明書 1通
2. 指定商品についての説明書 1通
3. 登録しようとする商標をハングルに翻訳し、又は発音をハングルで表記した説明書 1通
4. 見本の特徴を示す映像を収録した移動式格納媒体等の電磁的記録媒体（ホログラム商標、その他視覚的に認識することのできる商標の場合にのみ提出する）
5. 音商標の楽譜

ホ. 【添付書類】欄の記載方法

1) 省略

2) 音商標は、MP3 (MPEG Audio Layer-3) 又はWAV (WAVEファイル) ファイル形式で提出されなければならない、そのファイルのサイズは、1件3メガバイト以下でなければなりません。

3) におい商標は、30mL以上の液体形態の物質を含む密閉容器3筒又は香りが含まれた物質を3mg以上塗布した香パッチ30枚が提出されなければなりません。

※その他、視覚的に認識することのできない商標は、音商標又はにおい商標に準じて提出します。

リ. ホログラム商標又は動作商標の見本の映像を入れた電磁的記録媒体は、AVI、MPEG-4 (Moving Picture Experts Group 4)、WMVファイル形式で作成しなければならない、ファイルのサイズは、合計10メガバイトを超過することはできません。

ヌ. におい商標のにおい見本は、電子文書添付書類等、物件提出書により提出しなければならない。

※その他、視覚的に認識することのできない商標は、音商標又はにおい商標に準じて提出します。

1. 立体商標の概念

1.1 『立体商標』とは、三次元的な立体的形状自体又は立体的形状に記号・文字等の他の構成要素が結合された商標をいう（法第2条第1項第2号、令第2条第1号）。代表的な例として、コカ・コーラのボトル、KFCのカーネル・サンダース人形等を挙げることができ、1998年3月1日施行の改正商標法で導入された。

1.2 立体商標は、商品の総体的外観を意味するトレードドレス (Trade Dress) に対応する概念である。トレードドレスは、全体的なイメージを意味するので、商品自体の形状、サービス提供場所のエクステリア・インテリア、サービス提供者のユニフォーム等の形状、色彩等がすべて含まれると見ることができる。

1.3 <削除>

立体商標の登録事例



2. 商標の類型及び包装についての審査

2.1 立体商標として出願する場合、出願書の‘商標類型’欄に立体商標であることを表示しなければならない。商標の類型は、登録商標の効力範囲に関係するものであって、審査だけでなく商標登録無効審判や商標権侵害訴訟においても非常に重要な考慮要素であるため、審査官は、商標の類型を必ず確認しなければならない。

2.2 商標登録出願の商標類型欄に立体商標と記載されている場合であっても、商標見本として提出された立体的形状が立体商標としての構成及び態様を備えているものと認められないときは、法第2条第1項の商標の定義規定に合致していないと見て、拒絶理由を通知しなければならない。立体商標としての構成及び態様を備えているものと認められない場合の例は、次のとおりである。

- (i) 立体的形状が三次元的に表現されていない場合
- (ii) 立体的形状と平面標章が分離されて記載されている場合（一商標一出願違反）
- (iii) 立体的形状に関する複数の図面又は写真が一致しない場合

《立体商標としての構成及び態様を備えているものと認められない場合の例》

三次元的に未記載		立体的形状-平面標章に分離		複数の図面又は写真が不一致		

2.3 立体商標の商標見本は、立体商標の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真で作成されなければならない、該当商標の複数の側面で構成され得る。

《適正な立体商標見本例》



2.4 商標見本が2枚以上の図面又は写真で構成されているが、全体的に一つの立体商標として認識されないときは、一つの出願に複数の商標を出願したものと見て、法第38条第1項（一商標一出願）に違反するものとして拒絶理由を通知しなければならない。この場合、同一性が認められない見本の一部を削除補正する場合、法第40条で定める要旨変更該当しないものと見る。

2.5 立体商標として出願されているものの商標見本が2Dで提出された場合、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶理由を通知し、出願人が一般商標に商標の類型を変更した場合には、これを認める。

2.6 提出された見本により立体的形状を明確に把握することができない場合、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶理由を通知して、商標見本を明確に補正させなければならない。

2.7 立体商標を正確に把握するために商標の説明が必要であると認められる場合、説明の提出を要求することができ（規則第29条第3項第1号）、商標見本と説明を通じても立体商標を正確に把握することができない場合には、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶決定しなければならない。

2.8 商標の説明欄に立体商標に関する説明が記載されているが、商標の類型を一般商標に変更する場合、商標の説明も、変更される商標類型に合うよう修正又は削除されなければならない。

2.9 立体商標登録出願をしつつ、見本の代わりに実物形状を提出した場合には、相当の期

間を定めて図面又は写真で補完することを命じなければならない、出願人が手続補完書を提出したときには、その提出日が出願日となる（法第37条）。

3. 識別力有無についての審査

- 3.1 立体的形状が商品自体（包装・容器を含む）の形状として認識されるか、又は一部変形・装飾されているものの指定商品の形状を表示するものと認識される程度に過ぎない場合には、識別力がないものと見る。ただし、識別力のない立体的形状に識別力のある記号・文字・図形等が結合されて全体的に識別力を認めることができる場合には、識別力があると見る。
- 3.2 立体的形状が指定商品（包装・容器を含む）の形状を表示するものと認識されず、一般的でない又はありふれていない非常に特異な形状である場合には、識別力があるものと見る。

《識別力が認められ得る例》

標章	指定商品
ライオン模様の立体的形状	自動車

《識別力が認められない例》

標章	指定商品
星形の容器（瓶）からなる立体的形状	ワイン（wine）

- 3.3 立体的形状が指定商品の一般的形状又はその包装の形状を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる場合には、法第33条第1項第3号又は第7号に該当するものと見る。

《識別力がない立体的形状の事例》

出願標章	判決内容	事件番号
 <p>(第28類： カード読取器具)</p>	<p>立体商標が指定商品（商品の包装又は容器を含む）の一般的な形態を示す場合、法第6条第1項第3号（改正法第33条第1項第3号）（形状表示）に該当する。出願商標は、カード分配機の一般的な形状に一部変形を加えているが、全体的な形状・模様が取引社会において採用することのできる範囲を外れていない。</p>	<p>特許法院 2010ホ5895 2006ホ5799 2004ホ5429</p>
 <p>(第30類： マヨネーズ等)</p>	<p>意匠権は存続期間が15年である一方、商標権は更新登録を通じて半永久的に独占することができるため、意匠と類似な立体商標は、識別力の有無を厳格に解釈しなければならない。出願商標は、意匠として登録されて使用されていた容器を組み合わせて商標として出願したものに過ぎないため、法第6条第1項第3号、第7号（改正法第33条第1項第3号、第7号）に該当する。</p>	<p>特許法院 2004ホ3805</p>
 <p>(第30類： チョコレート等)</p>	<p>立体的に付加されているエビ、貝、タツノオトシゴ、ムール貝の形状が識別力を有しているとしても、チョコレート製品の装飾的な形状として認識されるだけであって、商品の出处表示として認識されると見難く、これらにより全体的に新たな識別力が生じるとも見難い。</p>	<p>特許法院 2005ホ2571</p>

3.4 立体的形状がありふれてある球、立方体、直方体、円柱、三角柱等によってのみ構成されている場合、法第33条第1項第6号に該当するものと見る。

3.5 デザインと商標は、排他的・選択的な関係にあるものではなく、デザインとなり得る形状や模様であるとしても、それが商標の本質的な機能であるといえる自他商品の出处表示のために使用されるものと見ることができる場合には（ソウル中央地方法院2012ガ合87022判決）、法第33条第2項による識別力の取得を認めることができる。

4. 類否についての審査

4.1 立体商標は、原則として、立体商標間でのみ検索をして類否を判断する。

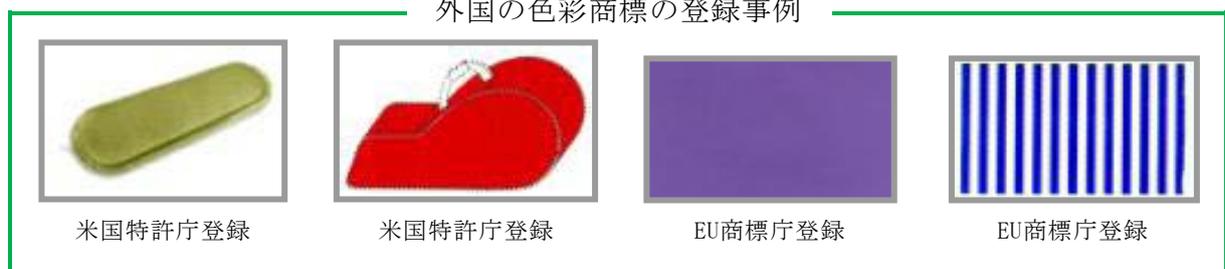
- 4.2 立体的形状に識別力のある図形や文字が付加されている場合には、付加された図形や文字によって出処の混同が発生し得るため、法第34条又は第35条と関連した検索を実施し、類否を判断するようにする。
- 4.3 立体商標は、見る方向により認識される外観が異なるという特殊性があるため、次の基準により類否を判断する。
- (i) 立体的形状のある特定の方向から認識される外観が平面標章又は他の立体的形状のそれと類似する場合には、両標章は類似なものと見る。
 - (ii) 立体的形状の称呼又は観念は、形状の全体的な外観のみでなく、ある特定の方向から認識される外観によっても発生するものと見る。
 - (iii) 立体的形状と文字が結合されている場合、原則として、当該文字部分のみで称呼又は観念が発生するものと見る。

第2章 色彩のみからなる商標

1. 色彩商標の概念

- 1.1 『色彩商標』とは、色彩を商標の構成要素とするものであって、広い意味では色彩が結合されたすべての商標をいうが、狭い意味では他の標章と結合していない色彩又は色彩の組合せのみからなる商標をいう。
- 1.2 広い意味での色彩商標は、1996年1月1日施行の改正商標法で導入され、色彩のみからなる商標、すなわち、狭い意味での色彩商標は、2007年7月1日施行の改正商標法で導入された。
- 1.3 <削除>
- 1.4 商品に使用されている色は、需要者にとって出処表示というよりはデザイン的要素として認識されるため、色彩のみからなる商標の場合、その色彩を特定の商品に使用し続けることにより、需要者がその色彩を見て、特定の者の商品の出処表示として認識するようになった場合、すなわち、法第33条第2項で定める使用による識別力を獲得した場合、登録を受けることができる。

外国の色彩商標の登録事例



2. 商標類型及び標章についての審査

- 2.1 色彩のみからなる商標として出願する場合、出願人は、出願書の‘商標類型’欄に色彩のみからなる商標であることを表示しなければならず、商標見本欄に空き部分がないように、単一の色彩又は色彩の組合せを塗りつぶして図面又は写真で出願しなければならない。なぜならば、空き部分により図形（四角）として認識され得るためである。

る。

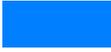
- 2.2 商標見本欄が塗りつぶされている場合であっても、出願人は、識別力の有無から離れて一般商標として出願する場合があります。そのため、商標類型が正しく指定されているかどうかは、商標見本、商標の説明、指定商品、出願人の正確な出願意図等を総合的に考慮して判断しなければならない。
- 2.3 色彩のみからなる商標を一般商標として商標類型誤って指定した場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.4 色彩のみからなる商標は、商標の説明欄に商標についての説明が必須的に記載（又は商標についての説明書を別途提出）されなければならないため、商標の説明がない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.5 法第36条第2項により商標登録出願書に色彩のみからなる商標の登録を受けようとする旨が記載されている場合でも、商標見本が色彩のみからなる商標としての構成及び態様を備えているものと認められない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.6 審査官は、色彩又は色彩の組合せのみからなる商標に対し、商標についての説明書に、商業的な色彩識別システム（PANTONE等）を参照して色彩の濃度表示を追加することを要求することができる。

3. 識別力有無についての審査

- 3.1 色彩は、本質的に出処表示として機能するものでないため、色彩のみからなる商標として登録を受けるためには、指定商品と関連して、法第33条第2項で定める使用による識別力が認められなければならない。
- 3.2 出願人が使用による識別力を立証できない場合、単一色彩の場合には簡単かつありふれた標章と見て法第33条第1項第6号を適用し、色彩の組合せのみからなる場合には法第33条第1項第6号又は第7号を適用して拒絶決定するようにする。

- 3.3 色彩のみからなる商標が指定商品の品質や効能、用途等の性質を直接的に示す場合には、法第33条第1項第3号を適用する。

《効能・用途等を直接的に示す場合の例》

色彩	指定商品	表示内容
	生水	‘爽やかな’ という意味を示すため、効能の表示
	安全標識板	‘安全板に使用する’ という意味を示すため、用途の表示

4. 類否についての審査

- 4.1 色彩のみからなる商標は、その性質上、称呼はあり得ないため、指定商品と関連して外観と観念が類似するかどうかを重点的に比較して判断するようにする。
- 4.2 色彩のみからなる商標の類否を判断するにあたり、『外観の類似』とは、視覚を通じて色彩を観察した際に両商標を混同しやすい場合を言い、『観念の類似』とは、色彩から一定の意味（暗示や印象を含む。）を導き出し得る場合に、両商標がその意味により互いに混同される場合をいう。
- 4.3 両商標の外観及び観念のいずれかが類似して標章全体的に商品の出処について誤認・混同のおそれがある場合、両商標は類似なものとする。

第3章 ホログラム商標

1. ホログラム商標の概念

- 1.1 『ホログラム商標 (Hologram mark) 』とは、二つのレーザ光が互いに交わって起こす光の干渉効果を利用して、写真用フィルム類似した表面に三次元的イメージを記録した商標をいい、2007年7月1日施行の改正商標法で導入された。
- 1.2 ホログラムは、製作に使用される複数の技術により視覚的に多様な立体的効果を有するようになり、見る角度により多様な文字や模様等を示すようになる。

ホログラムの例



2. 商標類型及び標章についての審査

- 2.1 ホログラム商標として出願する場合、出願書の『商標類型』欄に、ホログラム商標であることを表示しなければならない。
- 2.2 ホログラム商標の商標見本は、ホログラム商標の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真で作成しなければならない。見る角度により変化するイメージを正確に把握することができるように作成しなければならない。
- 2.3 ホログラム商標の商標見本がビデオテープ、CD-ROM・光ディスク等の電磁的記録媒体のみで提出されたときには、相当の期間を定めて、図面又は写真で補完することを命じなければならない。出願人が手続補完書を提出したときは、その提出日が出願日となる（法第37条）。
- 2.4 ホログラム商標は、商標の説明欄に商標についての説明が必須的に記載（又は商標についての説明書を別途提出）されなければならないため、商標の説明がない場合、法

第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。

2.5 法第36条第2項により商標登録出願書にホログラム商標の登録を受けようとする旨が記載されている場合でも、商標見本がホログラム商標としての構成及び態様を備えているものと認められない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。

2.6 商標見本が2枚以上の図面又は写真で構成されている場合に、全体的に一つのホログラム商標として認識されないときは、一つの出願に複数の商標を出願したものと見て、法第38条第1項（一商標一出願）に違反するものとして拒絶理由を通知しなければならない。

2.7 提出された商標見本を通じて商標を正確に把握することができない場合は、相当の期間を定めて、商標の特徴を十分に示す映像を収録したビデオテープ又はCD-ROM・光ディスク等、電磁的記録媒体の提出を要求することができ、商標見本と説明書、電磁的記録媒体を見てもホログラム商標と認めることができないときには、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶決定しなければならない（規則第29条第3項第1号・第2号）。

《外国のホログラム商標登録事例》

標章	指定商品	商標の説明
 <p>欧州共同体第1787456号</p>	化粧品、薬剤	The trade mark is a circular hologram, placed on the top of the packaging.
 <p>米国第3045251号</p>	クレジットカード サービス業	Color is not claimed as a feature of the mark. The mark consists in part of a hologram image in the center of the mark. The stippling is a feature of the mark.

3. 識別力有無についての審査

- 3.1 ホログラム商標の場合、提出された図面又は写真と商標の説明を通じて特定される全体的な外観（イメージ）が指定商品の品質、原材料、用途等の性質を直接的に示していると認め、又は識別力がないと認められる場合には、法第33条第1項第3号又は第7号を適用する。

（例）指定商品‘緑茶’に出願するとともに、ホログラムで形成される画像が“緑茶葉”である場合、

- 3.2 ホログラムの外観（イメージ）が簡単かつありふれてある表示と認められる場合には、法第33条第1項第6号を適用する。

4. 類否についての審査

ホログラム商標は見る方向により認識される外観（イメージ）が異なるという特殊性があるため、以下に基づいて類否を判断する。

- 4.1 ホログラム商標のある特定の方向から認識される外観が平面標章又は他の立体的形状のそれと類似する場合には、両標章は類似なものとする。
- 4.2 ホログラム商標の称呼又は観念は、全体的な外観だけでなく、ある特定の方向から認識される外観によっても発生するものと見て、特定の部分の外観が平面標章又は立体的形状の全部又は一部と類似する場合、両商標は類似なものとする。
- 4.3 ホログラム商標に文字が結合されている場合、原則として、当該文字部分でも称呼又は観念が発生するものとする。

第4章 動作商標

1. 動作商標の概念

- 1.1 『動作商標 (Motion mark、Movement mark) 』とは、一定の時間の流れに沿って変化する一連の絵や動的イメージを記録した商標であって、2007年7月1日施行の改正商標法で導入された。
- 1.2 動作商標は、実取引社会において映画やTV、コンピュータ画面等において特定の動作により自他商品を識別できるようにする標章として多く使用されており、代表的な例としては、コロンビア映画社から配給している映画の最初の部分に出てくる動くロゴを挙げることができる。



2. 商標類型及び標章についての審査

- 2.1 動作商標として出願する場合、出願人は、出願書の‘商標類型’欄に動作商標であることを表示しなければならない。
- 2.2 動作商標の商標見本は、動作商標の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真で作成されなければならないが、動作の流れを示す複数の静止画を含めた図面又は写真で構成することができる（規則第29条第2項第3号・第3項第1号）。
- 2.3 動作商標を出願しつつ、図面又は写真に代えてビデオテープ又はCD-ROM・光ディスク等の電磁的記録媒体のみで見本を提出したときには、相当の期間を定めて、図面又は写真で補完することを命じなければならないが、出願人が手続補完書を提出したときは、その提出日が出願日となる（法第37条）。
- 2.4 動作商標は、商標の説明欄に商標についての説明が必須的に記載（又は商標について

の説明書を別途提出) されなければならないため、商標の説明がない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。

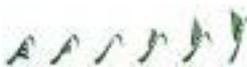
2.5 法第36条第2項により商標登録出願書に動作商標の登録を受けようとする旨が記載されている場合でも、商標見本が動作商標としての構成及び態様を備えているものと認められないときは、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶理由を通知しなければならない。

2.6 商標見本が2枚以上の図面又は写真で構成されている場合、全体的に一つの動作商標として認識されないときには、一つの出願に複数の商標を出願したものと見て、法第38条第1項（一商標一出願）に違反するものとして拒絶理由を通知しなければならない。

2.7 提出された商標見本を通じて動作を正確に把握することができない場合、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶理由を通知し、出願人が同一性の認められる見本を追加提出し、又は明確に修正して提出する場合、これを認定する。

2.8 出願人は、動作の特徴を示す映像を収録したビデオテープ、CD-ROM、光ディスク、USBメモリ、メモリカード等、電磁的記録媒体を提出しなければならない、電磁的記録媒体を提出しなかった場合は、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。

《外国の動作商標登録事例》

標章	指定商品	商標の説明
 <p>欧州共同体 第1864610号</p>	<p>マーケティング サービス業、 企業経営コンサル ティング業</p>	<p>The mark comprises six still pictures representing a moving image. Picture number 1 is the starting point with a stylized green coloured bird starting to open its wings. In the subsequent pictures the bird's wing/s is/are opening progressively to the highest position which is shown in the final picture number 6. The process described above then repeats itself beginning from picture 1.</p>

標章	指定商品	商標の説明
 <p>米国第1975999号</p>	<p>映画制作業、 ビデオカセット 録画業</p>	<p>The mark consists of a moving image of a flash of light from which rays of light are emitted against a background of sky and clouds. The scene then pans downward to a torch being held by a lady on a pedestal. The word “COLUMBIA” appears across the top running through the torch and then a circular rainbow appears in the sky encircling the lady.</p>

3. 識別力有無についての審査

- 3.1 動作商標の場合、提出された図面又は写真と商標説明書を通じて特定される動作全体が指定商品の品質や用途、原材料等の性質を直接的に示していると認め、又は識別力がないと認められる場合には、法第33条第1項第3号又は第7号を適用する。

(例) 指定商品‘Tシャツ’に出願するとともに、ゴルフでショットをする動作を示す場合

- 3.2 動作全体が簡単かつありふれてある表示と認められる場合には、法第33条第1項第6号を適用する。

4. 類否についての審査

動作商標の場合には、動作のイメージが変化する特殊性があるため、以下の事項を重点的に考慮して類否を判断する。

- 4.1 動作商標相互間では、動作の内容及び動作中の基本的な主体（要部）をなす姿態。
- 4.2 動作商標と他の種類の商標間では、動作中の基本的な主体（要部）をなす姿態。ただし、動作の内容が特異であると認められる場合には、類似していないものと見ることができる。
- 4.3 動作商標の類否を判断するにあたり、対比される二つの商標の動作の主体は相違するが、その動作の主体が示す姿態の特異性が同一又は極めて類似すると判断される場合、二つの商標は類似なものとする見ることができる。

第5章 位置商標 (その他視覚的に認識することのできる商標)

1. 位置商標の概念

- 1.1 『位置商標』とは、記号・文字・図形のそれぞれ又はその結合が一定の形状や模様を成し、このような一定の形状や模様が指定商品の特定の位置に付着されることにより自他商品を識別することになる標章をいう。
- 1.2 位置商標は、2007年7月1日施行の改正商標法において『その他視覚的に認識することのできる商標』の一つとして認識されていた商標であるといえるが、2012年12月20日宣告大法院全員合議体判決によって具体化された。

《大法院全員合議体判決（2010フ2339）》

一定の形状や模様等が、それ自体では識別力を有さないとしても、指定商品の特定の位置に付着されて使用されることにより、当該商品に対する取引者及び需要者の大多数にとって、特定の者の商品を表示するものと認識されるに至ったならば、使用による識別力を取得したものと認められ、商標として登録され得る。

位置商標と認定された外国の事例

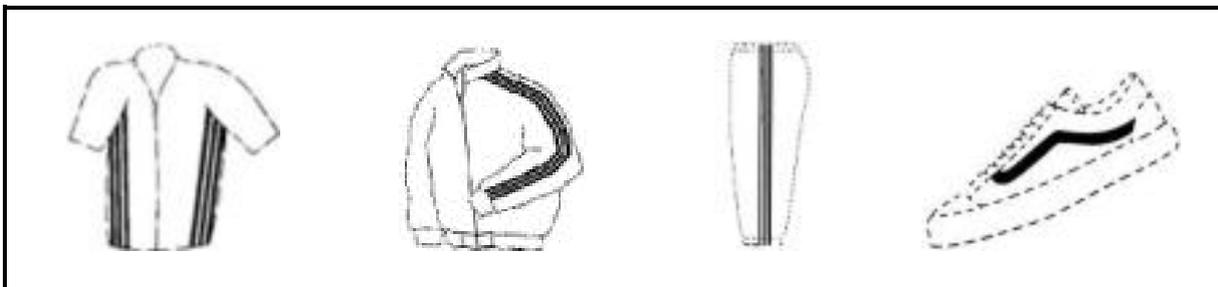


2. 商標類型及び標章についての審査

- 2.1 位置商標として出願する場合、出願人は、出願の‘商標類型’欄に、その他視覚的に認識することのできる商標と表示しなければならない。

- 2.2 位置商標の商標見本は、位置商標の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真で作成されなければならないが、当該商標の一面又は複数の側面で構成することができる。
- 2.3 商標見本が2枚以上の図面又は写真で構成されている場合、全体的に一つの位置商標として認識されないときには、一つの出願に複数の商標を出願したものと見て、法第38条第1項（一商標一出願）に違反するものとして拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.4 位置商標は、商標の説明欄に商標についての説明が必須的に記載（又は商標についての説明書を別途提出）されなければならないため、商標の説明がない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.5 点線で商品全体の形状を示した後、特定の位置の形状や模様のみ実線等で表示して出願された商標の場合、指定された商標類型（出願の趣旨）、商標の説明等を考慮して、一般商標（図形）であるか、位置商標であるかを把握するようにする。
- 2.6 商標見本において、点線で商品全体の形状を示した上で、特定の位置の形状や模様のみが実線等で表示されており、商標類型が‘その他視覚的に認識することのできる商標’とされており、商標の説明欄に位置商標の説明が記載されている場合、位置商標として出願したものと見る。この場合、審査官は、点線で描かれた商品全体の形状が法第33条第1項第3号に該当するという理由による拒絶決定をしてはならない。

《位置商標出願と見ることができる場合の例》



- 2.7 商標見本において、点線で商品全体の形状を示した後、特定の位置の形状や模様のみが実線等で表示されており、商標類型が一般商標とされており、商標説明欄に商標の説明がない場合、一般商標として出願したものと見る。
- 2.8 商標登録出願書に位置商標として登録を受けようとする旨が記載されている場合でも、商標見本が位置商標としての構成及び態様を備えているものと認められないときには、法第2条第1項の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.9 提出された商標見本を通じて位置商標を正確に把握することができない場合、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶理由を通知し、出願人が同一性の認められる見本を追加提出し、又は明確に修正して提出した場合、これを認めることとする。
- 2.10 審査官は、位置商標を正確に把握するために必要な場合、位置商標の特徴を十分に示す映像を収録したビデオテープ・CD-ROM・光ディスク等、電磁的記録媒体の提出を要求することができ、商標見本と説明書、電磁的記録媒体を見ても位置商標と認めることができないときには、法第2条第1項の定義規定違反により拒絶決定しなければならない(規則第29条第3項第1号・第2号)。

3. 識別力有無についての審査

- 3.1 特定の場所に付着した標章は、需要者の立場においては商標でなくデザイン的要素として見るのが一般的であるため、位置商標として登録を受けるためには、その標章が需要者にとって商品の出处表示として認識されるということを証明しなければならない。すなわち、位置商標として登録を受けるためには、法第33条第2項で定める使用による識別力を獲得しなければならない。
- 3.2 位置商標は、特定の位置に表示された標章に独占権を付与するものであるため、その標章全体の識別力の有無とは関係なく、全体的な形状において、その特定の位置の標章が商標として機能するということと、需要者がこれを特定の者の出处表示と認識ということを出願人が立証しなければならず、このような証明がなければ、審査官は、法第33条第1項各号を適用して拒絶決定をしなければならない。

- 3.3 特定の位置に使用された標章が機能的である場合には、法第33条第2項による使用による識別力を立証したとしても、法第34条第1項第15号を適用して拒絶決定をしなければならない。

4. 類否についての審査

- 4.1 位置商標は、原則として、位置商標間でのみ検索して類否を判断するようにする。
- 4.2 位置商標の類否を判断するにあたっては、全体的な形状ではなく、商標として登録を受けようとする標章を表示した位置、標章の模様、角度の類似性等を考慮して、出処の誤認混同がある場合、類似なものと判断する。

第6章 音商標

1. 音商標の概念

- 1.1 『音商標』とは、商品の出処を表示するために使用される音をいい2012年3月15日施行の改正商標法において導入された。

《音商標の例》

マイクロソフト社のWindows起動音、インテル社の効果音

- 1.2 音は、需要者にとって商品の出処表示よりは音それ自体として認識されるものであるため、音商標の場合、原則として、その音を特定の商品に使用し続けることにより、需要者がその音を聞き、特定の者の商品の出処表示として認識するに至った場合、すなわち、法第33条第2項で定める使用による識別力を獲得した場合、登録を受けることができる。ただし、識別力のある特定の単語の発音を音で表現した場合のように、それ自体で識別力があると認められる場合には、この限りでない。

《音商標の識別力有無の例》

- 識別力がない場合：動物の鳴き声、歌詞のない音楽
- 識別力がある場合：音楽と“PRINCE”という言葉の発音が結合された場合

2. 商標の類型及び商標の説明のために審査

- 2.1 音商標として出願する場合、出願人は、出願書の‘商標類型’欄に、音商標であることを表示しなければならない。
- 2.2 音商標は、商標の説明欄に商標についての説明が必須的に記載（又は商標についての説明書を別途提出）されなければならないため、商標の説明がない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.3 音商標として出願する場合、視覚的表現に合致する音声ファイルを出願書に添付して提出しなければならない。この場合、音声ファイルは、MP3（MPEG Audio Layer-3）又はWAV（WAVEファイル）のオーディオファイル形式で、3メガバイト以下で作られなければならない。音声ファイルが提出されなかった場合、法第2条第1項の商標の定義

規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない（規則第28条第2項）。

3. 音の視覚的表現についての審査

- 3.1 音商標として出願する場合、該当標章を文字・数字・記号・図形又はその他の方法を通じて視覚的に認識し、特定することができるよう具体的に表現した視覚的表現（以下、『視覚的表現』という）を出願書に必ず記載しなければならない。音の視覚的表現がない場合には、出願書を返戻しなければならない（規則第25条第1項第10号）。
- 3.2 音商標として出願する場合、視覚的表現に合致する音声ファイルを提出（必須）しなければならないため、音声ファイルが提出されていない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない（規則第28条第2項）。
- 3.3 音が文字・数字・記号・図形又はその他の方法を通じて視覚的に認識し、特定することができるよう具体的に表現されていない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 3.4 具体的に表現されているかどうかは、音の視覚的表現が詳細に記述されて、視覚的表現のみを見ても、音を認識し、又は同一に再現することができるのかを考慮して判断する。この場合、音の視覚的表現が音声ファイル等や他の文献を参照して初めて音を認識し、又は再現することができるならば、具体的であると見ることができない。
- 3.5 出願書に記載されている視覚的表現とその出願書に添付されている音声ファイルが互いに合致しない場合には、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 3.6 音声ファイルが音楽である場合には、視覚的表現を明確に把握するために、規則第28条第5項第5号の規定により出願人に楽譜の提出を要求することができる。
- 3.7 音の視覚的表現のみでは音を正確に把握するのに限界があるため、審査官は、商標の説明、音声ファイル、音商標の楽譜等を総合的に考慮して、商標を把握するようにする。

《音商標の視覚的表現例》

この音商標は、添付のファイルのとおり、雄ライオンの鳴き声で構成されるが、雄ライオンが大きく吠え立てる大きな鳴き声が2秒間聞こえた後、しばらくして再度小さな鳴き声が2秒間聞こえる音で構成されている。ここで、雄ライオンの鳴き声は“ROAR”を発音するような声で“RO”の部分が長く、“AR”の部分が短く発音される形式からなる。

《外国の音商標記載事例》

◦The trade mark consists of the sound of the word BOOST pronounced with the ‘00’ part of the word substantially elongated and an emphasis placed on the ‘T’ and the sound is rendered in the sound file labelled boooost.mp3 on the CD accompanying this application. (この商標は、単語‘BOOST’の音により構成されるが、‘00’の部分は大いに長く発音され、‘T’の部分に強勢がある。そして、その音は、出願書に同封されたCD内のboooost.mp3という名前の音声ファイルで表現されている。) [オーストラリア商標登録第1062639号]

◦The trade mark consists of a five tone melody audio progression of the notes D Flat, D Flat, G Flat, D Flat, A Flat and has as chordal tones the notes D Flat, G Flat, A Flat, E Flat and F as represented in the musical notation on the application form: a recording of the sound appears on the accompanying CD labelled: ‘Intel Corporation Second Sound Mark’ (この商標は、出願書において、音楽的記号で表現されるDフラット、Dフラット、Gフラット、Dフラット、Aフラットの5つの音と、Dフラット、Gフラット、Aフラット、Eフラット、そしてFの音の連続的な旋律の演奏により構成される。;その音を録音したものは、添付の‘Intel Corporation Second Sound Mark’とラベルが付されたCDに入っている。) [オーストラリア商標登録第1077896号]

4. 識別力有無についての審査

- 4.1 動物の鳴き声等、識別力のない音は、需要者にとって商品の出处表示として認識されず、音（音響）自体で認識されるのが一般的であるといえるので、原則として、自他商品を区別する識別力がないものと見て、法第33条第1項第7号に該当するものと見る。ただし、法第33条第2項で定める使用による識別力の認識を受ける場合には、登録が可能である。

4.2 音又は音の視覚的表現が指定商品の品質・効能・用途等の性質を直接的に示していると認められる場合、法第33条第1項第3号に該当するものと見る。

《品質・効能・用途等を直接的に示す場合の例》

指定商品	音
生水	澄んだ水の音
防寒服	風の音
伐木サービス業	チェンソーの音

4.3 音商標を構成する音が1音又は2音で構成されている場合（ここで‘1音’は、一つの音符の音をいう）には、法第33条第1項第6号に該当するものと見る。

4.4 公益的な音、国内外の国歌に出てくる音、一般人に広く知られ、ありふれて使用されていて特定の者に独占権を付与することが妥当でないと認められる音については、法第33条第1項第7号に該当するものと見る。この場合、公益的な音や、国内外の国歌に出てくる音が商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある場合には、法第34条第1項第12号を併せて適用するようにする。

（公益的な音の例）救急車のサイレンの音

4.5 一般需要者にとって広く知られている音楽（歌）の一部を、正当な権限のない者が音商標として出願して需要者を欺瞞するおそれがある場合には、法第34条第1項第12号を適用し、不正な目的を持った出願と認められる場合には、法第34条第1項第13号を適用するようにする。

5. 類否についての審査

5.1 音商標は、原則として、音商標相互間で商標の視覚的表現を基準に類否を比較して判断するようにする。ただし、視覚的表現のみでは商標を正確に把握することができないため、提出された音声ファイル（楽譜が提出された場合には、楽譜を含む）を参考にして類否を判断するようにする。

-
- 5.2 音商標に特定の単語の発音が含まれている場合、他の種類の商標ともその称呼を比較して出処の誤認・混同があれば引用するものとする。
 - 5.3 音商標の類否を判断するにあたり、視覚的表現から認識される音の類似性だけでなく、該当音の観念を考慮して、一般需要者にとって出処の誤認・混同があれば、類似であるものと見ることができる。

6. 一商標一出願違反に該当する場合

- 6.1 出願人が音商標として出願するとともに、出願書に文字・図形等で構成された商標見本を提出した場合には、法第38条第1項による一商標一出願違反により拒絶理由を通知しなければならない。
- 6.2 最初に音商標として出願したことが明らかであると認められる場合、出願人が文字・図形等の商標見本を削除する補正をすれば、これを認めるようにする。

第7章 におい商標

1. におい商標の概念

- 1.1 『におい商標』とは、商品の出処を表示するために使用されるにおいをいい、2012年3月15日施行の改正商標法において導入された。

《におい商標の例》

レーザープリンタトナーのレモン香、車両用潤滑油のアーモンド香

- 1.2 においは、需要者にとって商品の出処表示よりはおいそれ自体として認識されるものである。におい商標の場合、そのにおいを特定の商品に使用し続けることにより、需要者がそのにおいを嗅ぎ、特定の者の商品の出処表示として認識するに至った場合、すなわち、法第33条第2項で定める使用による識別力を獲得した場合、登録を受けることができる。

2. 商標の類型及び商標の説明のために審査

- 2.1 におい商標として出願する場合、出願人は、出願書の‘商標類型’欄に、におい商標であることを表示しなければならない。
- 2.2 におい商標は、商標の説明欄に商標についての説明が必須的に記載（又は商標についての説明書を別途提出）されなければならないため、商標の説明がない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 2.3 におい商標として出願する場合、視覚的表現に合致するにおい見本を出願書に添付して提出しなければならない。この場合、におい見本は、においを入れた密閉容器3筒又はにおいが添加されたパッチ（香パッチ）30枚とし、においが容易に消えたり変わらないように作られた密閉容器又は香パッチとしなければならない。におい見本が提出されていない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない（規則第28条第2項）。

3. においの視覚的表現についての審査

- 3.1 におい商標として出願する場合は、標章を文字・数字・記号・図形又はその他の方法を通じて視覚的に認識し、特定することができよう具体的に表現した視覚的表現を出願書に必ず記載しなければならない。においの視覚的表現がない場合には、出願書を返戻しなければならない（規則第25条第1項第10号）。
- 3.2 においが文字・数字・記号・図形又はその他の方法を通じて視覚的に認識し、特定することができるよう具体的に表現されていない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 3.3 具体的に表現されているかどうかは、においの視覚的表現が詳細に記述されて、視覚的表現のみを見てもにおいを認識し、又は同一に再現することができるのかを考慮して判断する。この場合、視覚的表現がにおい見本等や他の文献を参照して初めてにおいを認識し、又は再現することができるならば、具体的であると見ることができない。
- 3.4 出願書に記載されている視覚的表現とその出願書に添付されているにおい見本が互いに合致しない場合には、法第2条第1項の商標の定義規定に合致しないものと見て、拒絶理由を通知しなければならない。
- 3.5 においの視覚的な表現だけでは商標を正確に把握するのに限界があるため、商標の説明、におい見本等を総合的に考慮して、商標を把握するようにする。

《におい商標の視覚的表現例》

このにおい商標は、添付されたサンプルのとおり、刈りたての草の匂いにより構成されるが、ここでいう草は、ゴルフ場で主に使用されるクリーピングベントグラス芝をいい、刈りたての草の匂いとは、芝を芝刈り機又は鎌で刈ってすぐに発生する匂いであって、刈ってから1時間経っていないにおいをいう。

《外国のにおい商標記載事例》

The mark is a scent mark having a minty scent by mixture of highly concentrated methyl salicylate(10wt%)and menthol(3wt%). (この商標は、サリチル酸メチル(10重量%)とメントール(3重量%)が混ざってミントの香りを醸すにおい商標である。) [米国商標登録第3589348号]

4. 識別力有無についての審査

- 4.1 においは、需要者にとって商品の出処表示として認識されず、におい（香り）自体として認識されるのが一般的であると言えるため、原則として、自他商品を区別する識別力がないものと見て、法第33条第1項第7号に該当するものと見る。ただし、法第33条第2項で定める使用による識別力の認定をうけている場合には、登録が可能である。
- 4.2 におい又はにおいの視覚的表現が指定商品の品質・原材料・用途等の性質を直接示していると判断した場合には、法第33条第1項第3号に該当するものと見る。

《品質・効能・用途等を直接的に示す場合の例》

指定商品	におい
タイヤ	ゴムのにおい
木材加工業	木のにおい
コーヒー専門店業	コーヒーのにおい

5. 類否についての審査

- 5.1 におい商標は、原則として、におい商標相互間で視覚的表現を基準に類否を比較して判断するようにする。ただし、視覚的表現のみでは商標を正確に把握することができないため、提出されたにおい見本を参考にして類否を判断するようにする。
- 5.2 においは、特性上、外観がなく、称呼もないといえるため、におい自体やにおいの視覚的表現から得られる観念を通じて類否を判断するようにする。この場合、『におい自体の類似』とは、においを通じて比較対象商標間の誤認・混同が発生することをいい、『観念の類似』とは、においから一定の意味を把握することになる場合、その印象や暗示を通じて誤認・混同が発生することをいう。
- 5.3 におい商標は、原則として、におい商標相互間で類否を比較して判断しなければならないが、におい商標が特定し得る主たる観念を形成する場合、当該観念と同一・類似の観念を形成する他の種類の商標があるかどうかを検索して、出処の誤認・混同を起す場合、引用するようにする。

《出処の誤認・混同がある場合の例》

におい商標	指定商品	比較対象商標
レモン香	レーザープリンタ用トナー	 “  ” 又は “ ^{レモン} 레몬”

6. 一商標一出願違反に該当する場合

- 6.1 出願人がにおい商標として出願するとともに、出願書に文字・図形等で構成された商標見本を提出した場合には、法第38条第1項による一商標一出願違反により拒絶理由を通知しなければならない。
- 6.2 最初におい商標として出願したことが明らかであると認められる場合、出願人が文字・図形等の商標見本を削除する補正をすれば、これを認めるようにする。

第9部 国際商標審査 基準の特例



第1章 指定商品審査の特例

関連法令

【マドリッド協定及び同協定議定書による標章の国際登録ガイド】

Part B Chapter II 09.03

国際出願に記載された商品及びサービスの分類及び区分けに対する責任は、最終的には国際事務局にあり、国際事務局は、本国官庁との意見の不一致を解決するよう試みなければならない。その過程で、国際事務局は、出願人に適切な情報を提供し、本国官庁との調整を図る。

1. 商品分類についての審査

- 1.1 マドリッド議定書上、類（Class）区分についての権限は国際事務局にあるので、WIP 0指定通知書に商品分類上の瑕疵がある場合にも、審査官は、仮拒絶（Provisional Refusal）の通知をすることができない。
- 1.2 国内代理人が提出した補正書に類区分が変更された事項が含まれている場合、審査官は、法第42条を根拠として、当該補正書を要旨変更とみなし、却下する。

2. 英文指定商品についての審査

- 2.1 指定商品の表現において、「商品基準」で認めていない名称を具体化するために、“namely”と表示されている場合には、“namely”以降の指定商品が個別的かつ具体的に表現されていれば、これを認める。
- 2.2 指定商品の表現において、「商品基準」で認めていない名称を具体化するために、“particularly”又は“in particular”で表示している場合には、“particularly”又は“in particular”以降の指定商品が個別的かつ具体的に表現されているとしても、商品名称全体を認めない。ただし、「商品基準」上、認定可能な商品名称の後に“particularly”又は“in particular”で表示している場合には、この限りでない。

- 2.3 商品の名称が明確であるが重複して記載されている場合には、商標法第38条第1項を理由として拒絶理由を通知しない。
- 2.4 一商標一出願と関連して、『同一商品』に該当するかどうかは、わが国に通知されている個別の英文指定商品の名称を基準に判断する。

第2章 補正の特例

1. 補正をすることができない場合

- 1.1 国際登録の名義人は、1回以上拒絶理由が通知されたことがなかった国際商標登録出願は、国内代理人を通じて補正書を提出することができない（少なくとも1回以上拒絶理由が通知された国際商標登録出願の場合に限り、国内代理人を通じて補正書を提出することができる）。
- 1.2 マドリッド国際出願制度は、一つの出願書で複数の国家を指定する制度であるため、一つの指定国（わが国）のみを対象として標章を補正することができない。

2. 審査官の職権による補正

審査官は、次に該当する場合には、法第38条第1項を根拠として、拒絶理由を通知することなく職権で補正することができる。この場合、職権により補正した内容を審査点検票に記録する。

- i) 商品の英語スペル及び英語の句読点（コンマ、セミコロン、コロン等）に明白な誤記がある場合
- ii) 1回以上拒絶理由が通知されたことのある国際商標登録出願について、国内の代理人を通じて補正書が提出された場合であって、国際出願書に列挙された商品等を考慮したとき、指定商品類の記載が明白な誤記と判断される場合

《職権補正が可能な場合の例》

職権補正前の指定商品	職権補正後の指定商品
computers;;scanners	computers; scanners
services of trust-centres <u>namely</u> issuing and administration of digital keys and digital signatures	services of trust-centres, <u>namely</u> issuing and administration of digital keys and digital signatures
[商品類] 第09類 [指定商品] Clothing, namely jacket, suit,	[商品類] 第25類 [指定商品] Clothing, namely jacket, suit,

belt(clothing)	belt(clothing)
---------------------	---------------------

(参考) 商標法第193条(商標登録決定及び職権による補正の特例)には、国際商標登録出願において職権補正を制限しているが、出願人の便宜向上及び審査処理期間の短縮のために、些細かつ明白な誤記がある場合には、審査官が職権補正をするようにする。

第3章 非典型商標審査の特例

関連法令

【商標法】

第182条（国際商標登録出願の特例）

- ①（省略）
- ②国際商標登録出願に対しこの法を適用する場合には、国際商標登録簿に登録された商標の趣旨は、商標登録出願書に記載された該当商標の趣旨とみなす。
- ③団体標章登録を受けようとする者は、第36条第1項・第3項による書類及び定款を、証明標章の登録を受けようとする者は、同条第1項・第4項による書類を、産業通商資源部令で定める期間内に、特許庁長に提出しなければならない。この場合、地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、その旨を記載した書類と第2条第1項第4号による地理的表示の定義に合致することを立証することができる大統領令で定める書類をともに提出しなければならない。

【商標法施行規則】

第86条（団体標章又は証明標章に関する定款又は規約の提出期間）

法第182条第3項前段で“産業通商資源部令で定める期間”とは、次の各号の一に該当する期間をいう。

1. 法第39条による補正通知を受けた日から3ヶ月
2. 法第180条第2項本文による国際登録日（大韓民国を事後指定した場合には、同項ただし書による事後指定日）から3ヶ月

第88条（国際商標登録出願の補正又は定款等の提出）

- ①国際商標登録出願について法第185条により法第40条及び第41条による補正をしようとする者は、別紙第41号書式の国際商標登録出願に関する補正書に次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 補正内容を証明する書類 1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 1部

②国際商標登録出願について法第182条第3項により定款等を提出しようとする者は、別紙第41号書式の国際商標登録出願に関する提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 定款又は規約 一部
2. 別紙第4号書式の定款又は規約の要約書 一部
3. 地理的表示団体標章の出願人である法人がその地理的表示を使用することのできる商品を生産・製造又は加工することを業とする者のみで構成された事実を証明することができる書類 一部（地理的表示団体標章登録出願の場合のみ該当する。）
4. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 一部

③国際商標登録出願について法第43条により修正定款又は修正規約を提出しようとする者（法第39条第2号に該当して手数料を補正しようとする者は、除く）は、別紙第41号書式の国際商標登録出願に関する提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 修正定款又は修正規約、団体標章又は証明標章の使用に関する事項を記載したその修正定款又は修正規約の要約書 各1部
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類 一部

1. 商標類型別記載事項に対する審査

1.1 <削除>

1.2 法第36条第2項及び規則第28条第2項第2号により商標の説明を必須的に記載しなければならない①色彩のみからなる商標、②ホログラム商標、③動作商標、④その他視覚的に認識することのできる商標、⑤音商標は、国際出願書に商標の説明が適正に記載されているかを確認しなければならない。商標の説明が記載されていないか、又は不明確である場合、法第2条第1項の商標の定義規定に違反するものと見て、職権仮拒絶通知をしなければならない。

- 1.3 音商標のように商標の視覚的な表現が必須的に記載されなければならない商標において視覚的表現が記載されていない場合、法第2条第1項の商標の定義規定に違反するものと見て、職権仮拒絶通知をしなければならない。ただし、国際出願書に記載された商標の説明を通じて視覚的表現を認識することができる場合には、視覚的表現が適正に記載されたものと見る。

2. 商標見本についての審査

- 2.1 ①立体商標、②ホログラム商標、③動作商標等、2枚以上5枚以下の商標見本を提出することができる商標でも、商標見本の補正が認められない国際商標登録出願の特性上、1枚の見本によっても商標を把握することができる場合、これを認めることとする。
- 2.2 音商標において音声ファイルが提出されていない場合、別途の通知を通じて音声ファイルを提出するよう要求し、法第2条第1項の商標の定義規定に違反するものと見て、職権仮拒絶通知をしなければならない。職権仮拒絶通知によっても、音声ファイルが提出されていないか、又は提出された音声ファイルが商標の視覚的表現に合致しないならば、標章の定義規定に違反するものと見て、法第2条第1項により拒絶決定をする。

3. 使用による識別力の認定が必要な商標

- 3.1 使用による識別力の認定が必要な商標の類型は、原則として、国内商標で定めるとおりである。
- 3.2 使用による識別力は、国内で使用して識別力の認定を受けなければならないが、外国で使用した事実に関する資料も提出された場合、これを参照して判断することができる。

4. 団体標章、証明標章についての審査

- 4.1 国際商標登録出願においても、団体標章登録を受けようとする者は法第36条第3項により団体標章の使用に関する事項を定めた定款を、証明標章の登録を受けようとする者は法第36条第4項により証明標章の使用に関する事項を定めた書類（定款又は規約）を提出しなければならないが、国内指定通知の際には、このような書類を提出していない

場合が大部分であるため、別途の通知を通じて定款等を提出するよう要求しなければならない。この場合、法第2条第1項による商標の定義に合致しない出願として職権仮拒絶通知を同時に行うことができる。

- 4.2 団体標章又は証明標章として登録を受けるために、国際商標登録出願人が法第182条及び規則第86条により定款（規約）及び定款（規約）の要約書を提出しない、又は定款（規約）と定款（規約）の要約を提出したが団体標章又は証明標章の使用に関する事項の全部又は一部の記載がない場合、標章の定義に合致していないものと見て、法第2条第1項により拒絶決定する。

第4章 代替 (Replacement) に対する審査

関連法令 [条約]

【商標法】

第183条（国内登録商標がある場合の国際商標登録出願の効果）

①大韓民国に設定登録された商標（国際商標登録出願による登録商標は除き、以下、この条で“国内登録商標”という。）の商標権者が国際商標登録出願をする場合に、次の各号の要件をすべて備えたときには、その国際商標登録出願は、指定商品が重複する範囲内で、該当国内登録商標に関する商標登録出願の出願日に
出願されたものとみなす。

1. 国際商標登録出願により国際商標登録簿に登録された商標（以下、この項において“国際登録商標”という。）と国内登録商標が同一であること
2. 国際登録商標に関する国際登録名義人と国内登録商標の商標権者が同一であること
3. 国内登録商標の指定商品が国際登録商標の指定商品にすべて含まれていること
4. マドリッド議定書第3条の3による領域拡張の効力が国内登録商標の商標登録日後に発生すること

②第1項による国内登録商標に関する商標登録出願について条約による優先権が認められる場合には、その優先権が同項による国際商標登録出願にも認められる。

③国内登録商標の商標権が次の各号の一に該当する事由で取り消され、又は消滅された場合には、その取り消され、又は消滅された商標権の指定商品と同一の範囲で第1項及び第2項による該当国際商標登録出願に対する効果は認められない。

1. 第119条第1項各号（第4号は除く。）に該当するという事由で商標登録を取り消すという審決が確定した場合
2. 第119条第1項各号（第4号は除く。）に該当するという事由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に存続期間の満了で商標権が消滅し、又は商標権若しくは指定商品の一部を放棄した場合

④マドリッド議定書第4条の2(2)による申請をしようとする者は、次の各号の事項を記載した申請書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 国際登録名義人の姓名及び住所（法人の場合は、その名称及び営業所の所在地をいう。）
2. 国際登録番号
3. 関連国内登録商標番号
4. 重複する指定商品
5. その他産業通商資源部令で定める事項

⑤審査官は、第4項による申請があった場合には、該当国際商標登録出願について第1項から第3項までの規定による効果の認否を申請人に知らせなければならない。

【マドリッド議定書】

第4条の2 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) いずれかの締約国の官庁による国内登録又は広域登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずるすべての権利を害することなく、かつ、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、当該国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなす。

- (i) 国際登録による標章の保護の効果が第3条の3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること
- (ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。
- (iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること

(2) (1)に規定する官庁は、求めに応じ、自己の登録簿に国際登録について記載しなければならない。

1. 代替の意義

『代替（Replacement）』とは、国際商標登録出願が既に指定国に登録されている本人の先登録標章と同一であり、同時に、その国際商標登録出願の指定商品も国内線登録商標の指定商品をすべて含んでいる場合に、該当国際商標登録出願は、指定商品が重複す

る範囲内で、国内先登録商標の出願日に出願されたものとみなすことをいう。この場合、国内先登録商標に条約優先権が認められれば、その優先権の効果も国際商標登録出願にそのまま認められ、代替する国際商標登録出願商標と代替される本人の国内先登録商標は、併存することになる。

2. 代替の要件

- 2.1 国際商標登録出願の商標と国内先登録商標の標章が同一でなければならない。標章の同一性は、実質的同一性ではなく、物理的同一性を意味するものであって、厳格に同一でなければならない。
- 2.2 国際登録名義人と国内先登録商標権者が同一でなければならない。ただし、国際登録名義人の姓名及び住所は英語で表記されるため、英文の音訳が同一であれば同一であるものと見る。
- 2.3 国内登録商標の指定商品が国際登録商標の指定商品にすべて含まれていなければならない。国内登録商標の指定商品が国際登録の指定商品の範囲よりも広い場合には、要件を満たしていない。
- 2.4 領域拡張の効力日が国内登録商標の商標登録日以降に発生しなければならない。領域拡張の効力日は、国際出願の場合には国際登録日であり、事後指定の場合には事後指定日（事後指定が国際登録簿に登録された日）である。

3. 代替の審査

- 3.1 法第183条第1項各号に該当する場合（代替要件に該当する場合）には、審査官は、国際商標登録出願が国内登録商標を代替するよう審査（代替宣言）しなければならない。このとき、審査官は、代替の申請がなかった場合にも、職権で代替可否を決定しなければならない。
- 3.2 法第183条第4項による国内登録商標の代替の申請があったときは、当該国際商標登録出願に対する代替の認定可否を判断し、その結果を申請人に通知しなければならない。代替の申請があった場合、代替要件の判断は、代替可否の決定時を基準とする。

3.3 代替要件を満たしている場合には、法第38条第1項による一商標一出願の原則に違反していないものと見る。

4. 代替の不認定

4.1 国際商標登録出願の指定商品が国内登録商標の一部指定商品にのみ重複する場合には、審査官は、代替を認めずに、法第38条第1項による一商標一出願の原則に違反するものとして職権仮拒絶通知をしなければならない。

4.2 代替の要件を満たすためには、国際商標登録出願時に出願人の国内商標が設定登録されていなければならないため、国内商標が先願の状態にある場合には、代替を認めずに、法第38条第1項の一商標一出願の原則に違反するものとして職権仮拒絶通知をしなければならない。

4.3 法第119条（商標登録の取消審判）に該当することを理由に商標登録を取り消すという審決が確定し、又は存続期間の満了、指定商品の一部放棄等により商標権若しくは指定商品の一部が消滅した場合、その取消又は消滅された商標権や指定商品と同一の範囲内においては、代替が認められない。

第5章 名義変更 (Change In Ownership) に対する審査

関連法令 [条約]

【商標法】

第174条 (国際登録の名義変更)

- ①国際登録名義人又はその承継人は、指定商品若しくは指定国の全部若しくは一部について国際登録の名義を変更することができる。
- ②第1項により国際登録の名義を変更しようとする者は、産業通商資源部令が定めるところにより、特許庁長に国際登録名義変更登録を申請することができる。

【商標法施行規則】

第80条 (国際登録名義変更登録の申請)

法第174条第2項により国際登録名義変更登録を申請しようとする者は、別紙第38号書式の国際登録名義変更登録申請書に別紙第35号書式の国際出願書等提出書を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

【マドリッド議定書】

第9条 (国際登録の名義人の変更の記録)

国際事務局は、国際登録が領域内で効力を有する締約国の全部若しくは一部について又は国際登録において指定された商品及びサービスの全部若しくは一部について国際登録の名義人の変更が生じた場合には、当該国際登録の従前の名義人からの請求又は関係官庁からの職権による若しくは利害関係者の求めに応じた請求により、当該変更を国際登録簿に記録する。ただし、新たな名義人が第2条(1)により国際出願をする資格を有する者である場合に限る。

1. 名義変更の意義

『国際登録の名義変更 (Change In Ownership) 』とは、国際登録に含まれている指定商品の全部又は一部、指定国の全部又は一部について、国際登録名義人を変更すること

をいう。名義変更は、契約（譲渡等）、相続又は合併、法院の判決（破産等）、法律の施行等により発生することとなり、新たな名義人である譲受人は、国際出願をすることができる資格を有する者でなければならず、譲受人が複数人である場合、各自が資格要件を満たさなければならない。

2. 名義変更発効日が登録可否決定前である場合

- 2.1 名義変更が登録可否決定前に通知されてきた場合、名義変更の内訳を反映して審査する。出願公告後に名義変更が受け付けられた場合にも、再出願公告せずに名義変更内訳のみを反映して処理する。
- 2.2 名義変更が拒絶決定後に通知されてきたが、実際の発効日（名義変更事実のWIPO国際登録簿記載日）は、拒絶決定前の場合、再審査して、拒絶理由が解消されれば、拒絶決定を取り消し、出願公告し、拒絶理由が解消されなければ、名義変更を承認し、既存の拒絶決定を維持する。
- 2.3 名義変更が登録決定後通知されてきた場合、その効力日（名義変更事実のWIPO国際登録簿記載日）が登録決定前であっても、登録課で処理するようにする。

3. 名義変更発効日が登録可否決定以後である場合

- 3.1 名義変更の効力が拒絶決定以後である場合には、名義変更の通知も当然拒絶決定後に受け付けられるため、この場合、名義変更のみ認定（「名義変更の効力なし」を宣言しない）し、既存の拒絶決定を維持する。
- 3.2 名義変更の効力が登録決定後の場合、登録課で処理するようにする。

第6章 更正 (Correction) に対する審査

関連法令

【マドリッド議定書共通規則】

第28規則（国際登録簿における更正）

(1) [更正]

国際事務局は、職権で又は名義人若しくは官庁の要求により、国際登録簿における国際登録に関して誤りがあると判断した場合には、その旨登録簿を修正する。

(2) [通報]

国際事務局は、その旨を名義人に通報し、同時に更正が効力を有する締約国の官庁に通報する。加えて、国際事務局は、更正が効力を有する指定締約国の官庁が、更正を請求した指定締約国官庁でない場合にもその旨通報する。

(3) [更正の後の拒絶]

(2)の規定にいう官庁は、国際事務局にあてる暫定的拒絶の通報において、更正されたとおりには国際登録には保護を認めることができない、又はもはや認められない旨を宣言する権利を有する。協定第5条又は議定書第5条及び第16規則から第18規則の3の規定を準用する。ただし、当該通報の送付に要する期間は、当該官庁に更正の通知が送付された日から起算されるものである。

(4) [更正の期限]

(1)の規定にかかわらず、官庁に起因する誤りであって、かつ、国際登録に起因する権利に影響する更正は、国際登録簿への更正の対象となる記録を公表した日から九月以内に、更正の申請が国際事務局により受理された場合にのみ、更正することができる。

1. 更正の意義

『国際登録の更正 (Correction) 』とは、国際登録簿の特定の内容に誤りがあると判断した場合に、国際事務局が職権で又は本国官庁や国際登録名義人の申請によりこれを訂

正することをいう。更正があった場合は、国際事務局は、権利者、指定締約当事者の官庁及び更正を申請した官庁にその内訳を通知することとなり、国際事務局の更正により一部指定商品が追加された場合、これによる新たな仮拒絶理由についての仮拒絶通知期限は、更正通知の日から起算される。

2. 更正の効力に対する審査原則

国際事務局から更正通知があった場合は、更正されたとおりに更正の効力を認めることを原則とする。

3. 更正通知による審査

3.1 マドリッド議定書共通規則第28条第3項により、更正により保護の効果を付与することができず、又はもはや効果を認めることができないと判断した場合には、そのような旨の宣言を国際事務局に対する仮拒絶通知としてすることができる。

3.2 上記と関連して、次の更正通知に対しては、再審査し、審査の結果、新たな拒絶理由が発見されれば、更正通知日（WIPO発送日）から18ヶ月以内に、その拒絶理由についてのみ「更正による仮拒絶通知書（Provisional Refusal Following a Correction(Rule 28(3))）」を送付する。

- (i) 商品を追加する更正
- (ii) 国際商標登録出願人の同一性を害する更正
- (iii) 標章の更正
- (iv) 国際登録日（事後指定日）又は優先日についての更正

4. 拒絶決定後の更正通知に対する審査

拒絶決定後、国際事務局から更正が通知された場合には、更正された事項を国際商標登録出願に反映する。このとき、拒絶理由が解消されれば、拒絶決定を取り消し、出願公告し、拒絶理由が解消されなければ、既存の拒絶決定を維持する。

5. 登録決定後の更正通知に対する審査

登録決定後に国際事務局から更正通知されて、登録課から意見問合せの要請が来た場合、担当審査官は、最終権利範囲を確定した審査官意見書を作成して登録課に通知する。ただし、再審査が必要な場合には、再審査して、新たな拒絶理由が発生すれば「更正による仮拒絶通知書 (Provisional Refusal Following a Correction)」を国際事務局に発送する。新たな拒絶理由が発見されず、訂正公告後に異議申立てが提起されなければ、「更正による保護付与記述書 (Statement of Grant of Protection following a Correction)」を国際事務局に送付し、国際商標登録出願人に対しては「更正による登録決定書 (Decision of Grant of Protection following a Correction)」を発送する。

第7章 減縮 (Limitation) に対する審査

1. 減縮の意義

『国際登録の減縮 (Limitation)』とは、指定締約当事者の全部又は一部について、商品の全部又は一部を縮小することをいう。減縮があった場合、国際登録簿に登載された国際登録において該当商品を削除するのではなく、減縮が申請された締約国において当該商品がもはや保護されないだけである。したがって、すべての指定国について減縮された商品であっても事後指定の対象となることができ、更新時の手数料の算定においても考慮される。

2. 減縮の効力に対する審査原則

国際事務局から減縮が通知された場合、要旨の変更に該当しない限り承認し、審査に反映することを原則とする。

3. 補正書受付後の減縮通知に対する審査

- 3.1 減縮の発効日（国際登録簿登録日）が補正書受付日前であり、補正された商品が減縮された商品の範囲を超える場合には、補正書を却下する。
- 3.2 減縮の効力が補正受付日以降である場合には、補正された商品と減縮された商品を比較して、重複する商品のみ認定する。

4. 拒絶決定後の減縮通知に対する審査

- 4.1 減縮の効力日が拒絶決定前である場合、再審査して、拒絶理由が解消されれば、拒絶決定を取り消し、出願公告し、拒絶理由が解消されなければ、減縮のみ認定し、既存の拒絶決定を維持する。
- 4.2 減縮の効力日が拒絶決定以後である場合には、既存の拒絶決定を維持する。

5. 拒絶決定不服審判請求と関連した減縮通知に対する審査

- 5.1 拒絶決定不服審判請求以前又は審判進行中に減縮が通知されてきた場合には、取消差戻しされる時まで当該減縮についての審査を保留し、取消差戻し後に当該減縮通知の内容を反映して再審査した後、出願公告する。
- 5.2 審判請求が棄却された場合には、減縮を承認し、拒絶決定を維持する。

6. 登録決定後の減縮通知に対する審査

登録決定後に減縮が通知されて、登録課から意見問合せの要請が来た場合、担当審査官は、最終権利範囲を確定した審査官意見書を作成し、登録課に通知する。

第8章 取消 (Cancellation) に対する審査

関連法令

【マドリッド議定書】

第6条 国際登録の存続期間並びに国際登録の従属性及び独立性

(1)国際事務局における標章登録の存続期間は、10年とし、及び次条に定める条件に従って更新することができる。

(2)国際登録は、当該国際登録の日から5年の期間が満了したときは、(3)及び(4)に規定する場合を除くほか、基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録から独立した標章登録を構成するものとする。

(3)国際登録による標章の保護については、当該国際登録が移転の対象となったかどうかを問わず、その国際登録の日から5年の期間が満了する前に、基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録が取り下げられ、消滅し、放棄され又は、確定的な決定により、拒絶され、抹消され、取り消され若しくは無効とされた場合には、当該国際登録において指定された商品及びサービスの全部又は一部について主張することができない。当該5年の期間の満了前に次の(i)、(ii)又は(iii)の手続が開始され、当該5年の期間の満了後に基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録が確定的な決定により、拒絶され、抹消され、取り消され、無効とされ又は取下げを命ぜられた場合においても、同様とする。また、当該5年の期間の満了後に基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録が取り下げられ又は放棄された場合であって、当該基礎出願、基礎出願による登録又は基礎登録がその取下げ又は放棄の時に次の(i)、(ii)又は(iii)の手続の対象であり、かつ、当該手続が当該5年の期間の満了前に開始された場合においても、同様とする。

(i) 基礎出願の効果を否認する決定に対する不服の申立て

(ii) 基礎出願の取下げを求める申立て又は基礎出願による登録若しくは基礎登録の抹消、取消し若しくは無効を求める申立て

(iii) 基礎出願に対する異議の申立て

(4)本国官庁は、規則の定めるところにより、国際事務局に対し(3)の規定に関連する事実及び決定を通報するものとし、国際事務局は、規則の定めるところにより、

当該事実及び決定を利害関係者に通報し、かつ、これを公表する。本国官庁は、該当する範囲について国際登録の取消しを国際事務局に請求するものとし、国際事務局は、当該範囲について国際登録を取り消す。

1. 取消の意義

国際登録の取消し（Cancellation）とは、商品の全部又は一部と関連して、指定締約当事者全部に対して国際登録を取り消すことをいう。国際登録の取消しは、減縮（Limitation）や放棄（Renunciation）とは異なり、該当商品が国際登録簿から完全に削除されるため、取り消された商品について事後指定を申請することができない。

2. 取消の効力に対する審査原則

国際事務局から議定書第6条第3項及び第4項により取消しが通知された場合には、「効力がないことの宣言」を通知することができない。ただし、審査官が判断して、一部取消通知（Partial Ceasing of Effect）に要旨の変更に関連する商品が含まれている場合、これを審査に適用しないことができる。この場合、審査官は、当該内容を審査点検票に記録しなければならない。

3. 指定商品が全部削除された場合の審査

一部取消により指定商品がすべて削除された国際商標登録出願については、法第54条第2号（条約の規定に違反した場合）により仮拒絶通知をする。

4. 拒絶決定後の取消通知に対する審査

（議定書第6条第3項及び第4項による取消を含む）

- 4.1 取消の発効日が拒絶決定以前である場合、再審査して、拒絶理由が解消されれば、拒絶決定を取り消し、出願公告し、拒絶理由が解消されなければ、指定商品を取消しの内容どおりに変更し、既存の拒絶決定を維持する。

4.2 取消の発効日が拒絶決定以後である場合には、指定商品を取消しの内容どおりに変更し、既存の拒絶決定を維持する。

5. 登録決定後の取消通知に対する審査

登録決定後に取消が通知されて、登録課から意見問合せの要請が来た場合、担当審査官は、最終権利範囲を確定した審査官意見書を作成し、登録課に通知する。

第9章 同一の日に二以上の国際商標登録出願又は国際商標登録出願と商標登録出願が競合した場合の処理手順

1. 出願が競合した場合の処理

審査官は、競合する国際商標登録出願について、仮拒絶通知及び協議通知書を通じて協議することを要求する。

2. 協議不成立時の処理

協議することを通知したにもかかわらず、協議が成立せず、又は協議をすることができないときには、抽選日を通知して抽選を行い、抽選により定められた出願についてのみ審査を進行する。

第10部 補則



第1章 瑕疵のある処分に対する処理

1. 規定の趣旨

商標登録出願についての審査における審査官の決定が違法な場合であっても、その決定が出願人や利害関係人又は第三者の利益に重大な影響を及ぼす場合があるため、審査官や特許庁長が職権でこれを取り消し、又は変更することができないようしている。ただし、手続上重大かつ明白な瑕疵のある決定処分は、法律上効力のない処分に該当すると見ることができ、このような処分を維持する場合、出願人や権利者に更に大きな不利益を与え得ることから、一定の範囲内で審査官や特許庁長が職権で処分を取り消し、又は変更することができるようにしている。

2. 違法な決定処分について職権取消しが可能な場合

法第42条（補正の却下）による補正却下の決定、法第54条（商標登録拒絶の決定）に基づく拒絶の決定、法第66条（異議申立てに対する決定）による異議申立てに対する決定、法第68条（商標登録決定）に基づく登録決定処分が次に該当する重大かつ明白な手続等の瑕疵があるときには、特許庁長は、職権によりこれを取り消すことができる。これは、実現不可能な処分や手続上重大かつ明白な瑕疵のある処分の場合、その効力を認めることができないため、職権で取り消し又は変更し、適正な補正を通じて適法な法律効果を発生させることができるようにしたものである。

（i）処分の内容が事実上又は法律上実現不可能な処分

（該当例）行為能力がない者が直接出願した商標登録出願について登録決定をした場合

（ii）法第55条（拒絶理由通知）第1項による拒絶理由通知の手続、第57条（出願公告）第1項による出願公告の手続、法第66条（異議申立てに対する決定）第1項による答弁書提出機会の付与等の手続を欠いた処分

(該当例) 拒絶理由通知なしに拒絶決定をした場合、又は異議申立てに対する答弁書提出の機会を与えることなく異議決定をした場合等

(iii) 理由を付していない異議申立てに対する決定又は拒絶の決定

3. 違法な決定処分に対して職権取消しが制限される場合

3.1 次に該当する決定処分は、たとえその処分が違法又は不当であるとしても、審判による手続によらずには、職権でこれを取り消し、又は変更することができない。これは、手続の欠缺でなく、実体審査の欠缺に関する事項であって、該当処分に対する審判手続が別途設けられていることから、正式な審判手続によりその決定処分を争うようにしたものである。

(i) 法第42条（補正の却下）による補正の却下の決定

(ii) 法第54条（商標登録拒絶の決定）による拒絶の決定

(iii) 法第66条（異議申立てに対する決定）による異議申立てに対する決定

(iv) 法第68条（商標登録の決定）による登録の決定

3.2 職権取消しが可能な、違法な決定処分が相手方の帰責事由のない特許庁の過誤により行われた場合には、特許庁は、適法な補正をすることができ、この場合、その処分は、職権取消しが制限されて、有効なものとする。ただし、該当処分が長期間の放置により既に複雑な取引関係が形成されているときには、補正行為がなくても、当該処分に対し職権取消しが制限されて有効なものとする。

3.3 職権取消しは、瑕疵のある決定処分等が出願人と第三者等の利益に及ぼす影響を比較衡量して、制限的に行わなければならない。

4. その他の処分の取消し

審判によってのみ取消し又は変更が可能な、違法な決定処分以外の些細な手続的な処分等に瑕疵があるときには、審査官や特許庁長は、職権又は申請によりこれを取り消すことができる。

第2章 外国語商標の審査

1. 規定の趣旨

商標使用の国際化・多様化により、わが国の言語だけでなく、外国語からなる商標も多数出願されているが、外国語商標は、特に一般需要者がその意味を認識し、呼称することができるかが問題とされ、これは、審査の方向とも直結するとするといえる。英語は、一般需要者が容易に認識し、呼称すると見ることができるため、その意味や称呼を通じて、商標法各条文に該当するかどうかを判断しなければならず、日本語や漢字の場合にも、情報検索機能の発達により容易にその意味や称呼を把握することができることから、音訳や翻訳した意味についても、商標法各条文の適用可否を判断するものとしている。

2. 外国語商標に対する審査原則

- 2.1 外国語（外国文字単独で表記され、又はハングルと混用表記されている場合を含む。）からなる商標については、韓国語に音訳又は翻訳して、その音訳、翻訳した韓国語についても、商標法各条文に対するか該否を検討することを原則とする。
- 2.2 外国語からなる商標が商標法各条文に該当するかどうかは、取引業界又は一般需要者がその音訳又は翻訳された意味で認識することができるかを基準として判断しなければならない。
- 2.3 2.1に規定する外国語の範囲は、一般的に、英語アルファベット、漢字、ひらがな、カタカナ等で表記される文字をいい、このような文字で構成された商標は、文字商標として取り扱って審査する。
- 2.4 2.3に規定する範囲外の外国語は、原則として、記号や図形商標と見る。

第3章 審査手続の中止

関連法令及び趣旨

【商標法】

第70条（審査又は訴訟手続の中止）

- ①商標登録出願の審査において必要な場合には、審決が確定する時まで又は訴訟手続が完結する時まで、その商標登録出願の審査手続を中止することができる。
- ②法院は、訴訟において必要な場合には、商標登録可否決定が確定する時まで、その訴訟手続を中止することができる。

【制度の趣旨】

審査又は訴訟において必要なときには、関連のある他の手続が完結する時まで、その審査又は訴訟手続を中止するようにしている。一般的に、商標登録出願の審査は出願の順位により、審判や訴訟は請求順に審理が行われるので、ある手続の判断や結論により他の手続の判断や結論が直接的に影響を受けることになる場合には、互いに関連する手続間で合理的かつ調和のとれた判断と結論が導出され得るよう、特定の審査や訴訟等の手続をそれぞれ中止することができる根拠規定を置いたものである。

1. 法第70条第1項に規定する『商標登録出願の審査において必要な場合』とは、審決又は判決が確定する時まで審査を停止せずには正当な審査と決定が困難であると認められる直接的かつ明白な理由がある場合をいう。
2. 1の規定にかかわらず、次に該当する出願商標については、審査を中止せずに処理することを原則とする。
 - (i) 審判係留中である登録商標の更新登録申請商標
 - (ii) <削除>

再 検 討 期 限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」（大統領訓令第334号）により、この例規について2019年1月1日を基準として3年になる時点（毎3年目の12月31日までをいう。）毎に、法令や現実与件の変化等を検討して、この例規の廃止、改訂等の措置を講じなければならない。

附 則

この例規は、2015年1月1日から施行する。

附 則 <第88号、2016年1月27日>

この例規は、2016年2月1日から施行する。

附 則 <第90号、2016年8月29日>

この例規は、2016年9月1日から施行する。

附 則 <第100号、2017年12月19日>

この例規は、2018年1月1日から施行する。ただし、第7部第4章3.1及び3.1.3の改定規定は、地理的表示団体標章の出願人適格拡大内容を盛り込んだ商標法一部改正法律案（議案番号第2009193号）が施行される日から施行する。

附 則 <第106号、2018年12月14日>

この例規は、2019年1月1日から施行する。

附 則 <第112号、2019年12月24日>

この例規は、2020年1月1日から施行する。

別添1 韓国 - EU間FTAにより保護される地理的表示

附属書10 - イ
農産物及び食品についての地理的表示

第1部 欧州連合を原産地とする農産物及び食品^{1) 2)}

(第10.18条第4項に記載のとおり)

オーストリア

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Tiroler Speck	ハム	티롤러 슈페크
Steirischer Kren	わさび	슈타이리셔 크렌

チェコ共和国

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
České pivo	ビール	체스께 삐보 / 체스케 피보
Budějovické pivo	ビール	부데요비츠키 삐보 / 부데요비츠키 피보
Budějovický měšťanský var	ビール	부데요비츠키 므네슈판스키바르 / 부데요비츠키 므네스탄스키바르
Českobudějovické pivo	ビール	체스꼬부데요비츠키 삐보 / 체스꼬부데요비츠키 피보
Žatecký chmel	ホップ	자테츠키 흐멜 / 자데츠키 흐멜

¹⁾ イタリックで記載された単語は、地理的表示（以下、“地理的表示”という。）の一部ではない。

²⁾ 地理的表示が次のように表示されている場合、これは、二つの用語がともに又は各自使用され得ることを意味する：“Szegeditéliszalámi/Szegediszalámi”

フランス

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Comté	チーズ	콩떼 / 콩테
Reblochon	チーズ	르블로송 / 레블로송
Roquefort	チーズ	로끄포르 / 로크포르
Camembert de Normandie	チーズ	까망베르 드 노르망디 / 카망베르 드 노르망디
Brie de Meaux	チーズ	브리 드 모
Emmental de Savoie	チーズ	에멘탈 드 사부아 / 에멩탈 드 싸부아
Pruneaux d' Agen / Pruneaux d' Agen mi-cuits	調理 干しぶどう	프뤼노 다장 / 프뤼노 다쟁 / 프뤼노다장 미뀌이 / 프뤼노 다쟁 미뀌이
Huitres de Marennes-Oléron	牡蠣	위트르 드 마렌느 올레롱 (마렌느 올레롱 굴)
Canards à foie gras du Sud-Ouest (Chalosse, Gascogne, Gers, Landes, Périgord, Quercy)	フォアグラ	까나르 아 푸아그라 뒤쉬드우에스트 (샬로스, 가스콘/가스콘뉴, 제르스, 랑드/렁드, 페리고르/뻬리고르, 케르시/께르시) (フランス南西部のフォアグラ料理)
Jambon de Bayonne	ハム	장봉 드 바이온 (바이온 햄)
Huile d'olive de Haute-Provence	オリーブ油	월돌리브 드 오프 프로방스 (오프 프로방스 올리브유)
Huile essentielle de lavande de Haute-Provence	라벤더 에센스油	월 에쌍시엘 드 라빙드 드 오프 프로방스 (오프 프로방스 라벤더 에센스 오일)

ドイツ

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Bayerisches Bier	ビール	바이어리쉐스 비어
Münchener Bier	ビール	뮌헨어 비어

ギリシャ

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
ΕλίαΚαλαμάτας (<i>transcription into Latin alphabet:</i> Elia Kalamatas)	オリーブ	엘리아 깔라마따스
Μαστίχα Χίου (<i>transcription into Latin alphabet:</i> Masticha Chiou)	ガム	마스티하 히우
Φέτα (<i>transcription into Latin alphabet:</i> Feta)	チーズ	페따

ハンガリー

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Szegeditéliszalámi / Szegediszalámi	サラミ	세게드 텔리살라미 / 세게드 살라미

イタリア

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Aceto balsamico Tradizionale di M odena	ソース	아체토 발사미코 트라디치오날레 디 모데나 (모데나의伝統バルサミコ酢)
Cotechino Modena	ポーク ソーセージ	코테크노 모데나 (모데나의코테크ーノ <ソーセージの一種>)
Zampone Modena	豚肉	잠포네 모데나 (모데나의豚前足)
Mortadella Bologna	大きなポーク ソーセージ	모르타델라 볼로냐 (보ローニャ의몰타데ッラ <ソーセージの一種>)

保護される名称	製品	ハンゲルでの音訳
Prosciutto di Parma	ハム	프로슈토 디 파르마 (生ハム)
Prosciutto di S.Daniele	ハム	프로슈토 디 산 다니엘레 (生ハム)
Prosciutto Toscano	ハム	프로슈토 토스카노 (生ハム)
Provolone Valpadana	チーズ	프로볼로네발파다나 (チーズの一種)
Taleggio	チーズ	탈레조 (ベルガモ山のチーズの一種)
Asiago	チーズ	아시아고
Fontina	チーズ	폰티나 (ヴァッレ・ダオスタ地域の チーズの一種)
Gorgonzola	チーズ	고르곤졸라 (チーズの一種)
Grana Padano	チーズ	그라나 파다노 (チーズの一種)
Mozzarella di Bufala Campana	チーズ	모차렐라 디 부팔라 캄파나 (水牛乳チーズの一種)
Parmigiano Reggiano	チーズ	파르미자노레자노 (チーズの一種)
Pecorino Romano	チーズ	페코리노로마노 (ローマのペコリーノ <羊乳チーズの一種>)

ポルトガル

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Queijo deSãoJorge	チーズ	께이주 드 썩 조르쥬

スペイン

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Baena	オリーブ油	바에나
Sierra Mágina	オリーブ油	씨에라 마히나
Aceite del BaixEbre-Montsía / Oli del Baix Ebre-Montsià	オリーブ油	아세이떼 델바제브라몬시아 / 올리델바제브라몬시아 (バシュ・エブラ ・ムンシアーオイル)
Aceite del BajoAragón	オリーブ油	아세이떼 델 바호 아라곤 (바호・アラ곤産油)
Antequera	オリーブ油	안테게라
Priego deCórdoba	オリーブ油	쁘리에고 데 꼬르도바
Sierra deCádiz	オリーブ油	씨에라 데 까디스
Sierra de Segura	オリーブ油	씨에라 데 세구라
Guijuelo	ハム	기후엘로
Jamónde Huelva	ハム	하몬 데 우엘바 (우엘바産ハム類)
Jamónde Teruel	ハム	하몬데테루엘 (テルエル産ハム類)
Salchichónde Vic / Llonganissa de Vic	ソーセージ	살치촌 데 빅 / 롱가니싸 데 빅 (ヴィック産サルチチョン、 肉加工品の一種)

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Mahón-Menorca	チーズ	마온-메노르까
Queso Manchego	チーズ	께소만체고 (ラ・マンチャ産チーズ)
CítricosValencianos / CitricsValencians	柑橘類	씨뜨리꼬스 발렌씨야노스 (バレンシア産柑橘類)
Jijona	ヌガー	히호나
Turrónde Alicante	菓子類	뚜론 데 알리칸떼 (アリカンテ産砂糖菓子類)
Azafrán de la Mancha	サフラン	아싸프란데라만차 (ラ・マンチャ産サフラン)

第2部 大韓民国を原産地とする農産物及び食品
(第10.18条第3項に記載のとおり)

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
寶城緑茶 (Boseong Green Tea)	緑茶	Boseong Nokcha
河東緑茶 (Hadong Green Tea)	緑茶	Hadong Nokcha
高敞覆盆子酒 (Gochang Black Raspberry Wine)	覆盆子酒	Gochang Bokbunjaju
瑞山ニンニク (Seosan Garlic)	ニンニク	Seosan Maneul
英陽粉唐辛子 (Yeongyang Red Pepper Powder)	粉唐辛子	Yeongyang Gochutgaru
義城ニンニク (Uiseong Garlic)	ニンニク	Uiseong Maneul
槐山唐辛子 (Goesan Red Pepper Dried)	唐辛子	Goesan Gochu
淳昌伝統コチュジャン (Sunchang Traditional Gochujang)	唐辛子味噌	Sunchang Jeontong Gochujang
槐山粉唐辛子 (Goesan Red Pepper Powder)	粉唐辛子	Goesan Gochutgaru
星州マクワウリ (Seongju Chamoe)	マクワウリ	Seongju Chamoe
海南冬白菜 (Haenam Winter Baechu)	白菜	Haenam Gyeoul Baechu
利川米 (Icheon Rice)	米	Icheon Ssal
鐵原米 (Cheorwon Rice)	米	Cheorwon Ssal
高興柚子 (Goheung Yuja)	柚子	Goheung Yuja
洪川トウモロコシ (Hongcheon Waxy Corn)	トウモロコシ	Hongcheon Charoksusu
江華ヨモギ (Ganghwa Mugwort)	ヨモギ	Ganghwa Yakssuk
横城韓牛肉 (Hoengseong Hanwoo Beef)	牛肉	Hoengseong Hanwoogogi

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
済州豚肉 (Jeju Pork)	豚肉	Jeju Dwaejigogi
高麗紅蔘 (Korean Red Ginseng)	紅蔘	Goryeo Hongsam
高麗白蔘 (Korean White Ginseng)	白蔘	Goryeo Baeksam
高麗太極蔘 (Korean Taekuk Ginseng)	太極蔘	Goryeo Taekuksam
忠州リンゴ (Chungju Apple)	リンゴ	Chungju Sagwa
密陽氷谷リンゴ (Miryang Eoreumgol Apple)	リンゴ	Miryang Eoreumgol Sagwa
旌善キバナオウギ (Jeongseon Hwanggi)	キバナオウギ	Jeongseon Hwanggi
南海ニンニク (Namhae Garlic)	ニンニク	Namhae Maneul
丹陽ニンニク (Danyang Garlic)	ニンニク	Danyang Maneul
昌寧玉葱 (Changnyeong Onion)	タマネギ	Changnyeong Yangpa
務安玉葱 (Muan Onion)	タマネギ	Muan Yangpa
驪州米 (Yeoju Rice)	米	Yeoju Ssal
務安白蓮茶 (Muan White Lotus Tea)	白蓮茶	Muan Baengnyeoncha
青松リンゴ (Cheongsong Apple)	リンゴ	Cheongsong Sagwa
高敞覆盆子 (Gochang Black Raspberry)	覆盆子	Gochang Bokbunja
光陽梅 (Gwangyang Maesil)	梅	Gwangyang Maesil
旌善トウモロコシ (Jeongseon Waxy Corn)	トウモロコシ	Jeongseon Charoksusu
陳富トウキ (Chinbu Dangui)	トウキ	Chinbu Dangui
高麗水蔘 (Korean Fresh Ginseng)	水蔘	Goryeo Susam
青陽唐辛子 (Cheongyang Hot Pepper)	唐辛子	Cheongyang Gochu

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
青陽粉唐辛子 (Cheongyang Powdered Hot Pepper)	粉唐辛子	Cheongyang Gochutgaru
海南サツマイモ (Haenam Sweet Potato)	サツマイモ	Haenam Goguma
霊岩イチジク (Yeongam Fig)	イチジク	Yeongam Muhwagwa
驪州サツマイモ (Yeoju Sweet Potato)	サツマイモ	Yeoju Goguma
咸安スイカ (Haman Watermelon)	スイカ	Haman Subak
高麗人蔘製品 (Korean Ginseng Products)	白蔘又は 太極蔘製品	Goryeo Insamjepum
高麗紅蔘製品 (Korean Red Ginseng Products)	紅蔘製品	Goryeo Hongsamjepum
群山もち麦 (Gunsan Glutinous Barley)	麦	Gunsan Chalssalborissal
濟州緑茶 (Jeju Green Tea)	緑茶	Jeju Nokcha
洪川韓牛 (Hongcheon Hanwoo)	牛肉	Hongcheon Hanwoo
襄陽松茸 (Yangyang Pine-mushroom)	マツタケ	Yangyang Songibeoseot
長興椎茸 (Jangheung Oak-mushroom)	シイタケ	Jangheung Pyogobeoseot
山清干柿 (Sancheong Persimmon Dried)	干柿	Sancheong Gotgam
正安栗 (Jeongan Chestnut)	栗	Jeongan Bam
鬱陵島ヤマブキショウマ (Ulleungdo Samnamul)	ヤマブキ ショウマ	Ulleungdo Samnamul
鬱陵島アキノキリンソウ (Ulleungdo Miyeokchwi)	アキノ キリンソウ	Ulleungdo Miyeokchwi
鬱陵島ゼンマイ (Ulleungdo Chamgobi)	ゼンマイ	Ulleungdo Chamgobi
鬱陵島ゴマナ (Ulleungdo Bujigaengi)	ゴマナ	Ulleungdo Bujigaengi

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
慶山大棗 (Gyeongsan Jujube)	ナツメ	Gyeongsan Daechu
奉化松茸 (Bonghwa Pine-mushroom)	マツタケ	Bonghwa Songi
青陽枸杞子 (Cheongyang Gugija)	クコの実	Cheongyang Gugija
尚州干柿 (Sangju Persimmon Dried)	干柿	Sangju Gotgam
南海昌善ワラビ (Namhae Changsun Fern)	ワラビ	Namhae Changsun Gosar i
盈徳松茸 (Yeongdeok Pine-mushroom)	マツタケ	Yeongdeok Songi
求禮山茱萸 (Gurye Corni fructus)	山茱萸	Gurye Sansuyu
光陽白雲山カエデ (Gwangyang baekunsan Acer mono sap)	カエデ樹液	Gwangyang baekunsan Gorosoe

附属書10 - ロ

ぶどう酒、着香ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示

第1部 欧州連合を原産地とするぶどう酒、着香ぶどう酒及び蒸留酒³⁾

(第10.19条第1項に記載のとおり)

第1節 欧州連合を原産地とするぶどう酒

フランス

保護される名称	ハングルでの音訳
Beaujolais	보졸레
Bordeaux	보르도
Bourgogne	부르고뉴 / 버건디
Chablis	샤블리 / 샤블리스
Champagne	샹파뉴 / 샴페인 / 샹빠뉴
Graves	그라브
Médoc	메독 / 매독
Moselle	모젤
Saint-Emilion	생테밀리옹 / 생테밀리옹
Sauternes	쏘테른 / 소테른
Haut-Médoc	오메독 / 오매독
Alsace	알자스
CôtesduRhône	코뜨 뒤 론 / 코트 뒤 론
Languedoc	랑그독
Côtesdu Roussillon	코뜨 뒤 루시옹 / 코트 뒤 루시옹
Châteauneuf-du-Pape	샤또 네프 뒤 빠쁘 / 샤또 네프 뒤 파프

³⁾ イタリックで記載された部分は、地理的表示の一部ではない。

保護される名称	ハングルでの音訳
Côtesde Provence	코뜨 드 프로방스 / 코트 드 프로방스
Margaux	마르고 / 마고
Touraine	뚜렌느 / 투렌
Anjou	앙주 / 앙쥬
Val de Loire	발 드 루아르 / 발 드 르와르

ドイツ

保護される名称	ハングルでの音訳
Mittelrhein	미털라인
Rheinhessen	라인헤센
Rheingau	라인가우
Mosel	모젤

ギリシャ

保護される名称	ハングルでの音訳
Ρ ε τ σ ι ν α (transcription into Latin alphabet:Retsina)	레씨나
Σ ά μ ο ς (transcription into Latin alphabet:Samos)	사모스

ハンガリー

保護される名称	ハングルでの音訳
Tokaj	토카이

イタリア

保護される名称	ハングルでの音訳
Chianti	키안티
Marsala	마르살라
Asti	아스티
Barbaresco	바르바레스코
Bardolino	바르돌리노
Barolo	바롤로
Brachetto d'Acqui	브라케토 다퀴
Brunello di Montalcino	브루넬로 디 몬탈치노
Vino nobile di Montepulciano	비노 노빌레 디 몬테 풀치아노
Bolgheri Sassicaia	볼게리 사씨카이아
Dolcetto d'Alba	돌체토 달바
Franciacorta	프란차코르타
Lambrusco di Sorbara	람브루스코 디 소르바라
Lambrusco Grasparossa di Castelvetro	람브루스코 그라스파로사 디 카스텔베트로
Montepulciano d'Abruzzo	몬테풀치아노 다브루초
Soave	소아베
Campania	캄파니아
Sicilia	시칠리아
Toscana	토스카나
Veneto	베네토
Conegliano Valdobbiadene	코넬리아노 발도삐아데네

ポルトガル

保護される名称	ハングルでの音訳
Madeira	마테이라
Porto or Port	포르투
Douro	도우루
Dão	더웅
Bairrada	바이하다
Vinho Verde	비뉴 베르드
Alentejo	알렌테쥬

ルーマニア

保護される名称	ハングルでの音訳
Dealu Mare	데알루 마레
Murfatlar	무르파트라르

スロバキア

保護される名称	ハングルでの音訳
Tokajská or Tokajský or Tokajské	토카이스카 / 토카이스키 / 토카이스케

スペイン

保護される名称	ハングルでの音訳
Málaga	말라가
Rioja	리오하
Jerez-Xérès-Sherry or Jerez or Xérès or Sherry	헤레스-헤레스-쉐리, 헤레스, 헤레스, 쉐리
Manzanilla-Sanlúcarde Barrameda	만싸니아-산루까르 데 바라메다

保護される名称	ハングルでの音訳
La Mancha	라 만차
Cava	까바
Navarra	나바라
Valencia	발렌시아
Somontano	소몬타노
Ribera del Duero	리베라 델 두에로
Penedés	삐네데스
Bierzo	비에르쏘
Ampurdán-Costa Brava	암부르단-코스타 브라바
Priorato or Priorat	쁘리오라또 / 뷔리오랄
Rueda	루에다
RíasBaixas	리아스 바이샤스
Jumilla	후미야
Toro	또로
Valdepeñas	발데삐냐스
Cataluña	까탈루냐
Alicante	알리칸떼

第2節 欧州連合を原産地とする蒸留酒^{4) 5)}

オーストリア

保護される名称	ハングルでの音訳
Jägertee/Jagertee/Jagatee	예거테
Inländerrum	인랜더룸
Korn / Kornbrand ⁶⁾	코언 / 코언브랜드

ベルギー

保護される名称	ハングルでの音訳
Korn / Kornbrand ⁷⁾	코언 / 코언브랜드

キプロス

保護される名称	ハングルでの音訳
Ouzo ⁸⁾	우조

⁴⁾ イタリアで記載された部分は、地理的表示の一部ではない。

⁵⁾ 地理的表示が次のように使用されている場合、これは、二つの用語がともに又は各自使用され得ることを意味する：“Korn / Kornbrand”

⁶⁾ オーストリア、ベルギー（ドイツ語を使う共同体）、ドイツの製品

⁷⁾ オーストリア、ベルギー（ドイツ語を使う共同体）、ドイツの製品

⁸⁾ キプロス又はギリシャの製品

フィンランド

保護される名称	ハングルでの音訳
Vodka of Finland	보드카 오브 핀란드
Finnish berry liqueur / Finnish fruit liqueur	피니쉬 베리 리퀴 / 피니쉬 프루트 리퀴

フランス

保護される名称	ハングルでの音訳
Cognac	코냑 / 코냑
Armagnac	아르마냑
Calvados	칼바도스 / 칼바도스

ドイツ

保護される名称	ハングルでの音訳
Korn / Kornbrand ⁹⁾	코언 / 코언브랜드

ギリシャ

保護される名称	ハングルでの音訳
Ouzo ¹⁰⁾	우조

⁹⁾ オーストリア、ベルギー（ドイツ語を使う共同体）、ドイツの製品

¹⁰⁾ キプロス又はギリシャの製品

ハンガリー

保護される名称	ハンブルでの音訳
Törkölypálinka	퇴르콰이팔린카
Pálinka	팔린카

アイルランド

保護される名称	ハンブルでの音訳
Irish whiskey / Irish whisky	아이리쉬 위스키 (洋酒の一種)

イタリア

保護される名称	ハンブルでの音訳
Grappa	그라파

ポーランド

保護される名称	ハンブルでの音訳
Polska Wódka / Polish Vodka	폴스카 부드카 / 폴리쉬 보드카
Wódka ziołowa z Niziny Północnopodlaskiej aromatyzowana ekstraktem z trawy zubrowej / Herbal vodka from the North Podlasi e Lowland aromatised with an extract of bison grass	부드카 지오워바 즈 니지느 푸노쯔노포들라 스키에이 아로마티조바나 에크스트라크템 즈 트라브 쥬브로베이 /허발 보드카 프럼 더 놀스 포들라시에로우 랜드 아로마타이즈드 워드 언 익스트렉트 오브 바이슨 그라스
Polska Wiśniówka / Polish Cherry	폴스카 비쉬니우브카 / 폴리쉬 체리

スペイン

保護される名称	ハングルでの音訳
Brandy de Jerez	브랜디 데 헤레스 (ヘレス産ブランデー)
Pacharán	빠차란

スウェーデン

保護される名称	ハングルでの音訳
Swedish Vodka	스웨디쉬보드카 (スウェーデン産ウォッカ)
Svensk Aquavit / Svensk Akvavit / Swedish Aquavit	스웨스크 아쿠아비트/ 스웨스크아쿠아비트 /스웨디쉬 아쿠아비트 (スウェーデン産アクアビット)
Svensk Punsch / Swedish Punch	스웨스크 펀취 / 스웨디쉬 펀치

イギリス

保護される名称	ハングルでの音訳
Scotch Whisky	스카치 위스키

第2部 大韓民国を原産地とするぶどう酒、着香ぶどう酒、蒸留酒
(第10.19条第2項に記載のとおり)

蒸留酒

保護される名称	ローマ字での音訳
珍島紅酒 (Jindo Hongju)	Jindo Hongju

別添2 韓国 - チリ間FTAにより保護される地理的表示

附属書16.4.3

韓国の地理的表示

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
韓国人蔘	人蔘	Korean Ginseng
韓国キムチ	キムチ	Korean Kimchi
寶城	茶	Boseong

附属書16.4.4

チリの地理的表示

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Pisco	ぶどう酒、蒸留酒	피스코
Pajarete	ぶどう酒、蒸留酒	파하레테
Vino Asoleado	ぶどう酒	비노 아솔이에도

別添3 韓国 - ペルー間FTAにより保護される地理的表示

附属書17イ

第1節

ペルーの地理的表示

保護される名称	製品
PiscoPerú(Pisco Peru)	蒸留酒
Cerámicade Chulucanas(Chulucanas Pottery)	陶磁器
MaízBlanco Gigante Cusco(Cusco Giant White Corn)	トウモロコシ
Pallar de Ica(Pallar Bean from Ica)	豆類

第2節

大韓民国の地理的表示

<「別添1 韓国 - EU間FTAにより保護される地理的表示」のうち

「第2部 大韓民国を原産地とする農産物及び食品」に、以下の名称が更に追加>

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
安東布 (Andong Hemp Cloth)	麻布	Andong Po
韓山からむし (Hansan Mosi)	苧布	Hansan Mosi
珍島紅酒 (Jindo Hongju)	蒸留酒	Jindo Hongju
寶城麻 (Boseong Hemp Cloth)	麻布	Boseong Sambe

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
寧越唐辛子 (Yeongwol Red Pepper)	唐辛子	Yeongwol Gochu
永川葡萄 (Yeongcheon Grape)	ブドウ	Yeongcheon Podo
榮州林檎 (Yeongju Apple)	リンゴ	Yeongju Sagwa
西生良絶串梨 (Seosaengganjeolgot Pear)	梨	Seosaengganjeolgot Bae
茂朱林檎 (Muju Apple)	リンゴ	Muju Sagwa
靈岩大峰柿 (Yeongam Daebong Persimmon)	柿	Yeongam Daebonggam
天安胡桃 (Cheonan Walnut)	クルミ	Cheonan Hodu
聞慶五味子 (Mungyeong Omija)	五味子	Mungyeong Omija
茂朱山葡萄 (Muju Wild Grape)	山ブドウ	Muju Meoru
蔚珍松茸 (Uljin Pine-mushroom)	マツタケ	Uljin Songi
利川韓牛 (Icheon Hanwoo)	牛肉	Icheon Hanwoo
淳昌唐辛子味噌 (Sunchang Kochujang)	唐辛子味噌	Sunchang Kochujang
利川陶磁器 (Icheon Ceramic)	陶磁器	Icheon Dojagi
康津青磁 (Gangjin Celadon)	青磁	Gangjin Cheongja
南原木器 (Namwon Wooden Vessel)	木器	Namwon Mokgi

別添4 韓国 - トルコ間FTAにより保護される地理的表示

附属書2

第1部. トルコの地理的表示

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Hereke carpet	カーペット	헤레케 카펫/헤레케 카페트
Bünyan carpet	カーペット	분안 카펫/분안 카페트

第2部. 韓国の地理的表示

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
高麗紅蔘 (Korean Red Ginseng)	紅蔘	Goryeo Hongsam
高麗白蔘 (Korean White Ginseng)	白蔘	Goryeo Baeksam

別添5 韓国 - カナダ間FTAにより保護される地理的表示

第16.10条

地理的表示の保護¹¹⁾

1. 韓国の地理的表示

保護される名称	製品	ローマ字での音訳
高麗人蔘 (GoryeoHongsam)	蔘	Korean Red Ginseng
高麗白蔘 (GoryeoBaeksam)	蔘	Korean White Ginseng
高麗水蔘 (GoryeoSusam)	蔘	Korean Fresh Ginseng
利川米 (IcheonSsal)	米	Icheon Rice

2. カナダの地理的表示

保護される名称	製品	ハングルでの音訳
Canadian Whisky	ウイスキー	캐나다 위스키
Canadian Rye Whisky	ウイスキー	캐나다 라이 위스키

¹¹⁾ この条の目的上、地理的表示とは、商品の特定の品質、名声又はその他の特性が本質的に地理的根源から由来する場合に、当事国の領域やその領域の地域又は地方を原産地とする商品であることを明示する表示である。

商標審査基準

Korean Intellectual Property Office

- 発行日 : 2020年1月
 - 発行先 : 特許庁 商標審査政策課
 - 連絡先 : (042) 481 - 5274
-